

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

佐伯 奈津子ゼミ

足立 達哉／一海 拓未／春日 涼太／高坂 碧衣／佐藤 礼菜／濱田 芽依

比嘉 誠也／ペルマタ・スルヤウイジャヤ／山田 夢夏／吉田 圭吾

コンビニエンスストアにおける食品ロス発生の要因と取り組み

——コンビニ独自の仕組みに着目して

25W0004 足立 達哉 7

はじめに

第1章 食品ロスの現状

第1節 食品ロスの現状と日本における法的な取り組み

第2節 世界全体で見る食品ロスの現状と先進国の取り組み

第3節 食品ロスが引き起こす問題点

第2章 コンビニにおける販売の仕組みや取り組み

第1節 コンビニにおける食品ロスの発生要因

第2節 コンビニ各社の共通の取り組み

第3節 独自の取り組み

第3章 インタビュー、アンケート調査

第1節 コンビニ大手3社の本部への意識調査

第2節 店舗への意識調査

おわりに

在日外国人との共存を目指して——在日コリアンへのヘイト撲滅

25W0012 一海 拓未 23

はじめに

第1章 SNS内での差別的書き込み

第1節 チェカンイジャさん

第2節 在日の金君

第3節 DHC元会長のヘイト声明

第2章 在日コリアンを排除しようとする行動

第1節 京都朝鮮学校襲撃事件

第2節 ネットウヨに影響された人達

第3章 差別が起こる要因とその改善策

第1節 なぜ在日コリアンへの差別が起こるのか

第2節 在日コリアンを守るための対策

第3節 私が考える改善策

おわりに

過激化するエコテロリズム——実態と今後の展望

25W0037 春日 亮太 35

はじめに

第1章 エコテロリズムとは

第1節 エコテロリズムの定義

- 第2節 エコテロリズムの歴史
- 第3節 問題の複雑性
- 第2章 現在の事件とその発展、彼らの主張
 - 第1節 シーシェパード
 - 第2節 JSP・LG
 - 第3節 エコテロリストとその他の違い
- 第3章 今後の展望とあるべき姿
 - 第1節 エコテロリストに対する否定的な意見
 - 第2節 世界各国の対応と規制
 - 第3節 環境保護のあるべき姿
- おわりに

日本語指導の必要性——現場から見た課題と解決策 25W0072 高坂 碧衣 49

- はじめに
- 第1章 日本語教育の現状
 - 第1節 日本語指導が必要な児童生徒について
 - 第2節 日本語指導が必要な外国人について
 - 第3節 日本語支援について
- 第2章 愛知県内の日本語支援
 - 第1節 名古屋市の場合
 - 第2節 豊橋市の場合
 - 第3節 豊田市の場合
- 第3章 今後の方向性
 - 第1節 日本語支援における課題
 - 第2節 課題を解決するには
 - 第3節 外国籍住民の考え
- おわりに

性的指向・性自認 (SOGI) ハラスメントとは——アウトィング問題を中心に

25W0004 佐藤 礼菜 61

- はじめに
- 第1章 SOGI ハラスメントについて
 - 第1節 SOGI ハラスメントとは
 - 第2節 アウティングについて
- 第2章 学校におけるアウティング問題
 - 第1節 アウティング被害の事例
 - 第2節 一橋大学アウティング事件
 - 第3節 学校におけるアウティング対策、指針

第3章 職場におけるアウトティング問題

第1節 職場におけるアウトティング事例①

第2節 職場におけるアウトティング事例②

第3節 企業で実施されている対策

おわりに

K-POPの世界進出——世界へのマーケティング戦略に基づいて

25W1045 濱田 芽依 79

はじめに

第1章 K-POPとは

第1節 K-POP以前の韓国音楽市場

第2節 K-POP第1世代から第3世代

第3節 K-POP第4世代

第2章 韓国社会における影響力

第1節 観光業

第2節 美容業界

第3節 K-POPアイドルと兵役

第3章 世界から見るK-POP

第1節 日本

第2節 東南アジア

第3節 アメリカ・ヨーロッパ

第3章 マーケティング

第1節 カムバック文化

第2節 インターネット時代のSNS戦略

第3節 海外文化に合わせたプロモーション

おわりに

沖縄の貧困と基地問題——米軍基地が及ぼす影響

25W0145 比嘉 誠也 93

はじめに

第1章 沖縄の貧困

第1節 日本本土と沖縄の貧困

第2節 琉球王国時代の暮らし

第3節 近代沖縄

第2章 米軍基地と沖縄経済

第1節 基地問題の歴史と現状

第2節 米軍基地の経済的貢献

第3節 米軍基地の負の影響

第3章 沖縄の貧困と基地問題の一体的解決を目指して

- 第1節 貧困を解決するために
- 第2節 沖縄の貧困の解決策と課題
- 第3節 米軍基地縮小後の計画

おわりに

中絶政策の分析——道徳的原則と人権

25W0154 ペルマタ・スルヤウィジャヤ 105

はじめに

第1章 理論的枠組み

- 第1節 中絶に関する倫理的議論
- 第2節 社会的影響

第2章 中絶政策の比較

- 第1節 アメリカの中絶政策
- 第2節 日本の中絶政策
- 第3節 インドネシアの中絶政策

第3章 倫理と文化的側面

- 第1節 中絶と人権に関する視点
- 第2節 宗教的な影響（中絶行為に対するスティグマ）
- 第3節 3か国における中絶を促す要因の複雑性

おわりに

世界における児童労働——スモーキーマウンテンを実例に

25W0192 山田 夢夏 147

はじめに

第1章 スモーキーマウンテン

- 第1節 スモーキーマウンテンの歴史
- 第2節 ゴミ山での暮らし
- 第3節 変わらない生活

第2章 フィリピンの児童労働

- 第1節 ゴミ山以外にあるのか？
- 第2節 どうして児童労働が存在するのか
- 第3節 児童労働をなくしていくために

第3章 世界の児童労働

- 第1節 どの国でも児童労働は存在するのか？
- 第2節 児童労働がなくなる理由
- 第3節 私たちに何ができるのか

おわりに

ナチスの戦争犯罪とその後——ユダヤ人の扱いと歴史から

25W0200 吉田 圭吾 161

はじめに

第1章 ホロコーストの背景

第1節 宗教的・経済的なユダヤ人敵視

第2節 人種的反セム主義

第3節 第二次世界大戦前のユダヤ人差別

第2章 ホロコーストの推移

第1節 ポーランド侵略後からソ連侵略前の迫害

第2節 独ソ戦開始からラインハルト作戦執行まで

第3節 ラインハルト作戦執行から終戦まで

第3章 戦後のドイツ

第1節 ナチスの終わりと東西ドイツの分断

第2節 ドイツの戦争賠償

第3節 生存者のその後

おわりに

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

コンビニエンスストアにおける食品ロス発生の要因と取り組み

コンビニ独自の仕組みに着目して

25W0004 足立 達哉

はじめに

3年次に受講した「国際環境論」の講義で食品ロスの問題について触れ、「世界的な悲劇」[国際連合広報センター]と呼ばれるまでの問題となっていることを知った。身近なところに目を向けると、普段アルバイトをしているコンビニエンスストア（以下コンビニと称する）でも、毎日ゴミ袋一杯分の食品が廃棄されており、その状況に違和感を覚えた。

私たちは現在、24時間好きなタイミングで食品を購入できる環境に置かれているが、その利便性に対して、日々多くの食品が廃棄されている現状がある。要因を明らかにし、解決策や意識の変化に貢献できればと思い、コンビニの食品ロスの問題について調査することにした。

第1章 食品ロス問題の現状

第1節 食品ロスの現状と日本における法的な取り組み

食品ロスとは、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことを指す。SDGsの目標の一つである「作る責任と使う責任」における課題とされており、2030年までに、世界全体の一人当たりの食料の廃棄半減と、生産・販売における食品の損失の減少を目指している。国際連合食糧農業機関によると、現在、世界全体では年間13億tもの食品ロスが発生しており、食料生産の約3分の1の量とされている。農林水産省によると、日本の令和4年度の食品ロス量は472万tとなっており、これは国民全員が一日おにぎり1個分のご飯を捨てている計算になる[農林水産省 2020]。

食品ロスの種類を大きく分類すると、家庭での食品ロスと、事業での食品ロスに分けられる。日本におけるこの内訳をみると、家庭での食品ロスと事業による食品ロスがそれぞれ50%となっている。さらに事業による食品ロスを業種ごとに見ていくと、食品製造業が25%、卸売業が2%、小売業が10%、外食産業が13%となっている。このことから、造の段階で捨てられる切れ端や規格外の食品が多く、また、外食産業での調理段階でのロスや食べ残し、コンビニのような小売店での売れ残りの廃棄が、それぞれ食品ロス全体の1割以上となっていることが分かる。

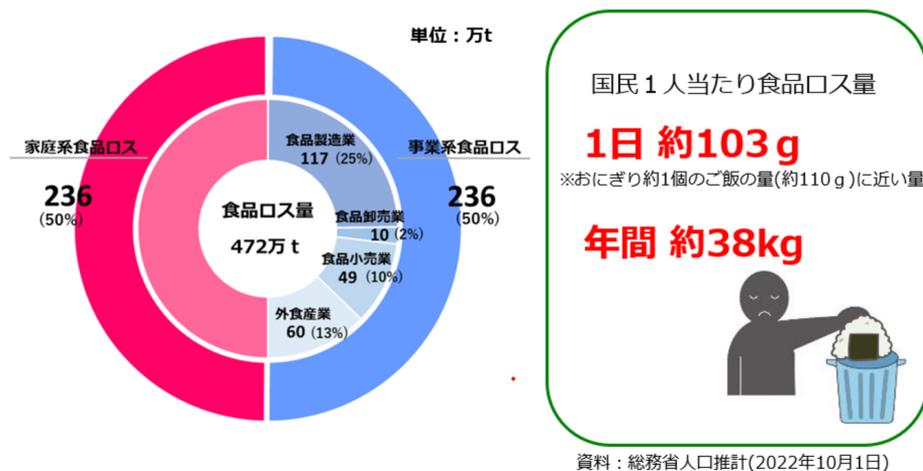


図1 日本における食品ロス発生量 (出典) 農林水産省 [2022 a]

日本では、食品ロスに対する法律がいくつか制定されてきた。その1つが、2001(平成13)年5月1日に施行された「食品リサイクル法」である。これは、食品関連事業者に対して、発生抑制と減量化により食品廃棄物を減少させるとともに、飼料や肥料として再利用するために食品循環資源の再生利用等の手法を促進するというものである。具体的な内容としては、農林水産省の食品リサイクル法の概要に、次のように記されている [農林水産省 2007]。

- ① 食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組む。判断の基準となるべき事項では、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定める。※ここで定める目標は、個々の食品関連事業者が取り組むべき目標である。
- ② 食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者(多量発生事業者)は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を主務大臣に報告しなければならない。
- ③ 主務大臣は、食品関連事業者に対し、必要があると認めるときは、指導、助言を行うことができる。
- ④ 主務大臣は、再生利用等が基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、多量発生事業者に対し、勧告、公表及び命令を行うことができる。

ここでの再生利用等の手法には優先順位があり、

- ① 製造や流通、消費の段階で食料廃棄そのものの発生の抑制
- ② 再資源化できるものは飼料や肥料として再生利用
- ③ 再生利用できないものは焼却処分をし、その熱エネルギーを回収
- ④ それすら困難な場合に脱水や乾燥などで減量させ、処理しやすくする

と定められている。この法律が施行されたことにより、いずれの食品事業においても再生利用実施率が伸び、一定の効果はあったものの、小売業や外食産業夜廃棄物は衛生上の視点から再利用が難しいものも多く、課題も見つかった。

続いて、2019(令和元)年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)がある。こちらは、まだ食べられる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みと定義されている。

基本的施策としては、消費者庁の食品ロスの削減の推進に関する法律(概要)に、以下のよう記されている [消費者庁 2019]。

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロス削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロス削減についての先進的な取り組み等の情報収集、提供
- ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

啓発の一環として、10月を食品ロス削減月間に定めるというように、関心や理解を深める活動に力を入れている。

第2節 世界全体で見る食品ロスの現状と先進国の取り組み

第1節では、日本国内の食品ロス量や、法的な取り組みをまとめた。それでは、世界全体における食品ロスのデータや、先進国の取り組みにはどのようなものがあるだろうか。国連環境計画（UNEP）が発表した2021年の家庭から発生する食品ロス総量の世界ランキングを見ると、1位が中国、2位がインドとなっており、人口に応じた結果と考えられる。このランキングの中では日本は14位に位置している [UNEP：60-69]。

続いて、一人当たりの廃棄量のランキングを見ると1位のナイジェリア、2位のルワンダをはじめ、アフリカの国々が上位を占めている。これは、インフラが十分に整っていないことで、食品を長期的に保存することができないという事が原因として考えられる。一人当たりの廃棄量では、日本は下から8番目に位置し、最も少ない国にスロベニア、次いでロシア、オーストリア、ベルギーとなっており、ヨーロッパの国々の食品ロスへの認識が高いことが考えられる [Lars Carlsen]。

ここからは、令和3年度消費者庁請負調査「諸外国における食品ロス削減に関する先進的な取組についての調査業務」の報告書 [消費者庁 2021] をもとに、先進国の取り組みをまとめる。対象国はアメリカ、イギリス、オーストラリア、フランス、ドイツの5か国である。

1. アメリカ

アメリカで2018年に発生した食品ロス・廃棄量は1.03tであった [消費者庁 2021：7]。

米農務省（USDA）は、2030年までに食品ロス・廃棄量を半減することを目標としている。行政機関による取り組みとして、2030年までに食品ロス50%削減することを公約した企業の紹介を行っている。参画企業の多くは大企業となっているため、産業内での模範となり影響力を与えるだけでなく、倫理的な観点を持つ企業として、消費者に良い印象を与えられる効果が見込まれる。

また、学校給食の中でも、食事時間の延長や、食べきれなかった食品を冷蔵し、放課後に食べられるようにすること、苦手なものを残し食品ロスが発生するという事を抑制するため、あらかじめ自分の食べられない食品をシェアテーブルに戻し、他の生徒がシェアテーブルから食品を自由に取りれるという仕組みが構築された。

民間事業による取り組みには、スーパーマーケットにAIを導入し、他店のプロモーションや天候などの情報をもとに在庫の売れ行きを予測し、無駄を極力抑えて仕入れを行うことを可能にした。

法律として、アリゾナ州の、ビル・エマーソン食糧寄附法「善きサマリア人の法」 [消費

者庁 2021：23] が 1996 年に作成された。これは寄付された食品が原因で体調不良等の問題が生じた場合、故意や重過失が認められない場合は寄附した企業を責任に問わないというものである。これにより、余った食品を手軽にフードバンクへ寄附できるようになるが、現在まだこの法律が使われたことが無いため、実際にどのように適用されるか懸念が残る状態である。他にも、賞味期限の超過した食品の寄附が認められる地域もある。カリフォルニア州で 2022 年から施工されている法律として、「SB1383」がある。これは、生産した食品のうち 75%は廃棄してはならないというものであり、堆肥や飼料としてリサイクルすることを促進し、また、一定量の寄附を義務付けたものである。

2. イギリス

イギリスの 2018 年の食品ロス・廃棄量は、950 万 t であった [消費者庁 2021：45]。特に一般家庭で発生する食品ロスが 7 割を占めるため、自宅でのロスの削減が重視されている。

行政的な活動として、WRAP (The Waste and Resources Action Programme) や市場調査会社 IGD (Institute of Grocery Distribution) と共同でガイドラインを作成し、参加した企業は食品ロス削減の目標値を設定し、2030 年までに自社から出るロスの 50%削減を目指している。参加した企業はロスの量や取り組みなど透明性を確保する必要がある、それにより、他社の指標を参考にしたり、自社と他社の現状を比較したり、あるいは、自社の活動について WRAP を通じて発信することが出来る。

事業的活動では、食品ロス対策のアプリが開発された。食品を廃棄予定の人が画像や説明を投稿すると、ほしい人がアプリ上で反応し、受取場所を指定して取引を行うことが出来るというものというものである。また冷蔵庫の内側に小型カメラを設置して、その画像をスマートフォンへ送ることで冷蔵庫の中身を確認し、無駄な買い物を抑えるという技術も開発されている。

3. オーストラリア

オーストラリアでは、年間 760 万 t が廃棄されており、2030 年までに半減することを目標としている [消費者庁 2021：75]。

中でも、フードバンクの取り組みが確立されており、食料配布の分野で 60~70%のシェアを占めている。具体的には、主要なフードバンクが連携し、より円滑に活動を行うためのネットワークづくりを行う活動や、街に大きな調理施設を作り、フードバンクで集めた食品を調理して効率的に配布する、あるいは調理施設の大きな冷蔵庫にて保存するという活動が見られる。

法律としては州にもよるが、アメリカと同様に、「善きサマリア人の法」あるいは、これに相当する、食品の寄附者を守る免責制度が整備されている。

4. フランス

フランスでは、2016 年の食品ロスと廃棄の量が 1000 万 t に及んだとされている [消費者庁 2021：94]。

行政的な活動として、9 月 19 日の食品ロスと廃棄に関する啓発の国際デーに合わせて、

白雪姫のリンゴやシンデレラのカボチャの馬車など、有名な童話を利用したポストカードを作成するなど、子供から大人まで幅広い年代の食品ロスに対する意識を高めることに努めている。

事業的な取り組みには、大型スーパーにて、ケース内で卵が割れてしまった場合に割れていない残りの卵を 1 個ずつ販売できるスペースの設置や、見た目の良くない製品を取り扱うラベルが作られ、品質を保証したうえで価格も通常より安く販売されている。

法律的な取り組みとしては、1979 年より開始されたインセンティブ・プライシングがある。フランスでは本来であれば、家庭廃棄物の収集および処理費用は、家庭廃棄物収集税、または家庭廃棄物収集手数料で賄われている。一方この制度が導入された自治体では、廃棄物の排出量に応じて料金を支払う仕組みとなる。これにより、廃棄物削減への意識を高める効果が期待され、平均して家庭ごみの量が 41%削減された [消費者庁 2021:109]。

5. ドイツ

ドイツでは、毎年約 1200 万 t の食料廃棄が出ており、2015 年を基準として半分にすることを目標としている [消費者庁 2021:117]。

行政的な取り組みとして、「国家戦略 食品廃棄物削減の取組」を採択し、2030 年までに小売り及び消費者レベルにおいて、国民一人当たりの食品廃棄物総量を半減させることを掲げている。内容としては一次産業、加工業、卸売り・小売業、外食産業、一般家庭のすべてに、セクターごとの対話フォーラムと包括的な全国対話フォーラムを設立し、アイデアの共有や課題の特定を行っている。

事業的な取り組みとしては、フードバンクの活動の補完として、食料廃棄物となりそうな食品を専門的に販売するオンラインスーパーマーケットを設立し、賞味期限間近、あるいは過ぎてしまったものや、規格外の商品、フードバンクが引き取らないアルコール等の商品を仕入れ、販売している。

以上より、先進的な取り組みとしては、消費者に対する啓発をはじめ、AI の導入や食品寄贈者の保護、フードバンクなどの活動が進められている。

第 3 節 食品ロスが引き起こす問題点

第 2 節より、先進国も積極的な取り組みを行っていることがわかった。多くの国が対策に乗り出している食品ロスは、一体なにが問題なのだろうか。これより、食品ロスが引き起こす社会的な問題をまとめる。

まずは、地球温暖化の促進である。廃棄される食品は多くの水分を含んでいるため、焼却に多くのエネルギーを使い、温室効果ガスが発生する。国連食糧機関 (FAO) によると、食品ロスにおける二酸化炭素の排出量は年間約 37 億 t となっており、FAO 事務局長である屈冬玉氏は以下のように述べている。「食料ロス・廃棄は、世界の温室効果ガスの年間排出量の 8% 近くを生成し、気候変動を助長しています」 [国際連合食糧農業機関 (FAO) 駐日連絡事務所]

続いて、飢餓問題である。現在、世界中の全員が十分に食べられる量の食品が生産されていると考えられている。しかしながら、主に先進国による過剰な食品の輸入、廃棄により、総生産の 3 分の 1 もの食料が廃棄され、適切に食料が分配されない現状がある。廃棄され

ている食糧の総量は、20 億人分にも及ぶとされ、[WFP] 日本の年間の食品廃棄量も、貧困地域への食糧支援量の 1.2 倍に及ぶと言われている[農林水産省 2023]。さらに上に述べた地球温暖が原因となり、農作物の生産にも影響を及ぼし、飢餓の格差をさらに拡大させてしまう事も危惧されている。「飢餓をゼロに」という目標も、SDGs の目標の一つであり、世界全体の課題につながっていることがわかる。

加えて、コストや資源、処分場の浪費問題である。食料は、生産の段階での水や肥料、食品輸出の際の燃料や廃棄の段階での焼却燃料など、生産してから消費者に届け、あるいは廃棄されるまでの過程で多くのエネルギーを要する。食品が廃棄されることは、それまでに使われたエネルギーの一部が捨てられることに等しい。

さらには、環境省によると、令和 4 年時点で最終処分場の残余年数は 23.4 年分と報告されている [環境省]。残余年数とは、日本全体の最終処分場が満杯になるまでの期間を予測したものであり、このままいくと 23.4 年後には最終処分場が埋まってしまうといえる。日本におけるごみの総排出量は年間で 4034 万 t とされており、食品の廃棄量は年間 472 万 t であることから、全体の約 11.7%を占めていることが分かる。場の数は減少傾向にあり、新しく確保することも厳しい状況であるため、食品ロスを抑えることも今後の日本の処分場問題にある程度の影響を与えられるといえる。

これまで、食品ロスが引き起こす社会問題について述べてきたが、他にも従業員の精神的負担にも繋がっている。2022 年 8 月 1 日には、フランチャイズで経営されている LAWSON で働く外国人社員 10 名が、売れ残った商品を購入させられるなど不当な扱いを受けているとして、LAWSON 本社を訪れ団体交渉を行ったという事例があった。中には、バングラデシュ出身のヒンドゥー教の社員もおり、宗教上食べられないものの購入までも強制されていたため、購入後ほとんど廃棄していたと述べていた [池尾]。

また、NPO 法人 POSSE が 2022 年に行った調査によると、アンケートの対象者の 4 割が、食品の廃棄がストレスとなり退職したと回答している。このように、売れ残りの強制購入や廃棄の際の罪悪感は、労働者の精神的なストレスになっている [今野]。

第 2 章 コンビニにおける販売の仕組みや取り組み

第 1 節 コンビニにおける食品ロスの発生要因

第 2 章ではコンビニにおける食料廃棄に着目する。

コンビニでは毎日、10~12 kgもの食品が廃棄となっており、全国で約 5 万 6000 店舗あるため、一日約 560t、年間で約 20 万 t 近い食品が捨てられていることとなる。第 1 章で述べたように、日本の年間の食品ロス量は 472 万 t であったため、これは日本全体の食品ロスの約 4%を占めると言える。

コンビニの廃棄は、売れ残りによる販売期限切れの商品が主である。特に、節分の恵方巻やクリスマスのケーキなど、季節限定の商品の廃棄が毎年問題として取り上げられている。中でも恵方巻は、バレンタインシーズンのチョコレートなどと異なり、海鮮系が使われているため、傷みが早く、多くの廃棄が出やすくなっている。調査によると、2024 年における全国のコンビニでは、対象となった 101 店舗のうち 24 店舗が恵方巻を完売したものの、総売れ残り本数は 1750 本となっており、一店舗当たり 17 本の売れ残りが出ている計算とな

る。このデータをもとに、コンビニの店舗数で換算すると、94万7121本もの売れ残りが生じ、金額に換算すると8億円以上の損失となる [井出 2024a]。

このようにコンビニで多くのフードロスが発生してしまう要因として、いくつかの、コンビニ独自の仕組みが大きく影響していると考えられる。

まず、前提として、コンビニの多くの店舗はフランチャイズ経営されている。フランチャイズシステムとは、本部が加盟店に対して特定の商標や称号の使用許可や、経営の指導、補助を行い、対価として加盟店が本部にロイヤリティ等の金銭を支払うという事業形態を指す。

1つ目の要因は、過剰な商品の仕入れである。ここで問題となるのが、「機会ロス」である。機会ロスとは、商品が品切れしていることが原因で、本来得られるはずであった売り上げを失ってしまう事を指す。消費者が目的としている商品が売られていなかったり、常に品ぞろえが少なかったりすると、消費者は別の店舗へ行ってしまう、損失が生じる。このため、多くのコンビニでは、多少の食品ロスが出ても品揃えや品数を増やすため過剰な発注を行っていることが考えられる。特に、恵方巻きやクリスマスケーキのような季節商品は、本部手動で発注目標が設定されるが、その目標が無理な数字でも、フランチャイズ加盟店のオーナーが抗議すると、契約が打ち切られてしまう恐れがあるので、従わざるを得なくなっている現状がある [中村・藤田 2019: 171-172]。

また、元セブンアンドアイホールディングス会長であり、現在名誉顧問である鈴木敏文氏は次のように述べている。「実は、発注量を少なくすることは、機会損失だけでなく、廃棄ロスを増やすことにもつながっています。なぜなら、店頭に陳列している量が多いほど、お客様の目に留まりやすく、注目度が高まって売れるようになるのですが、少ないとお客様に見過ごされ、本来売れたはずのものも売れなくなってしまうからです。ですから、発注量を抑えると、二重にロスを増やします」 [株式会社セブン&アイ HLDGS.]

本部と加盟店の間の問題として、「コンビニ会計」と呼ばれるものがある [井出 2019]。一般的に利益とは、売上－原価で求めることが出来る。しかし、フランチャイズに加盟したオーナーが運営する店舗での利益は、売上－原価－ロイヤリティとなる。さらに、コンビニ会計では、廃棄になった分は原価に含まれず、廃棄の損失は加盟店側が負担することとなっている。

例えば、ロイヤリティが売り上げの60%の契約で、原価60円の商品を10個入荷し、うち8個を100円で販売し、2個を廃棄にしたとする。通常であれば、

$$\text{売上} (100 \times 8) 800 \text{円} - \text{原価} (60 \times 10) 600 \text{円} = 200 \text{円}$$

であるため、200円の利益が発生し、本部は120円、加盟店は80円の利益を得ることとなる。一方、コンビニ会計では、廃棄分は原価に含まず加盟店が負担するため、

$$\text{売上} (100 \times 8) 800 \text{円} - \text{原価} (60 \times 8) 480 \text{円} = 320 \text{円}$$

であるため、320円の利益が発生し、本部は192円、加盟店は128円の利益を得ることとなる。しかし、加盟店は廃棄2つ分の損失(60×2)120円を負担するため、実質得られる利益は8円のみになる。

このように、廃棄が出ても値引きをさせずに多く発注させ、販売する方が、本部の取り分が多くなるのがコンビニ会計の特徴である。実際、2009年以前までは株式会社セブン-イレブン・ジャパンは加盟店に対し、値引きの禁止を行っていた。これに対して公正取引委員会から、「フランチャイズ加盟店は法律的には独立した事業者とされていることから、本部が加盟店に対し値引きの禁止を言い渡すことは独占禁止法違反に当たる」ということで排除措置命令が下った事例がある。これを契機に契約の見直しが行われ、それまでは100%を加盟店が負担していた廃棄による損失を、本部が15%、加盟店が85%負担するという多少の緩和が行われたものの、今なお加盟店の負担は大きいものとなっている。

もう一つの独自の販売システムが「3分の1ルール」と呼ばれるものである〔農林水産省2022b〕。これは食品の製造日から消費期限までの期間を、製造者、小売業者、消費者で三分割するという考え方である。具体的には、最初の3分の1の期間で製造者から小売業者への納品を行い、次の3分の1の期間で、小売業者から消費者への販売を行い、最後の3分の1の期間を消費の期間とするものである。納品が一日でも過ぎてしまうと、その商品は食品メーカーへ返品され、割引で販売されるか、廃棄となってしまう。同様に、販売期間が一日でも過ぎてしまうと、まだ食べられる商品であっても、値引き、あるいは廃棄になるというように、食品ロスを生み出す要因の一つとなっている。海外にもこのような納品期限はあるが、アメリカでは賞味期限の2分の1、ヨーロッパ諸国では3分の2、イギリスでは4分の3と、日本より長めに設定されている〔仲村・藤田 2019：198-200〕。

コンビニの多くは、スーパーマーケットと異なり、店内調理でなく発注に依存している。このため、製造後から納品までに時間がかかり、その分の販売期間を失う事にもつながっている。

第2節 コンビニ各社の共通の取り組み

第1節では、コンビニ独自の仕組みが食品ロスの発生につながっていることを指摘した。それでは、大手コンビニ各社は、この食品ロスに対してどのような取り組みを行っているのだろうか。まずは各社に共通してみられる取り組みをまとめる。

代表的なものとして、値引き販売や手前取りの促進が挙げられる。2009年の株式会社セブン-イレブン・ジャパンの事例に加え、2020年にも公正取引委員会が本部による値引きの抑制は独占禁止法違反に当たる可能性があるという見解を示したことをきっかけに、各社が対策を講じる動きが強まった。これにより、2021年時点では、FamilyMartとLAWSONの8~9割の店舗が値引き販売を始めたとされている。さらには2024年の5月にはセブン-イレブンも、仕様を統一した値引きシールを用いた本部主導の値引き推進を開始した〔井出 2024b〕。

続いて、フードドライブも大手3社に共通してみられる活動といえる。フードドライブとは、各家庭で余っている食糧を特定の場所に持ち寄り、取りまとめてから、様々な団体や施設に寄付する活動を言う。残りの賞味期限の長さや保存法など、回収に当たって条件があるため、対象となる食品が限られるという課題も残っている。FamilyMartでは2024年10月21日時点で4000店舗がこの活動を実施しており、累計で273.3万tの食品が集まったとしている。同様にLAWSONでは、2024年3月時点で2326店舗が実施しており、2023年度には約102万個もの商品を寄贈している。

さらには、食材、容器、温度管理を見直し、商品の賞味期限の延長を可能にする動きや、食品リサイクル法に基づいて、店舗から出た廃棄物を工場で飼料、あるいは肥料にし、それを用いて生産した農畜産物を加工し、商品にするというようなりサイクルループの動きも共通してみられる。一部の店舗では、売れ残り食品を発行させて発生したバイオガスを利用して発電事業を行っているケースもある。

第3節 独自の取り組み

ここからは各社が独自に行う取り組みを挙げる。

1. LAWSON

LAWSON では、食品ロスの削減を重要な課題ととらえ、2018 年の廃棄量を基準とし、2025 年に 25%、2030 年には 50%削減することを目標としている。特徴的な取組として2024 年 5 月より、「AI.CO」と呼ばれる、AI を活用した最新の発注システムが開始された。天候や実績を考慮し、店舗ごとの需要予測と商品の発注をサポートできるようになり、発注精度の向上につながっている。また、LAWSON では、納品期限切れの商品を NPO 団体に寄贈することや、販売許容期限が切れた商品を急速で凍結し、食べられる状態で寄贈する取り組みがあり、クリスマスケーキやおせちのような季節商品の寄贈もされている。

最も特徴的な活動取り組みとして、2022 年 11 月にオープンした green Lawson がある [LAWSON 2022]。こちらは事業方針の一つとして「地球（マチ）への優しさ」が挙げられており、サステナブルで近未来的な店舗としてオープンした。この店舗では、通常店舗で販売しているような冷蔵や常温の弁当は販売せず、冷凍弁当を販売することで、賞味期限や販売期間を延長させている。また、揚げ物や店内厨房で作る弁当も、モバイルオーダーで注文を受けてから作られるため、できたてを提供できるだけでなく、売れ残りをなくし、廃棄削減につながっている。実証実験中の店舗であるため、検証を経て全国の店舗への導入が期待されている。

これらにより 2023 年度時点で 2018 年度と比較して 26.2%の食品廃棄物削減を達成している [LAWSON 2024]。

2. FamilyMart

FamilyMart では 2018 年の廃棄量を基準とし、2030 年には 50%削減、2050 年には 80%削減することを目標に取り組みを行っている。

規格外食材の活用を力を入れており、プライベートブランドである「ファミマル」の製品として、他製品の製造段階で発生したサーモンの切れ端を用いたサーモン丼や、捨てられてしまうが多かったカカオの果肉部分を活用したヨーグルト飲料、海苔の代わりに、大きさや形が規格を満たさないという理由で廃棄される野菜から作った野菜シートを使用した巻き寿司のような製品の販売を行っている。加えて、株式会社ドールによる、廃棄バナナを削減するための「もったいないバナナ」の活動に参画し、供給を受けた規格外のバナナを用いて、アイスバーやヨーグルト飲料、冷凍チョコバナナを開発し、身近なコンビニで販売することで、地球環境に配慮した製品を手に取りやすくしている。

また、消費者モニター調査のメッセージやキャラクターが掲載されているほうが好意的

な評価が多いという結果を踏まえ、結果実証実験として値下げシールに涙目のおむすびのキャラクターを掲載し、「助けてください」の文字を添えたデザインへ変更し、販売状況の変化を検証するというように、さらなる削減に向けて取り組みを進めている。

これらにより 2023 年度時点で 2018 年と比較して 28.9%の削減に成功している [FamilyMart]。

3. セブン-イレブン

セブン-イレブンは 2013 年の廃棄量を基準とし、2030 年までに 50%、2050 年までに 75%の削減を目標に掲げている。

取り組みの一環として 3 分の 1 ルールの見直しが進められ、2014 年 11 月から、一部の商品の納品期限が延長された。変更前は、製造から消費までの期間を納品、販売、消費で 3 分割していたが、見直し後は納品期間を、製造から賞味期限までの 2 分の 1 に設定し、販売期間はそれまでと同様の 3 分の 1、消費期間を全体の 6 分の 1 に設定している。例えば、賞味期限が 6 か月の食品があると仮定する。従来 of 3 分の 1 ルールでは製造から納品までを最初の 2 か月、納品から販売までを次の 2 か月、消費を最後の 2 か月で行い、各段階で 2 か月の期限を過ぎてしまったものは賞味期限の長さにかかわらず廃棄となっていた。しかし、2 分の 1 ルールを導入すると、最初の 3 か月で納品し、続く 2 か月間で商品の販売を行い、最後の 1 か月を消費の期間に充てることができ。これにより、納品の段階間で合わずに廃棄されるものを削減する効果がある。

続いて、2024 年 8 月まで行われていた取り組みとして、エシカルプロジェクトと呼ばれるものがある。エシカルは「倫理的」を意味し、地球環境に配慮した消費により持続可能な社会に貢献する行動を指している。この取り組みの一環としてセブンイレブンは、2020 年 5 月より販売期限が近付いた食品を電子マネーの「nanaco」で購入することで、商品価格の 5%をポイントとして付与するというものであった。この結果として、前年比で 1 店舗当たり約 2 割の食品ロス削減につながった。しかしながら、特定の電子マネーの利用者にしか恩恵がないことや、値引きシールとエシカルのシールの両方を貼ることが従業員の負担になるという声が見られ、現在では商品の値引きのみを行う事となった。

これらにより 2024 年度時点で 2013 年度と比較して、30.6%の削減を達成している [セブン-イレブン]。

第 3 章 インタビュー、アンケート調査

第 1 節 コンビニ大手 3 社の本部への意識調査

第 2 章では、徐々にではあるが、コンビニ業界では AI の導入や、食品の冷凍、寄贈など、先進国と同様の取り組みが進められている事がわかった。一方で、上記に述べたように 1 日 1 店舗当たり約 10 kg の廃棄が出ているという現状がある。

これに対して、私は「フランチャイズ経営が原因となり、加盟店と本部の間の認識の差が食品ロスにつながっているのではないか」という仮説を立て、調査をすることにした。

まず、本部の食品ロスに対する意識を知るため、LAWSON、FamilyMart、セブン-イレブ

ンの大手 3 社の本部を対象に、電話でのインタビュー調査を行った。

質問項目は、以下の 3 点である。

- ① 現在コンビニ業界では商品値引きやフードバンクなどの様々な活動を行っているが、現状の取り組みを十分と考えるか不十分と考えるか。
- ② 取り組みの中で足りない点や課題に感じる点、今後必要だと感じることは何か。
- ③ 本部としては、食品ロスと機会ロスのどちらをより問題であると認識しているか。

しかしながら、結果は、3 社いずれも「ホームページに掲載されていることがすべてであり、それ以外のことは個人に対する返答はできかねる」という回答で、本部の認識を知ることができなかった。

第 2 節 店舗への意識調査

続いて、加盟店舗側の食品ロスに対する意識を知るため、加盟店側への調査を行なった。愛知県内の 27 店舗へ協力を依頼し、うち 9 店舗（オーナー 4 名、店長 5 名）から回答を得ることができた。調査方法は、各店舗へ用紙を配布し、オンラインで回答を頂く形式をとった。

質問項目は以下の 4 点である。

- ① 現在コンビニ業界では商品値引きやフードバンクなどの様々な活動を行っているが、現状の取り組みを十分と考えるか不十分と考えるか。
- ② 取り組みの中で足りない点や課題に感じる点、今後必要だと感じることは何か。
- ③ 店舗としては、食品ロスと機会ロスのどちらをより問題であると認識しているか。
- ④ 値引きや商品発注数に関して、本部からの強制や圧力を感じたことがあるか。また、どのような内容であったか。

結果としては、質問①に対しては、5 店舗が十分、4 店舗が不十分であると回答した。

質問②の課題や今後必要な点として、

- ・ AI の導入を全社全店舗に拡大していく必要がある
- ・ 上からの売り上げ目標が大きく、無駄な発注が発生している
- ・ 昔よりは減ったが、本部とフランチャイズの間で入荷数にズレが出ることもあるので、改善する必要がある
- ・ 値下げシールをすべてに貼るのが難しく、店員の負担になる
- ・ 1 日に 3 回納品があるため、同じ商品でもシールが貼ってあるものと貼っていないものがあり、お客様としても安さを求める場合と鮮度を求める場合があるため、すべて売り切るのは難しい

という声が見られた。

質問③では、6 店舗が食品ロス、3 店舗が機会ロスの方が問題であると回答し、店舗としては食品ロスを問題と捉えている場合が多いが、ばらつきがあるという結果になった。

質問④では 9 店舗中 1 店舗のみが「強制や圧力を感じたことがある」と回答した。内容

としては、「店舗側が提示した発注数では少ないから増やすように言われた」というものであった。

おわりに

本研究で明らかになったことをまとめる。

まず、コンビニ業界の現時点の食品ロスの要因として、納品、販売期間を制限した3分の1ルールや、フランチャイズ経営により引き起こされるコンビニ会計のような、コンビニ独自の仕組みが大きく関わっている事がわかった。また、機会ロスを引き起こさないための過剰発注やフードバンクの対象食品の制限なども要因として挙げられる。

これらに対する解決策や、今後必要な取り組みとして、まず、現段階ではAIの導入や3分の1ルールの見直しを行っている会社、店舗は限られているため、取り組みを各社各店舗に拡大していくことが必要である。続いて、昔よりは減ったが、本部からの売り上げ目標や入荷数のズレがあり、無駄な発注が発生しているケースがあったため、フランチャイズ経営の在り方を見直す必要がある。また、店舗によって、食品ロスと機会ロスのどちらに重きを置くかがバラバラであったため、発注を増やすことと最低限に抑えることのどちらが食品ロスに効果的か検証を重ね、本部として方針を定めることが必要である。

更には、国による食品寄贈者の保護や、事業者による冷凍して寄贈する取り組みを拡大していくことも効果的である。

最後に、反省点として、本部の意識を調査できなかったため、本研究の目的の一つであった、本部と店舗間での認識を比較できなかったことが挙げられる。電話でのインタビューだと聞ける内容に限りがあるため、直接お伺いしお話を聞く機会を作ることが出来ればよかった。

続いて、アンケート調査の対象店舗数が少ないことも改善が必要である。

今回のアンケート調査では、用紙を各店舗に配布し、オンラインで回答を頂く形式をとった。しかし、配布に伺った際に、店長やオーナーの方がいらっしゃらないタイミングが多く、直接お声がけできなかったことが原因の一つであると考えられる。内容的に本部の許可が下りないため回答できないとお断りされることもあったため、さらなる工夫が必要であった。今後の課題としたい。

【参考文献・インターネット資料】

FamilyMart (2024) 「食品ロスと廃棄物への取り組み」

https://www.family.co.jp/sustainability/material_issues/environment/circulation.html

2024年12月3日 最終アクセス

Lars Carlsen (2023) 「Food Waste: The Good, the Bad, and (Maybe) the Ugly」

[https://www-mdpi-com.translate.goog/2305-](https://www-mdpi-com.translate.goog/2305-6703/3/1/5?_x_tr_sl=en&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=sc#standards-03-00005-t001)

[6703/3/1/5?_x_tr_sl=en&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=sc#standards-03-00005-t001](https://www-mdpi-com.translate.goog/2305-6703/3/1/5?_x_tr_sl=en&_x_tr_tl=ja&_x_tr_hl=ja&_x_tr_pto=sc#standards-03-00005-t001)

2024年12月3日 最終アクセス

LAWSON (2024)「地球環境保全の取り組み」

<https://www.lawson.co.jp/company/activity/environment/preservation/waste/>

2024年12月3日 最終アクセス

—— (2022)「未来に向けて「グリーンローソン」 都内にオープン」

https://www.lawson.co.jp/company/news/detail/1462039_2504.html

2024年12月3日 最終アクセス

UNEP (2021)「Food Waste Index Report 2021」

<https://www.unep.org/resources/report/unep-food-waste-index-report-2021>

2024年12月3日 最終アクセス

WFP (2020)「飢餓と食品ロスに関する、5つの事実」

https://ja.wfp.org/stories/5factors_for_famine_and_foodloss

2024年12月3日 最終アクセス

池尾伸一 (2022)「無理やり恵方巻を…ローソンで働く外国人ら待遇改善を申し入れ「宗教上食べられないのに強制」」

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/193131>

2024年12月3日 最終アクセス

井出留美 (2024a)「恵方巻 大手コンビニ社員の内部告発も 全国107店舗調査 2024年の結果はどうだったのか」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/3f5c00c2a0d28a6a8fbe0eeaf0712f5ef3165dd2#:~:text=2024%E5%B9%B4%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E7%B5%90%E6%9E%9C,%E6%AC%A1%E3%81%AE%E9%80%9A%E3%82%8A%E3%81%A0%E3%81%A3%E3%81%9F%E3%80%82>

2024年12月3日 最終アクセス

—— (2024b)「セブンイレブン本部「値引き禁止」で公取から排除措置命令 あれから15年経ち「値引き推奨」」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/58f4ca96d6c25d0269a724923c02f75ee1c47599#:~:text=%E3%82%BB%E3%83%96%E3%83%B3%E6%9C%AC%E9%83%A8%E3%81%AF%E5%BC%81%E5%BD%93%E3%81%AE,%E3%81%AE%E3%81%8C%E3%81%9D%E3%81%AE%E7%90%86%E7%94%B1%E3%81%A0%E3%80%82>

2024年12月3日 最終アクセス

—— (2019)「なぜコンビニは「見切りするより商品を捨てた方が本部が儲かる」の？見切

り販売をさせない3つの事例とは」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/8f2ed94d4b1d69cf2fdc46e166d60e5c3b0175e4>

2024年12月3日 最終アクセス

株式会社セブン&アイ HLDGS. (2010) 「[対談] イノベーションの視点」

<https://www.7andi.com/company/conversation/108/2.html>

2024年12月3日 最終アクセス

環境省 (2024) 「一般廃棄物の排出及び処理状況等 (令和4年度) について」

https://www.env.go.jp/press/press_02960.html

2024年12月3日 最終アクセス

国際連合広報センター (2024) 「7億8,300万人が飢餓に苦しむ中、食料全体の5分の1が廃棄処分に」

https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/50090/

2024年12月2日 最終アクセス

国際連合食糧農業機関 (FAO) 駐日連絡事務所 (2019) 「国際協力と気候に配慮した技術 食料ロス・廃棄に対処する鍵」

<https://www.fao.org/japan/news/detail/news-1250547/jp>

2024年12月3日 最終アクセス

今野晴貴 (2022) 「『犯罪のような罪悪感』クリスマス商戦の『フードロス』でアルバイトが精神的苦痛」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/2e1d4e2b8801d4a3850d1832c34f929f4220cc32>

2024年12月3日 最終アクセス

消費者庁 (2021) 「令和3年度消費者庁請負調査 諸外国における食品ロス削減に関する先進的な取組についての調査業務 報告書」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/consumer_education_cms201_220624_02.pdf

2024年12月2日 最終アクセス

—— (2019) 「食品ロスの削減の推進に関する法律」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/

2024年12月3日 最終アクセス

セブン-イレブン (2021) 「食品ロス・食品リサイクル対策」

<https://www.sej.co.jp/csr/waste.html>

2024年12月3日 最終アクセス

仲村和代・藤田さつき（2019）『大量廃棄社会 アパレルとコンビニの不都合な真実』光文社出版

農林水産省（2023）「食品ロスって何が問題なの？」

https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2310/spe1_01.html

2024年12月3日 最終アクセス

——（2022a）「食品ロスとは」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html

2024年12月2日 最終アクセス

——（2022b）「納品期限の緩和を進める事業者が大幅に増加！」

https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/221102_17.html

2024年12月2日 最終アクセス

——（2020）「食品ロスの現状を知る」

https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2010/spe1_01.html

2024年12月2日 最終アクセス

——（2007）「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の概要」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_about/pdf/data1.pdf

2024年12月3日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

在日外国人との共存を目指して

在日コリアンへのヘイト撲滅

25W0012 一海 拓未

はじめに

差別、それはコミュニティーや属性を持つ個人に対し、それを理由に他とは違う扱いをすることである。民族差別、ジェンダー差別、障害者差別など様々な差別が存在する。その中で私が在日外国人への差別について取り組もうと考えたのはアルバイト先で在日外国人がいじめられていたことがきっかけだ。私は、生まれた場所によって人格が否定されていることに納得いかなかった。それ以降卒論のテーマに取り上げようと考えて、在日外国人への差別について調べていると在日コリアンへの差別がより深刻であることを知り、なぜ在日コリアンへの差別がこんなにも多いのか疑問を持った。

この卒業論文では、第1章、第2章でSNS内での差別的書き込み、在日コリアンを排除しようとする行動の事例を取り上げて、第3章でなぜ差別が起こるのかを考えつつ、差別を減らしていく方法を考えていきたい。この研究で在日コリアンの現状と解決策を明らかにして、一人一人が多文化共生に向けて行動していけるようになればと考えている。

第1章 SNS内での差別的書き込み

第1節 チェカンイジャさん

2000年初頭からSNSが本格的に普及し始めてきた。2002年以降レイシズム言説が目立つようになった原因は匿名掲示板の2ちゃんねるであった。また在特会が規模を大きくしてきたのはデモや街宣の様子をYouTubeなどに投稿し、Twitterなどでそれらが広まることがきっかけであった。それ以降も在日コリアンを始め、外国籍住民に対するデマやヘイトが流行していった。この章では在日コリアンがSNS内で受けたアンチ・ヘイトの事例を上げていこうと思う〔高：24〕。

まずはヘイトスピーチ、ヘイトデモを始めとするチェカンイジャさんが実際に体験したSNS内での誹謗中傷を取りあげる。チェカンイジャさんは在日コリアンが多く暮らす川崎市桜本地区で在日3世として育ち、多文化共生の町づくりを目的として設置された「川崎市ふれあい館」に長年勤務していた。日本社会の差別に長年直面し苦しんできた高齢の在日コリアン1世や子どもたちをヘイトスピーチから守ろうと、自分の名前を公にして様々な諸活動を先頭に立って行ってきた。その活動は、2018年の東京都人権条例及び国立市人権条例などの制定にも繋がり、2019年12月には、日本で初めてヘイトスピーチに対し罰則を設けた条例である「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に結実した〔西川：18〕。

その活動に対し、ヘイトスピーチやヘイトデモ以外にSNSやブログなどでチェカンイジャさんに対する差別的な書き込みがおこなわれた。2016年3月16日にヘイトデモの主催者に対する人権侵犯被害申告をして、国に対してヘイトスピーチの被害の救済を求めたことをメディアにむけて発信をした際に、同情の声以外にも批判の声が殺到した。「死んでほしい」「いなくなれ」「消えろ」や「桜本を焦土にする」「反日朝鮮女は黙れ」のほか、ルックスに関わることを書き込まれたり、子供の名前を出されたり、ありとあらゆる書き込みがあった。息子に対する差別的な書き込みもあった。数としては数百万にもなるという〔西川：20〕。

チェカンイジャさんは「日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」「差別の当たり屋」とブログに書き込んだ人に対して損害賠償請求を行った。その結果、横浜地裁川崎支部の櫻井佐英裁判長は2023年10月に194万円の損害賠償を命じた。「帰れ」の表現は「排

除を煽動する不当な差別的言動であるから、平穩に暮らす権利などの人格権に対する違法な侵害に当たり、不法行為となる」と判断された。また 194 万のうちの 100 万は「帰れ」の言葉で賠償が認められたからこそ、抑止効果が期待できるとチェカインジャさんの弁護士岡康子氏も述べている。このことに対してチェカインジャさんは「この判決がこれ以上の被害を生まない差別禁止法に繋がったら」と希望を述べていた [石橋]。

第 2 節 在日の金君

SNS 内での差別的書き込みをしている人は自分の周りにはいないと思っていないだろうか。きっと場所も離れた顔も知らない、人の心を持たない人が行っていると思っていないだろうか。しかし実際は身近な知人が差別的書き込みをしている可能性もある。ここでは友人から SNS 内でヘイトを受けた方について述べていこうと思う。

金正則さんは福岡県の名門・修猷館高校を卒業し、上智大学文学部独文科へと進んだ。広告代理店に就職後、独立して会社を設立。生活者研究と未来予測による新商品や新事業戦略開発のためのマーケティング・ディレクターとして働いている。その間に金さんには長年関わりを持つ人がいた。友人 A である。友人 A は金さんと高校の同学年生であり、共に東京で大学を卒業、就職し、東京での同窓会で交流を続けていた。金さんと被告人はお互い敬称なく呼び合う仲であった。

定年後地元に戻った友人 A が X や Facebook で在日韓国人に対してヘイトスピーチの投稿をしているのを見つけ、金さんは直接会いやめるように注意した。しかし、依然と投稿を続けていたため、金さんは同窓会のメーリングリストにこの件について流して真摯な反省と Facebook の投稿の削除、再びやらないことを求めた。その後 Facebook の投稿は消されたが、X 上で「在日の金君」といった個人を対象にした書き込みが始まった。韓国や朝鮮学校などのツイートを引用する形で、ことあるごとに「在日朝鮮人韓国人の金くん、お仲間が日本人の幼児を殺したよ。しかも酷い状態で。どうしてくれるの？お前が責任を取れよ」などと金さんの社会的評価を低下させる投稿が見られた [佐藤]。

これに対して金さんは 2024 年 3 月 29 日に友人 A に損害賠償を求め、東京地裁に提訴した。友人 A の各投稿について、名誉毀損、名誉感情毀損を原因として、110 万円を請求した。また「在日の金君の親の世代だよ。日本に来て、日本に生まれてよかったね」といった、罪には問えない親世代を侮辱する投稿についても言及している。金さんは同じ人間としてみられていない言動、民族名に変えてともに歩んでいると思っている中での裏切り、故郷を奪おうとする言動に対して、自分や自分の肉親が同じ人間として見られていなかったこと、そのことに深い怒りと悲しみ、そして胸を引き裂かれるような痛みを感じており、「名誉棄損だけでなく人生に対する毀損」と述べている [在日の金君裁判チーム]。

2024 年 5 月の第 1 回口頭弁論で友人 A は請求棄却を求めて争う姿勢を示したが、2024 年 7 月 10 日の 1 回目の弁論準備手続きでは改めて「発言内容が適切でなかった」と謝罪し、和解を提案した [山田 2024a]。金さん側は対応を検討し、2024 年 7 月 26 日の手続きで判決を求める考えを示した。友人 A が謝罪文を出した後も、「在日朝鮮人の日本での犯罪に心を痛めて発信していた」として「ヘイト」とは認めず、「また出た、朝鮮人の犯罪。止まらないね」「被差別者がなくなる限り、差別はなくなるよ。分かってる？」といった投稿を続けている [山田 2024b]。

なぜ親しい仲だったにもかかわらず、このような悲劇が起こってしまったのだろう。彼にはそのまま親しい仲であり続けることはできなかったのか。それほどにも在日コリアンを嫌う理由があるのだろうか。友を捨ててまでヘイトを続けようという心情は私にはわかりかねる。

第3節 DHC 元会長のヘイト声明

株式会社 DHC 吉田嘉明会長は自社の公式ウェブサイトに掲載した文章において特定の民族や競合企業の従業員に対する差別的な表現を使ったことで、広く批判を浴びた。吉田会長の発言は、特に在日韓国・朝鮮人を標的にした差別的な内容が含まれ、「ヘイトスピーチ」として社会問題化することになった。これにより、DHC 製品の不買運動や、一部の自治体、企業が DHC 製品の取り扱いを停止するなど、ブランドイメージに深刻な影響を与えた。

2020 年 11 月に吉田会長は特に競合他社であるサントリーを名指しし、「サントリーの CM に起用されているタレントはどういうわけかほぼ全員コリアン系日本人です。そのためネットではチョントリーと揶揄されているようです。DHC は起用タレントを始め、すべてが純粋な日本人です」と記述している。そして最後に「よって純粋日本人を起用している自社は優秀である」と商品ではなく、人種的な部分で自社の優位性を示して文を締めくくっている [古谷]。

この発言は、民族間で優劣をつけるといった差別的言動である。またここで使われている「チョン」という言葉は在日韓国、朝鮮人に対して侮辱的意味合いを持っており、彼らに対して名誉棄損である。これは現代の職業選択の自由や多様性を尊重する労働社会の価値観に反している。

その件以外にも 2017 年には「裁判官が在日、被告が在日の時は提訴したこちら側が 100% の敗訴になります。裁判を始める前から結果が分かっているのです」「似非日本人はいりません。母国に帰っていただきましょう」などと根拠のない投稿や、侮辱的な内容を投稿している [荒：2]。

ここではあたかも在日コリアンが日本を支配しつつあるような根の葉もない主張を述べており、在日コリアンへのヘイトを煽るような書かれ方がされている。これらについて 2022 年 3 月 28 日には日本弁護士連合会から株式会社 DHC、株式会社 DHC 代表取締役吉田嘉明氏宛てに、在日コリアン等に対する差別的言動を、貴社のウェブサイトを含む貴社が製作、運営する各種媒体に掲載しないようにと警告書が送られている。その後日本弁護士連合会は、警告を受けて、改善、対処された事項の有無、また、対処された場合は具体的に、いつ頃、どのような対処をされたのかを調べるために措置後照会文書を 3 度にわたって送ったが、株式会社 DHC、代表取締役吉田嘉明氏からは一切返答がない [日本弁護士連合会]。

吉田会長は 2022 年 7 月に後の「株式会社大和心」といった通信販売会社を設立し、DHC をオックスに売却し、2023 年に 2 月に DHC の会長を退任した。しかしその後も在日コリアンへのヘイトを止めることはなく、大和心のホームページに「大和心宣言」という差別的な文章を記載していた。大手通信販売会社でトップが純日本人なのは大和心だけだと述べた後に、楽天、ヨドバシカメラ、ヤフージャパンのトップの名前を上げ、「お顔の特徴から、しばしば在日の疑いがかけてはいますが、ご自身自らが頑なに否定しておられるので、あなた自身でご判断ください」[『在日通名大全』によると、100%の朝鮮系とされてい

ます」といった根拠薄弱な主張を述べている。また「元々は外国人の方に、日本人の心が理解できるのでしょうか？疑問です」と純日本人ではないから日本人寄り添った商品を提供できないのでは、とほのめかしている。これに対してはやはり SNS でも批判が殺到している [中日スポーツ・東京中日スポーツ]。

上に立つものとしてこのような発言は控えていただきたい所存である。大手の会長という影響力のあるポジションを使い、ヘイトを主張する、または促す行為は悪質である。いくら批判の声が多かろうとも、一定数は影響される人もいるだろうし、極右的思考を持つ人を焚き付けてしまう。おそらく今後もこのような投稿が続くだろう。第2章ではデモなどの在日コリアなどを排除する行動を取り上げていこうと思う。

第2章 在日コリアンを排除しようとする行動

第1節 朝鮮学校襲撃事件

第1章では SNS 内での差別的書き込みについて述べたが、第2章では在日コリアンへのデモンストレーションの事例について述べていきたい。在日コリアンに対するヘイトを語る上でデモについても語らなければいけないだろう。SNS が普及したから今では、X や Facebook などでの誹謗中傷も多くみられる。だがそれらが普及する前まではデモ活動や直接的な誹謗中傷も現在よりはあっただろうし、1945 年まで韓国併合が続いていたことにより、コリアンを下等民族と見ている人も現在よりはいただろう。日本には「在日特権を許さない市民の会（在特会）」や「主権回復を目指す会」といった在日特権や反日の排除を目的とする過激派保守主義の市民団体がある。活動内容は主に在日特権の撤廃を求めたり、反日的とみなした個人や団体に街宣、デモ、集会などを行ったりしている。第1節では、このような過激派保守主義の一派が起こした朝鮮襲撃事件について述べる。

2009 年 12 月 4 日午後在特会と主権回復を目指す会が、勸進橋公園を校庭に使い、朝礼台とスピーカーとサッカーゴールを置いていたことに対して、「50 年余りの不法占拠」と煽り立てて街宣にきた。彼らは校門前で突如拡声器で「開けんかいつ！」と怒鳴り始めた [中村：2]。外を見ると複数人が暴言をはいていた。また彼らはその様子をカメラで撮っていたのだった（後に YouTube で戦果としてその動画がアップロードされる）。校長や主任が止めに入るとさらに暴言はエスカレートし、「金日成、金正日の肖像画を掲げ、日本人を拉致した朝鮮総連傘下、朝鮮学校。こんなものは学校ではなあ〜い！」「そうであ〜！」と一斉に唱和し始め、話し合いが成立しなかった [中村：4]。中には「北朝鮮のスパイ養成機関、朝鮮学校を日本から叩き出せ〜」「こらチョンコ」「この学校の土地も不法占拠」と抗議に関係ない誹謗中傷もあった [中村：9]。

その時男性教員は証拠として動画を取っていたり、彼らの侵入を防いだりと対応に追われていて、女性教員たちは生徒たちがこの騒動に気づかないようにカーテンを占めて、スピーカーの音量を最大にして音楽を流してゲームを盛り上げていた。それでも怒号は子供たちの耳にも届き、泣きじゃくる子もいた。教員たちはすぐに警察が来るから大丈夫と慰めていた。しかし警察は何をするわけでもなく、ただ立っているだけだった。警察いわく、応援を呼んでいるとのことだったが、応援が来て警察の対応はほとんど黙認だった。映像にも何人かの公安警察のような方が映っていたが、襲撃者と学校関係者が接触しかけた際に両

者の間に立ち、暴力回避を訴えるだけであり、街宣に対しては見ているだけ一切対応していなかった。警察は、現行法では刑事責任の難しい街宣という行為を黙認しただけではない。公園に備え付けてあった学校のスピーカーのコードを切断、子供たちがいる中拡声器を使い誹謗中傷、怒鳴りつける行為など「器物損壊」「威力業務妨害」「名誉棄損」にあたるそれらの現行犯を警察は放置した。その後弁護士である石塚伸一さんが駆けつけて、場を収集しようとする行動がきっかけで警察も動き出したそう [中村：16-17]。

その後法的措置をとり、闘おうとする学校、弁護士側の意見と子供たちに被害が及ばないように、おとなしくしておこうとする保護者側の意見と分かれたそう。だが一生、「しょせん自分ら朝鮮人やから」「ここは日本やし」と戦わずにいたら今後孫ひ孫世代にも同じ思いをさせようとなり法的処置に動き出した [中村：106]。その結果、2013年10月に京都地裁で損害賠償が命令され、2014年12月に損害賠償1226万円が認められたそう。またこの判決がヘイトスピーチ規制の前例となり、ヘイトスピーチ対策法にも影響を与えた。

第2節 ネットウヨに影響された人達

第1節で述べた京都朝鮮学校襲撃事件の街宣は、判決に至るまで合計3回にわたって行われた。1回目の街宣ではわずか11人といたった少人数で行われたが、2回目街宣では別動隊の活動が可能なほどに支持者を増やしていった [中村：130-131]。

なぜこんなにも人数が急激に増えたのかというと、恐らく在特会と主権回復を目指す会が動画をアップロードしたのが大きい。その結果それに煽られた在日コリアンに不信感をいだく人々が街宣に参加したと考えられる。このようにSNSの影響力は絶大である。SNSは良くも悪くも一つの投稿がすぐに不特定多数に広まり、仮に投稿を消したとしても、またそれが間違った情報であっても、誰かから不特定多数へと無限に広がっていく。第2節ではSNSで出回っている在日コリアンへの差別的書き込みに影響を受けて放火に至った事例について2つ述べていこうと思う。

2021年7月21日に在日本大韓民国民団愛知県本部、学校法人愛知韓国学園名古屋韓国学校が放火される事件があった。着火剤を紙に包み麻ひもで縛ったものが施されており、建物の壁面や芝生が燃やされていた。その1ヶ月後に同一犯が京都府宇治市にあるウトロ地区で住宅や倉庫など7棟が燃やす事件があった。ウトロ地区は、第二次世界大戦中に日本軍の戦争遂行のために集められた朝鮮人らの生活地域であり、戦後にかけて形成された在日朝鮮人集住地区である [吉田]。また、ウトロ地区では2022年4月に地域の歴史を伝える平和記念館が開館する予定であり、その際に展示が計画されていた資料などおよそ40点が焼損した。犯人の動機は、「ネットニュースなどでウトロ地区のことを知り、ウトロ地区で暮らす人たちに不満を抱き犯行に至った」「注目を集めたかった」「名古屋での犯行がメディアで思うほど注目を集めなかったから」と様々である。そして彼はネットで得た知識でウトロ地区を不法占拠と捉えて、その情報を得てわずか5日で犯行に至ったのだ [8 関テレ]。

2022年4月には大阪府茨木市にあるコリア国際学園にガスバーナーを持った男が不法侵入し、段ボールに火をつけて床を焼損させる事件があった。犯人はXやYouTubeなどで知識を得てそこから嫌悪感を抱くようになったと述べている。そして放火を起せば在日コリアンが日本からにげていくと思ったからとも述べていた [松浦]。

どちらの事件もネットからの誤った情報、偏った思想に影響されて起きた事件である。1つ目の事件に関してはたった5日間で得た情報だけで犯行に至ったのだ。彼らには情報リテラシーや批判的思考の欠如がみられる。ただこれらは別に彼らに限った話ではないだろう。そもそもこのような判断能力は小さいころに身につけておくべきだと私は考える。私が中高生の時にはしっかりと説明された記憶はない。学校の段階で、リテラシー教育を充実させ、多様性や共生の価値観を強化することにより社会に出た時に一人で適切な判断ができるようになるかと私は考える。

第3章 差別が起こる要因と改善点

第1節 なぜ在日コリアンに対して差別が起こるのか

第1章、第2章では様々な事例を取り上げてきた。なぜこうも在日コリアン対してのヘイトが募るのだろうか。第1章2節、第2章の1節、2節の事例にも触れてそれについて考えていきたい。

まず1つ思いつくのがやはり文化的違いからだろう。日本に在住しているため言語の壁で困ることはないと思われるが、両親や祖父母といった在日1世、2世の方であつたら話せない方は少なくはないだろう。そして元の国の文化の名残も多少あるはずだ。日本は多文化共生の道を進もうとしているが、まだまだステレオタイプの人もあるため、差別対象に入ってしまう。

2つ目は日韓の歴史的背景からによるものだと考える。日本は韓国併合の際に労働力としてコリアン達を無理矢理日本に動員していた。また韓国併合が廃止されてからも日本に残されたコリアンは外国人として扱われて、常に差別の対象だった。その経緯から今も在日コリアンは日本人以下の存在、差別の対象としてみられているのではないだろうか。第2章の第2節の「ウトロ地区放火事件」に関して、誤情報ではあるがウトロ地区の歴史を知り犯行に至っている。

3つ目は日韓の政治的関係からくるものだろう。日本では北朝鮮の日本に向けてのミサイル発射だったり、日本人拉致だったり、コリアンのイメージが下がってしまう報道が度々ある。第2章の第1節の「京都朝鮮学校襲撃事件」の事例の中にも「金日成、金正日の肖像画を掲げ、日本人を拉致した朝鮮総連傘下、朝鮮学校。こんなものは学校ではなあ〜い!」といった日本人拉致に触れるヘイトがある。また第1章の第2節の「在日の金君」の事例でも友人Aは「在日朝鮮人の日本での犯罪に心を痛めて発信していた」と理由を述べている。すべてのコリアン、在日コリアンが関わっていないにもかかわらず、あたかも自身のこのように日本人から責め立てられることがある。

4つ目はインターネットの影響と無知から来る差別である。若い世代の人たちは在日コリアンの歴史や現状についての知識が十分でない。学校教育の中でもその歴史が語られることは少ない。このことからインターネット上で在日コリアンに対しての偏った投稿がされていても、見極めることができず、誤った情報を取得して誤った恨みを向けていることがある。実際に第2章の第2節の「ネトウヨに影響された人達」でもインターネットの偏った投稿から知識を得て、放火に至っている。このようにインターネットの拡散されやすい点、若い世代の無知な点が在日コリアンに対しての差別を導いている。

このように在日コリアンに対する差別は国籍や文化の違い、歴史的背景、政治的背景、インターネットの影響力と無知からきている。次の節では在日コリアンの差別に対して、現在対策されていることを取り上げていきたい。また第3章ではどのような対策を講じればこれらがなくなっていくのかを考えていきたい。

第2節 在日コリアンを守るための対策

第1章、第2章で挙げた事例では、被害に遭われた方々、その事件に関わった人たちは何とか法に当てはめて立ち向かったり、新たな法を認めてもらうために行動を起こしたりしてきた。ここでは現状被害者を守ることでできる法律、対策を挙げていく。

現在被害者を守ることでできる対策はいくつかある。1つ目はヘイトスピーチ解消法だ。これは日本におけるヘイトスピーチ規制の中の代表的な法律であり、ヘイトスピーチ解消の推進に関する法律である。この法律は民族や人種への差別的言動を阻止するために2016年に制定されたが、罰則規定がないため、直積的な拘束力はない。法律施行に伴い、国や地方公共団体は被害を受けた方の相談に乗るとともに問題の阻止や解決のために、教育活動や広報などを強化した。

2つ目は地方自治体による条例である。ヘイトスピーチ解消法に罰則が無いことから条例でより取り締めるように、より実効性のある条例が求められた。いくつかの自治体はそれぞれ独自の条例を制定し、ヘイトスピーチ解決に向けた対策をとっている。例えば、川崎市の「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」だ。これは第1章で紹介したチェカンイジャさん率いる「ヘイトスピーチを許さない川崎市民ネットワーク」が立案にかかわった条例である。この条例は公共の場でのヘイトスピーチに対して、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金を科すことができる。他にも「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」といった、公然で行なわれるヘイトスピーチの被害者の救済、加害者への対応が規定されている条例もある [ベリーベスト法律事務所]。

3つ目は既存の法律に当てはめて訴える方法だ。特定の個人や団体が名誉を傷つけられた際に適用される名誉棄損罪や公然と侮辱的な発言をした際に適用される侮辱罪などが当てはめられる。例えば第2章の第1節で挙げた事例の中の「こらチョンコ」といった暴言やSNSといった公然の場でのヘイトがこれらの罪状に当たる。これらを侵すと名誉棄損罪は3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金、侮辱罪は1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処される。

これらが現在彼らを守ることができる法律である。第3節では、これらを踏まえた上でどのように改善していけば彼らが暮らしやすくなるのかを考えていきたい。

第3節 私が考える改善策

まず、差別やヘイトスピーチを完全に無くすことはできないだろう。しかし、それらを抑制し、排除していくことは可能だと私は考える。ここではどのように抑制、排除していくのかを述べていく。

1つ目は学校での教育、会社内での教育を変えていくべきだと考える。やはり根本的に減らすには差別について1から学ぶことができる環境をつくることだと考える。学生のころから様々な文化、多文化共生、人権について学ぶことによって、様々な人に対して理解を持

つことができる。そして正しい知識を学生の内に得ることでネットの偏見、誤情報に左右されなくなり、第2章の第2節で紹介した事例も防ぐことができる。そして英語だけでなく第2言語、第3言語を学ぶ機会を与えることによって、多文化共生の一步につながると私は考える。また学生だけでなく社会人に対しても教育していくことは重要である。職場や地域の場で講演会や交流イベントを実施することによって、より多文化共生への理解を深めることができるほか、時代時代に合わせた対応をとれるようになり、組織の、個人のより良いイメージを築くことに繋がる。その意識を持つことにより、外国人労働者が働きやすい環境をも築くこともできる。

2つ目に法律の整備が大切だと考える。第3章の第1節で述べたように、ヘイトスピーチ解消法には罰則がないため、抑制力がなく他の法律に当てはめるしかない状況だ。だから川崎区や大阪市の条例のような罰則のある条例を全国の地方自治が取り入れるか、もしくはヘイトスピーチ解消法へ罰則を追加するべきだと考える。ただしそれを加える際に、言論の自由についても考慮しなくてはならない。規制を強くしすぎると正当な表現、発言すらも縛られ、発言すらままならない世の中になってしまう。そのためどこからがヘイトスピーチなのか境界線を定めなければならない。また現在 SNS でのヘイトスピーチも横行しているため、SNS 内でのヘイトスピーチも規制できる法律を整備すべきである。SNS はデマであっても一気に拡散されるため、それを防ぐためにも必要である。

3つ目は SNS 内での規制である。先ほども述べたように近頃では SNS 内でもヘイトスピーチが横行しているので、運営会社がそのような投稿がされた場合はすぐさま自動削除するシステムを導入するべきである。また、ヘイトスピーチ入力した場合注意喚起を流すか、そのワードを使えないようにするか対策をとるべきだと考える。これによりヘイトスピーチを根本から潰して拡散を防げる。

ヘイトスピーチをなくすためにはこれらの取り組みが最低限必要だと考える。これらの取り組みには長い時間を要するが、一人一人が考え方を变えるだけで、在日の方々も少しは生活しやすい環境になっていく。それに合わせて次第に教育、法律、システムも改定していき、人権を尊重できる多文化共生な社会も実現して実現していけるだろう。

おわりに

ここで上げた事例はほんの一部に過ぎない。日本にはまだまだ差別がはびこっている。ここで差別の事例を上げたのはさらし者にするためではなく、こういった事例があることを知ってもらい、在日外国人に対する意識改革を促すためである。これらを踏まえて今後日本はどのように変化することにより、彼ら在日外国人が生活しやすい環境になるのか研究することができた。この論文を読んでもくれた人が少しずつでも彼らに寄り添うような考え方を持ってくれば幸いである。

【参考文献・インターネット資料】

荒中 (2022) 「私企業ウェブサイトにおけるヘイトスピーチに関する人権救済申立事件 (警

告)」

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/complaint/2022/220328.pdf>

2025年1月12日最終アクセス

石橋学 (2023) 「在日コリアン崔江以子さんへのヘイトスピーチ訴訟で判決「祖国へ帰れ」は違法」

<https://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/2023/10/20/antena-1348/>

2025年1月12日最終アクセス

佐藤和雄 (2024) 「在日コリアン男性が高校同窓生のネット差別投稿で提訴 「差別意識変えたい」」

<https://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/2024/04/11/antena-1439/>

2025年1月12日最終アクセス

在日の金君裁判チーム (2024) 「金正則－意見陳述書－」

https://note.com/team_kinkuuun/n/na7c05ffc9b44

2025年1月12日最終アクセス

中日スポーツ・東京中日スポーツ (2023) 「DHC 元会長の新会社、HPに「顔の特徴から在日の疑い」などと競合大手を中傷し批判殺到「本当にヤバい」」

<https://www.chunichi.co.jp/article/814425>

2025年1月12日最終アクセス

高史明 (2015) 『レイシズムを解剖する 在日コリアンへの偏見とインターネット』勁草書房

中村一成 (2014) 『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件<ヘイトクライム>に抗して』岩波書店

西川達也 (2021) 「崔 江以子さん」

https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2021_10/p18-21.pdf

2025年1月12日最終アクセス

日本弁護士連合会 (2022) 「私企業ウェブサイトにおけるヘイトスピーチに関する人権救済申立事件 (警告)」

<https://www.nichibenren.or.jp/document/complaint/year/2022/220328.html>

2025年1月12日最終アクセス

8 関テレ news (2022) 「ウトロ放火事件 拘置所で被告と被害者が対面 「結局何がしたかった?」「分からなくなっているところも」 被告は初めて会う在日コリアン 「ウトロ」を知って5日後に放火した被告の憎悪 その背景にあるものとは」

<https://www.ktv.jp/news/feature/22020830/>

2025年1月12日最終アクセス

古谷経衡 (2020) 「DHC会長の「差別文章」の背景と”三度目のサントリー攻撃”」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/0be8bcee44bdd6dc40e203997b3af6ad6c9e1079>

2025年1月12日最終アクセス

ベリーベスト法律事務所 (2023) 「ヘイトスピーチとは 条例のほか刑法の罰則が科せられることはある？」

https://kawasaki.vbest.jp/columns/criminal/g_violence /3696/

2025年1月12日最終アクセス

松浦祥子 (2022) 「コリア国際学園に侵入し、床を焼損 被告に有罪判決 大阪地裁」

<https://www.asahi.com/articles/ASQD762BTQD7PTIL005.html?mssockid=2f7e590d25f56fd9103b498724076e5e>

2025年1月12日最終アクセス

山田雄之 (2024a) 「「在日の金くん」訴訟、謝罪後も「これはヘイトじゃない」と投稿を繰り返す被告 「犯罪者みなし」の怖さ」

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/364494>

2025年1月12日最終アクセス

—— (2024b) 「「在日の金くん」訴訟の原告が和解を拒むしかない事情 朝鮮人と犯罪をリンク…やまぬ「ヘイト投稿」の中身」

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/343709>

2025年1月12日最終アクセス

吉田健一 (2022) 「ウトロ地区放火に関し、断固としてヘイトクライムを許さず、差別根絶を目指す声明」

https://www.jlaf.jp/04seimei/2022/0127_1111.html

2025年1月12日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科
2024年度 卒業論文
<指導教員 佐伯奈津子>

過激化するエコテロリズム

実態と今後の展望

25W0037 春日 涼太

はじめに

私がエコテロリズムに関心を持ったきっかけは、2022年にイギリスの環境団体「ジャストストップオイル (JSO)」のメンバーがロンドンのナショナル・ギャラリーでゴッホの『ひまわり』にトマトスープをかけた事件をテレビのニュースで見かけたことだ。それまでの私は環境保護活動が過激化していることや、その理由についてあまり深く考えたことがなかった。しかし、この事件をきっかけに環境保護を訴える活動がなぜ過激化するのか、その背景や動機について知りたいという思いが強まった。なぜなら、ゴッホの『ひまわり』という芸術作品は、世界中の人々にとって非常に大切なものであり、そのような作品に対する攻撃は、環境問題に対する理解や共感を得るための手段としてはとても過激に感じたからである。さらに、ドイツの環境団体「ラストジェネレーション (LG)」によるモネの『積みわら』への攻撃など、ヨーロッパ各地で芸術作品を標的にした抗議行動が相次いでいることも知った。そして、これらの行動は単に世間の注目を集めるための戦略なのか、もっと深い何かがあるのかと疑問に思った。芸術作品への攻撃という手段を選ぶことで、環境問題への関心を高めることができるのか、またその効果や反応についてもっと知りたいと考えた。

そこで今回、エコテロリズムという現象は、どのように進化し、その背景にはどのような社会的、政治的、経済的な要因が存在するのかを調査することにした。「生命を描いた絵は、生命そのものよりも価値があるのだろうか。環境を破壊することは進歩の代償であると正当化される一方で、絵画を破壊することは野蛮で忌まわしき行為とされるのは本当に正しいのか」というヴァンダリズム的 (破壊主義、Vandalism) なエコテロリストとされる団体の主張から、エコテロリストは野蛮な破壊者か、それとも解放の戦士なのか。という点について論じていく。

第1章 「エコテロリズム」とは

第1節 エコテロリズムの定義

エコテロリズムとは、環境保護を目的として行われる暴力的な犯罪行為を指し、具体的に人や財産に対する暴力的な行為を伴い、環境問題に関連する政治的または社会的な目的を達成しようとするものである。アメリカ連邦捜査局 (FBI) はエコテロリズムを次のように定義している [佐々木 2012a : 11]。

目的達成のためには法を犯し、所有物を破壊し、人間の生命をも狙う彼らの行為はアメリカ連邦捜査局 (FBI) によって「エコ (環境) テロリズム」と定義されている。

また、日本では日本鯨類研究所がエコテロリズムを次のように定めている [石川 : 1]。

政治的団体が自らの主義主張を達成するために暴力的手段を用いることをテロリズムと称する。長じて環境問題や動物の権利を理由にこの種の活動を行うことをエコテロリズムと呼ぶ。

第2節 エコテロリズムの歴史

この節では世界的なエコテロリズムの歴史について触れる。

まず初めに、1962年、レイチェル・カーソンの『沈黙の春』が出版され、農業や工業化による自然破壊に対する問題意識が広まった。非暴力的な抗議活動が主体であり、この時、まだテロ的な行為はほとんど見られなかったとされる。そして、1960年代にアメリカで結成された「アース・ファースト！」が初期のエコテロリストとされる。この団体は、自然保護を主張しつつ、しばしば直接行動や環境破壊施設への攻撃を行っていた。彼らのモットーは「No Compromise in Defense of Mother Earth」（地球の防衛において妥協なし）であり、ダム建設や森林伐採に対する激しい抗議を行っていた〔浜野 2006：137-156〕。

1990年代から2000年代に入ると、エコテロリズムはより複雑で組織的な形態を取り始めた。代表的な団体としては、1990年代に結成された「アース・リベレーション・フロント」（ELF）や「アニマル・リベレーション・フロント」（ALF）がある。これらの団体は、環境破壊を行う機関や企業に対して、放火や施設破壊といった直接的な攻撃を行った。ELFは、1998年にコロラド州のヴェール・リゾートの拡張計画に反対するために放火を行い、1200万ドル相当の被害を出した。この事件は、エコテロリズムの一例として広く報道され、社会的な議論を巻き起こした〔macaron〕。

そして、現代のエコテロリズムにおいては、ジャストストップオイルやラストジェネレーションなど若い世代を中心とした過激な活動が行われている。

第3節 問題の複雑性

エコテロリズムの背景には、環境問題に対する市民の意識と関心が関係している。環境保護に対する一般の理解や支持が不十分である場合、過激な行動が必要と感じる人々が出てくる。また、社会全体の価値観や倫理観が多様化している現代において、一部の人々が環境保護のために過激な手段を正当化する一方で、他の人々がそれを非難するという対立構造が生じる。このような価値観の対立は、問題の解決を難しくしている。また、政府や政策決定者が環境問題に対してどのように対応するかも、エコテロリズムの問題を複雑化させる要因である。環境保護政策が不十分であったり、経済優先の政策が取られたりすると、環境保護を求める声が過激化する可能性が高まる〔六辻〕。また、環境保護に対する政府の対応が遅れたり、不透明であったりすることも、エコテロリズムの発生に寄与する。政府とエコテロリストの間には信頼関係が欠如していることが多く、この不信感が問題解決を困難にする〔浜野 2023b〕。

そして、経済的利益と環境保護の間には、しばしば対立が存在する。企業は利益を追求する一方で、環境保護団体は環境への影響を最優先に考える〔環境省：28〕。この対立は、エコテロリズムを引き起こす一因となる。特に、環境破壊が進む中で、企業が環境保護に対して十分な配慮を欠く場合、過激な手段を取ることで問題を浮き彫りにしようとする動きが出てくる。さらに、経済的不平等や貧困も、エコテロリズムの温床となることがある。経済的に困窮している人々が環境破壊の影響を最も受けやすいため、彼らの絶望感や怒りが過激な行動に繋がることもある。

また、エコテロリストに対して社会全体がどのように反応するかは様々である。彼らの行動が一部の人々には英雄的に映る一方で、他の人々には犯罪行為として非難される。この倫理的な対立は、問題を複雑化させる大きな要因である。そして、メディアもエコテロリズムに対する社会の認識を大きく左右する。メディアがエコテロリストの行動をセンセーショナルに報道することで、彼らのメッセージが広く伝わる一方、その行動が非難されることで社会的な対立が深まることもある。メディアは時として問題を単純化し、特定の視点に偏った報道を行うことがあり、これが問題の本質を見えにくくする要因ともなる。

第2章 現在の事件とその発展、彼らの主張

第1節 シーシェパード

シーシェパードは、1977年にアメリカで設立された反捕鯨団体である。設立者のポール・ワトソン氏は、グリーンピースの元メンバーで、グリーンピースよりも過激な活動を求めた。シーシェパードの活動は、従来の環境団体とは異なり、時には法の枠を超えた大胆な行動を伴うことが多い〔石川：1-4〕。シーシェパードの目的は、海洋生態系の保護と持続可能な利用を確保することである。特に捕鯨や違法漁業に対して強硬な姿勢をとり、国際捕鯨委員会（IWC）における捕鯨禁止政策を支持している。活動のスタイルとしては、直接的な妨害行為や非暴力的な抗議活動を通じて、企業や政府に圧力をかける手法が採られている。特に南極海での捕鯨活動に対する妨害が知られており、実際に捕鯨船に接近し、漁業活動を妨げる行動を行っている。具体的な事例は次のとおりである〔BBC〕。

2003年秋、和歌山県太地町でイルカ漁を妨害するため、シーシェパードの活動家2名が漁網を切断する行為を行い、和歌山県警に逮捕された。設立者ポール・ワトソンは「太地町の漁師たちに脅迫された」と主張し、活動家の行為を擁護した。2005年には南極海で日本の調査捕鯨船団に対する妨害を実施した。具体的には、船舶のスクリューを狙ってワイヤーを投げ込むなどの破壊活動を行い、漁業活動を妨害した。この事件は日豪間の外交問題にも発展した。

2007年2月9日、南極海で日本の調査母船「日新丸」に対する襲撃が行われた。この際、シーシェパードは新たに導入した船舶「ロバート・ハンター号」を使用し、悪臭薬品の投擲やスクリュー妨害用のロープを投下するなどの行為を実施した。この結果、日本側の乗組員

2名が負傷した。また、船団の位置情報をインターネットで公開し、賞金を掛ける新戦術を採用した。2012年にはコスタリカ沖でサメの乱獲を阻止するため、漁船の航行を妨害した。この行為により、コスタリカはポール・ワトソンに逮捕状を発行し、彼はドイツで逮捕されたが保釈中に逃亡した。2024年には、日本が発行した国際手配に基づき、グリーンランドでポール・ワトソンが逮捕された。しかし、デンマーク政府は日本への引き渡しを拒否し、最終的に彼を釈放した。逮捕からの釈放化までの間に、海外では「#FreePaulWatson」というワトソンの釈放運動が活発化しており、フランスを中心に数十万規模の署名活動やポスター掲示が広がった。イギリスの団体関係者は「日本で裁判になれば、捕鯨問題が世界の注目を集める」と述べ、ワトソン容疑者が「殉教者」化することを懸念。支持者たちは捕鯨問題を政治化し、日本への身柄引き渡しを阻止しようとデンマーク政府に圧力をかけた。

第2節 JSO・LG

近年、気候変動に対する市民の関心が高まる中で、新たな環境団体が次々と登場している。本節では、ジャストストップオイル (JSO) とラストジェネレーション (LG) という二つの団体に焦点を当て、それぞれの活動とその影響について触れる。

ジャストストップオイルは2022年4月、イギリスで設立された団体である。設立の背景には、気候変動がもたらす危機的状況への緊急性がある。特に、化石燃料の新規採掘を継続するイギリス政府の政策に対する強い反発が設立の原動力となった。この団体の主導者であるロジャー・ハリス氏は、政府に対する圧力を強化し、化石燃料の新規開発を即時停止することを求めている。さらに、持続可能なエネルギーへの迅速な移行を訴え、環境問題が人権問題でもあることを強調している [浜野 2023a]。

具体的な活動としては、ロンドン市内での主要道路封鎖や、美術館での抗議活動が挙げられる。2022年10月14日には、ロンドンのナショナル・ギャラリーで展示されているゴッホの名画「ひまわり」にトマトスープを投げつける抗議を行い、大きな話題を呼んだ。この行動の目的は、メディアや市民の注目を集め、気候問題の緊急性を広く伝えることにあった。同月20日には、ロンドン中心部のウェストミンスター橋を封鎖し、通勤時間帯に大規模な交通混乱を引き起こした。また、石油関連企業のオフィス前でのデモやスプレー塗装など、視覚的にもインパクトのある行動が多く見られる [浜野 2023a]。

一方、ラストジェネレーションは2021年にドイツで設立され、次世代に対する責任感を共有する新世代の活動家たちが中心となっている。この団体は、未来世代が直面する危機的状況を訴えるために行動を起こしており、厳格な環境政策を政府に求めている。リーダーのエマ・ブレイク氏は、団体のメッセージを広めることを使命とし、特に過激な行動を通じて市民社会に警鐘を鳴らしている。

彼らの活動の中で特に注目されたのは、主要道路や空港での抗議行動である。2022年2月、ベルリン市内で、自らを道路に接着剤で固定し、大規模な交通渋滞を引き起こした。また、同年6月23日にはミュンヘン空港で滑走路に侵入し、航空機の離陸を阻止する行動を

展開。これらの行動は、航空業界がもたらす温室効果ガス排出への抗議として行われた。同様に 2023 年 7 月、イタリア・フィレンツェのウフィツィ美術館で、ボッティチェリの名画「春」の前に接着剤で自らを固定する抗議も実施され、文化財を利用したメッセージ発信として大きな議論を巻き起こした。さらに、2023 年 8 月にはドイツのハンブルク市内で、ラストジェネレーションのメンバーが主要高速道路を封鎖。これにより救急車の通行が遅れ、批判が殺到した。また、同年 9 月にはベルリンで政府庁舎前にて、建物の壁にオレンジ色のペイントを吹き付ける行動を行い、政府への強い抗議メッセージを発信した。

一部の支持者の間では、これらの活動は気候変動の深刻さを伝える「最後の警告」として高く評価されている。特に、社会全体の関心を喚起する上で重要な役割を果たしているとされ、過激な手法であっても、環境問題に対する緊急性を訴えるためにはやむを得ないと主張する。しかし、一般市民の日常生活に深刻な影響を及ぼし、かえって反感を買う結果になっており、文化財への行為についても環境保護の目的と直接的な関連性が薄いと非難されることが多い。さらに、これらの抗議手法はしばしば「ヴァンダリズム的な行為」を含むとして問題視される。市民や政府との建設的な対話を妨げ、政策変更を実現するための具体的な解決策には結びつかない [原田]。

第 3 節 その他との違い

この節ではエコテロリストと呼ばれる団体と、その他の環境保護団体との違いについて触れる。

エコテロリストと呼ばれる団体とその他には目的を達成するための手段とその考え方に違いがある。

まず、目的を達成するための手段として、ヴァンダリズム的に行動するかという点が違いとして考えられる。ヴァンダリズムとは「他人の財産や公共物を意図的に破壊する行為」を指し、エコテロリストの行為は環境保護や動物権利の主張を背景に、環境に影響を与える施設やインフラに対して破壊行為や損壊を行うためヴァンダリズム的な要素を含んでいると言える [原田]。

エコテロリストとは呼ばれない環境保護団体は主に、合法で平和的な手段を用いて環境保護を行い、環境破壊を行う企業や個人に対して直接的な攻撃を仕掛けるなど、違法かつ暴力的な手段は使わない。彼らの使う方法は、デモ、署名活動、教育プログラム、政策提言などを通じて環境保護の重要性を訴え、法的手続きを踏んで問題解決を図る。

例えば、グリーンピースや WWF（世界自然保護基金）などは、大規模なキャンペーンを展開し、政府や企業に対して圧力をかけることで環境保護を進めている。グリーンピースは海洋保護区の拡大を求める運動を展開し、違法漁業や乱獲を防ぐ取り組みを行っている。南極海での商業捕鯨反対活動や、持続可能な漁業への転換を訴えるキャンペーン。「プラスチックフリー」の取り組みでは企業に対して使い捨てプラスチックの削減を求めている。また、化石燃料の採掘や利用に反対するキャンペーンを行い、再生可能エネルギーへの転換を促

進している [Greenpeace]。WWF（世界自然保護基金）の行う地球一時間キャンペーンは毎年3月に開催される、1時間電灯を消すことで気候変動への意識を高め、個人や企業、公共施設が参加し、気候アクションを促す象徴的なイベントである [WWF ジャパン 2024b]。WWF（世界自然保護基金）は絶滅危機に瀕している動物種（例：ジャイアントパンダ、トラ、サイなど）の保護を目的とし、生息地保護や密猟対策、地域住民との協力プロジェクトを展開 [WWF ジャパン 2024a]。

上記ではエコテロリストと呼ばれる団体と、その他の環境保護団体との目的に対する手段の違いについて述べたが、手段の他にも考え方について違いがある。エコテロリストは自らの行動が法律に反していても、それが環境保護のためであると信じている。このため、彼らは自らの倫理観に基づき、暴力や破壊行為も正当化することがある。一方、エコテロリストと呼ばれない環境保護団体は、一般的に法と秩序を尊重し、人々の権利や安全を第一に考え、社会の広い支持を得ることを目的としており、そのために透明性や説明責任を重視する。多くの市民や企業、政府機関から支持を受けることが多く、社会全体の意識を高める役割を果たしている。反対にエコテロリストは社会的な支持を得ることが難しい。彼らの過激な行動は多くの人々に恐怖や反感を抱かせ、環境保護全体のイメージを悪化させる可能性がある。彼らは、過激な手段で注目を集めており、彼らの行動は法的に罰せられ、社会的な非難を浴びることが多い [浜野 2023a]。

第3章 今後の展望とあるべき姿

第1節 エコテロリストに対する否定的な意見

この節ではエコテロリストに対する否定的な意見を挙げる。

私自身はエコテロリズムに否定的な立場であり、特に倫理的観点から、他者の権利や社会の安定を犠牲にしてまで環境保護を推進する行為は許容されるべきではなく、また、暴力的手段が長期的な問題解決に寄与しないばかりか、環境運動そのものの信頼性を損なうと考える。

エコテロリズムの暴力性が環境運動全体の信頼性を損なう可能性については具体的には、シーシェパードによる調査捕鯨船への妨害活動が挙げられ、捕鯨問題への関心を喚起する効果を持つ一方で、法的枠組みを無視している点が批判されている。これにより、一般市民や国際社会からの支持を得るところか、環境運動が過激派として孤立するリスクを高める。さらに、暴力行為を伴う手法は、環境問題に対する合理的な議論を妨げ、社会的対話の場を狭める危険性もある。倫理的にも、文化財や美術品を破壊する行為は、環境保護の本来の目的から逸脱した「ヴァンダリズム」に過ぎない [原田]。

このような行為は、環境問題に関する理解を深めるどころか、一般市民の関心を損なう結果を招き、破壊行為が「正義」を掲げたものであったとしても、他者の権利や財産を侵害する点で道義的に正当化することは困難である。美術館の絵画を汚損する行為や、公共の場で

の過激なデモ活動は、その瞬間に注目を集める効果があるが、そのような行動がもたらす長期的影響は否定的である [野村：91-103]。

これらの行為は、環境保護運動全体が「過激派」として認識される原因となり、社会的な支持を失うばかりか、政策立案者や一般市民との間に対立を生む可能性が高い。特に、報道を通じて暴力的手段が広く知られる場合、そのイメージが運動全体のブランドを傷つける結果を招く恐れがある。過激な環境運動が社会的支持を失う原因となっている。暴力的な行為は、環境問題に対する一般市民の共感を妨げるだけでなく、政府や企業が環境保護に対して前向きな姿勢をとる可能性を減少させる。また、暴力行為が環境問題の複雑さを単純化し、問題の本質を見失わせる危険性がある [佐賀]。

エコテロリズムに対する否定的意見をまとめると、環境保護を目的として行われる暴力的手段が、結果的にその目的を達成するための社会的支持を損なっている点でエコテロリズムが抱える本質的な矛盾が浮き彫りになる。加えて、暴力的な行為が環境問題の解決に必要な信頼関係を壊してしまうリスクがある。

第2節 世界各国の対応と規制

この節では、世界各国の対応と規制について触れる。

まず、アメリカの「反エコテロ法」について。アメリカでは、環境保護を名目にした過激派活動や暴力を取り締まるため、「反エコテロ法」が制定されている。1992年動物解放戦線、地球解放戦線をはじめとするエコテロ団体の違法事案を取り締まる動物関連企業保護法（AEPA）が制定された。この法律は動物関連企業に1万ドル以上の損害を与えた者に禁固1年、身体的な被害を与えた者に禁固10年以上という重い刑を課すものだ。2006年にはブッシュ大統領が署名して、反エコテロ新法が法制化され「動物関連企業テロリズム法」が制定し、エコテロリズムを規制している [佐々木 2012a：11]。

また、アメリカ合衆国愛国者法はエコテロ行為をテロリズムと定義し、連邦および州レベルで規制が強化されている。州法の「ag-gag法」は農場や食肉処理場の活動を撮影・公開する行為を制限し、内部告発や調査を抑えている [Poncavage]。

イギリスでも本格的な対策が練られており。2005年、過激なエコテロ団体を厳しく取り締まる新法「The Serious Organized Crime and Police Act 2005」が制定された。この法律では、犯罪組織に対して厳しい取り締まりを行い、暴力や恐喝を伴う行動に対しても法的措置を強化することができる。違法占拠や物理的障害を行う場合、その行為も厳しく規制され、団体の活動を抑制することに加えて、通信の監視を強化することもでき、エコテロ団体のメンバーの違法行為を事前に把握し、捜査を進めることができる [佐々木 2012a：11]。

日本ではエコテロリズムへの法的対応は他国と比べて遅れており、エコテロリストの活動は比較的穏健である [佐々木 2012b]。そのため、アメリカやイギリスのような特定の法規制は整備されていない。しかし、国際的なエコテロリストが日本国内で活動を展開する可能性があるため、今後は安全対策や法的対応が必要となるだろう [佐々木 2012c]。

第3節 環境保護のあるべき姿

環境保護は、地球の持続可能性を維持し、将来の世代に健全な自然環境を引き継ぐための重要な活動である。これに対し、エコテロリストたちは、しばしば過激な手段を採用し、施設や公共財への破壊行為を行う。こうした行為は、環境保護という目的を掲げながらも、その手段が環境保護の理念を損ねる結果を生む。これにより、「環境保護」と「文化財保護」という二つの重要な価値観の間に不必要な対立が生じてしまう。エコテロリズムは、実際に環境問題を解決する効果的な手段とは言い難い。むしろ、その過激さが原因で、政策立案者や一般市民との建設的な対話が妨げられることが多い。また、環境問題の緊急性を訴える点で一定の役割を果たすかもしれないが、その手段の倫理的、法的、実践的な欠陥が克服されない限り、環境保護運動全体にとってマイナスに働く可能性が高い。

エコテロリズムが過激化し、テロ行為に近い形で社会に訴えかける現象が増えている中、今後の展望としては、社会と環境団体がどのように共存し、協調していくかが焦点になるだろう。現在、気候変動や生物多様性の喪失といった環境問題は深刻さを増し、時間的猶予がないという「切迫感」から、エコテロリストたちが過激な行動に走っている。彼らの信念には「このままでは世界が終わる」という強烈的な危機意識が根底にあり、それが法を超えた行動の正当化に繋がっている。しかし、このような行動が、果たして社会全体の意識改革や問題解決に寄与するのかという議論は避けられない [浜野 2023b]。

今後の展望としては、過激行動に走るエコテロリスト達との「対話の枠組み」を確立し、社会全体で共通の理解と解決策を模索することが重要である。環境問題は国家や企業、個人の垣根を越えて取り組むべき課題であり、過激な行動が生まれる背景にある「危機感」を共有することが解決の第一歩となるだろう。具体的には、環境団体の声を政策に反映させる仕組みの強化や、持続可能な社会を目指す企業の協力が必要不可欠である。例えば、再生可能エネルギーの普及や循環型経済の推進を通じて、具体的な成果を示すことで、環境問題への取り組みが単なる「理想論」ではなく「実現可能な目標」であることを社会に示すことが求められる。また、教育やメディアを通じて、環境問題の深刻さと、その解決に向けた現実的なアクションを広めることも重要だ。過激行動に頼らずとも、環境保護活動が「未来への希望」として受け入れられる社会を構築することが、活動家と一般社会双方にとって持続可能な解決策となるだろう [阿部]。

結論として、エコテロリズムが過激化する背景には、社会全体の無関心や政治的な遅れがある。今後は、政府、企業、市民、そして環境団体が一体となって、現実的かつ持続可能な解決策を模索し、「共存」の道を築くことが必要である。そうすることで、環境保護は過激行動から「社会全体の責務」へと移行し、真に意味のある未来が拓けるはずである。

また、エコテロリズムを防ぐためには、政府、企業、市民社会が一体となって持続可能な社会を目指す対話を促進することが重要とされる。教育や政策の改善を通じて、環境問

題の根本的な解決策を模索する必要がある。エコテロリズムを単なる犯罪行為として排除するのではなく、その背景にある正当な環境保護の訴えを理解する姿勢が求められ、エコテロリズムの未来は、環境問題の進展とそれに対する人類の選択によって大きくかわる。過激な行動が環境保護運動全体の進展を妨げるリスクもあるが、持続可能な社会を構築するためには、過激派を含む多様な意見に耳を傾け、共通の解決策を模索する必要がある。

おわりに

私はエコテロリズムを否定する一方で、私は環境問題の深刻さに対して無関心であるわけではない。しかし、その解決には、暴力や破壊ではなく、持続可能な方法が必要とされる。対話や教育、法制度の改善を通じて、すべての人々が環境問題に向き合える社会を目指すべきだ。そして調査を通じて、過激な行動ではなく、建設的な解決策が未来を切り開く鍵であると強く感じた。今回、エコテロリズムについて調べる中で、私はこのテーマの複雑さと、環境問題に対する人々の多様な姿勢に驚かされた。その中でも、私は「どのように問題を訴えるべきか」という問いを深く考えさせられた。過激な行動は確かに注目を集める効果があるが、注目されることと問題が解決することは別の話になる。むしろ、長期的に問題を解決するには、冷静かつ建設的な方法が必要で、具体的には、教育や政策提案、企業や政府との対話を通じて、持続可能な社会を目指すべきだと感じた。

また、平和的な手段こそが未来を作ると私はこの研究を通して学んだ。エコテロリズムについて調べる中で、その背景にある環境問題への強い危機感や絶望感には一定の理解を示しつつも、過激な行動がもたらす社会的な影響や矛盾点があった。目的が正当であっても、暴力や破壊を伴う手段が許されるべきではないと私は考える。特に、エコテロリズムが環境問題への注目を集める一方で、社会に混乱を招き、環境保護運動全体の信頼を損なうリスクを抱えている点で、対立を生むだけではなく、長期的な解決策が遠のく可能性があることを理解した。このテーマを考える中で、私は「どのように環境問題を訴えるべきか」という問いに向き合い、暴力ではなく対話や教育、政策提案といった建設的な方法が必要であり、エコテロリストを否定する一方で、その背景にある訴えを無視せず、社会全体で持続可能な未来を目指すべきだと感じた。

【参考文献・インターネット資料】

BBC (2024) 「日本が引き渡し求める反捕鯨活動家、デンマークが応じず釈放」

<https://www.bbc.com/japanese/articles/cwyp0k35gdlo>

2024年12月5日最終アクセス

Greenpeace (2024) 「【7月は脱プラ月間①】かんたん便利にプラフリー体験！グッバイ」
<https://www.greenpeace.org/japan/press-release>
2024年12月15日最終アクセス

Joanna Poncavage (2013) 「「畜産業界の猿ぐつわ (ag-gag)」法に蝕まれた食品システム」
<https://www.motherearthnews.jp/2013/11/13/how-ag-gag-laws-undermine-our-food-system/>
2024年12月15日最終アクセス

macaron (2022) 「FBIが認定した！エコテロリスト ALF（動物解放戦線）とは」
<https://macaron666.livedoor.blog/archives>
2024年12月15日最終アクセス

WWF ジャパン (2024a) 「絶滅の危機に瀕している世界の野生生物のリスト『レッドリスト』」
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3559.html>
2024年12月15日最終アクセス

—— (2024b) 「EARTH HOUR（アースアワー）2024 Join the Biggest」
<https://www.wwf.or.jp/campaign/earthhour-info/2024/>
2024年12月15日最終アクセス

yh 株式会社 (2024) 「世界にはどんな環境保護団体があるの？団体名と活動内容を」
<https://www.yhg.co.jp/taiyo33/column/世界にはどんな環境保護団体があるの？>
2024年12月5日最終アクセス

阿部治 (2009) 「持続可能な開発のための教育」(ESD)の現状と課題」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsoee/19/2/19_2_2_21/_pdf
2024年12月15日最終アクセス

石川創 (2007) 「南極海で撒き散らされる暴力と、嘘と、環境汚染」『鯨研通信』第435号
<https://www.icrwhale.org/pdf/gpandsea-geiken435.pdf>
2024年12月15日最終アクセス

環境庁 (1992) 「環境白書」

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h04/8268.html>

2024年12月15日最終アクセス

佐賀旭 (2024) 「絵画を襲う「エコ・テロリズム」は是か非か 専門家は報道の問題も指摘」
『週刊朝日』

<https://dot.asahi.com/articles/-/6687>

2024年12月15日最終アクセス

佐々木正明 (2012a) 『恐怖の環境テロリスト』新潮新書

—— (2012b) 「環境テロリスト 日本に続々上陸中 (前篇) 活動家にとって天国の日本」

<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/1769>

2024年12月15日最終アクセス

—— (2012c) 「環境テロリスト 日本に続々上陸中 (後篇)」

<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/1771>

2024年12月15日最終アクセス

野村 康 (2013) 「民主政と越境的直接行動——太地町における反捕鯨活動の批判的考察——」

https://www.jstage.jst.go.jp/article/shes/11/2/11_91/_pdf

2024年12月15日最終アクセス

浜野喬士 (2023a) 「なぜ貴重な美術作品にトマトスープを投げるのか…環境保護団体が抗議活動をテロ化させている本当の理由」

<https://president.jp/articles/-/67763>

2024年12月15日最終アクセス

—— (2023b) 「世界はもうすぐ終わるのに、バカなみんなはわかっていない…環境保護団体がテロ活動に走る根本原因」

<https://president.jp/articles/-/67764>

2024年12月15日最終アクセス

—— (2009) 『エコ・テロリズム：過激化する環境運動とアメリカの内なるテロ』洋泉社

—— (2006) 「エコテロリズム——アメリカ環境運動の現状と歴史的系譜」 『情況 第三期：変革のための総合誌』 7(6) (通号 62)

原田大靖 (2022) 「“自戒”する「エコ・テロリズム」～背後にあるものとその末路とは」
<https://haradatakeo.com/special/自戒する「エコ・テロリズム」-～背後にある/>
2024年12月15日最終アクセス

星川淳 (2007) 『日本はなぜ世界で一番クジラを殺すのか』 幻冬舎

六辻彰二 (2023) 「エコテロリスト」とは誰か——過激化する環境活動家とその取り締まりの限界」
<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/303917d495a481a0d1e0409f36ec624d2d8d4788>
2024年12月5日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

日本語指導の必要性

現場から見た課題と解決策

25W0072 高坂 碧衣

はじめに

私の母が働く学校に、ベトナムの子どもが転入してきた。日本語が流暢ではなく、授業についていくのが大変なため、サポーターをつけて授業を受けているようだ。先生は簡単な日本語や身振り手振りを使って、その生徒とコミュニケーションを取っていると聞いた。子どもの母親も日本語が得意でなく、既に日本に長く住んでいる友人に翻訳してもらうことで、学校からのお便りの内容を理解しているようだ。私が住む地域は少々田舎であり、外国人住民の数は少ないが、ここでさえ生活する上で日本語を必要とする人がいると知った。それならば、ここよりも外国人が多い地域はどんな支援や対策等をしているのだろうかという疑問をもった。

そこで本論文では、日本において日本語指導が必要な児童生徒・外国人について、日本語教室の現状や地域支援の一部を例として、今後日本国内で指導を行っていく上での課題を考察していく。第1章では日本語指導が必要な児童生徒についてまとめる。第2章では愛知県内の日本語支援活動について、名古屋市、豊橋市、豊田市の3か所で行われている日本語支援活動を例に取り上げる。第3章では支援における課題についてまとめる。

第1章 日本語教育の現状

第1節 日本語指導が必要な児童生徒について

2024年6月末の日本における在留外国人数をまとめたデータによると、全国では358万8956人であり、愛知県では32万1041人となっている〔出入国在留管理庁〕。国内の公立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）に通う子どもたちの中で、日本語指導が必要な日本国籍の生徒は、2012年は6171人、2021年は1万688人となっている。外国籍生徒は、2012年の2万7013人から2021年の4万7619人となっている。全体を合わせても1.8倍増加している。〔文部科学省 2024：3-4〕また、国内で日本語指導が必要な児童生徒の都道府県別・学校種別での在籍状況のデータによると、1位が愛知県の1万2738人（小・中・高・特別支援）、2位が神奈川県7298人、3位が東京都4646人となっており、全国的に見ても愛知県が圧倒的に多いことが分かる〔文部科学省 2024：36〕。

第2節 日本語指導が必要な外国人について

第1節では日本語指導を必要としている児童生徒についてまとめたが、日本語指導を求めている層は子どもたちだけとは限らない。そこで、第2節では、同じ日本語指導を必要としている人の中でも児童生徒の親や家族などを含め、日本に住む外国籍住民全体ではどうなのかをまとめていく。

文化庁が2001年3月2日から3月16日までに調査した「日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査」を参考に、日常生活でどの程度日本語が必要であるかを見ていく。調査対象は、全国12地域の日本語教室に通っている16歳以上の男女（在住外国人）600人であり、最終的な回答者数は581人であった。日本語に対する意識として、「地域や家の中で日本語を使っているか」「日本語の使用頻度」「日常生活に必要な日本語の習得状況」の3つについて調査された。

地域や家の中で日本語を使っていると回答したのは約 8 割だったが、滞在期間が 6 か月未満の人は約 6 割、5 年以上の人は約 9 割と、日本への滞在年数が長くなるほど「日本語を使っている」と答える割合が高くなっている。

地域や家の中で日本語を使っていると答えていた約 8 割の人は、職場や家の中でほとんど毎日頻繁に日本語を使っていると回答した。滞在期間 6 か月未満の人は約 4 割、2 年以上 5 年未満の人で半数以上、5 年以上の人で 8 割弱と、こちらも滞在期間で割合が高くなっていることが分かる。

3 つめの質問では、日常生活の中で様々な場面において必要と考えられる日本語を 32 項目挙げ、①簡単にできる、②難しいができる、③できない、④こうした状況の経験がない、以上の 4 段階で調査した。全項目を簡単・難しいを含めた「できる」と答えた人の合計の割合が高い順に並べ、特に「日本語の必要度の高い場面」「つらい思いをした場面」と関連性の高い 12 項目がまとめられた。結果の上位 3 つをあげると、「食料品を買う」が約 9 割、「あいさつをする」と「場所（道順）を聞く」が同率で約 8 割強であった。中でも、とても必要・必要であると答えた場面は「あいさつをする」であった。

そして、日本語の会話や読み書きが不得意な（あるいはできない）ために困ったり、嫌な思いをしたりした場面について 10 項目で質問した結果、病院や近所付き合い、職場などがあがった。日本語が必要なのはあいさつをするとき・日本語ができなくて困るのは近所付き合いという結果から、日本語を使って日本人と交流したいと思っている外国籍住民の割合が多いことがうかがえる [文化庁 2001]。

第 3 節 日本語支援について

第 1 節と第 2 節の情報を踏まえた上で、現在日本に存在する日本語支援にはどのようなものがあるのか見ていこうと思う。

まず一番わかりやすいものでいくと「日本語教室」である。文部科学省が日本語教育施策を推進する上での基礎資料とするために年に 1 度「日本語教育実態調査」を実施している。2023 年 11 月 1 日現在の調査結果を元に見ていく。

国内における日本語教育実施機関・施設等数は 2727 であり、割合として任意団体等が 644 と最も多く、以下、法務省告示機関¹が 634、大学機関が 545、国際交流協会が 338、地方公共団体が 336、教育委員会が 230 となっている。2016 年度の調査との比較では、法務告示機関は約 1.6 倍、任意団体等は約 1.8 倍増加している。うち日本語学習者数は 26 万 3170 人となっており、機関・施設数で一番多かった法務省告示機関だと 12 万 2001 人となっている。

地域別で見ると、機関・施設等数は北海道が 81、東北が 170、関東が 1003、北陸が 125、東海が 340、近畿が 460、中国が 181、四国が 88、九州・沖縄が 279 となっており、一番多い関東の日本語学習者数を見ると、12 万 9234 人となっている [文部科学省 2023:21]。

この結果から、全体的に見ても総人口が多い場所に外国人つまり日本語学習者が集まり

¹ 法務告示機関とは…日本語を勉強している外国人へ「留学」という在留資格を付与して、留学ビザの申請を可能にし、受け入れられる日本語学校等のこと。

やすいことと、国が運営している機関より、任意団体などの法律で定められた組織でない機関が日本語教室の運営のほとんどを占めていることが推測できる。日本語教師はボランティアが約5割と圧倒的に多く、常勤の教師は半分以下の割合であることから、日本語教室の運営はほとんどボランティア団体に頼っていることが分かる。[文部科学省 2023：11]

また、日本語教室に関連して、文化庁によって「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業が進められている。日本語教室が開催されていない市区町村（これを空白地域としている）が2020年11月現在で834であり、その地域に在住する外国人数は149062人となっている。このような地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供するための支援が必要であるとして設立された事業となっている [文化庁 2024]。

第2章 愛知県内の日本語支援

第1節 名古屋市の場合

第2章では、愛知県において、どんな日本語支援が行われているのか、名古屋市・豊橋市・豊田市を例に見ていく。

名古屋市では、日本語支援が必要な児童生徒への支援として、5つの事業・サービスを行っている。1つめは、日本語教育相談センターである。ここでは、日本後指導が必要な児童生徒の学校への受け入れ、学校生活への適応および学習の補助に関する相談窓口の役割を果たしている。電話や来所で児童生徒の就学に関する相談業務を行い、必要に応じて、日本語教室や通級の教室、学校への翻訳および通訳の派遣など案内している。日本語学習の指導例や、日本語学習教材等を学校へ提供することもしている。対応スタッフとしては、日本語学習支援コーディネーターもしくは通訳で、通訳する言語はポルトガル語・スペイン語・中国語・フィリピン語・韓国語・ベトナム語・ネパール語の7言語となっている。

2つめは、初期日本語集中教室の設置である。ここでは、日本語が全く理解できない児童生徒に対して、初歩的な日本語（日常会話・簡単な読み書き）や授業の受け方など、基本的な日本の学校生活習慣についての学習を行っている。授業形態を3つ用意しており、対面の個別指導・対面のグループ指導・遠隔型のグループ指導がある。中でも3つめの遠隔型グループ指導は、この教室を利用する上で必須条件である「保護者による引率」ができない小学生・家や通う学校から教室までの距離が遠く、通級が困難な中学生を対象とし、家からタブレット端末を使用しての指導が行われている。理由があつてやむを得ず通えないとなつてしまいがちな子どもたちに配慮した、非常によい対応であると考えられる。授業料は無料で行われている。

3つめは、日本語通級指導教室の設置である。基本的な日常会話をすることはできるが、授業で使う言葉が分からない児童生徒に対して、学習言語の指導を行っている。教科学習に必要な日本語を学習するための教室が設置されている各学校にて指導している。これも授業料は無料である。

4つめは、母語学習協力員の手配である。日本語指導を必要とする児童生徒が多く在籍する学校に、その児童生徒と保護者の母語を使ってコミュニケーションを行うことができる「母語学習協力員」を配置し、日々の生活や学習面でサポート、学校への早期適応を図

っている。通常の授業の中での母語による学習支援や、別室での日本語個別指導をしている。また、日本語ができない保護者のために通訳や翻訳等を行ったり、希望があればその学校に巡回指導も行ったりしている。

5つめは、日本語指導講師の手配である。日本語指導を必要とする児童生徒が多く在籍する学校へ、非常勤講師を配置し、日本語指導および学習の補充をしている。主に、児童生徒が理解できない日本語表現等の支援や、別室での日本語個別指導を行っている〔名古屋市〕。

第2節 豊橋市の場合

豊橋市では、市役所の多文化共生・国際課において、外国人市民に対して母国語による行政情報の提供を充実させるために、ポルトガル語・英語などで対応する職員や国際交流員を配置し、通訳や翻訳業務にあたっている。行政相談や生活相談を通して、外国人市民との共生のまちづくりに努めている。また、地域ごと各校区の防災マップの英語・ポルトガル語版もホームページに掲載されており、防災面でもサポートを行っている。

公立小学校に入学予定の外国にルーツを持つ子どもたちに対しては、無料でプレスクール事業が行われている。子どもたちが学校生活に早く慣れるよう、入学前の一定期間、日本語の読み書きや会話、学校のルール等の指導をするもので、希望があれば、保護者も一緒に参加可能だ。2023年は申し込み人数が63名、2022年は56名と、多くの人がこの取り組みに関心をよせ、参加している〔豊橋市市民協創部多文化共生・国際課 2024a〕。

このプレスクール事業とは別に、日本語教室も3つほど開かれている。グループレッスンもしくは個人レッスン、誰でも参加できる教室と、7歳以上の子どもが対象の教室など、場所によって様々である。

さらに、豊橋市では年に2回ほど、「外国人市民会議」が行われており、施設見学や行事の参加等を通じ、多文化共生施策に関する様々なテーマについて意見交換がされている。2023年には日本語教室についての会議が開かれた。2024年に改定する豊橋市多文化共生推進計画において、新たな取り組みである「日本語教育の推進」をテーマに、豊橋市の考える日本語教室について説明された。その後の意見交換で、日本語を勉強するときに大変だったことや、外国人の視点から見た日本語教室の在り方について話し合われた。

豊橋市の考える日本語教室の対象は豊橋市に住むすべての外国人市民で、初めて日本語を勉強する人向けかつ日本人との交流ができる教室であることがイメージされている。そして、市内の事業者と協力し、仕事で使う日本語を勉強できる教室も開設できるよう考えていくのが豊橋市の方針であった。

意見交換では、「①どのように日本語を勉強したか」「②日本語を勉強するときに大変だったことは何か」「③新しい日本語教室では日本人と話しながら生きた日本語を勉強していくことを想定しているが、これについてどう思うか」「④豊橋市にどんな日本語教室が必要だと思うか」の4つについて話し合われた。

①は、「仕事を通して勉強した」「市内の日本語教室で勉強した」「中学生新聞を読んで勉強した」という結果であった。1つめと3つめの回答からも、日本語教室に通って学んでいる人より、独学で学ぶ人が多いことがうかがえる。

②は、「子どもがいるので教室に通うのが大変だった」「教科書で勉強した日本語と、実

際に日本人が使っている日本語が違った」「日本人はとても早口だった」「日本語が話せなくてつらかった」という結果であった。勉強がしたくてもできない環境にいた、もしくは勉強しても日本人に通じないことに苦労していると分かる。

③は、「教室で勉強する日本語と実際に使われている日本語は違うので、生きた日本語を勉強できるのは良い」「勉強をしても実際に使う場面がないと日本語能力は伸びないので、交流型だといい」「教科書を今の時代に沿った内容にするなど新しいものを使ったほうがいい」という結果であった。ただ外国人が集まって座学するより日本人と交流して実践することを求める人、実際に・すぐに使える日本語の知識を求める人が多いことが分かる。

④は、「毎日通える教室」「オンラインで受講できる教室」「子どもから大人まで通えるような年齢に関係ない教室」「レベル1、2のように自分に合ったレベルを選べる教室」「あとから繰り返し見られるようにビデオ配信をする」「日本語を勉強するだけでなく、情報交換や相談ができる場所でもあるといい」という結果であった。やはり簡単に通える環境でなかったことから、近場であったりオンラインであったり、忙しくても通い続けることができるような教室を求めていることが分かる〔豊橋市市民協創部多文化共生・国際課2024b〕。

第3節 豊田市の場合

豊田市は、地域の日本人住民と交流でき、日常生活を営むために最低限必要な日本語能力を習得できるよう「とよた日本語学習支援システム」の普及に取り組んでいる。このシステムは、名古屋大学を中心として外国人集住地区の人々や企業、NPO 法人など様々な関係者の協力のもと、2008 年度から構築に取り掛かり、2010 年度より運用が開始されている。日本語教室を開設したい人への支援、既存の日本語教室への運営支援、日本語を学びたい外国人への支援、日本語教室で外国人と一緒に楽しく会話をする日本語パートナー（ボランティア）の募集など、現場での取り組み・支援を実施している。教室の開講・運営は①日本語を全く聞く・話すことができないが日本語を学習したい外国人が5名以上いる、②依頼者の周りに、日本語の会話パートナーとして教室に協力してくれる日本人がいる、③地域（企業内）のコミュニケーション向上のために日本語教室を開催したい、また、とよた日本語学習支援システムによる支援修了後も日本語教室を継続する予定があるという条件に当てはまる人を支援対象としているものの、当てはまらない人も相談できるようになっている。また、条件により開講・運営をほぼ無料で行うこともできるそうだ。

このシステムで運営される教室では、日本語による交流を通して、外国人が「周囲の支援に基づいて基礎的な社会参加が日本語で行える」レベル（要支援段階）に到達するまでの学習支援と、日本人が「日本語がまったくできない外国人」（未学習段階）や「限られたことばでしか意思疎通ができない外国人」（基礎段階）に対するコミュニケーションの在り方が提案されている。そのため、基礎的な社会行動が日本語で行えるレベルまで上達することを目標とし、e ラーニングが行われている。このコンピュータ教材は、「市役所」「病院」「学校」等における日本の社会の仕組みと、そこでの会話の両方が同時に学べるように設計されている。文字（ひらがな・カタカナ）や履歴書の書き方も練習できるようになっている。

また、この教室はクラス開講前に、インタビュー試験と筆記試験からなるテストを受け、

0 または 1 レベルに該当する人が対象者となり、2 レベル以上の日本語能力をつけることを目標としている。0 レベルは未学習段階で、挨拶や名前程度は分かるが、日本語を話したり聞いたりすることができない人が該当する。1 レベルは基礎段階で、自分の住んでいる町の名前・電話番号・時間・値段などの限られた単語を理解すること、話す・書くことができる人が該当する。2 レベルは要支援段階で、周囲の支援に基づいて、場所を聞くなど簡単な質問であれば単語で答えることができたり、分からなければ聞き返す・ゆっくり話すよう依頼することができたり、自分の身の回りの社会参加が日本語で行える人が該当する。3 レベルは自立段階で、質問に文章で答えることができる・家族について説明したり、人と会う約束をしたり、簡単な感想を述べるなど、自分で自分の身の回りの社会参加が日本語を用いてできる人が該当する。4 レベルは拡大段階で、自分の経験や出来事などまとまった話ができる・相手に対して説明を求めたり、質問したりするなど、より多くの領域で日本語を用いてコミュニケーションができる人が該当する。5 レベルの深化段階・6 レベルの熟達段階になると、効果的なコミュニケーションや、より抽象的な議論が日本語を用いてできるようになった人が該当する。学習者は、相手のことを知ろうという態度、自分のことを伝えようとする態度、コミュニケーションを継続しようと努力することが求められる。そのためにも、言語習得・人間関係を築き、地域の情報も得て、その関係を維持していくという観点から、継続的に出席することが期待される。日本語パートナーは、日本語教育の専門知識を持っている人ではない。日本語を教えるのではなく、学習者と日本語で交流することによって彼らの日本語学習を支援する。同時に交流を通して、外国人にとって分かりやすい話し方を身につけていく。学習者同様、相手のことを知ろうという態度、自分のことを伝えようとする態度、コミュニケーションを継続しようと努力することが求められる [とよた日本語学習支援システム 2024]。

第3章 今後の方向性

第1節 日本語支援における課題

日本語支援を行っていく上で、良いことはあるがその反面、課題も見えてくる。

1 つ目はボランティアに頼っていることで発生する人材不足問題である。第1章で述べたとおり、日本語指導が必要な生徒の在籍数は愛知県が一番多い。その子どもたちが日本語教室に通うとなると、指導者が足りなくなってくる。それを解決するために、愛知県では 2022 年から、中部の経済団体が企業からボランティアを募り、人材不足に悩む県内の日本語教室にボランティアを派遣している。これは、ボランティアはやってみたいものなかなか踏み込めない人がやるきっかけになり、子どもたちにとっても、日本語を教わる中で、働くことへの憧れや親近感、社会への興味をもつきっかけとなるだろう [CBCnews 2023]。今や日本語教室は、ただ外国籍の子どもたちや日本語が不自由な人たちに日本語を教える場所ではなく、地域住民や企業など、社会との接点をもつ拠点となりつつあるのだ。

2 つめは教育・青少年問題である。問題としては、公立学校に通うはいいものの、ことばの壁や生活習慣の違いにより学校生活に馴染めない、日常会話はできても学習言語が身につかないことがあげられる。外国人の学校に通って母語を保持し母語の教育制度に基づ

いて教育を受けさせようと思っても、多くは日本国内で私塾扱いになる上、高い学費の支払いの必要性により不就学となることもある。また、学校側だけでなく、親の将来設計（日本に永住するのか・母国に帰国するのか）が不明であったり、仕事に精一杯で子どもの教育に無関心であったりするなど、保護者側の姿勢にも問題がある〔豊田市：6-7〕。

3つめは保険・労働問題である。日本に来る外国人で日本語支援を必要とするのは子供だけではない。就労を目的として来日した外国人は、来日直後から工場等で働くことが多く、「危険」「さわるな」等の日本語が分からず労災にあう可能性がある。また、派遣労働という不安定な雇用形態であることはよく聞く問題だが、社会保険加入といった本来契約時に保障されている権利について知らない、あるいは知っていても制度が利用できないといった問題が生じる可能性もある。さらに、言葉が分からないからと医療機関から足が遠のき、命に係わる症状であっても重症になるまで病院へ行かない・本来受けるべき乳幼児健康診査等の受診率が低いなど、適切な医療処置を受けられない場合もある〔豊田市：6-7〕。

4つめはコミュニティ問題である。意思疎通に必要な日本語能力が足りないために地域生活に必要な情報が得られず、ゴミ出しや騒音、違法駐車など生活習慣の違いから近所とのトラブルが起こることも少なくない。このようなトラブルは、外国人と近隣住民の人間関係の構築を妨げるだけでなく、日本人側の偏見・差別を生む可能性もある。また、外国人同士で集住してしまうことで日本語を話さなくとも生活でき、日本人社会に馴染めなかったり、日本人から治安悪化を懸念され、一部の人の犯罪により外国人全体が悪く見られたりする可能性もある〔豊田市：6-7〕。

第2節 課題を解決するには

これらの問題は、「ことばの壁」が解消されたとしても、全てを解決できるわけではない。外国人が日本社会で一般的だと考えられている日本語能力、習慣、マナーを身につけたり、多言語による情報提供や日本語教室によって「情報の共有」が可能になったりしたとしても、様々な社会制度、法律がこれまで外国人の存在を考慮せず作られてきたために、情報を共有するだけでは解決しきれないことがある。では、この問題を解決しようと思ったら、どのような対策が必要になってくるのだろうか。名古屋大学の留学生センターが2008年に行った調査結果をもとに、解決策を考えていこうと思う。

まず「外国籍住民は就業者とどの程度日本語によるコミュニケーションの機会があるか・どのようなことについて話すか」という質問をしたところ、6割近くの人が1か月に1回程度しか機会を持っておらず、その半数近くは日常的な挨拶しか行っていないことが分かった。一方で、企業においては8割以上の人が、毎日あるいは1週間に1回程度は外国人就業者と日本語によるコミュニケーションの機会を持っている。しかし、2割弱が日常的な挨拶、3割弱が簡単な作業や注意といった定型的なコミュニケーションに限られている〔国立大学法人名古屋大学（留学生センター）：12-13〕。

外国人と受け入れ側の関係者との相互理解を深めるためには、この定型的なコミュニケーションだけでなく、お互いの生活や仕事について話す機会を持つ人の割合が増加できるシステムを考える必要がある。地域住民や就業者がお互いについて話すためには日本語能力の向上が求められ、それにより解決できる課題は「回覧板など地域の連絡」「地域の親睦活動・清掃活動への参加」などがある。また、能力の向上により、違法駐車・騒音、ゴミ

の出し方や自治区・自治会への入会などの解決へのきっかけになる可能性がある。そのためには、交流会や日本語教室の開設、地域・会社に専門の相談員を配置したり、掲示やお知らせを多言語対応にしたりすることが必要であるという結果が出ている。しかし、現状でこの施策を進めていくと、挨拶や簡単な単語でのコミュニケーションも通訳や翻訳に頼る人が増え、担当者が多忙になり、本当に必要な業務にける時間が減少するだけでなく、日本語が出来ない外国籍住民と日本人との分離、二極化が進む可能性を指摘する声も数多くあがっている [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 22]。

外国籍住民の現状として、学習継続の困難さが挙げられる。日本語を学習していない、継続することができない理由として、「勉強する時間がない」「場所を知らない」というものがあつた。現在日本語を学習している外国人であっても、その多くが独学で学んでいるということからも、学習時間・環境の確保の困難さを示している。外国人集住地区に住んでいる外国人は日本語を話せなくても生活・仕事ができるため、日本語学習の必要性を感じていないのではと思われがちだろう。しかし、実は8割以上の方が日本語学習を希望しているという結果がでている。 [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 26]

では、どのような環境であれば、日本語の学習を容易に始められ、継続していけるのだろうか。アンケートの結果として、「住まいの近くの日本語教室」で「週1回2時間程度」であれば学習可能だという人が多く見られた。学習目的としては、「生活を便利にするため」「日本人との交流」「子供の教育や家族のため」というものがあつた [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 26-28]。運営側は、生活環境やニーズに合った学習内容を提供し、日本人との交流が行える日本語能力を育てる場所として、日本語教室を設営していくことが求められる。

第3節 外国籍住民の考え

このような問題を解決していく上で大切なのは、当事者たち、つまり外国籍住民の思いや現状を知ることである。

前述の名古屋大学の調査報告では、「問題解決のために日本人にも知ってもらいたいことは何か」という質問に対し、「外国人に通じやすい日本語の話し方」「わかりやすい日本語表現について」などが挙げられた。「問題を解決していくために、地域や企業でどのような対応が必要だと思うか」という質問に対しては、「日本語教室の開設」「掲示・お知らせなどの多言語対応」などが挙げられた。地域に在住したり、就業したりしている外国人との多文化共生社会を実現するため、多言語サービスや相談員の充実を図るとともに、「交流の要素を兼ね備えた日本語教室」を開設していくことが求められていると考えられる [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 30-31]。

外国籍住民の日本語使用状況 (一般項目) の調査結果の上位3つは、「朝、日本人の知り合いと会ったときあいさつする」「カタカナで自分の名前を書く」「カタカナで書かれた文字が自分の名前かどうかわかる」であつた。日本語使用状況の調査結果 (保護者項目) においての上位3つは、「通知表を見て子供の学習状況を理解する」「学校・保育園に提出する書類に名前など必要事項を書く」「子供の時間割の科目名を読んで理解する」であつた。しかし、日本語に接触することが「あまりない」「まったくない」と回答している人が約半数もいることから、子どもが保育園や学校に通っていない、通っていても通訳などに頼っ

た情報交換しかしていない人が多いことがうかがわれる [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 33-34]。

外国籍住民の日本語使用状況 (地域コミュニティに関わる私的領域) においての上位3つは、「ファーストフードで店員の質問に答え注文する」「会合などで席を立つ (立ち去る) とき、あいさつをする」「掲示板の内容を人に尋ねて理解する」であった。日常的に日本人住民と接する機会が比較的少ないからか、ファーストフード店での注文以外、全般に日本語使用頻度が低めであった。3割程度ではあるものの、掲示板や回覧板について周囲に聞いたり、買い物や病院について尋ねたりすることがあると答えた人もおり、日本語ができるようになる人が増えれば、この割合もさらに高くなるだろう [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 35-36]。

外国籍住民の日本語使用状況 (就業者に関わる職業領域) においての上位3つは、「機械が突然動かなくなったことを伝える」「日本人の上司からの仕事上の簡単な指示を理解する」「作業で使う道具や部品の不足を伝える」であった。企業内で使われる日本語は、就業中の作業内容に関するものが多い。日常生活で日本語をあまり使わなくても、仕事では日本語で指示されることが多く、機械の故障や品物不足などの必要事項を決まった言葉で伝えることができるような場面が多いことがうかがわれる。「職場内に貼ってある簡単な注意書きなどを見て理解する」という回答が6割以上あることから、文字の認識に関わる活動が必要な人が多くいることがわかる。日常生活よりも職業の領域において、頻繁に日本語が使用されている。もし、日本語が理解できず指示通りに行動できないと、業務上の大きな損失につながったり、身の安全に関わる重大な問題になったりする可能性もあるため、企業で働く住民にとって、日本語は非常に重要であることがわかる [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 37]。

そして、外国籍住民自身が出来るようになりたいことについて質問した回答として多かった3つは、「薬の袋を見て飲み方がわかる」「住所をひらがな漢字で書く」「クリスマスや年賀状などに短いメッセージを書く」であった。使用頻度の調査ではそこまで高いわけではなかったが、読み書きができるようになりたいという希望は大きいと分かる [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 39]。

保護者視点で出来るようになりたいことを聞くと、「学校・保育園に提出する書類に名前などの必要事項を書く」「子どもの連絡ノートに子どもが学校・保育園を休むことを書く」「学校・保育園でのイベントの説明会で先生の説明を理解する」が挙げられた。子どもの保育園や学校での様子を知ったり、教師との連絡をスムーズに行ったりすることは、親としてぜひともできるようになりたいことであるとうかがえる [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 40]。

また、「子どもの友達の日本人親と交流する」は、経験の頻度でも能力でも最も低い項目であったが、希望としては5番目に高く、親同士のコミュニケーションが図れば、そこから多くの情報を得ることができ、子どもの親として安心感が得られる可能性は高いだろう [国立大学法人名古屋大学 (留学生センター) : 40]。

おわりに

本論文では、日本語指導が必要な児童生徒、特に愛知県の日本語支援を例に取り上げてきた。全国を含めて見ても愛知県内の外国籍住民の割合が多い分、日常生活や仕事などさまざまな場面で日本語を必要としている人も多いことが分かった。そして、彼らが支援を受ける上で、ただ日本語が学べればいだろうと一方的に考えず、実際に使う場面を考えた日本語を教えていくことが求められていることも分かった。

年々外国籍住民が増えていくこともあり、近所付き合いの関係だけでなく、仕事場にも外国人従業員がおり、日本で生活していくために日本語を必要とする人も比例して増えている。そんな中、日本語教室や相談所などを開設したものの、時間がない・場所が分からないなどの理由から、教室に通うのを諦めて自分で勉強せざるを得ない人がいるのも事実であった。今後は、日本語教室の場所を自宅もしくは職場の近くに作る・地域住民との交流を通し、日本語教室の存在も含めて情報交換するなど、今まで独学で勉強してきた人たちがもっと通いやすい場所を作っていく必要があると考える。

この論文をきっかけに、グローバル化が進む現代日本で、日本語支援を行っていく上での社会的な重要性を再認識し、愛知に限らず日本全体で日本語支援や外国人サポートが当たり前に行われるようになることを願う。

【参考文献・インターネット資料】

CBCnews (2023)「全国一“日本語指導が必要”な外国籍の子どもが多い愛知県 日本社会のためにも必要な「日本語教室」の現状とは？」

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/cbc/610696?display=1>

2025年1月19日最終アクセス

国立大学法人名古屋大学（留学生センター）(2008)「外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査委託調査報告書 [平成19年度豊田市委託]」

<https://www.tia.toyota.aichi.jp/jp-site/wp-content/uploads/2021/04/>「外国籍住民の日本語学習における実態等予備調査委託-調査報告書 [平成19年度豊田市委託]」名古屋大学 (2008).pdf

2025年1月19日最終アクセス

出入国在留管理庁 (2024)「令和6年6月末現在における在留外国人数について」

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html

2025年1月19日最終アクセス

豊田市 (2021)「とよた日本語学習支援システム ガイドライン」

<https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shogaigakushu/bunka/1003583.html>

2025年1月19日最終アクセス

とよた日本語学習支援システム (2024)「支援内容」

<https://www.tia.toyota.aichi.jp/jp-site/support/>

2025年1月19日最終アクセス

豊橋市市民協創部多文化共生・国際課（2024a）「外国人住民と共に生きる取組」

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7413.htm>

2025年1月19日最終アクセス

——（2024b）「令和5年度第1回豊橋市外国人市民会議～新しい豊橋市の日本語教室について～」

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/45578/第1回外国人市民会議報告書.pdf>

2025年1月19日最終アクセス

名古屋市（2024）「日本語指導が必要な児童生徒への支援」

<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000124191.html>

2025年1月19日最終アクセス

文化庁（2024）「「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha_kuhakuchiiki_jigyoo/pdf/94029901_01.pdf

2025年1月19日最終アクセス

——（2001）「日本語に対する在住外国人の意識に関する実態調査」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_jittai/zaiju_gaikokujin.html

2025年1月19日最終アクセス

文部科学省（2024）「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00006.htm

2025年1月19日最終アクセス

——（2023）「国内の日本語教育の概要」

https://www.mext.go.jp/content/20241101-mxt_chousa01-000038170_02.pdf

2025年1月19日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

性的指向・性自認（SOGI）ハラスメントとは

アウトィング問題を中心に

25W0087 佐藤 礼菜

はじめに

レズビアンである中学時代の同級生が何者かによるアウトティングにより、退学にまで追い込まれた身近に起きた事件をきっかけに、性の在り方や SOGI ハラスメント¹について関心を持つようになった。以後その友人とは連絡が取れなくなった。人間不信に陥るなど精神的ダメージを受けていたことを知り、アウトティングの恐ろしさを痛感した。また、就労先では女性らしい服装をした男性がおり、トランスジェンダーだと噂がたっていた。しかし、本人の口からは、「ただ女性らしく可愛い服装が好きだけで、女性と結婚をしていて子供がいる」とクロスドレッサー²である事をカミングアウトされた。見かけだけで判断をされ、トランスジェンダーであると誤った認識をされることに非常に悩みを抱えていた。その経験から性に関する悩みを抱えている人に焦点を当てた研究を行う。

アウトティングの先行研究はあるが、一般社団法人社会的包摂サポートセンターの「性的指向や性自認を本人の同意なく暴露する「アウトティング」被害の相談が、2022年度までの10年間で1354件に上ることを同センターが全件を対象に集計したのは最初である」というデータに限られている。このようなデータから学校や職場などの至る所で起きているアウトティング被害を減らすには、どう対応すべきかよく考える必要がある。

研究をするにあたり、アウトティングを中心とした SOGI ハラスメントの現状を理解し、問題点を明らかにするとともに、どうすれば問題点を解決できるのか解明することを目指す。SOGI ハラスメントの現状、学校、職場での SOGI ハラスメントを減らすための具体的方法の検討、ハラスメント被害事例をもとに事件の原因と問題点や企業で実施されている対策とその効果を明らかにする。

第1章では、SOGI ハラスメントとアウトティングの違法性、第2章では2021年に一橋大学で起こった一橋大学アウトティング事件とその他の学校で起きたアウトティング問題、第3章では企業で実施されている SOGI ハラスメント対策と実態についてまとめる。

本研究により、本人の同意を得ずに性別暴露をされた被害が身近な職場や学校で起こり、被害が絶えまなく続いていることを認識し、無意識に当事者を傷つけていないか、社会での LGBTQ+との関わり方について理解してもらう意義を持つ。世間の LGBTQ+への理解を得ることで、アウトティング被害だけでなく様々な SOGI ハラスメント被害を減らし、働きやすい職場環境が整い、改善されることが期待される。

第1章 SOGI ハラスメントについて

第1節 SOGI ハラスメントとは

第1章では、アウトティングを中心とした SOGI ハラスメントについて述べる。

¹ ハラスメント (harassment) とは、相手に不快感を与える「いじめや嫌がらせ」によって、被害者の就業環境を悪化させる行為全般のこと。暴力などの身体的な行為のみならず、暴言や無視といった精神的なダメージを与える行為もハラスメントにあたる [ALL DIFFERENT]。

² クロスドレッサー (CD : cross dresser) とは、生まれ持った性別とは異なる装いをする人のこと。日本語で「異性装者」と表現されることもある [MIRASUS]。

SOGI ハラスメントとは、Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉である。「性的指向」とは、恋愛や性愛の対象がどのような性に向いているかあるいは向いていないかということを示す言葉である。例えば、恋愛や性愛の対象が同性に向いていれば同性愛者、異性に向いていれば異性愛者である。「性自認」とは、自己の性別をどのように認識しているかということである [東京弁護士会]。似たような用語で「LGBT」とあるが、SOGIとは大きく意味が異なる。「LGBT」は一部の人に該当するが、「SOGI」は全ての人が当事者になる。日本では、まだ馴染みのない言葉ではあるが、国連の正式文書では「LGBT」ではなく「SOGI」という言葉が使われている。

SOGI ハラスメントは、

1. 差別的な言動や嘲笑、差別的な呼称
2. いじめ・無視・暴力
3. 望まない性別での生活の強要
4. 不当な異動や解雇、その他不利益取り扱い
5. 性的指向や性自認について本人の許可なく公表すること（アウティング）

の5つに部類に分けられる。

初めに、「差別的な言動や嘲笑、差別的な呼称」の具体的内容として「あの人絶対オネエだよ」「男か女かどっちなの？」などといった性別固定観念に合致しない外見や言動を嘲笑う発言や「LGBTはいらない」「LGBTを受け入れない自由もある」などのLGBTの存在を否定する発言が挙げられる。悪意のある差別的言動だけではなく、無意識のうちに偏見や差別的な発言にも注意しなければならない。例をあげると、男性に「彼女はいるの?」といった質問は、異性愛者であることを前提としている。いじめや暴力は性的指向や性自認にかかわらずハラスメントとして問題となる。また、職場や学校で、自認する性別ではなく、望まない性別での生活を強要されるケースが多くみられる。出生時に割り当てられた性は女性だが、性自認は男性である人が、女性のスカートの制服の着用を強いられるなどといった自認する性別での生活が制限されてしまうケースである。「身体と心の性が一致していない」などの理由で不当な解雇や異動、入学拒否をしたケースも存在している。身体は男で心は女の人が、上司から前例がないという理由で身だしなみを変えなければ異動だと脅されたケースがある [なくそう!SOGIハラ実行委員会]。アウティングに関しては、第2節で扱う為、省略する。

これらのようなSOGIハラスメントは、悪意はなくとも全てハラスメント行為に値する。SOGIハラスメント自体を単独で規制したり罰したりするものはないが、ハラスメントを規制する制度が確立されている。

セクシュアルハラスメントに関しては、2013年職場におけるセクハラには同性に対するものも含まれることが明記された。また、2017年に改正されたものは、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず対象となることも明記された。続いてパワーハラスメントについては、2019年5月に労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止指針において「相手の性的指向や性自認に関する侮辱的言動」及び「労働者の性的指向・性自認等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること」がパワーハラスメントの例として規定された [労務行政研究所]。ハラスメント全般の改正が進んでいる現状だ。

SOGI ハラスメントに関して裁判となった例を1つ取り上げる。S社で起きた性同一障害社者解雇事件である。戸籍上は男性だが、性同一性障害と診断され、ホルモン療法により、精神的肉体的に女性化が進んでいたXが、女性の服装での勤務と女性用トイレ、女性用更衣室の使用をYに申し出た。申し出は認められず、Xが女性服で勤務を続けたことにより、YがXを懲戒処分した事例である。女性の容姿で勤務したことで何度も自宅待機を命じられ、入社することが出来なかった時期もあった。

Xは性同一障害であり、Yから男性としての行動を要求され、女性としての生活を制御され、精神的苦痛な状態であった。Yは企業秩序や業務遂行上、何らかの支障をきたすとは認められず、懲戒処分を権利の汎用として無効とした。また、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認と裁判所はS社に賃金の支払いを請求した〔一般財団法人女性労働協会〕。

この事例は、SOGI ハラスメントの分類の「望まない性別での生活の強要」「不当な異動や解雇、その他不利益取り扱い」に該当している。懲戒処分を無効にすることは出来たが、Yの処分については明記されていない。法律がないため、SOGI ハラスメントに該当したところで、相手を刑事罰で罰することが出来ない現状である。暴力行為の発生や、被害者が精神的な病になるなどのケースは、慰謝料の請求や刑法で相手を処罰されることがある。このことから、SOGI ハラスメントに対する明確な刑事罰が与えられる法律の整備や社会全体でLGBTQ+の権利を守る必要がある。

第2節 アウティングについて

アウティングとは、LGBTQの性的指向や性自認を、本人の了解を得ることなく勝手に暴露する行為のことである〔契約ウォッチ〕。「アウティング」という言葉は、2015年一橋大学アウティング事件をきっかけに一般的に知られるようになったが、どれほどの認知度があるのか。

厚生労働省の調査データの性的指向・性自認に関連する言葉の認知（性的マイノリティの知人がいないシスジェンダー³の異性愛者の回答）〔厚生労働省 2024:218〕によると、84.3%が「アウティング」という言葉も意味も知らないと回答した。言葉も意味も知っている人は、わずか6.7%のみの回答であった。性的マイノリティの知人がいるシスジェンダーの異性愛者における認知状況は、言葉も意味も知っている人は15.4%である。「アウティング」の認知度は、全体的に低い傾向であることがわかる。「カミングアウト⁴」は、アウティングとは異なり、8割近くの人が認知し理解度が極めて高い。カミングアウトを理解し、アウティングを理解していない人が多いという結果だ。しかし、アウティングという言葉を書く機会は非常に少なく、一橋大学アウティング事件以降、表立った大きなニュースはなく、若い世代への認知は非常に低いように考えられる。

³ シスジェンダー (cisgender) は、出生時に割り当てられた性別と自認する性別 (性自認) が一致し、それに従って生きる人のこと。トランスジェンダーではない人のこと [PRIDE JAPAN]。

⁴ 自らの性的指向や性自認を自身の意志で他者に伝えること。ゲイの間で用いられていた「クローゼットの中から出て来る (coming out of the closet)」というスラングがLGBTQコミュニティに浸透し、世界中に広まり、定着したもの [PRIDE JAPAN]。

「アウトティングは絶対してはいけない」という認識はあるが、どのような場面がアウトティングに該当するのか、アウトティングが例外に認められることはあるのかなどの「線引き」に関して曖昧な印象がある。どのような「場面」がアウトティングにあたるのか、あたらないのかという問題である。「本人の同意」があるか否かが非常に重要であり、同意がある場合には、ただの情報共有となりアウトティングにはならない。同意がなければ「暴露（アウトティング）」となる。いくら善意であろうと、暴露された本人が不利益を受ける可能性がある。悪意や善意という意図的な部分は一切関係ない。このように「意図」を一切問わず、本人の同意の有無と不利益を受ける可能性が最重要となる [松岡 2021a：258-265・284]。

2020年12月、保育園に通う園児が、性別違和について本人の同意なく市のウェブサイトに掲載されたとして、両親が情報の削除を求め、提訴した事件である。「保育園評価書」に名を伏せてはいるが、「今年度4月に入所した4歳児が、自分の身体の性に違和感を覚える訴えをしたことをきっかけに、11月に受診された」という内容が書き込まれた。入園した年月、年齢の掲載がある為、個人の名前は伏せていようと、分かる人には分かってしまう記載内容であり、本人の同意以前の問題である。個人の名前を特定できてしまうような内容もアウトティングにあたる可能性は熟知しておく必要がある。それほど「アウトティング」の線引は複雑かつ世間の認識に違いが起りそうな問題である。母親は社会全体で問題意識を持ってほしいと考え、2020年12月25日に大津市を提訴した。市は2021年1月18日に当該部分を削除し、「園児が限定されるような表記があり、非常に申し訳なく、保護者におわびしたい」と謝罪した。母親は、2021年1月28日に提訴を取り下げた。母親は2021年2月4日、いじめ防止対策推進法の重大事態に準じた調査検証や再発防止策の検討を市に申し入れた。市はいじめがあったと認めていたものの、いじめ防止対策推進法の対象が小学生以上であることから、「年齢上、いじめに当たらない」などとして調査しなかったという。市は2021年11月に謝罪し、報告書を提出した [新谷]。

海外では80以上の国でLGBTに関する差別を禁止する法律が整備されており、G7でこうした法整備がされていないのは日本だけだ。さらにOECD諸国のうち、LGBTに関する法整備状況を比較すると、35カ国中34位だという。G7のイタリアでは、雇用における性的指向に関する差別を禁止、他5カ国では刑法でLGBTの差別を禁止している [松岡 2020a]。日本は、未だそれらのような法律が一切整備されていない状況である。次期首相の石破茂は同性婚の法整備に前向きで、「世の中にLGBTの方々が相当数いる。同性婚が認められないことで不利益を受けているとすれば、救済する道を考えるべきだ」と発言している [TBS ラジオ]。

しかし、LGBT差別に関する禁止条例は進んでいるが、アウトティングの禁止はなぜ進まないのか。アウトティングを禁止したとしても、その背景にある非異性愛者と異性愛者との性的指向に対する認識のズレは解消されない。罰則化されることにより、異性愛者と非異性愛者の間の溝は深まり、性的指向に対するズレが広がっていくのではないか。アウトティングを直接的に禁止し、罰則が与えられる条例が無いのであれば、アウトティングを引き起こす前に、カミングアウトを受けた際に正しい対応を取ることで、アウトティングに繋がりにくく、被害を最小限に抑えることが出来るのではないか。まずは、相手に寄り添い、思いを受け止めることが大切である。関係性や信頼度によって、カミングアウトをした人が、カミングアウトをすることの目的は異なる。「打ち明けることで気持ちを楽にしたい」「関係性を深めた

い」「相談相手になってほしいから」など何を望んでカミングアウトをしたのか目的を理解する必要がある。また、どこまでの範囲で他者に話してよいか、確認を取らなければならぬ。カミングアウトをされた時点である程度の信頼を得ている関係性であることを理解し、まずはカミングアウトしてくれたことに対して感謝を伝えることが非常に大切である。

第2章 学校におけるアウトィング問題

第1節 学校におけるアウトィング被害事例

第2章では、一橋大学アウトィング事件を筆頭に学校でのアウトィング被害をいくつか挙げ、学校においてアウトィング被害が発生する要因について、アウトィング問題やLGBTQ+について学校はどのように考えているのか各々の学校の方針や厚生労働省の取り組みを示し、追究する。

同性愛を理由に差別され、強い偏見を持った教師にアウトィングされ、学校と家のどちらの居場所も失った女性の被害例がある。

Eは、仕事の関係で海外に住む両親のもとに生まれた。高校入学を期に単身帰国し、地方の私立高校に入学した。住んでいた外国では同性婚が可能であった。クラスの友人に話の流れで女性と付き合っていることを伝えたが、「別に良いんじゃない」と受け入れられたという。しかし、次の日の学校で教員に呼び出され、指導室には教員と校長が「あなたが同性と付き合っているということが噂になっています。これは本当なの?」「それは不純な交際だから」「普通じゃないよ」と言われたという。更にEの教師が規範意識の高い親戚の家に電話で事実をアウトィングしていた。

アウトィングをされた以上、Eは家に帰ることが出来ず、しばらくカプセルホテルで寝泊まりせざるをえなかった。親戚は、学校に「どうにかしてほしい」と言っていたようで、Eを助けてあげてほしいという意味合いではなく、別れさせてほしいという意味合いであったのではないかとEは語る。そうでなければ、学校側は酷い言葉をぶつける必要はないからだ。両親に連絡すると迷惑がかかると考え、Eはその後も帰宅せずにカプセルホテルで生活を続けていた。信頼できる友人や味方をしてくれる先生がいたことから、学校をやめず無事に卒業することが出来た。しかし、「同性愛が他の生徒にうつるから」という理由で、教師はクラスでの集団授業からEを排除し、個別授業を強制し、部屋割りを勝手に決めるなど、アウトィングに加え、極めて劣悪な差別行為だ [松岡 2021b]。

Eのインタビュー記事では、教師以外からの差別行為については特に言及がない。友人にアウトィングをされ、学校中に広まったとしても、教師があたたく受け入れ、無許可で親戚に暴露さえしていなければ、Eの学校生活は大きく変わっていただろう。家にも帰れず、働き詰めで宿泊代を稼いでいたのだから、学力は向上せず、卒業後の進路選択も大きく変わったであろう。友人や教師のアウトィング、差別的発言や言動は、Eの人生を大いに壊した。

アウトィングという行為の恐ろしさを分かっていただけたであろうか。アウトィング被害の相談件数は平均して毎年100件近い [Web 労政時報]。年々減少傾向にはあるが、調査結果のみには留まらず相談出来ずに抱え込んでいる当事者も多く存在している。学校や職場などの至る所で起きているアウトィング被害を減らすには、どう対応すべきかよく考える必要がある。

第2節 一橋大学アウトティング事件

2015年8月24日、ゲイセクシュアルの一橋大学の法科大学院生Aが同級生Bにカミングアウトをしたところ、Bが「Aはゲイである」とSNSで発言し、アウトティングをされたAが精神的にショックを受け、大学の建物から転落し自ら命を絶った。一橋アウトティング事件は、アウトティングが広く世に知られるきっかけとなった。

AとBは、大学入学前のオリエンテーションで知り合い、仲を深めていた。AはBに対して次第に恋心を抱くようになったが、Bは、距離感に違和感を覚え、少しずつAと距離を置くようになった。2015年4月3日、AはBに好意を伝え、交際したいとLINEを送り、同性愛者であることをカミングアウトした。しかし、Bの恋愛対象は女性であった。Bは、交際はできないと断ったものの、否定することなく、AはBが受け止めてくれたという安堵感から、更に近い距離感を求めるようになった。腕などの体を触れるなどのスキンシップが増え、耐えきれなくなったBは、ある日学生9人のAを含めたLINEグループに「おれはもうおまえがゲイであることを隠しておくのムリだ。ごめん」とメッセージを送った。それ以降AはBを見るだけで体調不良を起こし、心療内科に通うこととなる。Aは、教授にクラス替えを求め、ハラスメント対策相談室にも相談をしていた。

そして事件当日、Aは大学に行ったが、パニック障害の発作が起り、保険センターへ連れて行かれた。しかし、Aは授業に出たいと言ったため、教授は大学へ向かわせた。Aは途中で授業を抜け出し、「これで最後にします」「いままでよくしてくれてありがとうございます」とLINEグループにメッセージを送信した。Aは午後3時過ぎ、校舎のベランダから転落し、亡くなった。Aは自身がゲイセクシュアルであることを、自身の両親には明かしていない[はじげ Hajige]。そのため、事実を知っている人物はLINEグループの友人、教授、相談室の方だ。悩みを抱えたまま、相談もできずに思い悩んでいたことがうかがえる。Aさんは、相談室で相談をし、教授にクラス替えを求めるなど積極的に行動に移していた。相談し始めた時期は不明だが、LINEのトークで起きたアウトティングの為、十分証拠はあり、大学側も対応しやすいはずだ。なぜ、問題を認識していたにも関わらず対応が遅れ、Aが自殺するまでにいたったのか、事件前後の大学側の動きにも焦点を当て考えてみる。

はじめに、相談室の相談対応について、教授は「Aの気持ちが落ち着くことを期待するしかない」というメールを送っている。アウトティングは、時間が経過することで、次第に気持ちが落ち着くという甘い考えでは済まない。Aは、Bからの謝罪を受け、距離を置くことによって何とか自分を保とうとしていたのではないか。Aはアウトティングの被害者ではあるが、Bに過度なスキンシップをするなど本人が嫌がる行為をしてBがAとの距離感に耐えきれず、アウトティング行為に発展したように考えられる。紛れもなくアウトティングは問題行為ではあるが、Bに全ての落ち度があるとは一概に言い難い事件である。遺族は、なぜAが自殺してしまったのか何も知らされておらず、当時大学側がどのように対応したかを聞いても、一切答えず、同級生からの連絡もなかった。同級生と会うことも出来ず、情報が一切得られない状況であった。母親は、大学関係者との面会で初めて息子が同性愛者であることを知ったが、「それがなんですか？」と詰め寄った。トラブルがあったことは耳にしていたようだが、理解のある母親であったことが分かる。事件から1カ月後、母親は息子のパソコンの資料から事件の詳細を知ることとなった。「遺書」というタイトルの文書も見つかってい

る。遺書には、「僕はなにも恥ずかしいこと・行動をしていません。SNSで暴露されるようなことなのか疑問で仕方ありません」と書かれていた。このことから、同性愛が自殺の要因ではなく、アウトティングをされたことが自殺に大きく関係しているようだ。

Aの父親は、事件について大学側から説明がなく、Aの自殺は大学側にも責任があるとして、裁判を起こした。遺族は大学側にいくつか質問していた。ハラスメント相談室に相談に行っていた時、どのような相談をしていたかの質問である。しかし「守秘義務」という理由で拒否されている。Aが同性愛者であったことが明かされるのみで、同性愛者であることを理由に自殺したかのような大学側の対応である。何度も回答を求めるよう要請し、大学側に弁護士を同席させることを伝えると、予定はキャンセルになった。それ以降、大学側からの連絡が途絶えた。事件について隠蔽するような大学側の対応には、遺族は黙ってられないだろう。

2019年2月27日の東京地方裁判所の第一審判決と2020年11月25日にされた東京高等裁判所の控訴審判決は、一橋大学の責任を否定しAの両親の請求を退けた。Aの両親が上告しなかったことから、控訴審判決が確定している。当初はアウトティングをしたBも被告としていたが第一審の証人尋問前にAの両親とBとの間で和解が成立した為、被告は大学のみに限られた。そのため、判決における争点は、「アウトティングが起きてからの大学の対応は適切か」である。

控訴審判決は、第一審判決がアウトティングについて「Aがそれまで秘してきた同性愛者であることをその意に反して同級生に暴露するものであるから、Aの人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害するものであって、許されない行為であることは明らかである」として裁判官がアウトティングが不法行為であることを明言したのは初めてである。

一橋大学は、Aから相談を受けていたロースクールの教授がほかの教職員への情報共有として送ったメールを裁判の証拠として提出したが、そのメールで当該教授は「A君の気持ちが落ち着くことを期待するしかないと思います」と書いている。「時間薬」に期待するという教授のメールを、大学が適切な対応をした証拠として裁判に提出した。そして第一審判決は、このメールがあるにも関わらず「本件アウトティングについて矮小化してその重大性をロースクールの教職員の間で共有しなかったということはできない」と、相談室の相談員や、相談を受けたロースクール教授ら大学関係者らの対応は、A自身の言動に應えるものであり落ち度はないとしている。一橋大学がAの体調を気に掛けるなどの積極的対応をすることは「望ましい行動であったとはいえるにしても、当不当の問題を超えて、一橋大学に課せられた法的義務であって、それをしなかったことが安全配慮義務に反する違法なものともいうことは困難である」といい、裁判長は一橋大学の法的責任は否定し、遺族側の訴えを棄却している〔南〕。

第3節 学校におけるアウトティング対策、指針

わが国の教育現場におけるLGBTQ+への対応は、文部科学省の初等中等教育局児童生徒課スポーツ・青少年局学校健康教育課が2010年に各都道府県教育委員会担当課・各指定都市教育委員会担当課・各都道府県担当課・附属学校を置く各国立大学法人担当課宛てに、性別に違和感がある子どもの事例を紹介し配慮するよう通知した「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」〔文部科学省2010〕以降、全国の小学・中学・高校

に向けて LGBTQ 児童生徒に対する調査や配慮を求め、いじめ防止対策をするよう通知を行っている [文部科学省 2014,2015,2016,2017]。

一方、高等教育機関においては、日本学生支援機構 (JASSO) が 2018 年に「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」を公表し、教職員に対する理解促進の取組を開始した [JASSO 2018a]。2022 年 12 月 6 日、12 年ぶりに文科省は、「生徒指導提要」を改定した。性同一性障害の学生への対応や性的マイノリティに関する理解と対応に関する提要は発表されているが、文科省においてカミングアウトやアウトティングの重要語句についての言及がない [文部科学省 2022]。詳細に明記することで、より一層学生への対応が引き締まるのではないか。一刻も早い「生徒指導提要」の改正が求められる。

海外の大学の LGBT 教育の取り組みと日本の大学の学校指針を取り上げ、それぞれの大学の考え方や特徴について考察する。スウェーデンでは、「性の多様性を尊重する上で必要となる価値観や、LGBT の知識」を教えることが義務付けられており、就学前から LGBT 教育が行われている。オランダは LGBT 教育先進国として有名で、世界で初めて同性婚を合法化した上、LGBT 教育に力を入れている。初等教育の必須科目に「セクシュアリティと性的多様性」が入っている [市川]。日本では、そのような教育を文科省が推奨してはいるが、義務付けてはいない。

わたしが暮らす愛知県の大学の事例をみてみよう。名古屋学院大学は、

LGBT (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー) を始め個人の多様な性のあり方を認め、その意思と選択を尊重します。SOGI に関するプライバシーの取扱いには十分に配慮し、本人が望まない第三者への暴露 (アウトティング) を防止します。SOGI を理由とする偏見や差別、ハラスメントを防止し、学生の入学・在籍の保障と修学・卒業・進路選択にかかる配慮や支援、教職員の教育・研究・就業における配慮や支援に取り組みます。また、全ての学生や教職員の尊厳が守られるように積極的な啓発活動や研修会等を実施します。性的少数者を含む全ての人が豊かな人間関係を育み、必要な配慮や支援に対する声を上げやすい環境を整備し、関係者が協力・連携しながら対応します [名古屋学院大学]。

と定めている。4 種のハラスメントの説明と加害者にならないための呼びかけや被害にあった際、ハラスメントを見かけた際のマニュアルが掲げられている。

金城学院大学のハラスメントの防止等に関する指針では、

大学における人間関係は、自由で平等な関係が保証され、互いに相手を尊重しあうことが基盤となっています。ハラスメント (セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメント) は、個人の人権を侵害するものであり、いかなる場合にも許されるものではありません [金城学院大学]。

と定めている。名古屋学院大学では、「アウトティング」「LGBT」などの具体的な語句を含めた指針を掲げているが、金城学院大学では、ハラスメントの具体例として「アウトティング」が挙がっていない。学校によって指針の差が大きく開いている現状である。

第3章 職場におけるアウティング問題

第1節 職場におけるアウティング事例①

第3章では、職場で起こったアウティング被害事例と職場で実施されている多様性の取り組みについて紹介する。

ある金融機関に勤めていたUは、事件が起こる約6年前の2017年、採用された際に信頼出来る人事担当者だけにゲイセクシュアルであることを伝えていた。ある地方の支店に着任する直前、挨拶のため初めて支店を訪れた時、支店長が「U君に何か質問はありますか?」と他の従業員に振った。すると、ある従業員が「彼女はいますか?」と質問をしたのだ。初対面にも関わらず、友人のような距離感に、不自然な質問である。その後も「彼女がいるのか、いないのか」を何度も聞かれ、取引先でも約1時間にわたって同じ質問を繰り返された。植田さんはゲイであることを話さざるを得なくなった。Uが初訪問する以前の朝礼で、支店長は「次に来る新人は実はゲイですが、変な目で見ないように」と勝手に暴露していたのだ。その上、従業員は全員で知らないふりをすること決め、その陰でUが誰に最初にカミングアウトをするか賭け事をしていた。別の仕事に誘われたこともあり、Uは退職を決めた。その後、親しい同僚から支店長がアウティングをしたことを打ち明けられた。Uは、弁護士の助言もあり、本社のコンプライアンス窓口に通報をした。支店長は、降格処分となった[47NEWS]。

今事件では、カミングアウトを促すような質問を繰り返され、業務に支障が出るほどの嫌がらせが続いていた。職場全体にカミングアウトするつもりはないが、そうせざるを得ない状況を作り出した上司の言動や、賭け事に乗った職場の人達の対応は問題である。誰か一人でも、Uを守ることに出来なかったのだろうか。いじめを見てみぬ振りをしている人達と同等の行為である。人事担当者にもみゲイであることを伝えており、人事担当者が身勝手に職場の人物に公表し、バラしても問題がないと思った上司がアウティングをし、負の連鎖が起きている。人事担当者が企業側に上手く伝達出来ていないことやアウティングについて非常に理解が乏しいように思われる。

厚生労働省の「社内において、性的マイノリティが働きやすい職場環境をつくるべきだと思うか」の調査では、「全体」では、「そう思う」が17.3%、「どちらかといえばそう思う」が55.3%であった。従業員規模が1000人以上の企業では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」合わせて9割以上となり、性的マイノリティが働きやすい環境をつくるべきという認識であることが分かった。従業員規模が小さい企業でも約6~7割は、性的マイノリティが働きやすい環境をつくるべきという認識があった。性的指向・性自認に関する取組の必要性の認識の広がりがあることをうかがえる調査結果であった[厚生労働省 2024:219]。

「性的マイノリティに対する配慮や対応を意図した取組の実施状況」についてみてみたい。性的マイノリティに対する何らかの取り組みを実施している企業は、「全体」で10.9%であった。従業員規模による差が大きく、「1000人以上」の企業においては、何らかの取組を行っている割合は43.1%であった。性的マイノリティが働きやすい職場環境を作るべきと回答した割合に対して、何らかの取組を実施している企業は非常に低い結果だ。職場環境の改善意識はあるものの、実施するまでには至っていない。事件が起きた会社にコンプラ

イアンス窓口が設けられている為、最低限の取り組みは実施されているように捉えられるが、人事担当者の教育がされているとは考えにくい状況や職場の雰囲気から対策は万全にされているとは考えにくい [厚生労働省 2024: 219]。

第2節 職場におけるアウトティング事例②

パートナーシップ制度を利用していた保険代理店 A がアウトティング被害を受け、日本で初めて労働災害認定を受けた事例である。

K は、2019 年 5 月に営業職として東京都豊島区にある保険代理店へ入社した。K は入社前から豊島区のパートナーシップ制度を利用し、同性パートナーと一緒に暮らしていた。K は入社面談の際、様々な事情から上司にパートナーの名前を緊急連絡先として伝えざるをえなかった。同性であることを問われたため、別の場所で、上司に自分がゲイだということ、パートナーシップ制度を使っていることを伝えた。アウトティングをしないでくれという意味で『他の人には言わないで』とも伝えた。上司との話し合いのなかで、知る必要性の高い正社員にのみ自分のタイミングで伝えること、パート労働者には伝えないことが取り決められた。しかし、パート女性に K には同性のパートナーがいることを暴露したことをアウトティングをした本人の口から明かされたという。謝罪はなく、K に対する暴力や叱責が続き、休職してしまった。身勝手に性自認を公表した支店長は、就業規則に基づいて降格処分になり、K は退職する運びになった。支店長は、K の確認なしにパート女性にアウトティングしたことは認めたが、会社側は、K は入社する際に「オープンな職場環境で仕事をしたい」という意向を持っていたと認識していた。性的指向を同僚に伝えたのは、それを踏まえての対応であった。同僚に伝えないでほしいという意向とは受け止めていなかった為、認識に食い違いがあったことが問題である。しかし、A は「他の人には言わないで」と伝えたにも関わらず、上司が「オープンな職場で仕事をしたい」と捉えるのは少々無理がある。また、K の性自認を誰に伝えていいかの範囲まで話し合われていたにも関わらず、その約束を破った上司は、故意に暴露したとしか考えられない。極めて悪質なアウトティング被害である [松岡:2020b]。

東京都豊島区は、2019 年 4 月に「豊島区男女共同参画推進条例」を施行し、アウトティングの禁止を明記している。「苦情処理委員会」の設置を規定しており、条例に違反する区の施策に対する改善や、人権侵害に救済の申し立てが可能になった [松岡 2021a: 153-154]。K は 2020 年 6 月に苦情処理委員会にアウトティング被害について申し立てを行い、区に対してアウトティングについての啓発や研修、被害の実態、アウトティングをした企業名の公表を求めた。それに対して区は、アウトティングやカミングアウトに関する企業向けの周知資料を作成すべき、2021 年 4 月までに「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を改訂し、指摘事項を追記する。また、2021 年 5 月までに企業向けの資料を作成し、産業関係団体と連携して周知を行っていく。アウトティング被害の実態調査については、当事者の把握が困難であることから、類似の調査等を参考にアウトティング被害の防止施策を継続的に検討する。人権侵害が発生した際の相談窓口の周知による速やかな救済とともに、区内企業も含めた区民に対し、さらに予防啓発をする措置内容を豊島区のホームページにて公表している [豊島区]。A は、A を支援する NPO 法人 POSSE とともにアウトティングが労働災害と認められるよう、2021 年 6 月に 1 万 8000 筆を超える署名を厚生労働省に提出し、2022 年に労災認

定された。アウトィングが労災認定されるケースは初めてであった。区の迅速な対応や支援協力が労災認定につながったのではないか。また、アウトィングが労災認定されたことで、アウトィングがいかに深刻な問題であることが世間に知れ渡り、A の行動力がこの後のアウトィング被害で悩む人々の助け舟となったのではないか。

第3節 企業の SOGI ハラスメント対策と効果

2020年6月1日から職場によるハラスメント対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となり以下の3点の措置を講じる必要がある〔厚生労働省 2020：3〕

1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
2. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

内容に合った対策として、SOGI ハラスメントやジェンダーの専門講師による講義を全従業員を対象として受講するなど、職場内で研修制度を実施することが望ましい。近年実施している企業が多い e ラーニングで事前学習を実施し、研修前に知識を身に着けることも好ましい。SOGI ハラスメント対策相談窓口の設置や就業規則の見直しを行うことも考えられる。これらの対策を講じ、事業主が Ally（同盟、味方）⁵になることにより、従業員にも良い効果をもたらせるのではないか。これらの対策を講じている模範的な企業を2社取り上げる。

はじめに、レインボープロダクトなど様々な多様性への取り組みに力を入れているチェリオグループの取り組みについて紹介する。チェリオグループは、社内外における LGBTQ+への取り組みを評価する work with pride「PRIDE 指標 2023」において最高評価のゴールドを受賞している。社内の取り組みでは、外部講師を招き、LGBTQ+についての知識、理解を深めるため、各拠点で社内研修を行っている。また、2016年から、毎月発行の社内報の中で、LGBTQ+に関する連載を続けている。社内規定の改定では、性別による差別禁止事項を明記し、2018年に同性パートナーシップ制度を導入した。チェリオコーポレーション京都本社では、来客用トイレと従業員用トイレに性別や性自認関係なく誰でも利用できる「誰でもトイレ」を設置している。オールジェンダーなトイレを設置することにより、性犯罪問題や気軽に利用しにくい問題が生じ、広く普及していくのは難しいと考えるが、チェリオグループは、実験的な意味合いで導入したのではないかと考える。

社外の取り組みでは、自動販売機を設置するロケーションオーナーの収益の一部を国内 LGBT イベント団体の協賛にあてる、「のんで CHANGE！プロジェクト」を実施している。自販機で飲料を購入することでも、一部の収益が寄付される為、顧客やオーナーが LGBT イベントの応援に参加することが出来る。これらのように、自動販売機を介して実現することを目的としている。また、東京レインボープライド⁶へ10年以上にわたり参加している。

⁵ Ally（同盟、味方）は、LGBT を積極的に支援する人のことを指し、LGBTQ 差別や不平等の解消、権利擁護のために共に動いてくれるような人、LGBTQ フレンドリーであることよりもさらに進んで、もっと強力な味方という意味合いがある〔PRIDE JAPAN〕。

⁶ LGBTQ+当事者並びに Ally と共に「“性”と“生”の多様性」を祝福するイベントである。「つながる場」を提供することで、性的指向および性自認にかかわらず、すべての人が差別

また、多様性の価値観を人々の生活の中に浸透させる取り組みの一環として、全国のチェリオ自動販売機を中心に2018年よりLGBTQ+を象徴とするレインボーの6色をあしらったレインボーパッケージの飲料を展開している。チェリオの天然水のパッケージには「チェリオは一人ひとりの個性に活躍の機会と居場所のある社会の実現を目指しています」と記載し、多様性が当たり前である社会の実現に向けて想いを込めている [チェリオ]。

サントリーは、2014年頃からLGBTに関する取り組みを検討する動きがあり、2015年にはダイバーシティに関するセミナーの一環として、LGBTについてのセミナーを実施し、プロジェクトチームを発足した。チェリオも受賞しているPRIDE指標を7年連続ゴールド受賞している。社内規定の配偶者の定義に「同性パートナー」を加え、育児休暇や住宅施策などさまざまな手当を異性の配偶者同様に受けられるように改定された。LGBTに関する相談窓口の開設のほか、性別に関係なく誰でも自由に使えるよう多目的トイレマークの表示切りかえ、LGBTも含めたセクハラやパワハラなどのハラスメントに関するeラーニングの実施、イントラネット上にて、LGBT Allyの為のハンドブックを掲載している [サントリー]。

企業はなぜこれらのような万全なハラスメント対策を講じ、それらをホームページに掲げているのか。SOGIハラスメント対策をするメリットが複数挙げられる。企業のイメージアップや企業の安定性に繋がることもある。また、企業のイメージアップに留まらず、性に関して悩みを抱えている人にとって、SOGIハラスメント対策が万全に施されているのかは非常に重要であり、入社するきっかけとなりやすいのではないかと。また、LGBTQ+だけではなく、すべての人が安心して働ける職場になり、離職しにくい点だ。

対して、ハラスメント対策をしないことで、ハラスメントが起きやすく、訴訟が起きた場合、労働災害認定を受けることや法律違反となることで、莫大な費用や時間を要することになり、結果、企業の安定性に欠けてしまう。法的責任を問われることになるため、事前にハラスメントが起ることのないような対策を講じる必要があることがよく分かる。裁判沙汰になった企業も少なくはない。事件の後の企業の言動や企業の取り組みは、判決に影響がある上、メディアに取り上げられた際、企業イメージに関わる問題である。このようなご時世、就業規則の見直しを行っていない企業や法律で義務付けられている内容のみ実施している企業は、「多様性」を念頭に改正していくことが推奨される。社内におけるアウティングを放置した場合に会社は、評判の低迷や損害賠償のリスクを背負わなければならない。事業主は、男女雇用機会均等法11条1項により職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じる義務がある。アウティングを放置することで、勧告を受ける可能性があり、勧告に従わなければ、その旨が公表される恐れがある。対策だけに留まらず、SOGIハラスメントが起こった後の対応が間違っていれば、当事者を傷つけ、離職に繋がる可能性がある。職場では、ハラスメント防止の為にどのような取り組みを実施しているかについて先行研究がある。厚生労働省の「性的マイノリティに対する配慮や対応を意図した取組（取り組みを1つ以上実施している企業）」の複数回答可のアンケート調査によると、全体では、「社員に向けた研修や勉強会等の開催」が41.3%、「社内に、

や偏見にさらされることなく、より自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指している [PRIDE JAPAN]。

性的指向・性自認 に関して相談できる窓口がある」が 38.8%であった。全体的に「社員に向けた研修や勉強会等の開催」の実施率が高く、従業員の理解促進に関する取り組みが徹底されているようだ。それに加え大規模企業は、「経営層や管理職に向けた研修や勉強会の開催」も実施率が非常に高く、全面的なケアが施されている。「採用担当者の研修や教育」は、企業の規模関係なく全体的に 25%以上と比率が高い [厚生労働省 2024: 221]。企業の顔である採用担当者の教育は重要視しているようだ。

おわりに

厚生労働省の「性的マイノリティが働きやすい職場とは、どのような職場だと思うか」によるとシスジェンダーの「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」に該当する人に限り回答を得た。「性的マイノリティであることを理由に、人事評価や配置転換、異動等で不利な扱いを受けない職場」が6割程度、「セクハラやパワハラなどのハラスメントがない職場」「性的マイノリティへの侮辱的な言動をする人がいない職場」「性別に関わらず能力を発揮できる職場」が5割程度であった [厚生労働省 2024: 225]。当事者にとって働きやすい職場は、調査結果の通りであり、研究において性的マイノリティであることを理由として不当な扱いを受けた人々の事例をいくつか取り上げてきた。研究全体を通して、どの環境においても当事者が平等に扱われていない現状を理解し、法整備の必要性と世間の理解度の低さを再確認した。アウトティングについては、世間の理解度が進まない限りはハラスメント行為はなくなる。世間の理解が進むことを大前提として、カミングアウトをしやすい環境になり、あたたかく受け入れてくれるような多様性に富んだ世の中になることを強く願う。

【参考文献・インターネット資料】

47NEWS (2024) 「自分がいない朝礼の場で上司に勝手に『ゲイ』と暴露された同意のない行為『アウトティング』は命に関わる重要な問題」

<https://www.47news.jp/relation-n/2024062420>

2025年1月8日最終アクセス

ALL DIFFERENT (2024) 「ハラスメントとは？定義・種類・原因・対策を簡単にわかりやすく解説」

https://www.all-different.co.jp/column_report/column/harassment/hrd_column_181.html

2025年1月8日最終アクセス

MIRASUS (2022) 「クロスドレッサーとは？性表現の多様性・LGBT との違いを理解しよう」

<https://mirasus.jp/sdgs/gender-equality/7713>

2025年1月8日最終アクセス

PRIDE JAPAN (2024) 「LGBTQ 用語解説」
https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/glossary
2025 年 1 月 14 日最終アクセス

—— (2023) 「会社でアウティング被害に遭った方に初の労災認定」
https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2023/07/24.html
2025 年 1 月 8 日最終アクセス

SDGs CONNECT (2023) 「日本の小学校と LGBT 教育 - 現状と私達に出来ることを紹介」
<https://sdgs-connect.com/archives/54994#-LGBT>
2025 年 1 月 14 日最終アクセス

Web 労政時報 (2020) 「【2020 年 6 月施行】企業に求められる「職場のハラスメント防止対策」とは？」
<https://www.rosei.jp/readers/article/78102>
2025 年 1 月 16 日最終アクセス

Web 労政時報 (2023) 「暴露被害相談 1300 件超 「アウティング」対策必須 22 年度までの 10 年間 民間団体が初集計」
<https://www.rosei.jp/readers/article/86355>
2025 年 1 月 17 日最終アクセス

朝日新聞 DIGITAL (2021) 「「性に違和感」同意なく HP に 園児両親、削除求め提訴」
<https://www.asahi.com/articles/ASP1K7JNLP19PTJB005.html>
2025 年 1 月 8 日最終アクセス

一般財団法人女性労働協会 「性同一性障害者解雇事件」
<https://www.jaaww.or.jp/joho/data/20070317165232.html>
2025 年 1 月 8 日最終アクセス

金城学院大学 (2024) 「3 学則および関連規定等」
https://www.meijo-u.ac.jp/student_staff/guidebook/pdf/guidebook_B.pdf
2025 年 1 月 14 日最終アクセス

契約ウォッチ (2024) 「アウティングとは？意味・事例・カミングアウトとの違い・カミングアウトとの違い・問題点・行為者の法的責任などを分かりやすく解説！」
<https://keiyaku-watch.jp/media/kisochishiki/outing/>
2025 年 1 月 8 日最終アクセス

厚生労働省（2024）「V.調査結果のまとめ」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625161.pdf>
2025年1月17日最終アクセス

——（2023）「【最終版原稿】リーフレット『2020年（令和2年）6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！』」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000683138.pdf>
2025年1月8日最終アクセス

サントリー（2018）「サントリーグループのサステナビリティ」
<https://www.suntory.co.jp/company/csr/highlight/201801/>
2025年1月8日最終アクセス

豊島区公式ホームページ（2021）「アウトティングに対する対応について」
<https://www.city.toshima.lg.jp/049/documents/2102151533.html>
2025年1月14日最終アクセス

チェリオ（2024）「チェリオグループの多様性への取り組み」
<https://www.cheerio.co.jp/content/diversity/>
2025年1月8日最終アクセス

東京弁護士会（2022）「SOGI ハラスメント（2022年1月19日号）-東京弁護士会」
<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/seibyoudou/column/2022119.html>
2024年1月8日最終アクセス

なくそう！SOGIハラ実行委員会（2017）「なくそう！SOGIハラ」
<http://sogihara.com/>
2025年1月8日最終アクセス

名古屋学院大学（2024）「名古屋学院大学における SOGI（性的指向と性自認）の多様性に関する方針」
<https://www.ngu.jp/media/2024sogi.pdf>
2025年1月8日最終アクセス

はじげ Hajige（2021）「同性愛をばらされ転落死...新たな条例が制定されるきっかけとなった悲しい事件【一橋アウトティング事件】」
https://www.youtube.com/watch?v=lHVbZD_xmgg
2025年1月17日最終アクセス

ヒューライツ大阪 一般財団法人アジア太平洋人権情報センター（2021）「一橋大学アウトテ

ィング裁判から考える 暴露行為の被害の本質」

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2021/03/post-201897.html>

2025年1月8日最終アクセス

松岡宗嗣 (2021a) 『あいつゲイだって—アウティングはなぜ問題なのか?』 柏書房

—— (2021b) 「同性愛がうつる」と教室から追い出され、家にも帰れなくなった。10代の性的マイノリティが学校で受けた差別」

<https://equalityactjapan.org/2021/01/08/case-school-1/>

2025年1月8日最終アクセス

—— (2020a) 「LGBT 法律めぐる状況、日本は OECD ワースト 2 位。「LGBT 平等法」求める国際署名が開始」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/715ddd754255edf29ad7155c519bee9e81f089a4>

2025年1月8日最終アクセス

—— (2020b) 「善意でも危険。職場で同性愛暴露され精神疾患に。豊島区に救済を申し立て」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/dc89ad35bfc75775a1d448648c0bb7d1414da4ac>

2025年1月8日最終アクセス

文部科学省 (2022) 「生徒指導提要 (改訂版)」

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

2025年1月17日最終アクセス

—— (2017) 「平成 29 年 3 月 16 日「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について (通知)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm

2025年1月17日最終アクセス

—— (2016) 「平成 28 年 3 月 18 日いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について (通知)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400170.htm

2025年1月17日最終アクセス

—— (2015) 「平成 27 年 8 月 4 日 いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防について (通知)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1360770.htm

2025年1月17日最終アクセス

—— (2014) 「平成 26 年 3 月 10 日 いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について (通知)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400261.htm

2025 年 1 月 17 日最終アクセス

—— (2010) 「平成 22 年 11 月 9 日 いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について (通知)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1299428.htm

2025 年 1 月 17 日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

K-POP の世界進出

～世界へのマーケティング戦略に基づいて～

25W0141 濱田 芽依

はじめに

現在世界中で脚光を浴びている韓国の大衆音楽は 1990 年頃から発足し「K-POP」と呼ばれ、韓国国全体の経済や社会にも影響を与えるほどの影響力を及ぼしている。瞬く間に世界へと広まっていった K-POP は、洗練されたビジュアル、キャッチーなメロディー、そして高度なパフォーマンスによって知られ、特にアイドルグループがその中心となっている。K-POP は音楽だけでなく、ファッション、コスメティックス、ダンスなど音楽業界を超越した総合的なエンターテインメントとして流行の最先端を走っている。

K-POP の成功は単なる音楽のヒットだけでなく、その背後にある巧妙なマーケティング戦力にあると私は考える。これらの戦略には、ソーシャルメディアの活用、ファンエンゲージメント、国際的な展開など多岐にわたる。特に SNS や動画コンテンツを活用したプロモーションは、アーティストとファンとの距離を縮め、海外のファンコミュニティを形成する役目を果たしている。

また K-POP 業界は音楽産業における新たなビジネスモデルの形とも言える。アーティストのトレーニングシステム、コンテンツの多様性、商品化の戦略が緻密に組み合わせられ、収益の最大化を図っている。ファンは単なる消費者ではなく、アーティストの成功に積極的に関与する重要な存在となり、ファン自身の意見がマーケティングに反映されるまで、大きな力を持つ。

本論文では K-POP のマーケティング手法の詳細な分析を行い、その成功要因を明らかにする。また現代のデジタル化がもたらす影響や、K-POP が世界へと広まった理由を韓国文化と繋げて考察していく。最終的には、K-POP が世界の音楽業界に投じた影響と、これからの未来の展望について論じていく。

第 1 章 K-POP とは

第 1 節 K-POP 以前の韓国音楽市場

K-POP の原型が生まれたのはソウル五輪開催前後の 1980 年代後半から 10 年ほどの間である。1980 年代後半はマイケルジャクソンやマドンナなどのアーティストが先陣を切った時代であり、それに影響を受けアメリカンポップを意識したダンスミュージックや「韓国版ニューミュージック」とも言えるモダンバラードが流行り始める。その頃日本で人気を得ていた松田聖子や少年隊、光 GENJI といったアイドルの影響も受けるようになる。さらに 90 年代に入るとアメリカからブラックミュージックとくにヒップホップやラップを積極的に取り入れ、韓国音楽市場の主流を変えてきた。韓国の歴史として、60～80 年代軍事独裁政権下では、音楽に限らず放送においても政治的、反政治的な内容のものは禁止されていた。独裁政権が終わった後でもすぐに文化が開放的になるわけではなく、テレビやラジオに出す内容は韓国公演倫理委員会という組織が行う「事前審査」を通さなければならなかった。これらの規制がなくなったのは 1996 年。K-POP 史上最も大きな影響力を持ち「文化大統領」とも呼ばれた「ソテジワアイドル」が審査に反発したのをきっかけに、若者たちもその動きを支持し社会的関心が高まり、事前審査制度はもちろん、韓国公演倫理委員会そのものの自体が違憲と判断されて消滅した。

1990 年代後半から K-POP アイドルが本格的に社会に浸透し始める。まずこの「K-POP」

という言葉は日本のマスメディアが最初に表記し定着していった言葉である。80～90年代ドラマや音楽、映画などの文化産業においてアジアで最も勢いがあったのは日本であり、韓国歌謡は日本の影響を受けたとも言われる。韓国では、第二次世界大戦から1990年代に至るまで公式には日本の音楽の輸入が制限されていたが、それでもテレビやラジオ、海賊版などを通じて広く聞かれていた。K-POP前夜の韓国大衆歌謡の重要な参照源として、玉置浩二、坂本龍一、サザンオールスターズ、山下達郎といった1970年代から80年代のミュージシャンを挙げ、彼らが韓国のポップスに「日本的洗礼」をもたらしたと指摘している [金：41-42]。

第2節 K-POP 第1世代～第3世代

しかし、1990年以降、韓国のポップスはアメリカのヒップホップやR&Bの影響が色濃くなり、現在のK-POPに通じるサウンドへと変化してゆく [金：42]。1990年代から20年以上続くK-POPの歴史は現代までに4つの世代に区分されて表される。

第1世代アイドル(1996～2004)は韓国の大衆音楽を代表する3人グループ「ソテジワアイドル」の解散及び引退から始まる。1995年に設立したSMエンターテインメントは、1996年、ソテジワアイドル、日本のアイドル事務所、アメリカのボーイバンドからインスピレーションを受け、最初のK-POPアイドル「H.O.T」を誕生させる。彼らはその音楽スタイルと独特のファッションでK-POPのアイドル文化を確立させ、他のK-POPアーティストが続く道を開いた。

2000年代に入ると、SMエンターテインメント、YGエンターテインメント、JYPエンターテインメントのような大手事務所が登場し、体系的なトレーニングシステムを確立した。特にSMエンターテインメント発2003年デビューの「東方神起」や「Super Junior」、2009年デビューの「少女時代」は国内外の人気を獲得し、この頃からK-POPはアジア市場に進出を果たした。これらのアイドルが第2世代アイドル(2005～2012)に含まれる。続く第3世代アイドル(2013～2019)は、2013年「EXO」のGrowlがメガヒットしたところから始まる。この頃からYouTubeやSNSを活用したインターネットが本格的に始まる。3世代アイドルの一番の特徴は高い参加率である。以前はアイドルとファンは創作者と消費者の関係であったのが、3世代ではアイドルと共にファンが彼らのキャリアを作っていく雰囲気へと変化していった。こうして第4世代(2019～現在)へと繋がれていく。

第3節 K-POP 第4世代

3つの世代を経て成長を遂げてきたK-POPは現在第4世代に突入し、多様な音楽スタイルやグローバル化、テクノロジーなどを活用し最先端を走り続けている。第3世代アイドルをヒットさせた事務所からデビューした後輩グループや「プロデュース101」のようなオーディション番組から派生したグループなど様々なアイドルが活発に活動している。もちろん第3世代で活躍したアイドルも未だK-POP界第4世代アイドルからは、BTSやBLACKPINKなど海外で大きく成長したアイドルの影響を受け、デビュー当初からグローバル活動を目指している場合がほとんどである。これまでの世代と違う点として、第4世代はコロナ禍という特殊な状況の中で発足した。ドラマや映画の視聴スタイルもDVDから動画配信サブスクリプションへと移行し、いつでも好きな場所や時間に見られるスタ

イルは、タイムパフォーマンスを求める現代のニーズに合っている。

「第4次韓流ブーム」という言葉は、2020年のユーキャン流行語大賞に突如出現しノミネートされた。韓国の人気ドラマ「愛の不時着」はTOP10入りし、さらに「パラサイト 半地下の家族」がアカデミー賞作品賞を受賞したことで、韓国ドラマは芸術性の高いエンターテインメントとしての地位を獲得し、これまで韓流に関心のなかった層にも広まっていった。

K-POP界では2022年5月にBTSを輩出した事務所「HYBE」が、6人組韓日ガールズグループ「LE SSERAFIM(ルセラフィム)」をデビューさせた。日本のアイドルグループ元メンバーも加入していることからデビュー前から話題を呼び、デビュー時には韓国語と日本語でSNSを通してメッセージを配信するなど、グローバルな活躍を見せた。第4世代は多言語に特化しており、グループ内に外国人がいるには当たり前の時代となった。例えばSMエンターテインメント所属のNCTは現在25人のメンバーで構成され、韓国・日本・中国・アメリカ・カナダ・タイ・マカオ・台湾と多様な国籍で形成されている。その中から日本や中国に特化したグループが派生され、楽曲も韓国語に加えそれぞれの言語バージョンを提供することでグローバルなファンを獲得し続けている。「HYBE」の戦略の一環として自社運営をする「weverse (ウィバース)」というアーティストとファンとの交流サイトを行うアプリコンテンツを2019年に開設した。グローバルに活躍し、世界中のファンのために10を超える言語に対応し、競合であったネイバーが運営するファンサイトも買収、統合し他事務所に所属するアーティストも「weverse」を使ってファンと交流できるようになった[カン]。このアプリケーションを使ってデビュー前から様々な話題を小出しにして提供し期待値をあげていくという手法を取っている。そのため下積み時代を過ごすことなく、デビューから大型新人と呼ばれるグループの量産が可能となっている。

第2章 韓国社会における影響力

第1節 観光業

K-POPが世界へ進出していくことは、韓国経済にも大きな影響を与えている。

K-POPは、コンサートやイベント、関連施設の開発、メディアプロモーション、SNSの活用を通じて観光業の促進に大きく貢献している。K-POPアーティストのコンサートやファンミーティングが行われると、現場には世界各国から多くのファンが駆けつけ、宿泊費や交通費、グッズ購入など様々な方面から経済的な貢献に繋がる。またメディアプロモーションとして、テレビ番組や映画にK-POPアーティストが出演することで海外の視聴者が韓国に興味を持つきっかけとなり、実際に韓国へ訪れる動機が生まれる。K-POPは韓国のブランドイメージを高め、訪問者が「K-POP体験」を求め、アーティスト所属の事務所などを訪れたり、実際にK-POPアイドルたちのヘアメイクを担当するメイクアップアーティストのもとでアイドルメイク体験をしたりするなど、アジア以外の地域からも人気が高まり、国際的な観光客が増加している。

2023年に韓国を訪れた外国人観光客は1100万人を超えた。韓国観光公社が2024年1月30日に発表した「2023年12月 韓国観光統計」によると、昨年に訪韓した外国人観光客は1103万人で、前年比245%増加した[KOREA net 2023]。コロナ禍前の2019年の

63%水準まで回復をした。2024年10月31日に韓国観光公社が発表した統計によると、9月に韓国を訪れた外国人観光客は146万4300人で前年同月比33.4%増加した。国家別で見ると中国が最も多く(42万3000人)、次いで日本(31万1000人)、台湾(12万6000人)、米国(11万人)、ベトナム(4万5000人)という順となった[KOREA net]。

韓国は今や「流行の発信地」といわれるほど、美容にファッション、スイーツなど常にトレンドを生み出している。韓国・ソウルに位置する聖水(ソンス)エリアでは、ほとんどのお店がポップアップストア(期間限定で解説される店舗や販売スペースのこと)という形で出店している。聖水は韓国で若者の集まるスポットとして注目されており、流行に敏感な若者に期間限定での出店によって限定感や特別感を与え、ブランドや店舗が注目を集めることができる。世界中の若者たちがK-POPアイドルや俳優が着用したファッションや最新のスイーツを求め、常に流行は更新され続けている。

第2節 美容業界

K-POPアイドルたちはグローバルブランドのアンバサダーにも抜擢され、現在Z世代の若者たちのロールモデルになっている。韓国では男女ともに圧倒的な清潔感が求められ、良くも悪くも”女性は女性らしく、男性は男性らしく”という考えが根付いている。さらに歴史的な背景から「医食同源」がベースにあり、健康と美しさは体の内側からくるものでありそこから肌の清らかさや美しさに意識が向き、清潔感を重視することに繋がってくる。日本と比較してみると、韓国人が1日のうち美容にかかる時間は日本人の約2倍(67.6分)と言われている。サウナやアカスリ、パックといった肌そのもののケアや、日常的なデトックス習慣や肌に良いものを取り込む習慣、肌管理など身体を日常的にケアするという習慣が根付いている[韓国人採用ナビ]。

グローバルに注目を集めている韓国化粧品は、ユニークな発想から消費者のニーズに合わせた商品が製品化され、化粧品業界をリードしている。日本化粧品市場でも韓国コスメはリーズナブルな価格でありながら効果・効能が多大と定評され、2000年頃から高く評価を得て人気を博していた。このような韓国コスメブランドはイメージモデルとしてK-POPアイドルを起用し、話題性を呼んでいる。最近では「ジェンダーレス(社会的・文化的な男女の区別がないこと)」や「ダイバーシティ(多様性)」といったカルチャーが浸透し男性タレント・アーティストをイメージキャラクターに迎えることが多くなった[大塚2024]。K-POPアイドルは韓国コスメだけでなくハイブランドのアンバサダーにも抜擢されている。その理由としてはまずSNSの影響力が大きいこと。彼らがSNSに投稿をすると莫大な数のインプレッションを稼ぎ、商品の認知度や広告効果に繋がる。次に韓国がハイブランドの主要消費国であること。2022年韓国は米国、日本、欧州諸国を抜いて、1人あたり的高级ブランド品消費額世界1位を獲得した。そしてK-POPアイドルが世界中で人気を得ていること。そもそもK-POPアイドルたちは世界で活躍することを前提に育成されているため、複数の言語が堪能であり、これはハイブランドにとって魅力的な要素となる。彼らの言語力、世界での知名度、ビジュアルの高さなどを鑑み、美容の最先端を走っていると考えられる。

第3節 K-POPアイドルと兵役

K-POP アイドルは韓国に国籍を持つ限り必ず「兵役」という問題に直面する。韓国では「納税」「子女の教育」とならび「国防」が男子にのみ国民の義務となっている。韓国の憲法には

第 39 条 一、すべての国民は法律の定めるところにより国防の義務を負う。
二、何人も兵役義務の履行によって、いかなる不当な処遇をもうけない。

という条文がある。また日本にはない「兵役法」という法律があり、

第 3 条 一、大韓民国国民である男子は憲法とこの法の定めるところにより兵役の義務を誠実に遂行しなければならない。女子は志願により現役にかぎって兵役に服することができる。

韓国で男として生まれた以上は特別な事情（特定の疾患がある場合、2 年以上の受刑者、孤児、など）がなければ兵役に服さなければならない。満 19 歳になると徴兵検査の通知が家に配達されて徴兵身体検査を受ける。身体検査は身長と体重、視力により 1～7 級にわけられ、1～5 級は兵役につき、6～7 級は免除となる。現役の判定を受けた者は、陸軍 18 か月、海軍 20 か月、海兵隊 18 か月、空軍 21 か月、公益勤務要員 21 か月のいずれかの兵役につくことになる。4 年制大学に通う場合は 2 年生半ばまで通って大学を休学するというのが通常のパターンだ [毎日新聞]。

五輪メダリストやクラシック音楽の国際コンクール入賞者は特例的に入隊免除の対象になっている。代わりに基礎的な訓練を受けた後に 500 時間以上のボランティア活動が課される。しかし K-POP を含む「大衆文化芸術分野」は免除の対象外である。世界進出を果たした BTS の兵役免除を求める声は大きく、最年長メンバーの JIN の入隊期限が迫った 2020 年には法律改正が承認された。この改正では、通常 18～28 歳までに約 20 か月間の兵役につく義務があるところを「国内外で韓国のイメージを大きく向上させた文化体育観光部が推薦したポップカルチャーアーティスト」の兵役を 30 歳まで延期できるとした。事実上 BTS のための法改正である。翌年には免除の対象に加えるための法案も発議された。しかし反対論も根強く、法案成立の目途が立たないため、2022 年 6 月に BTS は兵役を全うするため活動休止を発表 [毎日新聞]。

兵役を全うしないことに対する世論は大変厳しく、韓国は現在深刻な少子化に悩まされているため、今後はさらに入隊免除が認めにくくなっていくだろう。

私自身も K-POP アイドルを好きになったことから韓国に実際訪れたり、アイドルに憧れて同じ韓国コスメを使ったりした一人であり国境を越えて影響を与えられた。世界中に影響を与えている K-POP アイドルたちであるが、それでも兵役免除にはさらなる壁があり、韓国の伝統や文化の違いを突き付けられた。ただ兵役期間は年々短くなっており、内容も昔と比べると易しくなっている。20 代というアイドルとして最も輝くことのできる時に兵役に行かなくてはならないのはファンにとってもアイドルにとっても辛い現実だ。少しずつ法も改正されているので、これからの変化にも期待していきたい。

第3章 世界からみる K-POP

第1節 日本

日本は K-POP にとって重要な市場である。日本で「韓流」という言葉が使われるようになったのは、2003年に「冬のソナタ」が大ブームした頃からだろう。そもそも「韓流」という言葉は日本語でも韓国語でもなく中国語であり、「韓国の」というような意味。日本では突然韓国ドラマが大ヒットしたと思われているが、実は韓国側に下地があった。金大中大統領によって1998年から始まった「日本文化開放政策」。それ以前の韓国は日本に植民地支配を受けた歴史から日本文化はタブーとされていた。一方で庶民の間では日本の大衆文化に対する憧れから、日本の漫画や音楽、映画がひっそりと楽しまれていた。それが政策により堂々と見ることができるようになり韓国社会に日流ブームが起こった。この日流ブームが下地となり、今度は韓国の大衆文化が発展し、日本に受け入れられるようになった。日本側が韓国を受け入れる最大の要因は2002年の「日韓ワールドカップ」ではないだろうか。

そして2003年第1次韓流ブームが「冬のソナタ」によって始まる。2005年には「宮廷女官チャングムの誓い」もヒットし、このときはドラマが中心であった。音楽業界ではBoAや東方神起が人気を得て若い世代にも浸透し始める。2011年の紅白歌合戦に東方神起、少女時代 KARA が出場したところに第2次ブームが起こり定着していった。2010年後半には新大久保のコリアタウンが度々マスコミに取り上げられ、ドラマや音楽などエンターテインメントのみならず、韓国料理や韓国コスメも人気となったのが第3次ブーム。そして現在の第4次ブームは K-POP が牽引し、聴くだけでなくダンスを含めたカルチャーとして確立している [李]。

現代では多くの K-POP アーティストが日本語で楽曲をリリースし、日本限定のファンクラブを開設し、日本国内でファンクラブ活動やコンサートを行う。K-POP アーティストが日本の番組に出演する光景も度々目にする。日本の音楽歌謡祭に K-POP アイドルが出演するのは当たり前となり、街中を歩いているだけでも K-POP を耳にすることが度々ある。数年前までは K-POP アイドルを好きなことに否定的な意見を聞くことも少なくなかったが、ここ最近では日韓関係が良好なこともあってか、K-POP という存在が日本の中でメジャーになったように感じる。

第2節 東南アジア

K-POP は日本以外のアジア各国にも影響を与えている。

タイではタイ出身の K-POP アーティストの活躍を受け人気を博している。アメリカの音楽チャート「ビルボード」に連続ランクインを果たしている「BLACK PINK」の LISA を筆頭にタイ出身のアイドルの活躍ぶりが見られる。LISA はタイの国民的スターとして、ソロデビュー曲の MV は5億5000万回以上の再生回数を記録するなど、タイのメディアでも大きく取り上げられた。LISA の出身地タイ東部のブリラムの学校では韓国政府が韓国の芸能プロダクションの協力を得て、ダンス練習用の教室を整備され、LISA に憧れる生徒たちが集まっている。

こうした影響からか、バンコクの国立シラパコーン大学では、2022年に音楽学部初の

エンターテインメント専攻を新設した。この専攻ではダンスやコーラス、さらに効果的な SNS の発信まで幅広く学ぶことができる [NHK]。

インドネシアは世界屈指の K-POP 人気の高い国と言われている。「X」(旧ツイッター) が公開している 2021 年のデータによると、21 年に K-POP 関連のツイートが一番多かった国はインドネシアで (日本は 10 位)、K-POP ファンが最も多い国も同様インドネシアが 1 位 (日本は 2 位) という結果となった。21 年に「マクドナルド」が「BTS」とコラボ商品を発売すると人が殺到し、十数店舗が一時休業を余儀なくされたこともあった。大手事務所 SM エンターテインメントは 2023 年に「SMTOWN LIVE」を開催した。インドネシアでの開催は 11 年ぶりとなる [Yoon]。

世界でも最大規模のイスラム国家として知られるインドネシアがなぜ K-POP に熱狂するのか。宗教上の理由で肌の露出が禁じられ、勉強よりもお祈りや宗教活動を強要されるインドネシアと反して、韓国では全く違ったファッションや文化を持ち、そこにインドネシア人は魅力を感じ熱狂している。今いる世界とは違う世界を見せてくれる、アニメやドラマの中のようなファンタジーの要素を求めて K-POP を楽しむ人が多いようだ。

第 3 節 アメリカ

2010 年度以前、K-POP のアメリカ進出は成功しているとは言えなかった。2006 年にアメリカに設立した米国法人「JYP Entertainment Incorporation」は発足 1 年にして、約 17 億ウォンの損失を出し撤退した。以降は大規模な投資を行うことなく、アメリカへのアプローチは SNS などのモバイルメディアを介した市場分析のレベルであった [namuwiki]。この状況が変化したのは、2012 年に歌手 PSY が全世界で江南スタイルブームを引き起こした頃。2012 年 7 月 15 日に YouTube にアップされた江南スタイルの MV は、9 月 4 日韓国歌手として初めて再生回数 1 億回を突破した。PSY は 9 月アメリカ L.A. ステイプルセンターで開かれた「2012 MTV ビデオミュージックアワード」に招待され、さらにアメリカ人気バラエティー番組にも出演し成果をあげた。これ以降アメリカ現地の企画会社と提携し本格的にアメリカ進出を成功させた [billboard JAPAN]。

そして K-POP のアメリカ進出に最も大きな影響を与えたと言っても過言ではないのが「BTS」であろう。BTS は「ビルボード 200」1 位、「ビルボード HOT100」1 位、グラミー賞受賞を順に果たし、着々とアメリカに名を知り渡らせた。国際レコード産業連盟(IFPI) が毎年発行するグローバル音楽市場報告書を通して発表された 2020～2021 年連続セールス量でも 1 位、計 6 曲でビルボード HOT100 の 1 位を獲得した。初の 1 位から 1 年 1 か月の記録を叩き出し、これはビートルズの 1 年 2 週以降最も速い記録である。2021 年 11 月に行われた LA 公演では、4 日間で 21 万 4000 人を動員、3300 万ドルの売り上げを記録 [ソ]。BTS のアメリカでの成功は単に音楽のヒットだけでなく、SNS の活用、グローバルなメディア露出、アメリカのトップアーティストとのコラボレーションなど、複数の要因が絡んで生んだ結果である。彼らは言語や文化の違いを超えて世界中のファンを結び付け、アメリカという大市場で大きな影響を与えた。これは K-POP 全体の国際的な地位を向上させる重要な一歩となったと言える。

第4章 マーケティング

第1節 カムバック文化

K-POP がなぜここまで国内問わず世界中の人から人気を得ているのか。それは K-POP 界のマーケティング力に勝因があると考えられる。この章では、多国籍なメンバー構成、熱狂的なファンダム、海外のファンに向けた SNS コンテンツなど、その背景にあるマーケティング戦略について論じていく。

まず K-POP における「カムバック (comeback)」とは新曲発表とそれに伴う音楽番組などのプロモーション活動全般を指し、そのプロモーションは非常に戦略的に計画されている。K-POP アイドルは日本のアイドルとは異なり、活動期間であるオンシーズンとメディアに露出しないオフシーズンが明確に区分されている。オフシーズンにはほとんどメディアに露出しないアイドルをファンは待ち続けた分、カムバックをしてオンシーズンになった時の盛り上がりは、日本のアイドルが CD を発売するときとは比べ物にならない。カムバックのタイミングでは、リリースの何週間も前から「ティーザー」と呼ばれる予告編を公開し、新曲やそれに伴うミュージックビデオを少しずつ小出しにして、ファンの期待を高めていく。さらにジャケット写真、コンセプトフォトなどのビジュアルも段階的に公開することで、新曲への興奮を増幅させていく。このようにカムバックという形式を通して新曲のプロモーションを徐々に盛り上げ、音源・MV 公開日にはファンの期待を最高潮に引き上げる戦略となっている。

第2節 インターネット時代の SNS 戦略

2 番目に挙げる K-POP の特徴的なマーケティング戦略は、現代のインターネット時代に合わせた「SNS 戦略」である。日常的に SNS を活用してファンと親密なコミュニケーションを築いている。先程あげた「カムバック」も SNS を通して行われるものであり、他にもインスタライブや weverce アプリ、ヨントンなどもある。「ヨントン」とは韓国語で「映像通話」を意味し、自分の応援しているアイドルとビデオ通話ができるイベントのことを指す。このような SNS 戦略は、大きな課金をせずとも楽しめるものもあり、ファンとアイドルとの距離を縮め、国内問わず各国のファンを獲得するのにも役立っている。

第3世代アイドルの時代頃から K-POP のプロデュース手法として取り入れられているのが「視聴者参加型オーディション」。オーディション参加型メンバーのパフォーマンスや練習風景を放送し、視聴者が自身のデビューさせたいメンバーに投票するというもの。より多くの票を得た人から順にデビューが決まる仕組みのため、ファンは自分の推しをデビューさせるために自身が SNS を活用して宣伝を行い、少しでも多くの票を集めるために奮闘している。

SNS を活用することで場所や時間関係なく、アイドルとファンが繋がることができる。昔は CD を聞くことやテレビで見ることでしかアイドルを知ることができなかったのが、今では YouTube などでも舞台裏やプライベートの部分まで見るできるようになったり、インスタグラムでアイドル個人のアカウントができたりして、より深く知ることができ、親近感が湧きファンになりやすい状況になったと考えられる。

第3節 海外文化に合わせたプロモーション

韓国の国内音楽市場は5.8億ドル、日本は26億ドルとされている。韓国では国内の音楽市場が小さいことが海外進出を後押しする動機となっている。20年に及ぶ継続的な海外展開の結果、2017年にはK-POP関連ビジネスは47億ドルの利益を得たとされる。[増淵2023]。つまりK-POPははじめから海外で戦うことを前提に準備が行われている。2020年8月に全編英語歌詞でリリースされた「Dynamite」はSpotifyにてリリース日に1260万回の再生を記録し、初日の再生回数だけでSpotify史上最大のヒットとなった。US iTunesでも1位を獲得、Billboard Hot 100でもBTSとして初めての1位を獲得し、9週連続でトップ10入りし快挙を遂げた[ソ]。

K-POPが世界的に人気を集め続けている最大の鍵は「グローバル化」であると言える。具体的には3つのマーケティング戦略が行われている。まず1つ目「多国籍化するメンバー構成」、2つ目「世界中のファンを集めるSNS戦略」、3つ目は「豊富なコンテンツの提供」である。

K-POPは最初から世界的な人気があったわけではない。第1世代で国内のエンタメ業界を形成し、第2世代ではアジアへ市場を拡大、第3世代で世界進出を本格化し、段階を踏んで成長を遂げてきた。海外進出には文化や言語のハードルがあるが、2010年代にSNSが大幅に普及したこと、メンバーの多国籍化を進めたことも世界進出を後押ししたといえる。自分と同じ出身国のメンバーがいると親近感が湧き、そのグループを知るきっかけとなる。第4世代では「現地化」が進んでいる。「現地化」とは、他国のメンバーを探して、育成・デビューさせる動きのこと。韓国の芸能事務所JYPが主催するオーディション番組「Nizi Project」からデビューしたNiziUが代表的だ。彼女らは韓国アイドルが持つ実力の高さと同様日本アイドルが持つかわいらしさを併せ持っている。このように現地のアイドル文化を取り入れつつ、韓国芸能事務所が持つプロデュース力を活かして作り上げられるのが特徴だ。

K-POPは今や韓国のみならず世界に広げようと、現地でオーディションを行い、世界中で未来のK-POPスターを探し求めている。自分と同じ出身地のアイドルがいるとK-POPをより身近に感じるができる。こうした戦略により、世界中にK-POPが浸透していつている。

第4節 ファンダムが存在

「ファンダム」とは熱心な愛好家を指す「fan」に、領地や管轄、状態、集団などを意味する接尾語「dom」を加えた単語で、主にポップカルチャーやスポーツなどの熱狂的なファンによって作られる世界や文化を示す言葉である。K-POPの成功においてファンダムの存在は非常に大きい。K-POP界では日々大量のコンテンツが供給され、その中には芸能事務所やテレビ局のみならず、ファン自身から生み出され共有されるものもある。ファン活動はアーティスト側からの供給があってこそ楽しみを得られるという概念を覆し、与えられたコンテンツを享受して消費するのみにとどまらないファンの「自主性」とそれらをコミュニティ内で分かち合おうとする「連帯意識」がK-POPファンならではの楽しみ方となっている。また近年はインターネットの発達によりいつでもどこにいても情報を得ることができるため、アイドル自らが発信した言葉や投稿した写真を見られるようになった。こうした要因からさらにファンダム文化が深化したと考えられる。

K-POP アイドルの誕生日となれば「センイル広告」（韓国語の「センイル」は日本語で「誕生日」を意味する）と呼ばれる電子掲示板が韓国内の駅やバス停、商業施設と至る所で見られる。これらは所属事務所によって公式的に設けられているわけではなく、ファン個人が寄付やクラウドファンディングを通して資金調達をして行われている。ファンの熱意や愛情を示す手段となり、K-POP 業界におけるファン文化の一部として定着している。

K-POP アイドルとファンは親密さや双方の交流が特徴的であり、SNS やファンイベントを駆使し直接コミュニケーションを図り、ファンへの感謝を強調することで、他の音楽ジャンルにはない特別なつながりを築いているといえる。入れ替わりが激しく、徴兵制の関係でファンが離れていく要因も多い K-POP 界では、様々な工夫をしファンを楽しませ、ファン自身も自ら楽しむ策を模索し、行動に移している。このような密接で相互的な関係性が K-POP の人気を支える一手といえる。

おわりに

現在世界中に大きな影響を与えている K-POP は、様々な戦略を練りデジタル時代の最先端を走り成功を収めている。韓国国内にターゲットを絞らず、グローバル市場にも視野を広げ、各国の文化や言語に対応した多言語歌詞や海外公演、現地のメディア出演など、ローカライズ戦略によって多様なファン層を獲得している。また SNS の活用により、パフォーマンス動画やプライベートな部分も公開することで見ている人との距離を近づけ、ファンになりやすい構造を作っている。グループごとにコンセプトが与えられ、地域や年齢層によって最適な施策が展開されている。このようなデジタル技術とファンを中心としたアプローチを融合させた K-POP のマーケティング戦略は、音楽業界における成功モデルとして他分野でも応用することができる。

K-POP はこれからさらなるグローバル化が進んでいくと考えられ、1 グループに 1 人以上は外国籍のメンバーがいることが当たり前となり、各地域の文化に根差した楽曲やプロモーションの展開により、より「多様性」を重視した K-POP へと進化していくのではないかと考える。

【参考文献・インターネット資料】

billboard JAPAN (2012) 「PSY が米国ビルボード Hot100 にランクイン」

https://www.billboard-japan.com/d_news/detail/7064/2

2025 年 1 月 13 日最終アクセス

KBS WORLD JAPANESE (2023) 「憲法裁 男性にのみ兵役義務づけた法律、憲法に違反しない」

https://world.kbs.co.kr/service/news_view.htm?lang=j&Seq_Code=86554

2025 年 1 月 13 日最終アクセス

KOREA net (2024) 「23 年の訪韓外国人客数 1100 万人 日本が最多」
<https://japanese.korea.net/NewsFocus/Society/view?articleId=246324>
2025 年 1 月 13 日最終アクセス

JETRO (2023) 「外国人観光客 2,000 万人誘致へ、「大韓民国観光輸出革新戦略」発表」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/ba6ad1eb1060d948.html>
2025 年 1 月 12 日最終アクセス

namuwiki (2024) 「JYP エンターテインメント」
https://ja.namu.wiki/w/JYP_엔터테인먼트
2025 年 1 月 13 日最終アクセス

NHK (2022) 「韓国の音楽「K-POP」に熱狂するタイの若者たち今なぜ？」
https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/articles/feature/2022/12/08/27846.html
2025 年 1 月 13 日最終アクセス

Yoon Sunny (2019) K-pop fandom in veil: Religious reception and adaptation to popular culture. *Journal of Indonesian Islam* 13 (1)
<https://jiis.uinsby.ac.id/index.php/JIIs/article/view/827>
2025 年 1 月 13 日最終アクセス

大塚綾子 (2024) 「なぜ日本の若者は韓国美容にハマり、K-POP スターに心酔するのか？」
<https://www.leon.jp/lifestyle/247890>
2025 年 1 月 13 日最終アクセス

カン・ミョンソク (2021) 「Big Hit の第 4 世代」
<https://magazine.weverse.io/article/view/114?lang=ja>
2025 年 1 月 16 日最終アクセス

韓国人採用ナビ (2023) 「外見至上主義！？韓国の最新美容事情」
<https://bwell-i.com/korec/magazine/archives/3565>
2025 年 1 月 16 日最終アクセス

金敬哲 (2021) 「「K-POP 第 4 世代」は BTS を越えられるか？」
<https://bunshun.jp/articles/-/46080>
2025 年 1 月 16 日最終アクセス

金成玟 (2018) 『K-POP 新感覚のメディア』岩波新書

ソ・ソンドク (2022) 「BTS 以降、アメリカの K-POP」

<https://magazine.weverse.io/article/view/532?lang=ja&artist=BTS>

2025 年 1 月 13 日最終アクセス

毎日新聞 (2024) 「BTS など K-POP 男性グループたちが兵役に行っている韓国の徴兵制ってどんな制度？」

<https://mainichi.jp/maisho/articles/20240408/kei/00s/00s/011000c>

2025 年 1 月 13 日最終アクセス

増淵敏之 (2023) 「韓国コンテンツはなぜ世界を圧巻するのか」

<https://president.jp/articles/-/66622?page=2>

2025 年 1 月 13 日最終アクセス

山本浄邦 (2022) 『K-POP 現代史：韓国大衆音楽の誕生から BTS まで』ちくま新書

李英美 (2021) 「K-POP 世代が日韓相互理解の架け橋になる」

https://www.meiji.net/international/vol339_youngmee-lee

2025 年 1 月 11 日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

沖縄の貧困と基地問題

米軍基地が及ぼす影響

25W0145 比嘉 誠也

はじめに

沖縄県は戦後から現在に至るまで、日本本土と比べて経済的な格差が顕著で、特に貧困問題が深刻化している。貧困の要因には複数あるが、その中でも沖縄特有の問題として、米軍基地の存在が大きく影響している。このテーマを選んだ背景には、私がアジア圏の貧困に関心を持っていたことがある。また、卒業論文で貧困を扱おうと考えていたこと、そして高校時代に隣接する米軍基地を身近に考えていたことも、沖縄と米軍基地の問題に目を向けるきっかけとなった。

米軍基地の存在は沖縄経済に密接に関連しており、その影響は地域社会にも及ぶ。このため、本論文では米軍基地が沖縄の貧困問題にどのような影響を及ぼしているのかを深く分析することが重要だと感じた。まず、沖縄県が直面する貧困の現状について整理し、続いて米軍基地の存在が経済や社会にどのような影響を与えているかを考察する。最終的には、これらの問題を踏まえた解決策を提案することで、沖縄の貧困改善に寄与することを目的としている。

第1章 沖縄の貧困

第1節 日本本土と沖縄の貧困

貧困には「絶対的貧困」と「相対的貧困」という2つの概念がある。絶対的貧困とは、最低限の生活に必要な資源が不足して命の維持が困難な状態を指す。一方、相対的貧困は、ある国や地域の生活水準と比べて著しく低い所得で生活する状況を意味する日本では、経済成長の影響で絶対的貧困は少ないとされるが、厚生労働省の2022年「国民基礎調査」によると相対的貧困率は約15%で、OECD諸国でも高水準だ。特にひとり親家庭や非正規雇用者に貧困が集中していることが特徴である〔厚生労働省〕。

中でも沖縄の貧困は、日本本土とは異なる歴史的・社会的要因が影響している。沖縄は戦後、日本が主権を回復した1952年から、1972年の沖縄返還まで、アメリカの施政権下に置かれていた。これにより本土とは異なる経済発展を強いられ、他の都道府県と比べて経済基盤の整備が大幅に遅れることになった。

返還後も、他地域と比較すると産業の多角化が進まず、現在でも観光業や基地関連の収入に依存している〔沖縄県2024a〕。特に観光業は沖縄経済の柱である。国内外から多くの観光客が訪れる観光地であり、経済の中核を担っている。青い海や美しい自然、独自の文化が観光客を引き付け、観光業は県内総生産の多くの部分を占めている。また、サトウキビやパイナップルなどの農業や漁業のような一次産業が盛んだが、観光業ほどの収益性はなく、担い手の高齢化も進んでいる。二次産業は日本本土と比べ規模が小さく、経済全体の多様性を欠いている状況である。さらに観光業や一次産業は景気や感染症の流行などの外的要因に大きく左右される脆弱性があり、近年のコロナ禍で大きな打撃を受け、沖縄経済の弱点が浮き彫りになった。

非正規雇用の問題も沖縄の貧困に大きく関与している。沖縄県の非正規雇用率は約40%と全国平均を大きく上回り、安定した収入を得られない人が多い〔沖縄県企画部統計課2024：4〕これは特に若年層や女性に顕著で、正規雇用の少なさが、世帯全体の経済的安定を脅かしている。非正規雇用者は、正社員と比べて賃金や福利厚生が少なく、社会保険

や年金などの制度面での保障も乏しいため、貧困のリスクが高まる。また、子供の貧困率も沖縄では深刻で、全国平均の約 2 倍とされている [内閣府]。教育格差や家庭の経済状況が、子供たちの将来の選択肢を狭め、貧困が次世代に引き継がれてしまう。さらに所得水準の低さにより若者の流出につながる。近年、若者の県外への進学や就職による流出が続いており、地元にとどまる若年層が減少している。一方では高齢化が進み、地域社会の持続可能性が問われている。

このように、沖縄経済は観光業の強みを持つ一方で、産業構造の偏りや所得水準の低さ、若者の流出などの課題を抱えている。さらには歴史的な背景や米軍基地の存在、経済的な構造が複雑に絡み合っていることが特徴である。

第 2 節 琉球王国時代の暮らし

日本になる前の沖縄、すなわち琉球王国の歴史に触れると、14 世紀から 15 世紀にかけて北山・中山・南山の三山が分立していたが、1492 年に中山の尚巴志が統一し、琉球王国が建国された。この王国は、地理的な利点を生かし中国、日本、朝鮮、東南アジアなどとの交易を活発に行い、経済的・文化的な独自性を築いた。首里城はこの時代の象徴であり、国際交流の拠点として多文化が融合した芸術や建築が発展した。しかし、豊かな交易国家の裏には貧困の影も潜んでおり、農民や士族を含みさまざまな階層で困窮が広がっていた。

琉球王国における貧困の状況は、屋良健一郎「近世琉球の貧困」で詳しく解説されている [屋良：223-224]。同論文によると、18 世紀後半以降、農村の疲弊が深刻化し、年貢を納められない農民が身売りを余儀なくされる事例が増えた。とくに女性は遊郭へ売られることが多く、家族の生活を支えるために犠牲を強いられていた。こうした農民の苦境が進む一方で、驚くことに士族階級にも困窮が広がっていた。士族は主に首里や那覇の町方に住み、王府への仕官を生業としたが、士族の人口が増加するにつれて全員が役職を得ることが困難になり、生活基盤が崩れ、町方での生計を維持できず、地方に移住して農業に従事する「屋取士族」も現れた。士族の経済的困窮の背景には、職務に伴う過剰な出費があった。『伊江親方日々記』には、1811 年に中村親方という士族が「物入之勤方相続」（費用の掛かる職務の継承）や「死者使者之勤等」（使者としての活動）による出費のため、家計が逼迫し、伊江朝睦から銭 500 貫文の援助を受けた記録がある。これらの記録は、当時の士族階級が必ずしも安定した生活を送っていなかったことを示している。

このような貧困の根本的な要因として、1609 年の薩摩藩による琉球侵攻が挙げられる。侵攻後、琉球王国は形式上独立を保ちながらも薩摩の支配下に置かれ、日本と中国の両方に貢物を納める「二重冊封」の体制になった。この制度により、貢物を用意するために経済的負担が王国全体に重くのしかかった。また、中国や日本への使節派遣や貢物輸送の多額の費用に加え、那覇に駐在する薩摩藩士への接待費用も王国の財政を圧迫した。こうした出費の増加は、士族の生活をさらに逼迫させた。

これが琉球王国の貧困であり、単なる経済的な問題ではなく、歴史的な背景や国際関係などの複雑な影響を受けたものであった。

第 3 節 近代沖縄

前節では、琉球王国時代の貧困について述べたが、当時の貧困の要因が現在の沖縄の状

況にそのまま引き継がれているわけではない。現在の沖縄がかけている貧困の主な要因は琉球王国時代のものとは異なる。これらの違いが生じた背景を理解するためには、沖縄がどのような歴史を歩んできたのかを知る必要がある。

まず、琉球王国から沖縄県になる過程を見てみる。琉球王国は 1872 年に琉球藩に改められ、外交権を取り上げられた。尚泰は藩王として華族に列せられたが、1879 年には廃藩置県が行われ、尚泰は首里城を明け渡した。その後、琉球藩の廃止と沖縄県設置が布告される。この一連の動きを「琉球処分」と呼ぶ。そして 1945 年、第二次世界大戦末期にアメリカ軍が沖縄に上陸し、沖縄は激しい地上戦の舞台となった。戦後は日本本土が主権を回復した後も沖縄はアメリカの施政権下に置かれ、1953 年のサンフランシスコ講和条約に基づき正式にアメリカの管理下となる。沖縄が日本に復帰したのは、1972 年、約 27 年にも及ぶ占領を経た後のことだった。これが琉球王国から現在の沖縄へ至る大まかな歴史の流れである [沖縄県 2024b]。

復帰後、沖縄県民が期待していた最大のことは、生活の質の向上だったのではないだろうか。アメリカに占領されていた沖縄では、公用語が英語となり、通貨がドルに変更さ、学校では方言を使うと罰を受けるなど、沖縄固有の文化や言語が抑圧される状況であった。本土に復帰すれば、こうした生活上の制約から解放され、安定した生活が得られると多くの人が期待したはずである。しかし、沖縄の日本復帰は世界的にも重要な転換期と重なり、最悪のタイミングだったといえる。一般的には高度成長期の恩恵に与えられたかといわれるが、それだけに止まらない。復帰前は沖縄の通貨はドルであったが、1971 年の「ニクソン・ショック」によるドル安がインフレを引き起こし、復帰翌年には「オイルショック」が追い打ちをかけ、経済的な混乱は一層深まった。これらの出来事は、沖縄が復帰直後から安定した経済基盤を築くことを困難にさせた。

また、日本復帰時には本土の雇用制度の転換期を迎えていた点も重要である。1960 年代の日本では、国民皆保険や皆年金制度が実現し、条件を問わなければほぼ誰でも就職することができた。さらに「終身雇用」「年功序列賃金」「企業別労働組合」という日本型雇用慣行が普及し、安定した労働環境が整っていた。しかし沖縄が復帰した 1972 年以降はこうした状況が大きく変化し、オイルショックの影響などで雇用環境が不安定化し始めていた。本土と沖縄のあいだに経済的なギャップがある中で、沖縄は高度成長期の恩恵を十分に受けることなく日本経済の停滞期を迎えたのである [安里：109-110]。

さらに沖縄の経済は観光業や米軍基地に依存していることから、本土とは異なる課題を抱えている。観光業は外的要因に左右されやすく、景気変動や感染症の流行といった影響を大きく受ける。また、米軍基地の存在は一定の経済効果をもたらすものの、土地利用や作業の多様化を制限し、経済成長を妨げる要因ともなっている。

第 2 章 米軍基地と沖縄経済

第 1 節 基地問題の歴史と現状

沖縄県の米軍基地問題は、戦後の日本の歴史において重要な課題の一つである。その背景には沖縄の過酷な歴史がある。第二次世界大戦末期、1945 年の沖縄戦では、沖縄は「本土防衛の捨て石」と位置付けられていた。疎開等の対策が不十分ななかで多くの住民が動

員され、沖縄は、スパイ容疑による住民の殺害、食糧不足解消のための強制的な集団自決、壕からの追い出し、さらには食料強奪など、悲惨な地上戦の舞台となった。米軍の無差別攻撃にさらされた沖縄では、住民を巻き込んだ激しい戦闘が行われ、県全域が甚大なダメージを受けた。戦争体験は沖縄の人々の心に深い傷を残し、戦後の基地問題を考える上でも避けて通れない重要な背景である。

敗戦後、日本全土は連合軍総司令部（GHQ）の間接統治下に置かれたが、沖縄は本土とは異なり、アメリカによる直接統治が行われた。1952年にサンフランシスコ講和条約で日本は主権を回復したが、沖縄は引き続きアメリカの施政権下に置かれ、「沖縄の軍事基地化」が進行することになる。これは冷戦構造が深まり、沖縄が「太平洋の要石」として戦略的に重要視されたためである。アメリカは沖縄を軍事拠点として利用する方針を強め、基地を拡張するために土地を強制接収した。この過程で多くの住民は農地や住居を失い、生活基盤を奪われることとなった。沖縄がアメリカ統治下におかれた27年間、基地の存在は沖縄社会に深刻な影響を与え続けた。住民は土地を取り上げられただけでなく、米軍兵士による犯罪や事故、環境破壊といった問題に直面した。さらに、沖縄には日本国憲法や日米安保条約が適用されず、自治権を持たないまま米軍の支配下で暮らす日々が続いた。この状況は沖縄の人々の中に強い不満と屈辱感を感じさせ、復帰運動の高まりを引き起こした。

1972年、沖縄はようやく日本に復帰した。しかし、基地問題はその後も解決されるどころか、むしろ日本復帰以降の沖縄に新たな形で深刻な影響を与え続けている。現在、米軍基地専用施設の約70%が沖縄に集中しており、県面積の15%が基地として利用されている。このような基地の過度な集中は、沖縄の象徴的な問題であり、多くの県民はこのことに対し不満を感じている。

基地問題の現状には複数の課題がある。一つは、基地周辺に住む住民への直接的な影響である。例えば、米軍基地から発生する騒音、航空機の墜落事故、環境汚染、さらには米兵による犯罪などが住民生活を脅かしている。これらの問題は長年にわたり続いており、特に普天間飛行場は「世界一危険な基地」といわれ、町の真ん中に建てられている。普天間飛行場の周辺には小中高、大学まで含めると約30校もの学校がある。宜野湾市によると、本土復帰の1972年から2017年2月末まで、普天間飛行場所属機による事故は年間平均2.7回の頻度で発生しており〔宜野湾市基地政策部〕、移設の必要性が叫ばれている。

しかし、政府が進める名護市辺野古への移設計画には多くの県民が反対しており、計画の推進をめぐる国と沖縄県との間で激しい対立が続いている。辺野古移設をめぐる議論では、環境破壊の懸念や、新基地が沖縄の基地負担を軽減するどころか、むしろ新たな負担を生むのではないかという批判が根強い。また、基地の存在が沖縄経済に与える影響も複雑である。一方で、基地関係の収入や雇用に依存する人々がいるため、基地撤収が即座に地域経済を好転させるわけではないという現実がある。他方で基地があることで土地利用が制限され、観光業や商業、その他の産業の発展が妨げられている。

沖縄が戦後を担ってきた過剰な基地負担は、国全体で共有されるべき課題であり、全国的な議論が必要である。沖縄県民の声を聞き基地問題の解決に向けた取り組みが求められる。それには、沖縄特有の歴史や現状を正確に理解し、負担軽減と地域振興を両立させる政策が不可欠である。

第2節 米軍基地の経済的貢献

戦後の沖縄経済において、米軍基地は一定の役割を果たしてきた。沖縄が米軍の直接統治下に置かれた時期、沖縄経済は米軍基地に大きく依存する形で復興がすすめられた。特に1950年代には、米軍基地の建設が盛んにおこなわれ、多くの雇用を生み出し、復帰当初の沖縄経済を支える重要な柱となった。

まず、基地関連の収入について考えてみると、雇用の面での影響が大きかったといえる。基地内施設では、通訳や技術者、事務員、清掃スタッフなど、様々な職種で地元住民が働く機会が提供された。これらの雇用は地域住民に直接的な所得をもたらし、家計を支える重要な役割を果たした。また、基地内での消費活動によって基地周辺地域の飲食店や商店も活性化した。これらの経済活動は、復興初期の沖縄経済を下支えする重要な要素となった。さらに、基地が使用する土地に対して日本政府から支払われる土地賃貸料、いわゆる「軍用地料」がある。土地所有者にとって軍用地料は安定した収入源となり、特に地代収入に依存する地主層にとっては重要な存在である。こうして基地関連収入は、地域経済の一部を支える要因になっている。

観光面でも米軍基地は一定の影響を与えている。基地内で行われるオープンゲートイベントや基地内マラソンなどは観光資源の一部として活用されている。これらのイベントは観光客を引き寄せるだけでなく、地域の経済にも波及効果をもたらしているだろう。また、米軍基地の存在により沖縄にはアメリカ文化が色濃く反映されており、これが沖縄独自の観光要素となっている。例えば、基地周辺に広がるアメリカ風の街並みや飲食文化などは、国内外の観光客にとって魅力的な観光資源となっている。

このように米軍基地は、土地賃貸料や雇用創出を通じて沖縄経済に一定の貢献をしている。また、基地周辺のビジネスや防衛関連予算による公共投資など、直接的・間接的な経済効果も見られる。しかし、これらの貢献は地域経済の安定をもたらす一方で、基地経済への依存が強まることが懸念される。

第3節 米軍基地の負の影響

米軍基地は沖縄経済に様々な恩恵をあたえてきた一方で、基地依存からの脱却を目指す沖縄経済の発展において、大きな障害となっている。日本復帰後、沖縄は本土経済に統合される形で経済発展を遂げることを目指し、米軍基地により助けられた。しかし、沖縄には米軍基地が多く存在するため、土地利用の自由度が制限される。米軍だけが使っている基地は、日本本土にもあるものの、その面積の70%が沖縄に集中し、沖縄本島の15%を米軍基地が占めている。特に都市部の貴重な土地が米軍の管理下にあるため、土地利用における制約が経済発展の妨げとなっている〔沖縄県 2024c〕。

基地に依存する経済は、地域内での産業基盤の発展を妨げる結果を招いた。基地は市場経済の原理に基づく企業ではないのでため、資本の蓄積や持続的な成長を生み出すことはなかった。さらに、基地関係の需要が外部からの輸入品に依存するため、沖縄経済全体にブーメラン効果（投入された資金が域外に還流してしまう現象）が生じ、地域内での経済的効果が限定的であった〔楠山：130〕。

復帰当初、基地関連収入は沖縄の県民総所得の約15.5%を占めたが、近年では5.5%に

低下している [沖縄県 2024d]。これは、観光業や IT 産業の成長によって基地依存からの脱却が進んだ結果である。米軍基地跡地の利用が進んだ事例では、返還前の基地から得られた経済効果を上回る利益が生まれており、基地返還の意義が経済的に証明されている。まず、基地は広大な土地を占有しており、都市開発や産業多様化を妨げている。特に都市部に位置する基地は、経済的効率化を欠いた土地利用をもたらしていると指摘されている。

また、基地周辺的生活環境への悪影響も大きい。まず、環境への悪影響がある。米軍基地からは土壌や地下水の汚染が報告されている。特に、PFAS（有機フッ素化合物）と呼ばれる有害物質が地下水から検出され、住民の健康や農業用水への影響が懸念されている [沖縄県 2024e]。また騒音への苦情も多い。軍用機の離着陸や訓練による騒音が、基地周辺住民の生活環境を悪化させている。米軍関係者による犯罪も大きな問題の一つである。このような事件は途切れることなく多くの被害者が生まれている。

沖縄の米軍基地は、経済的な恩恵をもたらす一方で、土地利用の制限や騒音、環境汚染、米軍関係者による犯罪などは地域住民の生活の質を低下させる要因となっている。これにより、基地周辺地域では不動産価値の低下や人口減少が起こることは推測できる。こういった負の影響が深刻である。

第3章 沖縄の貧困と基地問題の一体的解決を目指して

第1節 貧困を解決するために

沖縄の貧困の解決には、政策、地域経済の活性化、基地問題への対応という三つの要素が重要である。それぞれを具体的に検討し、相互に連携させることで、解決策を見出すことができると思う。

まず、政策面の取り組みが基盤である。教育と人材育成を通じて、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが重要である。若者に対する職業訓練やスキル教育を充実させ、観光業や IT 分野など成長産業で活躍できる人材を育成する。また、労働環境の改善も重要である。最低賃金の引き上げや非正規雇用の待遇改善により、安定した生活基盤を提供できる。同時に子どもや家庭への支援として、学校給食の無料化や奨学金制度の拡充など、直接的な経済支援を強化することも効果的だ。さらに、物流や交通インフラの整備を進め、離島を含む地域間の格差をなくすことが必要だ。これらの施策は、沖縄の社会全体にわたる安定した基盤を築くためには欠かせないものであると思う。

さらに地域経済の活性化も重要である。観光地を高付加価値化し、文化・自然・健康をテーマにした新しい観光モデルを展開し、観光業を活性化することも重要だと思うが、さらに重要なことは地産地消で地域の活性化を図ることだ。総務省が出している消費者物価地域差指数によると、「総合」の項目では東京都が何年も連続で最も高い数値を出しているが、「食料」の指数を見てみると沖縄県が1位である [総務省]。これは沖縄県が本土と離れた位置にあり、輸送費が高額になっているからである。そのため同じ商品を、本土の人よりも高い値段で買っていることになる。それを解消するためには地産地消を推進し、出費を抑えることも貧困解決につながるのではないかと考える。

最後に基地問題への対応である。沖縄県はどの時代においても貧困に悩まされてきた。しかし、その背景や要因は他地域とは異なり、沖縄特有の歴史や土地柄が大きく影響して

いる。特に、外部からの侵略や戦争、そして現在も続く米軍基地の存在が深く関係している点が特徴的である。これまでの議論を通じて、こうした背景が沖縄の貧困問題にどのような影響を与えているのかを明らかにしてきた。この章では、基地問題に関連した貧困をどのように解決するのかについて、具体的な方法を検討する。

第2節 沖縄の貧困の解決策と課題

基地の占有面積が広大で、沖縄の土地利用や開発を制約している。観光産業やほかの経済活動が阻害されている。基地依存経済は地域の経済多様性を損ない、持続的な発展を難しくしている。これらを基地がもたらす経済的影響だと考えられる。これらがさらに沖縄の貧困に絡みつき、さらに貧困を加速させている。基地がある地域では、騒音問題や環境汚染に対応するための自治体の負担が増加し、福祉や教育に十分な予算が回せない状況になり、基地の存在が農業や観光業の発展を妨げている側面もある。これにより潜在的な収入源が失われている可能性がある。これらが解決すべき課題である。

まず行うべきことは基地負担の軽減である。日本の70%の基地が小さい沖縄に集中している状況を何とかしないとイケない。

一番考えられる解決策は、基地の段階的縮小を他地域や国外への移転を進めることだと私は考える。そのために外交・安全保障の見直しも必要だ。米国との協議で日米地位協定を通じて、米軍の活動範囲や責任を再定義する。ただそれが簡単ならすでに行っているはずである。よって段階的に縮小をしていけばいいと思う。基地問題に関する政策決定に地元住民の声を反映させる仕組みを強化し、公聴会や住民投票などの方法を用い、地域の意見を尊重するような住民参加型の政策決定をおこなう。基地問題の歴史的背景や現状を広く共有し、沖縄内外で理解を深める活動を実施するなど啓発活動を行うなど小さなことから段階的に基地問題の解決に取り組むべきだと考える。

課題としては移設問題である。普天間基地縮小に伴い新基地が辺野古に決定し、移設工事が開始されている。当初予定されていた予算より大幅に増加し、新基地建設の事業費は9300億円にもなっている。沖縄の地元記事でも取り上げられ「9300億円あったらできること」として、県が導入を目指す糸満一名護間の鉄軌道の事業費7000億円、公立小中学校の給食費無償化なら155年分などが挙げられていた[元山]。

基地縮小により沖縄県に利益はあったが、なくした基地の移設の費用をほかのことに使えばさらに沖縄県民に利益があった。このことから移設ではなく、別の方法で基地問題を解決しなければいけないと実感した。しかし、今の状況では、基地の返還を行うことが雇用機会の増加につながり、観光業も活気づく最善の選択だとも考える。基地問題を解決する方法は基地を減らすという単純なものだが、持続的な解決のためには多角的なアプローチが不可欠である。

第3節 米軍基地縮小後の計画

沖縄の米軍基地が返還された後、その跡地をどう利用するかは地域の将来を左右する重要な課題だ。経済や環境、住民の暮らしに幅広い影響を及ぼすため、計画的かつ持続可能な方向性を模索する必要がある。

まず優先すべきことは経済発展のための活用である。広大な土地に少ない雇用であった

基地の代わりに、広い土地で多くの雇用をもたらす開発が必要だ。地元産品を扱うショッピングモールや、起業を支援するスタートアップ拠点を設けることで、新たな雇用を増加させる。さらに農業や食品加工産業の強化、再生可能エネルギー施設の導入により、地域産業の基盤を強化することも重要である。その次に重要なのが、住民の生活向上を目指すことである。住民の暮らしを支えるために手ごろな価格の住宅や子育て支援施設の整備が必要だ。また、医療や介護施設の充実を図り、大学キャンパスや研究施設を誘致することで、教育水準の向上と若い世代の活躍の場を広げることが期待できる。

基地返還後の跡地利用は、沖縄経済の再構築に向けた大きな可能性を秘めている。返還された基地跡地には、商業施設や観光関連施設が建設され、観光業を中心とした経済活性化が進んでいる。跡地利用の成功事例は、基地依存からの脱却を進める沖縄にとって希望の光である。今後、沖縄経済の持続的発展を実現するためには、跡地利用のさらなる促進とともに、産業の多様化や教育・人材育成への投資が重要であり、観光業や IT 産業を軸とした新たな産業基盤を構築することが求められている。

おわりに

本論文では、沖縄の貧困と米軍基地問題について、その歴史的背景、現状、そして解決策を中心に考察した。沖縄は長きにわたり、戦争や占領、経済的格差といった多くの困難に直面してきた。その中でも米軍基地の存在は、経済的に一定の恩恵をもたらしながらも、同時に地域社会や環境に大きな負担をかけてきた。これらの課題を解決することは、沖縄の持続可能な発展に向けて避けて通れない道だろう。

沖縄における米軍基地の存在は、戦後の復興期において重要な役割を果たしてきた。地域経済を支え、雇用を生み出した。観光面でもアメリカ文化など独自の魅力として寄与している。一方で騒音問題や土壌汚染、地下水の汚染など住民の生活環境に大きな悪影響を与えている。こういった課題に加え、基地周辺地域の土地利用が制限されていることは、観光業や農業などの発展を阻害している。

これらの問題を解決するためには、基地の段階的縮小や土地返還後の計画的な利用が重要である。戦後復興期において重要な役割を果たしてきた米軍基地は、雇用や収益を生み出したが、様々な問題も生み出してきた。貧困をなくすためにも基地をなくしたいと考えるが、米軍関係者による犯罪をなくすために基地の返還を願う気持ちが強い。

沖縄は美しい自然や独自の文化、豊かな歴史を持つ地域である。この価値を生かしながら、持続可能な地域社会を築くためには、基地問題や貧困問題の克服が必要だ。この論文執筆を通して、沖縄の課題に気づけたことが一番の成果だと感じた。

【参考文献・インターネット資料】

安里長従・志賀信夫（2022）『なぜ基地と貧困は沖縄に集中するのか』堀之内出版

沖縄県（2024a）「産業の内訳」

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kodomo/1002669/1002670.html>

2025年1月17日最終アクセス

—— (2024b) 「歴史概要」

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kodomo/1002705/1002706.html>

2025年1月17日最終アクセス

—— (2024c) 「辺野古新基地建設問題（普天間飛行場の辺野古移設）について」

<https://www.pref.okinawa.jp/heimakichi/futenma/1017409/1017415.html>

2025年1月17日最終アクセス

—— (2024d) 「(よくある質問) 米軍基地と沖縄経済」

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014345/1014346.html>

2025年1月17日最終アクセス

—— (2024e) 「令和4年度土壌中のPFOS等調査結果」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/kankyo/1004750/1004804/1004810.html>

2025年1月17日最終アクセス

沖縄県企画部統計課 (2024) 「労働力調査 令和5年平均」

<https://www.pref.okinawa.jp/toukeika/lfs/2023/2023y/lfs2023a.pdf>

2025年1月17日最終アクセス

宜野湾市基地政策部 (2017) 「まちなど真ん中にある普天間飛行場——返還合意の原点は危険性の除去と基地負担の軽減——」

<https://www.city.ginowan.lg.jp/material/files/group/36/panfu.pdf>

2025年1月17日最終アクセス

楠山大暁 (2012) 「沖縄県における駐留軍等労働者の経済効果について」『公共政策研究』12巻

https://www.jstage.jst.go.jp/article/publicpolicystudies/12/0/12_128/_article/-char/ja/

2025年1月17日最終アクセス

厚生労働省 (2022) 「国民生活基礎調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

2025年1月17日最終アクセス

総務省 (2024) 「消費者物価地域差指数——小売物価統計調査 (構造編) 2023年 (令和5年) 結果——」

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukei08_01000286.html

2025年1月17日最終アクセス

内閣府 (2024) 「子供の貧困に関する指標 (沖縄県の状況)」

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/3/kodomo-hinkon/shiryou/kodomo-genjou3.pdf>

2025年1月17日最終アクセス

元山仁士郎 (2024) 「[検証 辺野古軟弱地盤] 連載第2部 (5) 給食無償化なら155年分
辺野古の新基地建設の事業費9300億円 鉄軌道導入なら沖縄県民に利益」

<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/1493176>

2025年1月17日最終アクセス

屋良健一郎 (2021) 「近代琉球の貧困」『名桜大学環太平洋地域文化研究』No.2

<https://meio-u.repo.nii.ac.jp/record/1487/files/223-226%2018> 屋良健一郎 (調査・実践報告) (環太平洋地域文化研究%E3%80%80No.2) .pdf

2025年1月17日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

中絶政策の分析

道徳的原則と人権

25W0154 ペルマタ・スルヤウイジャヤ

はじめに

中絶件数を減少させることを目的とした厳しい法律は、結果的に非合法で危険な中絶を助長している。Singh, S., & Maddow-Zimet, I. (2015 年) の研究によれば、発展途上国では毎年約 690 万人の女性が危険な中絶による合併症の治療を受けている。この事実は、中絶を合法で安全な環境で行う必要性を示している。さらに、経済格差も安全な中絶サービスへのアクセスに大きな影響を与えている。特に貧困率の高い国や地域ではその傾向が顕著である。例えば、アメリカ合衆国のルイジアナ州、ミシシッピ州、アーカンソー州、テキサス州では、低所得層が安全な中絶サービスを受けるための手頃な医療保険の選択肢が非常に限られている。一方で、経済的に安定した州では、メディケイド (Medicaid) と呼ばれる公的医療保険制度が整備されており、必要な中絶手術費用の一部または全額が無制限でカバーされている [Guttmacher Institute 2023]。

また、宗教的価値観も法律や政策に大きな影響を与えている。中絶に対する社会的意見の違いは、「プロチョイス (Pro-Choice)」と「プロライフ (Pro-Life)」という二つの対立する立場を生み出している。本研究では、中絶問題が法的、経済的、宗教的要因によってどのように影響を受けているかを明らかにし、安全で倫理的な解決策を模索することを目的としている。これらの要因が複雑に絡み合う中で、中絶問題に適切に対処するためには、教育や医療体制の充実、さらには宗教的多様性を尊重した政策の制定を含む、包括的で持続可能なアプローチが必要である。

研究の内容

中絶は、無実である胎児の生命を終わらせる行為であり、胎児にも生きる権利があるとされる。生きる権利は、胎児が子宮内で 9 か月過ごした後に誕生し、その権利が法的に保護される事実によって示される (その時点で胎児は「子宮における生命の可能性」と見なされなくなる)。

しかし、中絶の権利は違法な中絶の影響から女性を守る唯一の手段である。制限的な中絶法は、女性が妊娠を終わらせるために違法な方法を選択せざるを得ない状況を助長するものであり、これらの法律は中絶を求める女性の願いやニーズに対応していないとされる。プロチョイス (中絶選択支持派) は、中絶は法律で保証されるべき健康に関する権利であり、誰もこの権利に干渉することは許されないと主張する。また、リプロダクティブ・ライツ (生殖の権利) を重視し、女性には感情的、経済的、または人間関係の理由に基づき子供を持つかどうかを選択する権利があるとする。一方、プロライフ (胎児の生命尊重派) の大多数は、妊娠が母体の生命を危険にさらす場合や母親がレイプの被害者である場合を除き、中絶はどのような状況においても許されるべきではないと考える。

中絶に関するさまざまな視点を考慮しても、現実の状況を見ると、高い中絶率は、経済的制約、失業、または低所得家庭への政府支援の不足がある地域でよく見られる。医療へ

のアクセスが困難な女性は、一般的に低所得で農村部に住む人々である。中絶の合法化と実施が不安全な中絶を減らすことはできても、中絶率そのものを下げるわけではなく、根本的な原因が解決されない限り、需要が増加する可能性もある。したがって、不安全な中絶による妊産婦死亡率を減らし、経済的に困窮する女性に安全な医療アクセスを提供するためには、全ての女性に安全な医療サービスへのアクセスを保障することが必要である。これは道徳的に中絶を正当化するものではないが、この場合、政府の合法化が唯一の措置である。

おわりに

中絶に対する価値観と宗教的価値観の間には大きな対立がある。中絶は、国際連合によって人権とみなされるが、多くの宗教的信念を持つ人々にとっては、道徳的原則に反するとして反対される。このため、特に保守主義と世俗主義という相反するイデオロギーを持つ社会において、すべての市民にとって公平である政策を政府が策定することは困難である。中絶が基本的な権利として認められるべきかどうかの議論は続いており、一方で胎児もまた生きる権利を持つという主張がある。このような理由から、中絶は依然として非常にデリケートな問題である。

PERBANDINGAN HUKUM KEBIJAKAN ABORSI:

PRINSIP MORAL DAN HAK ASASI MANUSIA

Permata Surya Wijaya

Abstrak

Hukum aborsi bervariasi secara signifikan dari negara yang satu dengan negara lainnya. Pandangan masyarakat terhadap kebijakan aborsi juga berkembang seiring waktu dan sering dipengaruhi oleh perubahan sikap sosial, politik, dan kemajuan medis. Sementara beberapa negara memberikan akses mudah atas layanan aborsi tanpa pembatasan, negara-negara lain memberikan layanan akses dengan memberlakukan aturan atau batasan, hingga benar-benar melarang dan memberikan hukuman dan sanksi bagi pelaku aborsi.

Mengingat perspektif historis, bagaimana aborsi telah dianggap sebagai tindakan tabu oleh sebagian besar masyarakat serta menjadi subjek berbagai pertimbangan moral, dapat diamati bagaimana tanggapan yang berlaku terhadap aborsi pada masa sekarang bervariasi di antara individu. Di dalam beberapa negara, faktor-faktor seperti nilai-nilai keagamaan, kondisi sosial dan ekonomi, atau pengaruh politik dan budaya, masih berpengaruh besar dalam hukum sistem pidana aborsi. Contohnya yaitu pada negara-negara konservatif atau masyarakat yang didominasi oleh nilai-nilai keagamaan, aborsi dianggap sebagai pelanggaran hukum karena tidak sesuai dengan keyakinan moral masyarakat secara luas. Lain halnya dengan ideologi atau pandangan yang semakin meluas dalam masyarakat kontemporer, yaitu keyakinan liberal yang memprioritaskan hak-hak individu sebagai prinsip inti. Tindakan aborsi dinilai sebagai hak dan keputusan yang tidak dapat diintervensi oleh pihak lain termasuk pemerintah ataupun institusi keagamaan, sehingga layanan aborsi dapat diakses dengan lebih mudah.

Perbedaan opini terhadap tindakan aborsi yang dimiliki oleh masyarakat juga telah membuahkan dua kubu yang sangat bertentangan satu sama lain. Kedua kubu tersebut yaitu Pro-Choice dan Pro-Life. Tindakan aborsi yang dikriminalisasi dan diilegalkan menjadi isu perdebatan dan konflik antara kedua grup akibat pandangan agama dan filosofi yang memainkan peran penting dalam

debat ini. Kubu pro-life, atau mereka yang mendukung pandangan agama dan nilai moral, menekankan pentingnya etika dan pertimbangan atas hak janin untuk hidup. Sementara itu, kubu pro-choice menekankan hak-hak otonomi perempuan dan tanggung jawab sosial seperti menjamin kesejahteraan dan kesehatan reproduksi wanita.

Dengan memahami isu-isu kompleks dalam kebijakan aborsi serta nilai-nilai moral, saya bertujuan untuk meneliti kebijakan layanan aborsi dari tiga negara: Amerika Serikat (di mana aksesibilitas aborsi lebih terjamin dan legal di beberapa negara bagian), Jepang (di mana layanan aborsi tersedia secara luas namun dibatasi berdasarkan kualifikasi tertentu), dan Indonesia (di mana hukum aborsi lebih restriktif dan tidak mudah diakses). Penelitian ini akan mengungkap perbedaan signifikan dalam kerangka hukum dan aksesibilitas pelayanan, sekaligus mencakup dampak sosial dari kebijakan pemerintah dan pandangan agama mengenai tindakan aborsi.

I. Pendahuluan

Hak Asasi Manusia

Dalam konteks aborsi, hak fundamental bagi ibu dan janin dihubungkan dengan hak untuk memperoleh jaminan kesehatan (otonomi tubuh) dan hak untuk hidup. Setiap individu dan kelompok memiliki pendapat yang berbeda tentang hak absolut ini berdasarkan latar belakang yang dimilikinya. Berbagai debat dan perlawanan juga terjadi sebagaimana untuk menjamin dan mempertahankan haknya, salah satu pihak harus mengorbankan hak fundamental yang dimilikinya demi mengadvokasi hak yang dimiliki individu lain. Dibawah hukum hak azasi internasional, seluruh pemerintah negara memiliki kewajiban untuk menjamin hak-hak perempuan atas pelayanan kesehatan dengan kualitas yang setinggi-tingginya. Perserikatan Bangsa-Bangsa (PBB) juga telah beragumen bahwa aborsi adalah layanan kesehatan yang merupakan hak fundamental bagi perempuan, terutama untuk melindungi mereka dari aborsi ilegal. "Layanan kesehatan reproduksi yang komprehensif, termasuk aborsi, diperlukan untuk menjamin hak atas hidup, kesehatan, privasi, dan non-diskriminasi bagi perempuan dan anak perempuan" [Northup].

Namun, hak janin untuk hidup juga diperjuangkan oleh berbagai organisasi dan masyarakat, sebagaimana janin merupakan makhluk hidup yang masih berada di

kandungan dan yang tidak dapat memperjuangkan hak-nya sendiri. Pejuang hak bagi janin juga sebagian besar merupakan mereka yang menganggap bahwa aborsi merupakan tindakan pembunuhan serta melanggar nilai moral dan agama. Sehingga perselisihan persepsi antara pemahaman moral dan etika, dengan hak asasi perempuan terjadi dan masih menjadi perdebatan hingga saat ini.

Angka kematian ibu akibat praktik aborsi tidak aman

Berdasarkan data tahun 2021 yang dikeluarkan oleh Organisasi Kesehatan Dunia, diperkirakan sebanyak 73 juta kasus aborsi terjadi di seluruh dunia setiap tahunnya. “Aborsi merupakan intervensi kesehatan yang umum dan sangat aman ketika dilakukan dengan metode yang direkomendasikan, sesuai dengan usia kehamilan, serta oleh seseorang yang memiliki keterampilan yang diperlukan. Akan tetapi, sekitar 45% aborsi dilakukan secara tidak aman” [World Health Organization]. Aborsi yang dilakukan secara tidak aman menimbulkan risiko pada kesehatan maternal seorang wanita, dan juga termasuk penyebab utama kematian maternal. Menurut studi oleh Haddad dan Nour (2009), 68,000 wanita meninggal akibat aborsi tidak aman setiap tahun, dan wanita yang selamat setelah melakukan aborsi yang tidak aman berisiko tinggi mengalami komplikasi kesehatan dalam jangka panjang.

Jenis Aborsi

Definisi aborsi merupakan pengguguran kandungan (KBBI Indonesia). Tindakan aborsi dibagi menjadi dua; aborsi articialis therapicus dan aborsi provocatus criminalis. Aborsi articialis therapicus adalah aborsi yang dilakukan apabila kehamilan dapat membahayakan nyawa ibu. Sedangkan aborsi provocatus criminalis adalah aborsi yang dilakukan secara sengaja tanpa adanya indikasi medis.

Prosedur aborsi: Metode aman vs. Berbahaya

Prosedur aborsi yang aman dan legal dilakukan sesuai indikasi dari pihak profesional yang terlatih, agar tidak menimbulkan komplikasi yang membahayakan nyawa. Sebelum aborsi dilakukan, dokter harus memberikan sesi konseling, dengan menjelaskan cara, risiko, serta efek samping yang dapat timbul, hingga menilai kesiapan pasien. Tindakan aborsi dibagi menjadi dua yaitu melalui obat-obatan atau melalui tindakan bedah. Aborsi yang menggunakan obat-obatan dapat dilakukan di rumah maupun di klinik tergantung usia kandungan. Sedangkan aborsi bedah umumnya dilakukan dengan menggunakan ‘aspirasi vakum’, yang

membutuhkan waktu kurang dari 15 menit. Tetapi apabila usia kandungan berada di usia 14-24 minggu, pembedahan yang diberlakukan disebut ‘dilatasi dan evakuasi’ (D&E), atau pelebaran serviks terlebih dahulu [Victoria State Department of Health].

Sedangkan pada praktik aborsi ilegal, praktik aborsi diberlakukan oleh seseorang tanpa sertifikat atau lisensi yang sah pada bidang medis dan kedokteran. Klinik aborsi ilegal (atau yang sering disebut black market) ditemukan di tempat terpencil dan tersembunyi, dimana pasien dikenakan dengan tarif tertentu serta memiliki standar layanan kesehatan yang tidak memadai. Dan di berbagai kasus lainnya, tidak sedikit juga wanita yang berusaha mengakhiri kehamilannya sendiri, tanpa menerima bantuan dari pihak lain. Self-absorting, yaitu meninduksi persalinan melalui metode yang tidak kondusif (terbukti aman secara medis), dilakukan oleh wanita dengan cara mengonsumsi obat-obatan umum yang bisa dibeli tanpa resep dokter dengan dosis yang tinggi. Beberapa metode self-absorting ini termasuk mengonsumsi minyak jarak, mengonsumsi alkohol dalam jumlah besar, berendam dalam air panas, mengonsumsi vitamin c atau pil kontrasepsi dengan dosis tinggi, atau obat-obatan *over-the-counter* lainnya. Menurut NHS (2020), aborsi yang dilakukan dengan metode tidak aman ini dapat menyebabkan kegagalan pengambilan semua jaringan dari rahim, pendarahan hebat, infeksi, robeknya rahim akibat tusukan benda tajam untuk mengambil dan membersihkan rahim, kerusakan organ vital, infeksi, hingga kematian.

Stigma terhadap tindakan aborsi

Pengguguran kandungan sendiri sering dikaitkan dengan nilai-nilai norma dan etika dalam masyarakat. Dengan stigma yang sering dihubungkan kepada seorang perempuan yang hamil diluar nikah atau bagi mereka yang mempertimbangkan melakukan aborsi demi kepentingan pribadi, banyak individu yang akhirnya terpaksa mengambil opsi aborsi yang tidak aman atau sembunyi-sembunyi untuk menghindari hujatan ataupun atas alasan lainnya. Meskipun aborsi merupakan bagian penting dari layanan kesehatan yang mencakup kesehatan seksual dan reproduksi, beberapa aspek yang menjustifikasi stigma terhadap aborsi seringkali ditemukan dalam berbagai aspek, seperti pandangan moral dan agama, persepsi publik, hingga kebijakan hukum yang ketat.

Dalam kasus aborsi, pelaku aborsi sering dikaitkan pada kalangan remaja dibawah umur (hamil akibat pergaulan bebas) hingga wanita yang sudah menikah dan mengalami kehamilan yang tidak direncanakan. Minimnya edukasi mengenai pendidikan seksual, ketidaksiapan finansial, kegagalan kontrasepsi dan pandangan

negatif oleh masyarakat merupakan beberapa alasan utama dari fenomena tingginya angka aborsi. Tidak hanya itu, terutama di berbagai negara berkembang, penyebaran informasi dari satu orang ke orang lain secara lisan dan tidak sesuai dengan fakta atau media yang memadai juga telah mendorong seseorang untuk memilih melakukan praktik aborsi ilegal dan berisiko.

Perbandingan angka aborsi antara 3 negara

Sebuah studi baru juga telah menemukan bahwa angka aborsi tertinggi terjadi di negara-negara yang secara hukum membatasi akses terhadap aborsi, sementara angka aborsi terendah ditemukan di negara-negara berpenghasilan tinggi di mana aborsi dan kontrasepsi dapat diakses. Selain itu, dikatakan juga bahwa perempuan di wilayah termiskin di dunia tiga kali lebih mungkin mengalami kehamilan yang tidak diinginkan dibandingkan dengan perempuan di negara-negara maju. Angka aborsi juga tertinggi di negara-negara berpenghasilan menengah dan rendah. [News-Medical]. Pernyataan ini telah didukung oleh data yang diterbitkan oleh organisasi riset yang berfokus pada kesehatan seksual dan reproduksi bernama Guttmacher Institute, dimana negara seperti Indonesia, yang memiliki peraturan yang ketat terhadap kasus praktik aborsi, justru memiliki angka kehamilan tidak direncanakan (berakhir pada aborsi) yang lebih tinggi dibandingkan negara-negara maju seperti Jepang dan Amerika yang memiliki hukum aborsi yang tidak serestriktif Indonesia.

Perbandingan angka aborsi *per 1,000* perempuan berusia 15 hingga 49 menunjukkan angka aborsi di Indonesia yang mencapai 25, sedangkan di Amerika adalah 12, dan di Jepang adalah 6 [Guttmacher Institute, 2024]. Namun data tersebut merupakan perhitungan analisa aborsi medis berdasarkan laporan dari pemerintah dan ahli statistik, dan tidak memperhitungkan tindakan aborsi yang dilakukan diluar klinik. Beberapa alasan timbulnya keterbatasannya data akurat dan komprehensif mengenai jumlah aborsi di sejumlah negara diantaranya yaitu aborsi yang dianggap tabu dan dibatasi secara hukum. Dengan kurangnya reliabilitas data yang ada, dapat dikatakan bahwa jumlah kasus aborsi di sejumlah negara yang sebenarnya lebih tinggi dibandingkan angka yang dilaporkan secara resmi.

Ketidaksetaraan dan faktor ekonomi

Hubungan antara ketidaksetaraan akses terhadap layanan kesehatan reproduksi dengan faktor ekonomi juga dapat dilihat pada aksesibilitas aborsi di Amerika Serikat. Prosedur aborsi di negara-negara bagian Amerika Serikat dengan

penduduk yang mengalami kesulitan secara ekonomi sering kali dilarang, sementara di negara bagian lain yang lebih makmur, aborsi diizinkan. Hukum atau status legalitas aborsi di Amerika Serikat saat ini menunjukkan banyaknya negara bagian dengan tingkat kemiskinan atau pengangguran yang tinggi justru memiliki hukum aborsi dengan pembatasan yang ketat. Beberapa contohnya yaitu Louisiana, Mississippi, Arkansas, dan Texas [Center for American Progress]. Opsi asuransi kesehatan yang terjangkau juga sering tidak tersedia untuk membantu keluarga berpenghasilan rendah di negara bagian tersebut [NPR].

Prasangka sosial yang dikaitkan dengan kehamilan tidak diinginkan (KTD)

Apabila melihat dari realitas terkait kasus aborsi, hukuman pidana pada pelaku aborsi juga justru dapat mengancam keselamatan perempuan. Selain dianggap mengabaikan hak otonomi tubuh wanita, alasan dominan perempuan memilih melakukan praktik aborsi adalah diakibatkan oleh faktor-faktor kompleks dan personal. Faktor-faktor ini termasuk usia yang masih sangat muda dan tidak siap untuk menjadi ibu, sehingga cemas kehamilannya akan menghambat aktivitas studi dan kerja ataupun akibat kondisi ekonomi yang sulit sehingga tidak dapat memenuhi kebutuhan dan kehidupan yang layak kepada anak. Dan beberapa faktor lainnya yaitu seperti mengandung anak tanpa status pernikahan yang sah, rasa malu terhadap orang-orang disekitarnya atau karena tidak ingin menjadi ibu tunggal.

Oleh karena itu, sistem penanggulangan terhadap kasus aborsi oleh pemerintah dengan memberlakukan pembatasan hukum yang ketat sebaliknya akan mendorong perempuan yang hamil untuk mencari cara ilegal dalam mengakhiri kehamilan. Menurut penelitian yang dilakukan oleh Singh dan Maddow-Zimet dari Guttmacher Institute (2015), diperkirakan 6.9 juta wanita di negara berkembang menjalani perawatan akibat komplikasi dari aborsi tidak aman. Larangan atau pembatasan hukum dapat memaksa perempuan untuk mencari bantuan dari penyedia layanan yang tidak resmi dapat meningkatkan risiko komplikasi kesehatan dan keselamatan ibu. Lebih dari itu, dengan penyebaran informasi yang salah, individu mungkin tidak menyadari risiko praktik aborsi ilegal atau tanpa pengawasan medis yang aman.

Berbagai dampak negatif juga dapat terjadi pada anak yang lahir apabila opsi aborsi tidak dipilih oleh ibu. Berbagai stigma yang dihubungkan pada ibu tunggal, kaum miskin, hingga hubungan diluar pernikahan tidak hanya mempengaruhi wanita yang hamil, tetapi juga anak yang terlahir diluar rencana. Seperti halnya di Indonesia, pada kasus seperti status ekonomi yang rendah, anak yang lahir tidak

direncanakan rentan menjadi bahan ejekan atau bullying, hingga kualitas hidup yang tidak terjamin seperti harus bekerja sejak usia dini atau tidak memiliki akses pendidikan di sekolah yang memadai. Tidak hanya itu, karena kesibukan bekerja, ketiadaan sosok ayah dan ibu untuk memberikan perhatian dan kasih sayang yang cukup dan dibutuhkan juga dapat menghambat perkembangan anak. Anak membutuhkan interaksi positif dan dukungan emosional dari orang tua agar ia dapat tumbuh dan berkembang secara optimal.

Sudut pandang agama

Selain aspek ekonomi dan sosial, pandangan agama memainkan peran signifikan dalam membentuk opini publik dan kebijakan hukum terkait aborsi. Menurut sudut pandang negara konservatif yang memprioritaskan nilai moral dari ajaran agama yang dianut oleh mayoritas penduduk, tindakan aborsi sering dinilai sebagai tindakan yang tidak etis dan pelakunya harus dihukum secara pidana. Ajaran agama mempercayai bahwa aborsi merupakan tindakan pembunuhan karena keyakinan bahwa kehidupan dimulai sejak tahap pembuahan. Menggugurkan janin secara sengaja dan tanpa indikasi medis yang dapat membahayakan nyawa ibu dinilai telah merampas hak bayi yang masih di dalam kandungan untuk hidup.

Kubu pro-life yang menggunakan pandangan agama dan nilai-nilai moral sebagai landasan untuk menentang aborsi sebagai hasilnya mendapatkan respon negatif hingga olokan dari orang-orang non-religius. Pendukung pandangan pro-life beragumen bahwa janin memiliki hak yang harus dilindungi sebagai entitas yang berpotensi menjadi individu yang utuh. Kelompok pendukung anti-aborsi juga sering dicap sebagai kelompok *antiwoman*. Komentar sinis dan ejekan hingga pelecehan terhadap agama ditujukan kepada kubu pro-life karena dianggap memaksakan keyakinan agama dalam urusan tubuh orang lain. Hal ini terjadi karena kubu pro-choice mempercayai bahwa aborsi termasuk dalam hak reproduksi wanita (hak fundamental dan absolut), sehingga hak atas aksesibilitas aborsi harus dilindungi dan tidak seharusnya dianggap sebagai tindak pidana.

Hal-hal di atas menunjukkan bahwa hukum aborsi ketat dan kemiskinan mengarah pada tingginya jumlah praktik aborsi. Tanpa adanya pendidikan mengenai kesehatan reproduksi, bantuan dalam segi ekonomi, dan aksesibilitas dalam alat kontrasepsi, angka aborsi dan kesehatan reproduksi wanita yang berisiko akan tetap tinggi dan sulit untuk dicegah. Melalui isu-isu terkait aborsi, saya akan menjawab pertanyaan-pertanyaan berikut.

1. **Hambatan hukum:** Bagaimana undang-undang ketat mengenai aborsi di Indonesia dan beberapa negara bagian di Amerika Serikat berkontribusi terhadap tingkat praktik aborsi yang tinggi dibandingkan dengan Jepang? Meskipun peraturan ketat bagi pelaku aborsi dibentuk untuk meminimalisir angka tindakan aborsi, bagaimana undang-undang tersebut justru mendorong seseorang untuk memilih mengambil prosedur aborsi ilegal?
2. **Ketidaksetaraan sosioekonomi:** Kesenjangan ekonomi memengaruhi akses terhadap layanan aborsi yang aman secara keseluruhan di negara-negara dengan tingkat kemiskinan dan pengangguran yang tinggi. Bagaimana faktor kemiskinan ini telah berkontribusi pada serangkaian efek buruk yang berkelanjutan bagi kesehatan reproduksi wanita?
3. **Nilai-nilai agama:** Nilai moral dan ajaran agama yang sudah lama menjadi pedoman pemerintah untuk membuat undang-undang terkait aborsi telah menciptakan pertentangan antara kelompok religius dan non-religius. Bagaimana keyakinan agama membentuk opini publik dan kebijakan pemerintah mengenai aborsi, serta bagaimana kelompok pro-choice dan pro-life masing-masing menyusun argumen untuk mendukung posisi mereka?

II. Perbandingan Kebijakan Berdasarkan Latar Belakang Hukum, Ekonomi dan Budaya (Agama)

Amerika Serikat

1. Latar belakang ideologi AS

Dalam sejarahnya, pemikiran liberalisme dikembangkan oleh John Locke dalam karyanya yang berjudul “Two Treatises of Government” (1689). Ideologi ini juga berpengaruh terutama dalam segi ekonomi dan politik sejak abad ke-17. John Locke juga memainkan peran penting dalam mengembangkan gagasan bahwa manusia memiliki hak atas kebebasan (*liberty*) serta hak-hak bawaan lainnya yang tidak dapat dicabut dan diambil oleh pemerintah ataupun individu lain. Namun sebelum ide-ide liberalisme sendiri sudah diperjuangkan terutama sejak abad ke-18 pada Revolusi Amerika, berbagai negara bagian di Amerika Serikat masih dipengaruhi oleh konservatisme dan sudut pandang agama. Pengaruh nilai-nilai konservatisme dan sudut pandang agama sering ditemukan pada negara bagian yang mayoritasnya mendukung Partai Republik atau yang disebut ‘red states’,

sedangkan nilai liberalisme sering ditemukan di negara bagian yang mendukung Partai Demokrat atau yang disebut ‘blue states’.

2. Perubahan hukum aborsi AS tahun 1973 – sekarang

Sebelum berubahnya hukum aborsi di Amerika Serikat pada tahun 2022, aborsi merupakan hak yang dijamin oleh hukum konstitusional Amerika Serikat, atau yang disebut putusan *Roe v. Wade* tahun 1973. Pada putusan tersebut Mahkamah Agung mengakui bahwa keputusan melanjutkan atau mengakhiri kehamilan merupakan hak individu dan bukanlah pemerintah. Putusan ini dilatar belakangi dari kasus seorang wanita dengan nama samaran “Jane Roe” (yang sebenarnya bernama Norma McCorvey), yang menggugat jaksa wilayah Dallas, Henry Wade atas konstitusionalitas undang-undang yang melarang aborsi kecuali untuk menyelamatkan nyawa ibu. Ia berpendapat bahwa keputusan melanjutkan dan mengakhiri kehamilan tersebut merupakan hak privasi individu, yaitu hak yang dijamin oleh Amandemen ke-14 bagian 1 Konstitusi Amerika Serikat yang berbunyi:

“All persons born or naturalized in the United States, and subject to the jurisdiction thereof, are citizens of the United States and of the State wherein they reside. No State shall make or enforce any law which shall abridge the privileges or immunities of citizens of the United States; nor shall any State deprive any person of life, liberty, or property, without due process of law; nor deny to any person within its jurisdiction the equal protection of the laws.”

Sehingga pada 22 Januari 1973, dengan suara mayoritas 7-2, Mahkamah Agung AS memutuskan untuk memberikan perlindungan konstitusional atas hak aborsi, menegaskan hak individu dalam membuat keputusan tentang kehamilan sebagai hak fundamental, dengan pemerintah hanya dapat membatasi atau melarang aborsi berdasarkan kepentingan kesehatan dan keamanan ibu. Dengan institusi kesehatan tetap diberi wewenang untuk mengatur dan membatasi akses aborsi tergantung pada tahap kehamilan.

Namun, pada tahun 2022, keputusan tersebut dibatalkan dalam kasus *Dobbs v. Jackson Women’s Health Organization*. Mahkamah Agung AS memutuskan untuk mencabut perlindungan konstitusional terhadap tindakan aborsi, dan memberikan wewenang sepenuhnya pada masing-masing negara bagian dalam menentukan legalitas dan status hukum aborsi. Setiap negara bagian diberi kewenangan untuk menetapkan status hukum aborsi dalam 5 kategori yaitu Expanded Access, Protected, Not Protected, Hostile, and Illegal [Center for Reproductive Rights].

Pembatalan undang-undang Roe v. Wade yang telah berlaku selama hampir 50 tahun, merupakan salah satu perubahan paling signifikan dalam kasus yang dibijakkan oleh Mahkamah Agung Amerika Serikat. Peristiwa monumental ini telah memiliki dampak luas, terlihat dari respon cepat di berbagai negara bagian. Sejak pembatalan Roe v. Wade, 20 dari 50 negara bagian AS segera memberlakukan aturan pembatasan aborsi hingga larangan total. Negara-negara bagian ini termasuk Alabama, Arkansas, Idaho, Kentucky, Louisiana, Mississippi, Missouri, Arizona, Colorado, Maryland, Missouri, Montana, Nevada, North Dakota, Oklahoma, South Dakota, Tennessee, Texas, and West Virginia [Guttmacher Institute, 2025]. Sedangkan negara-negara bagian lainnya tetap membebaskan dan mempertahankan hak-hak aborsi bagi perempuan (diizinkan menurut peraturan medis yang berlaku).

3. Aksesibilitas Aborsi (dimana aborsi dilarang secara hukum National Abortion Federation (NAF) merupakan salah satu asosiasi non-profit yang memberikan akses dan bantuan terkait permintaan aborsi di Amerika Serikat. Organisasi ini menjalankan hotline nasional terbesar dan memiliki misi untuk membantu menyediakan akses dan konseling tentang pilihan yang tersedia bagi pasien hingga bantuan keuangan bagi wanita yang berpenghasilan rendah. Setelah diilegalkannya aborsi di berbagai negara bagian, berdasarkan data dari hotline aborsi nasional, dampak signifikan terlihat di negara bagian seperti Florida, dimana aborsi hanya diperbolehkan sebelum kehamilan menginjak usia 6 minggu (sebagaimana pada usia kehamilan ini banyak wanita yang mungkin belum menyadari bahwa mereka telah hamil, dan akhirnya tidak dapat memenuhi aturan ini). Fonteno, dari National Abortion Federation (2024) juga menyebutkan, "Hotline Aborsi Nasional kami telah melihat peningkatan yang sangat besar dalam jumlah orang yang terpaksa meninggalkan Florida dan melakukan perjalanan untuk mendapatkan perawatan di klinik-klinik di Timur Laut dan di negara bagian lain"

Hal ini menunjukkan bagaimana banyak wanita yang tinggal di negara bagian dimana aborsi ilegal saat ini harus melakukan perjalanan jauh ke negara bagian lainnya untuk mengakses layanan aborsi secara aman. Khususnya bagi wanita dengan penghasilan rendah dan tinggal terletak di daerah pedesaan, akses aborsi aman dan legal semakin sulit untuk dijangkau.

Dampak dari pelarangan akses aborsi oleh negara bagian yang cenderung konservatif (atau disebut red states), juga terlihat darimana banyaknya klinik aborsi telah tutup dan tidak beroperasi kembali. Menurut data dari Guttmacher

Institute (2022), setidaknya 66 klinik di 15 negara bagian AS telah berhenti menawarkan perawatan aborsi. Penutupan massal klinik aborsi ini tidak hanya memaksa perempuan yang ingin melakukan aborsi bepergian jauh untuk menerima akses aborsi, tetapi juga membuat mereka mengalami hambatan dalam menerima perawatan medis *after-care* setelah menjalani prosedur aborsi.

Namun beberapa klinik yang beroperasi di negara bagian dimana aborsi dilarang masih memberikan pelayanan kesehatan seperti meresepkan kontrasepsi atau membantu pasien menemukan perawatan aborsi di negara lain. Meskipun sudah tidak lagi menyediakan layanan aborsi, klinik-klinik ini juga menyediakan perawatan lanjutan untuk para pasien yang telah pergi ke negara bagian lain untuk melakukan aborsi atau yang sudah melakukan aborsi sendiri [Grant].

4. Aksesibilitas aborsi (dimana aborsi legal secara hukum) dan bantuan dana Di Amerika Serikat, individu dapat memperoleh pil kontrasepsi dengan biaya rendah atau gratis jika mereka memiliki asuransi kesehatan. Pil KB darurat atau plan B juga terjual secara luas di apotek tanpa resep dokter dan dapat dibeli oleh wanita semua umur [BBC News Indonesia]. Bagi mereka yang tidak memiliki asuransi kesehatan, mereka juga bisa mendapatkan pil kontrasepsi atau layanan kesehatan lainnya dengan menggunakan Medicaid. Medicaid adalah program asuransi federal dan negara bagian (*state-assisted health insurance*) yang menyediakan cakupan perawatan kesehatan bagi orang-orang dengan pendapatan terbatas.

Medicaid juga berperan dalam cakupan aborsi di AS. Seturut dengan Amandemen Hyde yang pertama kali diterapkan pada tahun 1977, penggunaan dana federal untuk menanggung biaya aborsi dibatasi dan hanya dapat digunakan dalam kasus yang membahayakan nyawa atau dalam kasus inses. Sebanyak 32 negara bagian dan District of Columbia mengikuti standar federal ini dan hanya menyediakan aborsi dalam kasus-kasus tersebut, sementara satu negara bagian hanya menanggung aborsi jika kehamilan membahayakan nyawa ibu.

Namun, ada 17 negara bagian lainnya yang mengarahkan Medicaid sebagai asuransi yang dapat membayar semua atau sebagian besar biaya yang diperlukan secara medis dalam operasi bedah aborsi tanpa pembatasan [Guttmacher Institute, 2023]. Negara bagian tersebut meliputi Alaska, California, Connecticut, Hawaii, Illinois, Maine, Maryland, Massachusetts, Minnesota, Montana, New Jersey, New Mexico, New York, Oregon, Rhode Island, Vermont, dan Washington. Negara-negara bagian ini juga termasuk negara bagian yang mendukung akses terhadap

aborsi (legal atau diatur dalam undang-undang yang tidak restriktif). Untuk orang yang dapat menggunakan asuransi Medicaid untuk aborsi, sesuai dengan aturan yang berlaku dan tertera diatas, yaitu mereka yang memiliki pendapatan rendah atau berada dalam batas yang ditetapkan oleh negara bagian mereka.

Selain program asuransi kesehatan yang disubsidi oleh pemerintah, terdapat perusahaan asuransi swasta dapat memberikan coverage pada biaya aborsi, namun sesuai dengan otoritas pemerintah, berbagai perusahaan asuransi swasta tidak diizinkan untuk memberikan bantuan biaya terkait aborsi dalam polis atau kontraknya. Jenis asuransi lain yang menanggung biaya aborsi adalah asuransi militer, namun asuransi kesehatan militer ini hanya mencakup aborsi dalam kasus pemerkosaan, inses, atau jika nyawa terancam [National Abortion Hotline].

5. Prinsip moral dan peraturan aborsi di Amerika Serikat

Ketika membahas moralitas pada pelegalan aborsi, termasuk subsidi pemerintah atau dana federal untuk wanita yang ingin melakukan aborsi, serta kemudahan remaja dalam membeli pil kontrasepsi, muncul pertanyaan-pertanyaan tentang penolakan etis dan norma agama dalam penyusunan hukum. Misalnya, apakah akses aborsi yang dipermudah oleh pemerintah menjadi opsi sebagai alat kontrasepsi? Apakah akses mudah terhadap aborsi akhirnya dieksploitasi oleh beberapa pihak? Jika memberikan akses aborsi yang mudah kepada masyarakat dianggap baik karena dapat menurunkan angka aborsi yang tidak aman atau membahayakan kesehatan wanita, apakah ini berarti bahwa alasan moral dan kepercayaan tidak lagi perlu memainkan peran penting dalam pembentukan hukum dan kebijakan negara?

Amerika Serikat merupakan negara religius dengan hampir 70% penduduknya mengidentifikasi diri sebagai Kristen, yaitu 33% Protestan, 22% Katolik, dan 13% dari denominasi Kristen lainnya [Gallup]. Meskipun Amerika Serikat merupakan negara yang dibentuk dengan pengaruh ajaran Kristen dan prinsip-prinsip moral dari Alkitab, undang-undang dan kebijakan pemerintah dirancang secara sekuler. Yang berarti bahwa meskipun nilai-nilai Kristen mempengaruhi budaya dan sejarah negara, pemerintah AS memisahkan diri dari agama dalam membuat kebijakan. Prinsip sekularisme memastikan bahwa setiap kebijakan pemerintah harus didasarkan pada kebutuhan masyarakat dan tidak boleh dipengaruhi oleh pandangan agama.

Prinsip modern liberalisme dan sekularisme yang juga telah dianut oleh AS pada abad ke-21 saat ini dikarakteristikan dengan pemerintah yang berupaya

mewujudkan keadilan sosial dan kesetaraan hak bagi kelompok-kelompok yang terpinggirkan atau yang kerap mendapatkan diskriminasi. Kelompok ini termasuk perempuan, orang LGBTQ+, penyandang disabilitas, orang dengan status ekonomi rendah, dan sebagainya. Sehingga dalam konteks hak perempuan, berbagai grup dan organisasi telah membantu mengupayakan agar hak-hak perempuan terlindungi, yang salah satunya yaitu hak atas akses aborsi atau hak untuk memilih.

6. Opini publik

Sebelum pembatalan putusan *Roe v. Wade*, persepsi masyarakat Amerika Serikat terhadap kasus aborsi sudah terpecah belah menjadi dua grup, yaitu grup pro-choice atau “hak untuk memilih” dan grup pro-life atau “hak untuk hidup”. Definisi pro-life adalah mereka yang beroposisi bahwa seorang perempuan (ibu janin) memiliki kebebasan dalam memilih janin yang ada di rahim mereka untuk dilahirkan atau tidak. Gerakan ini sendiri sudah lama diperjuangkan oleh negara bagian yang didominasi oleh kelompok konservatif. Gaya hidup para pemuda yang semakin bebas (ditandai dengan angka perzinahan dan budaya hookup) beserta rasio aborsi tingkat nasional yang terus meningkat sejak diberlakukannya *Roe v. Wade*, menjadi salah satu alasan para pendukung pro-life menentang gerakan aborsi.

Pandangan pro-life umumnya dianut oleh individu dan kelompok afiliasi agama yang berfokus pada perlindungan kehidupan janin untuk hidup. Kubu pro-life mempercayai bahwa kehidupan dimulai sejak masa pembuahan, dan bukan sejak pada masa tahap kehamilan tertentu maupun setelah kandungan tersebut lahir dan berada pada tahap viabilitas. Dengan berpegangan pada ajaran-ajaran etika dan nilai-nilai tradisional, banyak pihak yang menilai bahwa pengguguran janin merupakan perbuatan pembunuhan terhadap manusia, yang tidak akan dibenarkan oleh agama manapun. Mereka juga menilai bahwa seorang ibu yang beretika dan bermoral tidak akan menggugurkan anaknya.

Di sisi lain, pendukung pro-choice beragumen bahwa aborsi merupakan prosedur yang seharusnya terbebas dari moral. Pendukung pro-choice menganut “My body, My choice”, yaitu slogan gerakan hak-hak reproduksi yang menekankan haknya untuk memilih. Slogan ini juga diambil dari kasus-kasus seorang perempuan yang hamil karena pemerkosaan atau mereka yang masih dibawah umur dan belum merasa siap untuk memiliki seorang anak.

Ada pula posisi tengah. Posisi ini ditempati oleh pihak-pihak yang tidak sepenuhnya berposisi ataupun mendukung tindakan aborsi. Mereka mempercayai bahwa aborsi dapat diperbolehkan dalam kasus-kasus tertentu, misalnya kehamilan yang dapat membahayakan keselamatan ibu, ataupun kehamilan akibat hubungan inses.

7. Prinsip moral dalam iman Kristen

Secara luas, agama Kristiani dikarakteristikan sebagai agama yang mengajarkan (beberapa):

1. Kasih: Kasihilah sesamamu seperti dirimu sendiri. (Matius 22:39)
2. Kerendahan hati: Teladan yang diberikan oleh Yesus saat membasuh kaki murid-murid-Nya, menunjukkan sikap rendah hati dan melayani adalah nilai penting dalam kehidupan orang Kristen. (Yohanes 13:14-15)
3. Kesetaraan: Manusia diciptakan menurut gambar dan rupa Allah, menunjukkan bahwa dalam seluruh perbedaan yang ada didunia ini, tidak ada martabat atau posisi yang lebih tinggi dari lainnya. (Kejadian 1:27)
4. Belaskasihan: Tuhan adalah sosok yang penuh belaskasihan, Ia tidak menghukum sesuai dengan dosa manusia, melainkan menunjukkan kasih dan setia-Nya yang besar. (Mazmur 103:8-12)

Namun prinsip-prinsip etika atau pedoman dasar yang diberikan secara langsung oleh Tuhan kepada manusia juga tercantum dalam Alkitab, atau yang disebut Sepuluh Perintah Allah. Sepuluh Perintah Allah tertulis dalam Alkitab perjanjian lama yaitu kitab Keluaran 20:1-17 dan kitab Ulangan 5:4-21. Hukum moral ini mencakupi 1) Jangan ada padamu allah lain dihadapan-Ku; 2) Jangan membuat bagimu patung yang menyerupai apapun yang ada di langit di atas, atau yang ada di bumi di bawah, atau yang ada di dalam air di bawah bumi; 3) Jangan menyebut nama Tuhan, Allahmu, dengan sembarangan; 4) Ingatlah dan kuduskanlah hari Sabat; 5) Hormatilah ayahmu dan ibumu, supaya lanjut umurmu di tanah yang diberikan TUHAN, Allahmu, kepadamu; 6) Jangan membunuh; 7) Jangan berzinah; 8) Jangan mencuri; 9) Jangan mengucapakan saksi dusta tentang sesamamu; 10) Jangan mengingini rumah sesamamu, jangan mengingini isterinya, atau hambanya laki-laki, atau hambanya perempuan, atau lembunya atau keledainya, atau apapun yang dipunyai sesamamu. Sepuluh Perintah Allah ini telah menjadi pedoman hidup yang mengarahkan umat percaya dalam memilih dan bertanggung jawab atas perbuatan yang dilakukan.

Tidak hanya itu, tertulis juga perbuatan-perbuatan yang dianggap tidak bermoral dimata Tuhan, atau yang disebut 'Abomination'. Dalam konteks yang ditemukan

dalam Alkitab, abomination merujuk pada hal-hal yang dianggap bertentangan dengan kehendak Tuhan atau dosa. Atau juga dapat diartikan perbuatan yang dibenci oleh Tuhan (kekejian) dan tidak sejalan dengan hukum moral. Setiap orang Kristen sendiri memiliki interpretasi yang berbeda-beda terhadap apa yang tertulis di dalam Alkitab. Namun, contoh-contoh dari abomination ini tertulis dengan jelas di dalam Alkitab, seperti perzinahan, perselingkuhan, prostitusi, hubungan sesama jenis, kejahatan, ketidakadilan, cinta uang, dan lain sebagainya. Perbuatan-perbuatan ini dianggap memisahkan manusia dari Tuhan; yaitu mereka yang melakukannya tidak taat dan telah menutup telinga terhadap perintah Tuhan.

Meski di dalam Alkitab, Tuhan dipandang sebagai sosok yang penuh kasih dan pengampun, "Allah adalah kasih" (1 Yohanes 4:8, TB), Alkitab juga mengatakan bahwa Tuhan adalah Tuhan yang adil. "Dan sama seperti manusia ditentukan untuk mati hanya satu kali saja, dan sesudah itu dihakimi" (Ibrani 9:27, TB). "Sebab upah dosa ialah maut" (Roma 6:23). Ketika kita melanggar hukum moral dan spiritual Tuhan, kita juga akan membayar harganya. Dalam Matius 10:34 Yesus berkata: "Jangan kamu menyangka, bahwa Aku datang untuk membawa damai di atas bumi; Aku datang bukan untuk membawa damai, melainkan pedang." Tidak hanya itu, dalam teologi moral katolik, aborsi disebutkan sebagai 'grave sin' atau dosa berat, yang memiliki sifat serius. Dosa ini dianggap berat karena dilakukan dengan kesadaran penuh atau dengan sengaja [Catholic Culture].

8. Argumentasi antara kubu pro-choice dan pro-life

a) Kehidupan dimulai dari pembuahan:

Pro-life campaigners atau yang sebagian besar terdiri dari umat kristiani, melihat fetus sebagai sosok individu yang "hidup" dan tidak bersalah, sehingga tidak boleh dibunuh dalam lingkup situasi apapun. Termasuk oleh ibu yang mengandungnya, hak hidup janin tidak boleh dirampas oleh siapapun, dan hanya Tuhanlah yang mempunyai hak untuk mengambilnya kembali. Pro-life juga menilai bahwa aborsi yang aman tidak dapat dijustifikasi hanya dengan menilai dari konsekuensi tindakan aborsi secara ilegal, umur, ataupun kondisi ekonomi seseorang.

Selain itu, bukti bahwa janin dapat merasakan rasa sakit juga menjadi salah satu alasan oposisi pihak pro-life terhadap kubu pro-choice. Penelitian mengenai kapan janin dapat merasakan rasa sakit dilakukan dan masih menjadi bahan perdebatan dalam dunia medis. Beberapa pihak mempercayai bahwa untuk merasakan rasa sakit dibutuhkan setidaknya 6 bulan, yaitu hingga terbentuknya struktur otak untuk persepsi rasa sakit (seperti korteks dan talamus) secara sepenuhnya pada

bayi. Namun ilmuwan lain juga memiliki pendapat lain, yaitu dimana persepsi rasa sakit dipercaya dimulai sedini 12 minggu atau 3 bulan dalam masa perkembangan. Yaitu ketika jalur sensorik sudah terbentuk [Thill].

b) Paradoks Tuhan yang maha kasih namun juga menghukum.

Pro-choice: Tuhan mengasihi umat-Nya dengan kasih yang kekal (Kasih Agape). Yesus juga telah mengajarkan perintah utamanya agar kita dapat saling mengasihi, sehingga menghujat dan menghakimi tidak sesuai dengan pedomannya.

Pro-life: Hukum dan peraturan yang diimplementasikan saat ini sebenarnya sudah menjauh dari ajaran moral. Apa yang dianggap baik menjadi buruk dan yang buruk menjadi baik. Tuhan maha kasih, tetapi Ia juga meminta manusia untuk bertobat dan berhenti berbuat dosa. "Jika kita mengaku dosa kita, maka Ia adalah setia dan adil sehingga Ia akan mengampuni dosa kita dan menyucikan kita dari segala kejahatan". (1 Yohanes 1:9)

c) Menimbang hak kesehatan maternal pada perempuan:

Mayoritas pendukung pro choice berpikir bahwa isu sesungguhnya bukanlah berfokus pada janin, melainkan hanya pada masalah hak atas otonomi tubuh. Meskipun fetus diakui sebagai makhluk hidup, dan merujuk pada pengakuan bahwa mengakhiri kehamilan diartikan sebagai kematian janin, kelompok pro-choice berpendapat bahwa hak seorang wanita untuk memiliki kendali penuh atas tubuhnya sendiri (tanpa paksaan dan campur tangan dari pihak lain) lebih utama daripada hak janin untuk hidup. Jika seorang wanita tidak menginginkan janin untuk tetap berada dalam tubuhnya, maka haknya harus tetap dihormati.

Kaum pro-choice juga menggunakan kasus aborsi tidak aman sebagai dampak dari hukuman aborsi yang ketat atau ilegal. Kasus-kasus di Amerika Serikat seperti perempuan yang mengalami keguguran dan pendarahan ditolak permintaannya untuk menerima pengobatan oleh praktisi karena takut akan melanggar hukum, seorang gadis yang masih berumur 12 tahun dituntut untuk tetap mengandung dan melahirkan anak meskipun mereka sendiri masih berada di masa pertumbuhan, perempuan yang ditolak aksesnya untuk menerima obat-obatan untuk kepentingan kondisi medis tertentu, merupakan beberapa pemaparan cerita dari perempuan yang tinggal di negara bagian dengan hukum aborsi ketat atau ilegal. Kasus-kasus ini menunjukkan pembatasan aborsi mengakibatkan semakin banyak wanita akan mengalami kerugian kesehatan yang serius. Dan juga berkontribusi pada angka kematian maternal yang semakin tinggi di AS [Stevenson, Root, & Menken].

Jepang

1. Aborsi dalam konteks budaya

Dalam sejarahnya, nilai-nilai moral Jepang tertanam dari ajaran agama Buddha dan Shintoisme. Pada ajaran agama Buddha, pada umumnya aborsi dianggap salah karena telah bertentangan dengan Buddha Dhamma. Pada kepercayaannya, aborsi dinilai sebagai tindakan pembunuhan atau merampas hak kehidupan makhluk lain, yang sudah melanggar prinsip dan ajaran mengenai menghormati dan melindungi kehidupan. Namun menurut beberapa sumber tradisional dan tradisi, terdapat juga pengecualian sehingga aborsi diperbolehkan tergantung pada situasi dan kondisi. Aborsi dikatakan sebagai kejahatan yang diperlukan atau yang disebut '*necessary evil*', yang artinya adalah suatu hal yang kurang baik namun harus diterima dan tidak bisa dihindari.

Sehingga meskipun tradisi Buddhisme bertentangan dengan ideologi aborsi, aborsi sendiri tetap dinilai sebagai sebuah pilihan yang dimiliki oleh perempuan. Alasan lain pada rendahnya oposisi terhadap aborsi sendiri juga dapat dilihat sebagaimana sebagian besar masyarakat Jepang tidak secara eksplisit mempraktikkan ajaran dari kedua agama tersebut dalam kehidupan sehari-hari. Agama pada umumnya dipraktikkan dalam segi ritualisme dan bukan penanaman doktrin. Sehingga meskipun budaya konservatif dan nilai religius masih dimiliki oleh sebagian penduduk Jepang, secara umum aborsi sendiri diterima sebagai metode untuk mencegah kehamilan (aborsi sebagai alat kontrasepsi) secara luas.

2. Aborsi dalam konteks sejarah

Setelah perang dunia ke-2, Jepang mengalami tekanan sosio-ekonomi seperti kekurangan bahan pangan dan kemiskinan. Sehingga pada tahun 1948, Jepang mengesahkan Undang-Undang Perlindungan Eugenik (優生保護法) dimana aborsi diizinkan bagi mereka yang mengalami kesusahan ekonomi atau alasan kesehatan. Pengesahan hukum ini juga menjadikan Jepang salah satu negara pertama yang melegalkan aborsi yang diinduksi [Ogino].

Setelah pelegalan aborsi, tingkat aborsi di Jepang dilaporkan mengalami peningkatan secara signifikan. Sekitar tahun 1950-an, dalam beberapa tahun Jepang dilaporkan memiliki angka aborsi tertinggi dibandingkan tahun-tahun lainnya, hingga dikatakan sebagai salah satu negara dengan rasio tingkat aborsi tertinggi di dunia. Angka aborsi tertinggi terdapat pada tahun 1955, yaitu mencapai sekitar 1,170,000 dengan rasio 55.5 per 1,000 orang. Tidak hanya itu,

karena tingginya kejadian aborsi, Jepang diberi label secara internasional sebagai “Surga Aborsi”. Meskipun memiliki rasio tinggi dalam beberapa tahun, angka aborsi di Jepang mengalami penurunan secara stabil di tahun-tahun berikutnya, bahkan apabila dibandingkan dengan angka aborsi yang terjadi pada beberapa tahun terakhir, statistik menunjukkan penurunan yang dramatis (dengan rasio aborsi 5.1 per 1,000 orang) yang juga diikuti dengan jumlah kelahiran bayi yang menurun [Johnston's Archive].

3. Hukum aborsi di Jepang

Aborsi di Jepang diizinkan dengan batas waktu 22 minggu atau sekitar 5 bulan, apabila didapati terancamnya nyawa ibu hamil, kesulitan ekonomi, atau merupakan korban pemerkosaan. Meskipun Bab XXIX dari Kitab Undang-Undang Pidana Jepang membuat aborsi secara de jure ilegal, pengecualian terhadap hukum tersebut cukup luas sehingga aborsi diterima dan dipraktikkan secara luas. Namun beberapa ketentuan juga harus dipenuhi, dengan salah satunya menerima persetujuan dari pasangan (bagi yang sudah menikah) untuk menerima layanan aborsi [Shundo].

4. Aksesibilitas Kontrasepsi (Pil Pencegah Kehamilan) dan Aborsi

Berbeda dengan negara maju lainnya, di Jepang akses dan ketersediaan pil kontrasepsi dibatasi oleh kebijakan kesehatan. Seseorang memerlukan resep dokter untuk mendapatkannya dan tidak dijual secara bebas di apotek. Obat ini merupakan satu-satunya obat yang dikatakan harus diminum di bawah pengawasan apoteker untuk mencegah obat diperjualbelikan secara ilegal. Biaya pembelian pil kontrasepsi juga harus ditanggung sepenuhnya atau tidak dapat menggunakan asuransi kesehatan.

Dalam konteks sejarahnya, penggunaan pil kontrasepsi baru dilegalkan oleh pemerintah di Jepang pada tahun 1999. Keterlambatan ini disebabkan oleh beberapa faktor. Pertama, yaitu kurangnya pendidikan dan penyebaran informasi tentang kontrasepsi yang komprehensif, etika dan budaya yang masih tergolong konservatif, hingga penekanan yang lebih besar pada edukasi mengenai efek samping pil kontrasepsi dibandingkan manfaatnya. Hal ini menyebabkan banyak orang memilih untuk menghindari atau tidak menggunakan pil kontrasepsi karena kekhawatiran terhadap gangguan kesehatan yang dapat timbul, seperti perubahan berat badan, perubahan mood, hingga peningkatan risiko terkena kanker.

Mengenai aborsi, metode aborsi yang paling umum dilakukan saat ini adalah aborsi bedah atau aspirasi vakum. Pil aborsi seperti mifepristone dan misoprostol yang baru disetujui untuk pertama kalinya oleh Kementerian Kesehatan pada tahun 2023 menjadi petunjuk lain nilai konservatif masih mempengaruhi kebijakan medis di Jepang. Yang apabila dibandingkan dengan negara-negara maju seperti Perancis dan Amerika, dimana pil aborsi sudah disetujui sejak tahun 1988 (Perancis) dan tahun 2000 (Amerika), regulasi medikal Jepang yang relatif konservatif menjadi salah satu alasan terlambatnya pengesahan obat tersebut. Asuransi kesehatan di Jepang juga tidak menanggung biaya aborsi, baik aborsi bedah dan aborsi medis [Agence France-Presse]. Aborsi merupakan layanan medis yang tidak diasuransikan sehingga biaya terkait pada prosedur ini harus dibayar sepenuhnya secara pribadi.

Indonesia

1. Adat-istiadat dan Hukum Aborsi di Indonesia

Dalam ideologi Indonesia, yaitu Pancasila, termasuk Undang-Undang 1945 dan Garis-Garis Besar Haluan Negara (GBHN) tahun 1978, hak perempuan atas kesetaraan dijamin secara tegas. Namun dengan mayoritas muslim di Indonesia, nilai-nilai konservatif juga sangat kuat mempengaruhi peraturan mengenai aborsi. Di dalam sistem hukum Indonesia, perbuatan aborsi dilarang tegas dilakukan. Bahkan perbuatan aborsi dikategorikan sebagai tindak pidana. Pelaku dan orang yang membantunya akan dikenai hukuman. Indonesia merupakan negara dengan mayoritas penduduk beragama Islam. Di Indonesia, kepercayaan agama dan pandangan mayoritas para pembuat kebijakan terus memiliki pengaruh signifikan dalam pembuatan kebijakan aborsi. Pengaruh ini menyebabkan terhambatnya kesejahteraan otonomi perempuan dalam haknya untuk memilih mengakhiri kandungannya. Selain itu, larangan atau hukum yang ketat mengenai aborsi juga menyebabkan tekanan bagi perempuan yang menyebabkan ibu hamil memilih untuk melakukan praktik aborsi ilegal atau sembunyi-sembunyi (*abortus provocatus kriminalis*).

Namun menurut peraturan hukum di Indonesia, terdapat pengecualian dalam beberapa kondisi yang memperbolehkan aborsi untuk dilakukan secara legal. Beberapa kasus tersebut tertulis di dalam undang-undang nomor 36 tahun 2009 tentang kesehatan, dan pasal 75 hingga 77, yaitu untuk kasus kehamilan yang mengancam nyawa ibu, atau janin yang mengalami kelainan genetik (bawaan) yang membuatnya sulit hidup di luar kandungan, serta kasus pemerkosaan.

Tindakan ini perlu disetujui oleh ibu yang mengandung, suami atau keluarga, dan harus dilakukan oleh tenaga kesehatan di fasilitas kesehatan yang ditunjuk khusus oleh Kementerian (UU No. 36/2009).

Meskipun dengan beberapa pengecualian, kebijakan aborsi di Indonesia masih lebih ketat dibandingkan kebijakan di negara lain karena tindakan aborsi tidak diizinkan apabila ibu menghendaki aborsi dengan alasan lainnya seperti mempertimbangkan kesehatan mental seorang ibu, atau karena alasan ekonomi dan sosial. Aborsi di Indonesia juga diatur di dalam Kitab Undang-Undang Hukum Pidana (KUHP) Pasal 346 dan Pasal 463 UU 1/2023 yang berlaku selama 3 tahun atau hingga tahun 2026. Pasal 346 KUHP berbunyi sebagai berikut: *“Seorang wanita yang sengaja menggugurkan atau mematikan kandungannya atau menyuruh orang lain untuk itu, diancam dengan pidana penjara paling lama 4 tahun.”* Pada sistem larangan tindakan aborsi, kebijakan KUHP terbaru memiliki perbedaan dengan KUHP lama. Dalam KUHP lama aborsi dilarang secara tegas, sedangkan KUHP terbaru membuat pengecualian kepada wanita yang hamil apabila merupakan korban pemerkosaan atau dalam keadaan darurat medis. Sanksi terhadap tindakan aborsi sendiri memiliki kisaran denda dan hukuman penjara yang berbeda-beda bergantung pada ketetapan pemerintah kepada pihak pelaku kasus aborsi.

2. Aksesibilitas Kontrasepsi (Pil Pencegah Kehamilan) dan Aborsi

Di Indonesia, penggunaan pil kontrasepsi dilegalkan oleh pemerintah secara resmi pada tahun 1977. Penggunaan pil kb juga didukung oleh pemerintah demi mengendalikan pertumbuhan penduduk. Pil kontrasepsi juga tersedia secara luas di apotek. Meskipun pembelian dengan syarat resep dokter ditekankan oleh pihak medis dengan maksud untuk menghindari dampak dan efek samping dari pemakaian yang tidak benar, nyatanya pil kontrasepsi ini banyak tersedia di pasaran dan dijual dengan harga yang terjangkau, bahkan dapat dibeli tanpa adanya resep dokter.

Dalam konteks aborsi, asuransi kesehatan di Indonesia umumnya tidak mencakup biaya operasi aborsi. Sesuai dengan hukumnya, di Indonesia, operasi bedah untuk aborsi hanya diperbolehkan dalam kasus tertentu dan diatur oleh undang-undang yang ketat. Walaupun terdapat kemungkinan sebuah perusahaan asuransi mencakup biaya aborsi dalam kondisi tertentu, perusahaan asuransi di Indonesia secara umum memberlakukan pengecualian khusus terhadap tindakan aborsi dan berbagai jenis komplikasi yang disebabkan oleh kehamilan.

3. Peran rumah sakit terhadap wanita yang menghendaki aborsi (tanpa indikasi medis)

Pemberian hukuman pidana bagi pelaku dan pelaksana aborsi di Indonesia membatasi pilihan bagi wanita yang menghendaki aborsi. Karena adanya ancaman hukuman pidana dan kurangnya dukungan dari pihak lain, banyak wanita, terutama yang berada dalam kondisi ekonomi sulit atau tidak siap menjadi ibu, akhirnya memilih untuk menggugurkan kandungan sendiri tanpa bantuan bidan. Oleh karena itu, demi mengurangi risiko pada kesehatan dan keselamatan ibu, berbagai upaya juga dilakukan oleh dokter sebagai tenaga medis profesional, yaitu dengan memberikan edukasi dan nasehat melalui tahap konseling.

Di Indonesia, pemberian edukasi dan tahap konseling ini dilakukan dengan tujuan mengurung niatan ibu dalam melakukan aborsi, terutama apabila ibu memiliki keinginan melakukan abortus provokatus. Dalam konseling dan edukasi kepada wanita hamil yang diimplementasikan oleh dokter di Indonesia, konseling ini dilakukan dengan maksud menyarankan pasien untuk menerima kehamilannya dengan sukarela serta memberikan opsi untuk merawat sendiri bayinya setelah lahir atau menyerahkan bayinya pada orang terpercaya untuk diadopsi. Dalam layanan konseling maupun hotline, dokter juga harus menghargai situasi yang dialami oleh pasien serta mampu memberikan respon positif yang tidak menghakimi [Falah].

Namun karena pihak medis tidak dapat memberikan layanan aborsi apabila tidak memiliki izin, upaya dalam pemberian konseling ini juga tidak seluruhnya mampu meringankan beban wanita. Mereka yang berada dalam keadaan psikologis yang terganggu, kondisi ekonomi yang tidak memungkinkan untuk merawat anak, hingga dari sisi perkembangan dan kualitas hidup anak yang tidak terjamin apabila harus diasuh di panti asuhan tanpa perhatian orang tua, masih terdapat banyak kekhawatiran yang dimiliki oleh ibu apabila mereka harus tetap mempertahankan kehamilannya.

4. Situasi faktual: (Kesenjangan undang-undang yang melindungi hak otonomi tubuh perempuan)

Beberapa kasus diskriminasi terhadap perempuan di Indonesia ditemukan dalam berbagai bentuk: (1) keluarga dan perkawinan (termasuk poligami, batasan usia untuk menikah, pengaturan perceraian), (2) hak-hak ekonomi (termasuk jaminan kesehatan dan tunjangan lain di sektor kerja), serta (3) kesehatan, yaitu dalam hak untuk memperoleh pelayanan kesehatan reproduksi, (masih terdapat persyaratan

bahwa perempuan harus memperoleh persetujuan dari suami jika ia ingin mendapat layanan KB mantap (sterilisasi) atau aborsi, meskipun pada saat nyawanya berada dalam bahaya). Kasus dan isu lain yang berhubungan dengan kesenjangan hak reproduksi wanita seperti harus memperoleh persetujuan suami untuk melakukan operasi caesar, pernikahan dan kehamilan pada usia dini, pelayanan kontrasepsi yang hanya dibatasi kepada pasangan yang sudah menikah, hingga minimnya hak persetujuan untuk mencegah KTD maupun penyakit menular seksual. [Departemen Kesehatan RI]

Menurut laporan yang disampaikan dalam Konvensi tentang Penghapusan Segala Bentuk Diskriminasi terhadap Perempuan (CEDAW) November, 2021, para komite mencatat dengan keprihatinan mengenai beberapa kasus (mengenai disparasi hak otonomi tubuh perempuan) di Indonesia seperti:

(a). Kekerasan berbasis gender:

Kegagalan untuk mengkriminalisasi pemerkosaan dalam perkawinan di Kitab Undang-Undang Hukum Pidana (KUHP) dan tidak adanya referensi terkait pemerkosaan dalam perkawinan dalam Undang-Undang No. 23/2004 tentang Penghapusan Kekerasan dalam Rumah Tangga.

(b). Fakta bahwa rancangan Kitab Undang-Undang Hukum Pidana (KUHP) berusaha mengkriminalisasi hubungan seks di luar nikah.

[United Nations]

Dalam kedua kasus diatas, apabila pemerkosaan dalam perkawinan tidak diakui secara hukum, tidak hanya korban tidak dapat melaporkan kasus perkosaan kepada pihak berwenang, perempuan yang menghendaki aborsi karena telah hamil akibat menjadi korban perkosaan tersebut juga akan mengalami kendala dalam mendapatkan aborsi secara legal. Dan apabila hubungan seks di luar nikah dikriminalisasi secara hukum, maka pihak laki-laki dan perempuan juga dapat dikenakan hukuman pidana apabila kehamilan terjadi dan terungkap.

5. Akibat dari peraturan aborsi yang restriktif

(a). Kasus pembunuhan bayi:

Banyak berita mengabarkan dimana seorang ibu kandung yang baru melahirkan anaknya, membunuh bayinya yang baru lahir tersebut secara sembunyi-sembunyi. Kebanyakan dari kasus mengenai pembunuhan bayi tersebut, alasan dan motivasi yang sering dikemukakan oleh pelaku sendiri adalah rasa takut atau malu apabila hubungan gelap di luar nikahnya diketahui oleh orang lain. Sikap pihak lain yang

terlalu menghakimi dan menjadi stigma yang berat harus dipikul oleh beberapa wanita yang mengalami KTD.

(b). Maraknya klinik aborsi ilegal:

Salah satu kasus terjadi di Jakarta, ibukota Indonesia, dimana seorang perempuan muda dengan nama samaran 'Rara' melakukan praktik aborsi di klinik aborsi ilegal. Ia hamil akibat melakukan hubungan seksual dengan seorang laki-laki temannya, dan karena tidak adanya ikatan dengan laki-laki tersebut, Ia menghendaki untuk melakukan aborsi. Sesampai di klinik, 'dokter' yang melakukan prosedur aborsi tersebut tidak memberikan penjelasan apapun sebelum operasi bedah dijalankan. Pasien tersebut langsung diminta untuk masuk ke dalam sebuah ruangan dan operasi dijalankan tanpa diberikan anestesia. Setelah prosedur aborsi selesai, pasien dikabarkan mengalami pendarahan selama seminggu, dan setelah pendarahan tersebut selesai, rasa sakit dari haid menstrual terasa sama sakitnya dengan rasa sakit yang dialami saat ia melakukan prosedur aborsi. Haid menstrual yang sangat menyakitkan tersebut berlanjut sekitar satu tahun [Nikkei Asia].

Dalam hal ini, sesuai dengan peraturan undang-undang yang berlaku, apabila kasus Rara diketahui oleh pihak berwenang, maka Rara dapat dikenakan hukuman pidana penjara dan sanksi paling banyak sebesar 1 miliar rupiah (sekitar 9,500,000 yen Jepang) sebagai pelaku aborsi ilegal. Tidak hanya Rara, bidan yang membantu memberikan layanan aborsi, dan pihak laki-laki yang telah membujuk atau menghasut Rara untuk melakukan aborsi juga akan dijatuhi hukuman.

III. Pembahasan Dampak Sosial dan Etika Kebijakan Aborsi: Implikasi dan Analisis

Aborsi tidak dapat dilepaskan dari nilai moralitas

Pada zaman ini, hukum yang melarang tindakan yang jelas merugikan orang lain, seperti mencuri, korupsi, penipuan, kekerasan fisik dan pembunuhan, umumnya didukung. Namun, hukum yang melarang tindakan 'tidak benar secara moral' namun tidak secara langsung merugikan orang lain dan lebih terkait dengan kepentingan pribadi, seperti mengonsumsi narkoba, aborsi, perjudian, atau pergaulan bebas, di berbagai negara (khususnya negara barat), semakin jarang atau tidak diterapkan.

Dalam konservatisme atau nilai-nilai tradisional yang berperan sebagai pedoman dan etika dalam masyarakat, aborsi yang dinilai sebagai pembunuhan janin akan tetap dianggap sebagai tindakan tidak bermoral, sehingga stigma dan sudut pandang negatif terhadap tindakan aborsi akan terus berlanjut. Undang-undang aborsi yang restriktif juga dapat dipahami sebagai undang-undang yang memprioritaskan etika dan moral, terutama apabila peraturan tersebut dibuat demi menghindari risiko eksploitasi (aborsi yang disalahgunakan sebagai alat pengatur kelahiran apabila kehamilan tidak diinginkan terjadi) yang juga dapat berdampak pada permintaan aborsi yang tinggi.

Perihal hak asasi manusia, dalam pemaparannya, hak asasi manusia sering kali dijelaskan sebagai sebuah konsep atau gagasan umum, bukan sebagai daftar hak-hak secara spesifik. Dua orang dapat memiliki pemahaman atau pendapat yang sama tentang konsep dari hak asasi manusia, namun pemahaman tersebut tidak berarti bahwa mereka memiliki pendapat yang sama tentang hak-hak mana saja yang harus diimplikasikan sebagai hak asasi manusia. Ide umum tentang Hak Asasi Manusia yang juga telah dikemukakan oleh para filsuf meliputi:

1. Hak asasi manusia adalah hak-hak dasar, yang dimiliki oleh setiap individu sebagai manusia tanpa memandang latar belakang.
2. Hak asasi manusia bersifat universal, yaitu hak-hak yang berlaku untuk semua orang. Namun akhirnya mendapat oposisi karena tidak cukup mengakomodasi keragaman masyarakat yang luas.
3. Hak asasi manusia sebagai kepentingan utama, dan pelanggaran dianggap penghinaan berat terhadap keadilan (pernyataan Cranston tahun 1967).
4. Hak asasi manusia didefinisikan atau mencerminkan hak-hak moral, dimana apa yang benar dan yang salah dinilai dari perspektif moral.
5. Serta hak asasi manusia yang didefinisikan dalam fungsi politik, yang berfungsi untuk melindungi individu dari tindakan sewenang-wenang negara atau pihak yang berkuasa [Stanford Encyclopedia of Philosophy].

Hak fundamental manusia secara hukum telah diatur dalam undang-undang nasional dan internasional. Hak asasi manusia sering dikaitkan dengan hak-hak yang tertanam dalam hukum internasional, sedangkan hak-hak yang diakui oleh hukum dalam suatu negara (hukum nasional) disebut sebagai hak sipil atau hak konstitusional. Aborsi sering dianggap merupakan bagian dari hak asasi manusia, terutama dalam konteks aborsi sebagai hak atas kesehatan dan otonomi tubuh perempuan. Namun melalui studi mengenai ide-ide umum hak asasi manusia, meskipun berbagai pihak berpendapat bahwa aborsi merupakan hak absolut, tidak

semua ide dan perspektif mengenai hak asasi manusia dapat mendukung pernyataan tersebut. Setiap individu dan suatu negara memiliki perspektif akan hak asasi manusia dan moralnya masing-masing. Bagaimana perspektif hak asasi manusia tidak selalu bersifat universal, tataran hukum pada suatu negara yang membatasi aborsi, hingga pandangan seseorang yang berposisi pada tindakan aborsi, tidak dapat secara otomatis menentang hak asasi perempuan atau dinilai sebagai sebuah hukum yang tidak berbasis pada kebutuhan perempuan. “Standar dan nilai-nilai bersifat relatif terhadap budaya dari mana mereka berasal, dan dengan demikian, apa yang dianggap sebagai hak asasi manusia di satu masyarakat dapat dianggap anti-sosial oleh masyarakat lain” [American Anthropological Association-Statement].

Setiap individu memiliki opini dan keyakinan yang beragam dan dipengaruhi oleh banyak faktor seperti budaya dimana mereka tinggal, latar belakang keluarga, kepercayaan atau agama, ataupun kondisi ekonomi dan persepsi publik secara luas. Seperti ide dan gagasan mengenai hak asasi manusia, setiap individu memiliki pemahaman tentang nilai moralitas yang berbeda-beda. Berbagai pihak berpendapat bahwa hak asasi manusia merupakan hak-hak inheren yang dibuat berdasarkan prinsipalitas moral, yang dibuat dan berfungsi untuk melindungi seseorang dari tindakan sewenang dari pihak dengan tingkat kekuasaan yang lebih tinggi, sedangkan berbagai pihak memiliki pendapat bahwa hak asasi manusia merupakan sebuah “hak kebebasan” (seperti kebebasan berbicara, beragama, memilih, akses, dan lain sebagainya).

Perbedaan pandangan juga bisa dilihat dari kelompok feminis di Amerika Serikat. Dalam perjuangan hak asasi perempuan dalam segi otonomi tubuh dan kesetaraan gender, pertentangan pendapat mengenai hak atas aborsi juga muncul. Meskipun hak atas aborsi diperjuangkan oleh sebagian besar feminis, tidak sedikit feminis mengidentifikasi diri sebagai pro-life. Feminis yang mengidentifikasi diri sebagai pro-life telah berargumen bahwa gerakan feminis yang mendukung hak aborsi tidak sesuai dengan kepentingan terbaik perempuan. Hal ini dikarenakan aborsi mendukung kekerasan terhadap wanita, yang dapat menyebabkan penderitaan emosional dan fisik bagi wanita, serta berkontribusi terhadap devaluasi sosial terhadap peran sebagai ibu. Tidak hanya perempuan, aborsi juga dinilai sebagai tindakan yang turut berkontribusi pada kekerasan terhadap janin. Janin yang dibunuh karena dianggap lebih lemah oleh ibu tidak jauh berbeda dengan diskriminasi gender oleh laki-laki yang menilai derajatnya lebih tinggi daripada perempuan [Derr, MacNair & Naranjo-Huebl: 303-307]. Hal ini menunjukkan bahwa tidak semua feminis termasuk dalam kubu pro-choice,

meskipun dasar argumentasi pro-choice sendiri menekankan pentingnya hak kebebasan reproduksi demi mewujudkan kesetaraan gender.

Dampak nilai etis dan agama yang bertentangan dengan prinsip aborsi

Dari sisi lain, apabila melihat dari kasus seorang perempuan yang mengandung dan harus bertanggung jawab atas kehidupan anak yang dilahirkannya, seperti dalam kasus seorang anak berumur 12 tahun yang melahirkan seorang anak, yang dengan terpaksa tertinggal dalam sekolah karena harus mendidik dan merawat bayi, hal ini juga tidak dapat dinilai sebagai hal yang “layak dan wajar”. Realitanya, baik dilakukannya aborsi atau tidak, kedua hal tersebut memiliki dampak yang signifikan bagi kelanjutan hidup perempuan. Dalam teori *reproductive justice*, seorang perempuan memiliki hak untuk menyelamatkan diri sendiri, dan memilih untuk memiliki atau tidak memiliki anak. Hak untuk membuat keputusan terkait reproduksi juga diperjuangkan agar perempuan menerima layanan kesehatan secara adil tanpa intervensi dari pihak lain (agama, spiritualitas, laki-laki, dan lainnya).

Dengan demikian, banyak perlawanan dan kritik ditujukan kepada pemerintah yang telah mengesahkan undang-undang yang mempengaruhi hak perempuan untuk mengakses aborsi. Salah-satunya terlihat dalam sebuah artikel mengenai hak reproduksi, di mana penulis mengemukakan kritiknya terhadap keputusan pemerintah untuk memberlakukan kebijakan aborsi yang lebih ketat di sejumlah negara bagian AS. Artikel tersebut mengatakan bagaimana keputusan tersebut tidak mendasar, tidak aman, dan tidak etis—sebuah agenda ekstrem yang didorong oleh politisi yang kurang pengetahuan dan sembrono, yang mengabaikan paradigma mengenai alasan utama perempuan mencari aborsi (misalnya, pemerkosaan, inses, kondisi darurat yang mengancam nyawa, dan lain-lain). Dalam pandangannya, penulis tersebut juga mempercayai bagaimana pandangan agama yang digunakan dalam regulasi kebijakan aborsi yang diperketat, sebagai contoh lain bagaimana agama dijadikan sebagai sarana untuk mengontrol, melemahkan, dan mendominasi perempuan [Onwuachi-Saunders, Dang, & Murray].

Tidak hanya itu, tindakan aborsi juga telah menimbulkan munculnya stereotip negatif yang ditujukan kepada perempuan yang ingin melakukan aborsi dan juga. Tidak sedikit pihak anti-choice yang memiliki pendapat yang sangat tajam dan menghakimi terhadap seseorang yang ingin melakukan aborsi; contohnya menyebut mereka sebagai orang yang egois, jahat, dan seorang pembunuh. “Sementara perempuan Pro-life umumnya percaya bahwa sebagian besar

perempuan yang melakukan aborsi bertindak secara moral, perempuan anti-pilihan sangat curiga terhadap motivasi kebanyakan perempuan yang mencari aborsi. Stereotip tentang perempuan yang melakukan aborsi sebagai egois dan hanya mementingkan diri sendiri begitu meresap dalam kesadaran publik sehingga perempuan yang memilih aborsi sering kali takut dicap dengan sifat-sifat tersebut” [Manninen 2014a: 70]. Di lain halnya, tidak hanya perempuan, kata diskriminatif bahkan juga ditargetkan kepada janin. Fetus diistilahkan sebagai “parasit” (istilah dalam konteks biologi) yang digunakan oleh pro-choice untuk menolak nilai moral dan martabat janin.

Kompleksitas faktor pendorong aborsi

Faktor-faktor utama hingga kondisi “kritis” yang sering menjadi pusat perdebatan dan pertimbangan hukum di banyak negara mengenai legalisasi aborsi beberapa merupakan:

1. Kehamilan akibat perkosaan
2. Indikasi kedaruratan medis (masalah kesehatan fisik ibu)
3. Masalah kesehatan janin (cacat lahir atau gangguan genetik)

Ketiga kondisi diatas juga sering menjadi bahan perdebatan dalam hukum negara terkait etika dan moral. Namun nyatanya, aborsi yang dilakukan dikarenakan ketiga faktor tersebut terjadi dalam skala yang termasuk rendah apabila dibandingkan pada total faktor dan alasan lainnya.

Persentase	Alasan
<0.5%	Victim of rape (Korban Perkosaan)
3%	Fetal health problems (Masalah Kesehatan Janin)
4%	Physical health problems (Masalah kesehatan fisik pada Ibu)

[Guttmacher Institute, 2004]

Sebagai contoh lainnya, negara bagian Florida juga telah mencatat alasan-alasan utama yang dikemukakan oleh perempuan yang melakukan aborsi. Menurut Florida Agency for Health Care Administration, lebih dari 70% aborsi di negara bagian Florida pada tahun 2022 dan 2023 diklasifikasikan sebagai aborsi elektif (non-medikal), atau dilakukan atas faktor lainnya seperti alasan ekonomi dan sosial. Sedangkan mayoritas alasan terbanyak ketiga merupakan

aborsi yang dilakukan dengan alasan ibu mengalami gangguan secara psikologis atau emosional.

Sebagaimana yang tertera, mayoritas alasan yang diungkapkan oleh ibu yang menghendaki aborsi merupakan alasan yang tidak termasuk dalam tiga kondisi yang disebutkan diatas. Hal ini menjadi salah satu alasan grup pro-life sering menganggap bahwa sudah puluhan tahun lamanya mayoritas aborsi dilakukan atas keinginan pasien tanpa adanya kebutuhan medis yang mendesak. Aborsi yang dilakukan tanpa adanya kebutuhan medis akhirnya dinilai oleh pihak lain sebagai pengguguran yang dilakukan secara 'semata-mata' atau hanya untuk kepentingan pribadi (karena tidak bisa bertanggung jawab atas kehamilan). Meskipun pendapat ini terdengar kritis, pendapat ini tetap didasarkan sesuai dengan fakta diatas.

Namun setelah membandingkan implikasi dari kasus-kasus praktik aborsi, walaupun banyak pihak berpendapat bahwa aborsi merupakan tindakan kriminal dan harus dibatasi oleh hukum, kriminalisasi aborsi sendiri tidak dapat menghentikan ataupun mengurangi angka aborsi, melainkan dapat berdampak pada ketidakamanan nyawa dan kesehatan reproduksi perempuan. Hal ini dikarenakan kriminalisasi aborsi tidak menghilangkan keinginan atau kebutuhan wanita untuk menghentikan kehamilan, sebaliknya mendorong mereka untuk melakukan praktisi aborsi secara ilegal. Untuk menilai bilamana pemerintah dan rumah sakit telah memberikan kontribusi dan bantuan yang tepat dan efektif terhadap ibu yang ingin mengakhiri kandungannya, penting untuk memahami terlebih dahulu alasan-alasan di balik keputusan untuk beraborsi. Berikut merupakan distribusi presentase berdasarkan alasan utama yang mendorong seorang wanita untuk melakukan aborsi di ketiga negara.

Amerika Serikat: Berdasarkan hasil survei yang dilakukan pada tahun 2004 oleh Finer dan rekannya (41) kepada 1,209 pasien aborsi di AS, tiga alasan paling umum yang dilaporkan yaitu 1) "Memiliki bayi akan secara drastis mengubah hidup saya" (yaitu, mengganggu pendidikan, pekerjaan, dan kemampuan untuk merawat anak-anak yang sudah ada dan tanggungan lainnya) (74% pada tahun 2004 dan 78% pada tahun 1987), 2) "Saya tidak mampu memiliki bayi sekarang" (misalnya, tidak menikah, mahasiswa, tidak mampu membayar biaya perawatan anak atau kebutuhan dasar) (73% pada tahun 2004 dan 69% pada tahun 1987), dan 3) "Saya tidak ingin menjadi ibu tunggal atau sedang mengalami masalah hubungan interpersonal" (48% pada tahun 2004 dan 52% pada tahun 1987) [Finer, Frohwirth, Dauphinee, Singh & Moore]. Melalui data yang berbeda, yaitu data dari Pew Research Center (2024), rasio aborsi yang dilakukan oleh wanita yang

belum menikah di Amerika Serikat adalah mencapai 87 persen, dan yang sudah menikah yaitu 13 persen, dengan mayoritas pelaku aborsi adalah perempuan berusia sekitar 20-an tahun.

Jepang: Analisis dilakukan oleh National Institute of Public Health (国立公衆衛生院), kepada pasien aborsi dengan partisipan yaitu wanita hamil berusia 20-50 tahun. Menurut data, aborsi banyak dilakukan oleh wanita muda hingga dewasa berumur 20-30 tahun. Hasil data menunjukkan dua hingga tiga alasan dominan dalam pemutusan aborsi yang dicatat berdasarkan urutan kehamilan (kehamilan pertama, kedua, ketiga, dan keempat).

- Kehamilan Pertama: Alasan utama untuk memilih aborsi yaitu "belum menikah," disebutkan oleh sekitar 50% responden. Diikuti dengan "kehamilan yang tidak direncanakan" dan "alasan ekonomi." Ketiga alasan ini secara keseluruhan mencakup 70% dari total kasus.
- Kehamilan Kedua: Bagi mereka yang berada dalam kehamilan kedua, alasan "belum menikah" turun menjadi sekitar 30%, sementara "kondisi kesehatan yang lemah dan usia tua" dan "kelainan janin" masing-masing dituturkan oleh lebih dari 10% responden.
- Kehamilan Ketiga: Pada kehamilan ketiga, alasan "tidak menginginkan anak" dan "kehamilan yang tidak direncanakan" menjadi lebih menonjol, dengan kedua alasan ini disebutkan oleh sekitar 90% responden.
- Kehamilan Keempat: Pada kehamilan keempat, "alasan ekonomi" dan "kondisi kesehatan yang lemah dan usia tua" menjadi lebih dominan. Kedua alasan ini juga merupakan alasan paling signifikan dalam keputusan untuk melakukan aborsi.

Menurut studi, alasan seperti 'gagal kontrasepsi' atau 'tidak menginginkan anak' juga sering diungkapkan oleh ibu yang sudah memiliki jumlah anak yang diinginkan atau 2 hingga 3 anak [林: 40-42].

Indonesia: Perkumpulan Keluarga Berencana Indonesia (PKBI) merupakan organisasi non-pemerintah yang didirikan dengan tujuan mengembangkan program keluarga berencana dan kesehatan reproduksi. Silviane, Direktur Eksekutif PKBI Pusat, menjelaskan bahwa antara tahun 2000-2011 di 12 kota, 73-83 persen wanita yang ingin melakukan aborsi merupakan wanita menikah yang mengalami kegagalan kontrasepsi. Sementara itu, aborsi yang dilakukan oleh remaja tidak mencapai 20 persen. Menurut data hasil studi, beberapa alasan utama seorang wanita ingin lakukan terminasi yaitu sebagai berikut, 1) Terlalu banyak anak; 2) Anak masih kecil, dan; 3) Hamil diumur yang terlalu tua. Seperti yang tertera

diatas, ketiga alasan ini sering dikemukakan oleh wanita yang sudah menikah atau yang hamil akibat kegagalan kontrasepsi. Sedangkan alasan lain yang sering muncul seperti, 4) Tidak siap jadi ibu; 5) Masih sekolah, serta; 6) Mementingkan karir, merupakan alasan yang sering diajukan oleh wanita muda dan remaja di Indonesia [DetikHealth].

Berdasarkan data dari ketiga negara yang tertera, banyak aborsi terjadi karena kurangnya tanggung-jawab pihak laki-laki. Banyak wanita berkehendak melakukan aborsi setelah mengalami kehamilan tidak diinginkan (KTD) yang juga diakibatkan oleh berbagai alasan pribadi seperti ketidakjelasan jenis hubungan, wanita yang tidak ingin menjadi ibu tunggal, atau tidak memiliki biaya untuk merawat anak. Hal ini juga merupakan salah satu konsekuensi yang dapat terjadi dari hubungan seksual tanpa status pernikahan, sehingga tidak sedikit seorang perempuan yang akhirnya memutuskan untuk memilih jalur aborsi.

Perspektif yang Terabaikan: Peran Pria dalam Keputusan Aborsi

Namun kontradiktifnya, hak atas aborsi yang dimiliki sepenuhnya oleh perempuan juga dapat merugikan pihak laki-laki. Beberapa isu ditemukan dimana pihak laki-laki yang menginginkan agar pasangannya tetap memelihara kandungannya harus kehilangan anaknya karena keputusan pribadi yang diambil oleh pasangannya. Salah satu contoh isu terjadi di AS, dimana seorang wanita yang hamil tanpa direncanakan memutuskan untuk tetap memelihara kandungannya, dengan pasangannya yang juga berjanji bahwa Ia akan merawat anak tersebut hingga menikahi pasangannya. Namun beberapa bulan sesudahnya, setelah dilakukan tes translusi pada kandungan di rumah sakit, dokter menemukan bahwa bayi yang akan dilahirkan memiliki kelainan genetik atau down syndrom. Wanita yang mengetahui kondisi tersebut memutuskan untuk menggugurkan bayinya. Namun pasangannya tidak setuju dengan keputusan tersebut. Pria tersebut menangis dan memohon kepada pacarnya untuk tetap mempertahankan kehamilannya, hingga menawarkan agar bayi tersebut dapat dirawat olehnya saja bersama dengan orang tuanya. Tetapi meski dengan janji yang telah dibuat, wanita tersebut tetap melakukan aborsi sesuai dengan keinginannya. Tidak hanya kecewa dengan keputusan sepihak yang diambil oleh pihak perempuan, karena menganggap bahwa keputusan tersebut diambil tanpa mempertimbangkan dirinya sebagai seorang ayah, Ia juga telah merasa gagal untuk melindungi anaknya, bahkan bertanya-tanya bagaimana hidupnya seandainya putranya lahir. Hal ironis ini tentu dapat menjadi salah satu pertimbangan dalam keputusan aborsi [Manninen 2014b: 165-166]. Melalui contoh kejadian diatas dapat dipelajari bagaimana keputusan

aborsi dapat berdampak kepada siapa saja. Tidak hanya perempuan, ataupun janin, tetapi juga laki-laki.

Meminimalisir angka aborsi

“Unintended pregnancy is one of the most critical challenges facing the public health system that imposes substantial financial and social costs on society. On the other hand, affecting fertility indicators, it causes reduced quality of life and workforce efficiency. Therefore lowering the incidence of intended pregnancies correlates with elevating economic growth, socio-economic development and promoting public health” [Yazdkhasti, Pourreza, Pirak & Abdi].

Terlepas dari nilai moralitas dan agama, pemerintah perlu melakukan upaya-upaya demi meminimalisir angka aborsi. Ini bisa dilakukan dengan menurunkan insiden kehamilan tidak direncanakan atau menerapkan sistem keluarga berencana yang mempertimbangkan sumber daya ekonomi yang tersedia; memberi hukuman yang sepatasnya kepada pelaku perkosaan, serta dukungan dan bantuan kepada pihak yang sudah menjadi korban kekerasan seksual. Selain itu, pemerintah juga perlu meningkatkan dan menjamin kesejahteraan wanita dalam segi ekonomi dan otonomi tubuh, seperti dengan memberikan support kepada perempuan yang sedang hamil untuk dapat memastikan kesinambungan pekerjaan.

Kesimpulan

Sistem kebijakan ketiga negara

Amerika: Sebagai negara dengan ideologi kontradiktif (konservatif dan liberal)
Di Amerika Serikat, hak atas aborsi menjadi pokok perbedaan pendapat diantara masyarakat, khususnya setelah keputusan Mahkamah Agung yang membatalkan undang-undang Roe. V Wade (dimana hukum aborsi yang sebelumnya diakui oleh hukum konstitusional saat ini diserahkan sepenuhnya kepada pemerintah di setiap negara bagian). Dengan pihak pro-life yang didominasi oleh kaum konservatif (red states) dan berbagai individu dengan latar belakang kepercayaan kristiani, argumentasi dengan menggunakan nilai moral kekristenan digunakan demi melindungi hak janin untuk hidup. Beberapa seperti kepercayaan bahwa ‘kehidupan dimulai sejak pembuahan’, atau aborsi merupakan perbuatan dosa (atau juga disebut grave sin) karena dilakukan dengan kesadaran penuh.

Sedangkan pihak pro-choice yang menentang, menggunakan argumentasi bahwa kriminalisasi aborsi tidak akan menurunkan angka aborsi namun hanya akan membahayakan nyawa wanita. Mereka juga menganut “My body my choice”, yang menekankan bahwa wanita memiliki hak penuh atas tubuhnya sendiri (aborsi sebagai hak inheren) dan bahwa keputusannya harus dihormati dan tidak dapat diintervensi oleh siapapun.

Mengenai aksesibilitas aborsi, di negara bagian AS dimana aborsi adalah ilegal secara hukum, akses terhadap layanan ini terjamin melalui program asuransi federal seperti Medicaid dan bantuan biaya dari berbagai organisasi non-profit. Hal ini memungkinkan perempuan berpendapatan rendah untuk melakukan aborsi dengan biaya hampir sepenuhnya disubsidi oleh pemerintah. Namun, di negara bagian dengan hukum aborsi yang lebih restriktif, banyak wanita terpaksa bepergian jauh ke negara bagian yang masih mengizinkan aborsi. Dampaknya juga terlihat pada penutupan massal klinik aborsi, sementara klinik yang masih buka tidak lagi menyediakan layanan aborsi.

Jepang: Sebagai negara yang tidak terpecah oleh perbedaan ideologi politik
Di Jepang, meskipun kebijakan hukum aborsi dibatasi berdasarkan kondisi tertentu, praktik ini diterima dan dilakukan secara luas. Aborsi yang diinduksi telah diizinkan secara hukum sejak tahun 1948 melalui pengesahan undang-undang Eugenik. Kebijakan aborsi di Jepang yang tidak serestriktif negara lain disebabkan karena pandangan masyarakat terhadap aborsi yang cenderung lebih pragmatis dan tidak dipengaruhi oleh pandangan ideologis yang kuat. Jepang menganut sekularisme dengan mayoritas penduduknya tidak terikat pada agama tertentu (agama dijalankan dalam bentuk ritualisme dibandingkan penanaman doktrin). Mayoritas masyarakat juga tidak berposisi pada tindakan aborsi. Jepang juga menganut aspek sosial harmoni yang mengutamakan kestabilan sosial juga menjadi salah satu alasan Jepang yang terhindar dari konflik dan perbedaan politik. Meskipun sudut pandang agama tidak membawa pengaruh pada peraturan aborsi di Jepang, nilai-nilai konservatisme dalam rumah tangga seperti gender role pada seorang wanita sebagai ibu masih membawa pengaruh dalam hak perempuan untuk memilih melakukan aborsi, meski dengan hukum atau aturan aborsi yang tidak seketat negara lain.

Indonesia: Sebagai negara dengan elemen konservatif yang kuat
Di negara-negara Asia, alasan etis, agama dan adat-isitiadat masih sangat mempengaruhi aksesibilitas kontrasepsi dan hukum aborsi. Khususnya di negara

konservatif seperti Indonesia, norma budaya masih sangat melekat dalam pedoman hidup masyarakat dan kebijakan pemerintahannya. Di Indonesia tindakan aborsi tidak hanya telah dikriminalisasikan oleh pemerintah, namun juga dinilai sebagai tindakan tabu dan tidak diterima dikalangan masyarakat secara luas. Aborsi yang disebabkan oleh pergaulan bebas juga dianggap jauh lebih tabu dibandingkan aborsi yang dilakukan oleh perempuan yang sudah menikah dan mengalami kegagalan kontrasepsi. Meskipun begitu, Indonesia yang telah menganut hukum ketat yang hanya mengizinkan aborsi dalam kondisi tertentu, dan juga merupakan negara dengan mayoritas penduduk penganut agama, angka aborsi di Indonesia tetap lebih tinggi apabila dibandingkan negara-negara lainnya.

Hal ini menunjukkan bahwa kriminalisasi aborsi di Indonesia tidak menurunkan angka aborsi, faktor-faktor dan kendala lain yang tidak memungkinkan bagi ibu untuk melanjutkan kehamilan masih belum teratasi dan bahwa hukum ketat di Indonesia akhirnya mendorong banyak wanita untuk memilih jalur aborsi secara tidak aman. Faktor-faktor seperti kondisi ekonomi yang terbatas, minimnya pendidikan mengenai kontrasepsi, kurangnya upaya pencegahan kehamilan tidak diinginkan, kesenjangan hak, serta dinamika norma budaya dimana perempuan dipandang memiliki peran subordinat yang masih kuat di Indonesia merupakan beberapa penyebab utama hak atas kesehatan reproduksi perempuan di Indonesia masih mengalami ketimpangan. Ketimpangan hak dan diskriminasi terhadap perempuan yang diakibatkan oleh hierarki gender sendiri tidak hanya terjadi pada hak atas kesehatan reproduksi, namun juga terjadi dalam berbagai aspek kehidupan.

Ironisnya, ketidaksetaraan yang telah dinormalisasikan tidak hanya mengakibatkan banyaknya perempuan mengalami marginalisasi, namun juga mengakibatkan banyaknya individu yang mengalami kendala dalam melaporkan kasus-kasus diskriminasi yang dialami kepada pihak berwenang. Dalam kasus-kasus yang disebabkan individunya telah melakukan tindakan yang dianggap tabu dan tidak bermoral (seperti kehamilan ataupun terkena penyakit menular seksual akibat dari pergaulan bebas) para wanita akhirnya tidak mengetahui dimana mereka harus mencari pertolongan. Meskipun rumah sakit berperan dalam memberikan dukungan secara emosional, serta penyediaan cara dan alternatif lain demi menghentikan niat seorang ibu untuk melakukan tindakan aborsi, hal ini sendiri tidak bisa mengurung keinginan ibu untuk mengakhiri kehamilan. Bahkan bagi mereka yang tetap mempertahankan kehamilannya hingga bayi dilahirkan, kasus mengenaskan seperti pembunuhan bayi oleh ibu kandung terjadi di berbagai tempat.

Kendala etis dan sosial mengenai legalisasi aborsi

Tingkat aborsi yang tinggi kerap dihadapi negara atau daerah yang penduduknya memiliki keterbatasan ekonomi, ketidakstabilan pendapatan, pengangguran, ataupun ketiadaan dukungan oleh pemerintah untuk keluarga yang tidak mampu secara finansial. Perempuan yang mengalami kesulitan untuk mendapatkan akses kesehatan umumnya juga merupakan mereka yang berpenghasilan rendah dan tinggal di wilayah rural. Melihat dampak aborsi tidak aman, demi mengurangi angka kematian maternal yang diakibatkan oleh aborsi tidak aman, serta mampu memberikan akses yang aman bagi mereka yang kekurangan sumber daya ekonomi dan berbagai kendala lainnya, terlepas dari sudut pandang negatif terhadap tindakan aborsi, pemberian akses layanan kesehatan yang aman kepada seluruh wanita harus diterapkan.

Penerapan nilai-nilai moral dalam hukum merupakan hal yang mutlak, namun kasus aborsi dapat menjadi salah satu contoh bagaimana pengambilan tindakan hukum yang adil perlu disesuaikan dengan situasi dan kondisi yang dialami oleh pelaku aborsi. Hal ini tidak secara moral membenarkan aborsi, namun legalisasi aborsi oleh pemerintah merupakan ‘satu-satunya’ langkah yang dapat dilakukan apabila melihat dampak dari aborsi yang dilakukan secara tidak aman. Aborsi yang harus diakui sebagai hak inheren juga masih menjadi isu perdebatan sebagaimana aborsi juga melibatkan janin yang juga memiliki hak inheren untuk hidup. Sebagaimana meskipun aborsi yang dilegalkan dan diterapkan secara luas bisa menurunkan angka aborsi secara tidak aman, hal ini tidak akan menurunkan jumlah aborsi itu sendiri, atau bahkan dapat meningkatkan jumlah permintaan aborsi apabila solusi untuk faktor-faktor pendorong aborsi sendiri tidak diupayakan.

Referensi

Agence France-Presse (2023) "Japan approves abortion pill for the first time" *The Guardian*. <https://www.theguardian.com/world/2023/apr/29/japan-approves-abortion-pill-for-the-first-time> (Accessed on January 16, 2025)

American Anthropological Association (1947) “Statement on human rights”
<https://humanrights.americananthro.org/1947-statement-on-human-rights/>
(Accessed on January 16, 2025)

BBC News Indonesia (2013) “Remaja AS bebas membeli pil
kontrasepsi” https://www.bbc.com/indonesia/majalah/2013/06/130621_majalahlain_pilkb
(Accessed on January 16, 2025)

Catholic Culture (n.d.) “Abortion” Catholic Culture.
<https://www.catholicculture.org/culture/library/dictionary/index.cfm?id=33808>
(Accessed on January 16, 2025)

Center for American Progress (2024) “Poverty data map tool”
<https://www.americanprogress.org/data-view/poverty-data/poverty-data-map-tool/>
(Accessed on January 16, 2025)

Center for Reproductive Rights (2024) “Abortion Laws by State”
<https://reproductiverights.org/maps/abortion-laws-by-state/> (Accessed on January
16, 2025)

Departemen Kesehatan RI (2008) *Mengukur pemenuhan Hak Asasi Manusia di
bidang kesehatan Ibu dan bayi yang baru lahir* (PDF).
https://batukarinfo.com/system/files/humanrights_survey_indonesia_LOWRES.pdf
(Accessed on January 16, 2025)

DetikHealth (2012) “Ini Alasan Perempuan Lakukan Aborsi”
<https://health.detik.com/ulasan-khas/d-1928122/ini-alasan-perempuan-lakukan-aborsi>
(Accessed on January 16, 2025)

Derr, M. K., MacNair, R. M., & Naranjo-Huebl, L (2006) *Prolife Feminism:
Yesterday and Today*, Xibris Corporation.

Falah, N. (2024) “Bagaimana edukasi pasien yang meminta aborsi di
Indonesia” *Alomedika*. <https://www.alomedika.com/bagaimana-edukasi-pasien-yang-meminta-aborsi-di-indonesia>
(Accessed on January 16, 2025)

Finer, L. B., Frohworth, L. F., Dauphinee, L. A., Singh, S., & Moore, A. M. (2007)
“Reasons U.S. women have abortions: Quantitative and qualitative
perspectives” *Perspectives on Sexual and Reproductive Health*, 37(3), 110-118.
<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/j.1931-2393.2005.tb00045.x?sid=nlm%3Apubmed>
(Accessed on January 16, 2025)

Florida Agency for Health Care Administration (2023) “Abortion reporting: Florida 2023” Lozier Institute. <https://lozierinstitute.org/abortion-reporting-florida-2023/> (Accessed on January 16, 2025)

—— (2022) “Abortion reporting: Florida 2022” Lozier Institute. <https://lozierinstitute.org/abortion-reporting-florida-2022/> (Accessed on January 16, 2025)

Fonteno (2024) “New National Abortion Hotline Data Shows Devastating Impact of Florida 6-Week Ban” *National Abortion Federation*. <https://prochoice.org/new-national-abortion-hotline-data-shows-devastating-impact-of-florida-6-week-ban/> (Accessed on January 16, 2025)

Gallup, Inc. (2024) “Religious Americans in the U.S.” *Gallup*. <https://news.gallup.com/poll/358364/religious-americans.aspx> (Accessed on January 16, 2025)

Grant, R. (2023) “Abortion clinics in states with bans find ways to stay open and care for patients” *The Guardian*. <https://www.theguardian.com/world/2023/may/05/abortion-clinics-open-states-with-bans> (Accessed on January 16, 2025)

Guttmacher Institute (2025) “State policies on abortion” <https://states.guttmacher.org/policies/north-dakota/abortion-policies> (Accessed on January 16, 2025)

—— (2024) “Unintended pregnancy and abortion rates” In *United States, Japan, Indonesia*. <https://www.guttmacher.org/regions/asia/indonesia>
<https://www.guttmacher.org/regions/northern-america/united-states>
<https://www.guttmacher.org/regions/asia/japan> (Accessed on January 16, 2025)

—— (2023) “State funding of abortion under Medicaid” <https://www.guttmacher.org/node/26272/printable/print> (Accessed on January 16, 2025)

—— (2022) “100 days post-Roe: At least 66 clinics across 15 U.S. states have stopped offering abortion care. <https://www.guttmacher.org/2022/10/100-days-post-roe-least-66-clinics-across-15-us-states-have-stopped-offering-abortion-care#:~:text=New%20Guttmacher%20research%20found%20that,clinics%20that%20provided%20abortion%20care>” (Accessed on January 16, 2025)

—— (2004) “Reasons U.S. Women Have Abortions” (PDF). <https://www.guttmacher.org/sites/default/files/pdfs/tables/370305/3711005t3.pdf> (Accessed on January 16, 2025)

Haddad, L. B., & Nour, N. M. (2009) “Unsafe abortion: Unnecessary maternal mortality” *Reviews in Obstetrics and Gynecology*, 2(2), 122–126. <https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC2709326/> (Accessed on January 16, 2025)

KBBI Indonesia, Definisi Aborsi. <https://kbbi.web.id/aborsi> (Accessed on January 16, 2025)

Johnstons, W.R. (2025) “Historical abortion statistics, Japan” <https://www.johnstonsarchive.net/policy/abortion/ab-japan.html> (Accessed on January 16, 2025)

Manninen, B. A. (2014a). “OF WOMEN AND FETUSES: BATTLING THE FALSE DICHOTOMY.” In *Pro-life, pro-choice: Shared values in the abortion debate* (p. 68-88). <https://doi.org/10.2307/j.ctv16758p6.7> (Accessed on January 16, 2025)

—— (2014b). “THE FORGOTTEN FATHER: MEN AND ABORTION” In *Pro-life, pro-choice: Shared values in the abortion debate* (p. 160-184). <https://doi.org/10.2307/j.ctv16758p6.11> (Accessed on January 16, 2025)

National Abortion Federation (n.d.) “National abortion hotline” <https://prochoice.org/patients/naf-hotline/> (Accessed on January 16, 2025)

NHS (2024) “Risks of abortion” <https://www.nhs.uk/conditions/abortion/risks/> (Accessed on January 16, 2025)

Nikkei Asia (2021) “Asia Stream: Abortion in Asia — Beyond the taboo [Audio podcast]” *Nikkei Asia*. <https://asia.nikkei.com/Spotlight/Podcast/Asia-Stream-Abortion-in-Asia-Beyond-Taboo> (Accessed on January 16, 2025)

News-Medical (2020) “Study finds highest abortion rates in countries with legal restrictions” <https://www.news-medical.net/news/20200724/Study-finds-highest-abortion-rates-in-countries-with-legal-restrictions.aspx> (Accessed on January 16, 2025)

Northup (2018) “UN Human Rights Committee asserts that access to abortion and prevention of maternal mortality are human rights” *Center for Reproductive Rights*. <https://reproductiverights.org/un-human-rights-committee-asserts-that-access-to-abortion-and-prevention-of-maternal-mortality-are-human-rights/> (Accessed on January 16, 2025)

NPR (2022) “Abortion bans and the social safety net: How restrictions affect health outcomes” <https://www.npr.org/2022/08/18/1111344810/abortion-ban-states-social-safety-net-health-outcomes> (Accessed on January 16, 2025)

Ogino, M. (2021) “Abortion, the Eugenic Protection Law, and women’s reproductive rights in Japan” (PDF). *Atlantis*, 21(1), 71-88. (Accessed on January 16, 2025)

Onwuachi-Saunders, C., Dang, Q. P., & Murray, J. (2021) “Reproductive rights, reproductive justice: Redefining challenges to create optimal health for all women” *American Journal of Public Health*, 111(2), 211-213. <https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC9930478/> (Accessed on January 16, 2025)

Pew Research Center (2024) “What the data says about abortion in the U.S.” <https://www.pewresearch.org/short-reads/2024/03/25/what-the-data-says-about-abortion-in-the-us/#what-is-the-abortion-rate-among-women-in-the-us-how-has-it-changed-over-time> (Accessed on January 16, 2025)

Shundo, Y. (2023) “Abortion and spousal consent in Japan” *Waseda University*. <https://www.waseda.jp/foaw/icl/news-en/2023/02/02/8331/> (Accessed on January 16, 2025)

Singh, S., & Maddow-Zimet, I. (2015) “Each year, 69 million women in developing countries are treated for complications from unsafe abortion” *Guttmacher Institute*. <https://www.guttmacher.org/news-release/2015/each-year-69-million-women-developing-countries-are-treated-complications-unsafe> (Accessed on January 16, 2025)

Stevenson, A. J., Root, L., & Menken, J. (2021) “The maternal mortality consequences of losing abortion access” *The Lancet Public Health*. <https://osf.io/preprints/socarxiv/7g29k> (Accessed on January 16, 2025)

Stanford Encyclopedia of Philosophy. (n.d.) “Human rights” Stanford University. <https://plato.stanford.edu/entries/rights-human/#GeneIdeaHumaRigh> (Accessed on January 16, 2025)

Thill, B. (2021) “Fetal Pain in the First Trimester” National Library of Medicine. <https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC8935428/> (Accessed on January 16, 2025)

Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 36 Tahun 2009 tentang Kesehatan (PDF). <https://sireka.pom.go.id/requirement/UU-36-2009-Kesehatan.pdf> (Accessed on January 16, 2025)

United Nations (2021) “Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women” (PDF). <https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n21/353/89/pdf/n2135389.pdf> (Accessed on January 16, 2025)

Victoria State Department of Health (2024) “Abortion procedures-surgical” *Better Health Channel*. <https://www.betterhealth.vic.gov.au/health/healthyliving/abortion-procedures-surgical> (Accessed on January 16, 2025)

World Health Organization (2024) “Abortion” <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/abortion> (Accessed on January 16, 2025)

Yazdkhasti, M., Pourreza, A., Pirak, A., & Abdi, F. (2012) “Unintended pregnancy and its adverse social and economic consequences on health system: A narrative review article” *International Journal of Preventive Medicine*, 3(5), 230-238. <https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/26060771/> (Accessed on January 16, 2025)

林謙治 (1994) 「人工妊娠中絶の実態に関する調査」『平成 6 年度厚生省心身障害研究報告書』 (PDF) <https://www.niph.go.jp/wadai/mhlw/1994/h060805.pdf> (Accessed on January 16, 2025)

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

世界における児童労働

スモーカーマウンテンを実例に

25W0192 山田 夢夏

はじめに

世界には、学校に通えず、今日生きることによって精一杯の子どもたちがたくさんいる。私がそれを知ったのは、高校生の時だ。テレビでフィリピンのスモーキーマウンテンについて知り、幼い子どもが学校に行けずに働いている状況を見て、衝撃を受けたことを覚えている。その頃、児童労働は身近には感じず、他国での話だと思っていたが、最近「パパ活」や「立ちんぼ」など路上での売春行為を意味する言葉をニュースで目にするようになった。そこには未成年の女の子が多いと知り、児童労働は日本でも存在することに気づき、他ごとではないなと感じた。それをきっかけに改めて児童労働について考えさせられた。以上の理由から、スモーキーマウンテンを卒業論文のテーマに選び、児童労働について理解を深めていく。

第1章では、スモーキーマウンテンの歴史、ゴミ山で暮らしていた人たちの生活環境、また、現在はそこで暮らしていた人たちがどうなっているのか、を明らかにしていく。第2章では、スモーキーマウンテンが存在していたフィリピン全体の、ゴミ山以外の児童労働の状況や原因、またそれに対する国や自治体の対策や取り組みについて述べる。第3章では、フィリピンだけではなく、世界全体の児童労働はどうなっているのか、世界で児童労働が起こる原因は何か、またどのような取り組みが行われているのかを述べていく。どうして幼い子どもたちが働かなくてはならないのか。原因から政策まで、国が行なった調査、実際に足を運んだボランティアやNGO団体の資料をもとに、児童労働に対する理解を深めていく。

第1章 スモーキーマウンテン

第1節 スモーキーマウンテンの歴史

スモーキーマウンテンとは、フィリピン、マニラ市北部にあるトンド地区にかつて存在した巨大なゴミ山とその周辺のスラム街を指す。名称の由来は捨てられたあらゆるゴミが自然発火し、火が消えないことから「スモーキーマウンテン (Smokey Mountain: 煙の山)」と呼ばれるようになった。元々は漁村だったが、1954年にゴミの投棄場所となり、それ以



図1 フィリピン地図

(出典)西日本新聞

来マニラ市内の多くのゴミが運ばれるようになった。漁業ができなくなったそこに住む人たちは、代わりに仕事としてゴミの中からお金になるものを拾い集めて生計を立てるようになった。そこから次第に職が無い人々が日銭を稼ぐために集まるようになり、周囲の治安も悪化していった。1990年代前半に約3000世帯、2万1000人以上の人々がゴミを拾いながら生計を立てていた街だ [World Vision]。そこで暮らす人々にはハイエナナフォ腐肉を食べる動物を意味する「スカヴェンジャー」という差別的な呼び名もつけられた。

フィリピン政府は、ゴミの山として世界的に有名になってしまったスモーキーマウンテンが、国のイメージを損なうことを危惧し、1994年にスモーキーマウンテンへのゴミの廃棄を禁止した。ゴミ処理場を移転させ、地域の再開発政策を始めた。1995年にはスモーキーマウンテンに居住していた人々は半強制的に退去させられ、政府の用意した仮設住宅に移住していった。

閉鎖されたスモーキーマウンテンの代わりに、ゴミ処理場はケソン市北部にあるパヤタス・ダンプサイトと呼ばれる廃棄物処分場に移転された。パヤタスのゴミ処理場は、スモーキーマウンテンにちなんで、「スモーキーバレー (Smokey Valley: 煙の谷)」と呼ばれた。1960年代から始まった廃棄物の集積だが、国際的に知られるようになったのは1990年代になってからだ。そこには、1日あたり6334トン(1995年)にのぼる膨大な廃棄物が分別なしに集められ、巨大なゴミの山となった [Nemoto Travel & Tours Corp.]。そして、スモーキーマウンテンから強制退去させられ、政府の仮設住宅の家賃が払えなくなった住民たちもこちらに移住するようになった。

2000年7月10日午前8時頃、高さ約30m、幅約100mにわたってゴミの山が崩壊し、約500軒の住宅が下敷きとなった。救出作業は困難を極め、7月22日には搜索を打ち切られた。死者は234名と公式に確認されているが、実際の犠牲者は400名以上と見られる。もともとゴミの山が斜面すぎたうえに台風の雨が1週間以上降り続いたことが原因であると考えられている [Nemoto Travel & Tours Corp.]。

第2節 ゴミ山での暮らし

ゴミ山で暮らす人たちは、再生可能なゴミである、ペットボトル、プラスチック、空き缶などをゴミ山や街へ出て集め、換金して収入を得ていた。家計を助けるために未就学児や学齢期の子どもたちも学校に行かず、毎日ゴミ山に登り、換金できるゴミを探すことも珍しくなかった。一家総出でゴミを探さないと暮らしていけないからだ。一日中働いても、一家のその日の収入は約100~300ペソ(231円~783円:2024年11月レート)だ [World Vision]。ゴミ山に住む子どもたちの多くは学校に通えず、読み書き計算などを身につけられない。そのため、仕事に就くことができず、大人になってもゴミ捨て場からの生活を脱することができないのだ。

彼らはひどい環境下で働いていた。ゴミの自然発火によるダイオキシンなどの有害な化学物質の発生などが原因で生活環境が悪化する。その環境の中でゴミ拾いなどをするため、呼吸器系の疾患や皮膚病などの病気にかかる子どもたちも多く、幼児の死亡率は、2001年で約30%だった [World Vision]。ゴミを拾う際に裸足やサンダルなど軽装でゴミの山を登るため、釘な踏んだ傷から破傷風になることもある。しかし、その日の収入でその日をなんとか過ごしているため、医療に回せるお金の余裕がなく、治る傷で命を落とす人もいる。ま

た、怪我や病気で働くことができなくなると、収入がなくなり、さらに貧困に陥るのだ。

そこで暮らす人たちはいつも危険と隣り合わせの日常だった。ゴミ山には毎日、大型トラックがゴミを運んでくる。他の人よりも早く換金で切るゴミを見つけるために、トラックに近寄ったり、ゴミを下ろしている途中からゴミを拾い出したりしている人たちがいる。走行中のトラックに轢かれて死亡するなど、ゴミを拾うことは常に危険と隣り合わせだ。

第3節 変わらない生活

かつてスモーキーマウンテンがあったトンド地区は、マーケットで賑わう周りで、ホームレスや孤児があちこちにおり、スラム街だ。スモーキーマウンテンの入り口にはゴミがまだ残っており、匂いもあるが、山頂へ行くにつれ山は自然になって、緑がある。トンド地区は、何年もかけて改善され、今は野菜を育ててマーケットで販売されるようになるまでになった。約100世帯が暮らしており、狭い団地やバラック（粗末な古屋）で暮らしている人も多くいる。日銭を稼ぐために人が多く集まる場になっているため、窃盗、スリ、暴力などの犯罪が発生している。改善されているようで、根本的な貧困問題は解決されていないのが現状だ。

スモーキバレーのあるパヤタスは、ゴミなどからくる酷い匂いもなく、道も舗装されている。パヤタスの街に通じる大通り沿いには、タイヤのゴムや、鉄くず、電線などを扱う「専門店」が並んでいる。分別なしに捨てられているゴミ山からゴム屋はゴムを拾い、鉄くず屋は鉄くずを拾い、それを束ねて自分の店に並べる。客はそれを買ってリサイクルする。金物や繊維だけではなく、食べ物もリサイクルする。残飯を拾って、洗って売る店もある。現在はきちんと管理がされており、ダンプ・サイトには許可なく立ち入ることはできないようになっている。各所にゲートがあり、入場する人をチェックしているので、以前のようなスカベンジャーと呼ばれる人たちはいないのだ。ゴミから発生するメタンガスで、自家発電を行なっていて、ダンプ・サイト内の電灯や近隣の街灯などはこの自家発電装置から供給される電気でまかなっている。パヤタスにあるカトリック教会 Mother of Divine Providence Parish では、教会の中で食事を作って提供する Feeding、就学支援 Scholarship、無料診療 Medicine を協会の活動として行なっている。また、放っておけば家計を支えるためにダンプ・サイトに送られてしまう子どもに、奨学金を出して学校に行かせているのだ。

ゴミ山は、今は無くなったが、フィリピン子ども達はまだ仕事をしている。ゴミ山以外のフィリピン全体での児童労働はどうなのか、第2章で見ていく。

第2章 フィリピンの児童労働

第1節 ゴミ山以外にあるのか？

ILO（国際労働機関）138号条約（就業が認められるための最低年齢に関する条約）及びILO182号条約（最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約）を批准しているフィリピンでは、原則として15歳未満（危険労働の場合は18歳未満）の児童は就労できない。しかし、フィリピン統計局（PSA）の2011年の子どもに関する調査によると、推計で210万人の児童（5～17歳）が違法な労働を行なっていたとしている〔国際労働機関 2021：1〕。彼らの約その約95%は危険な仕事に就いている。最も児童の就労率

の高い南部タガログ地方で、46万1000人(11.5%)、中部ビサヤ地方が38万8000人(9.7%)、東部ビサヤ地方が34万9000人(8.7%)である〔独立行政法人労働政策研究・研修機構〕。そして、フィリピンのストリートチルドレンは、「定期的に帰るが、ほとんどの時間を路上で過ごす」ケースが最も多い。人が集まる都市部で商売や物乞いを行なっているため、離島や山岳地域にある家に帰ろうとすると時間がかかるからだ。2015年2月、労働教育研究機関(EILER)が発表した現状報告書によると、フィリピン各地の鉱山やプランテーションでは、子どもたちが日常的に働いていた〔Global Voices〕。プランテーションを抱える地域では、約22.5%の家庭で子どもたちが働きに出ていた。また鉱山を抱える町では約14%であった。油ヤシ農園で働く子どもたちは、地面に落ちた実の採集、果実の房の切り落とし、果房の運搬、トラックへの積み上げ、草取りなどの仕事に従事している場合が多い。一方、サトウキビ農園では、草取り、収穫、水汲み要員として働いている場合が多い。鉱山で働く子どもたちは、水汲み、岩石が入った袋の運搬、地下トンネルを支える太い丸太の積み上げ、正規の鉱山作業員たちへの使いなどとして働いている。また正規の作業員が出られない場合には、交代要員、「救援要員」ともなる。女子児童の場合には、金のすくい取り要員として働いたり、洗濯や調理などのサービスを鉱山作業員達に提供したりしている。児童たちは過酷な気象条件下での長時間労働にさらされ、基準を満たさない道具や装備を着けて厳しい労働環境下で働いている〔労働教育研究機関〕。ではなぜ子どもたちは厳しい環境下の中で働かなくてはならないのだろうか。次の節で明らかにしていく。

第2節 どうして児童労働が存在するのか

フィリピンでの児童労働の原因として、貧富の格差、家族構造の変化と教育機会の欠如や都市化の人口増加による影響などがある。

フィリピンの経済成長は進んでいるが、すべての人々に富をもたらしているわけではないのだ。子どもたちは家庭の経済的な困難から逃れるため、または家族を支えるために街頭へと出かけ、働いていることが多くなっている。

フィリピンでは、家庭環境の悪化や家族構造の変化が見られる。それがストリートチルドレン問題の一因として挙げられるのだ。経済的な理由から親が海外で働き、残された子どもたちが親戚に預けられることはめずらしくない。しかし厳しい経済状況の中、すべての子どもが懸命に働く親や親戚に育てられているわけではないのだ。大人が働かずに子どもが働かせられたり、ドラッグとお酒で苦しい現実から逃避する父親に、性的暴力を振るわれたりすることもある。このような背景から、家やストリートチルドレンになっていくのだ。

続いては、教育機関の欠如だ。世界銀行やユニセフ(国連児童基金)などが2022年に発表した報告書〔ユニセフ2022〕によると、2019年時点で、フィリピンの学習の貧困率は90.9%に達していた。日本の学習の貧困率は3.6%とされている。フィリピンの教育の一番の問題点として、教育資源の不足や中途退学が挙げられる。教室の席や教科書、学校の備品などの教育資源が具足している。過去には、生徒数が多すぎて教室に入りきらないため、4部制で授業を行なっている学校もあったことがユニセフの報告で明らかになった。4回に分けて授業を行なうことで学校教育を受けられる子どもの数は増えるが、特に同じ教員が何度も授業を担当する場合は、教育の質の低下につながる。また、文房具や制服、PTA会費など学校に通うにはさまざまな費用がかかるのだ。

急速な都市化は、ストリートチルドレン問題の深刻化に拍車をかけている。都市部では働く機会が増える一方で、住宅不足や生活費の高騰などが進んだ結果、家庭が崩壊し、子どもたちが路上生活を余儀なくされ、働いている。また、人口増加が著しく、2022年時点で約1.69%と高く、2015年から2022年までの5年間で約805万人増加した。これが教育環境の整備や公共サービスの提供を阻害し、子どもたちが学校に通うことが難しくなっているのだ。特に、学校から遠く、教育を受ける気かきが少ない地域では、ストリートチルドレンの数が増える傾向にある。

第3節 児童労働をなくしていくために

フィリピンは「1973年の最低年齢条約（第138号）」と「1999年の最悪な形態の児童労働条約（第182号）」のどちらのILO条約も批准しており、児童労働撤廃のための公式の国家計画として「フィリピンの反児童労働計画（PPACL）」が採択されている。この計画は労働・雇用省を委員長とする児童労働全国委員会（NCLC）が政府、民間セクター、労使団体、非政府組織（NGO）、国際開発機関と協働して進めてきた危険有害及び搾取的な形態の児童労働の防止、従事者の保護、引き離し、そして適当な場合には、治療と再統合に向けた努力を結集したものだ。

他にも、医療を無料化し、薬をもらえるヘルスセンターを開設したり、手続きを経ることで、大学の無償化制度を設けたりしている。社会保障制度を充実させることで、貧困の状態でも子どもを働かせることなく、高い知識を得られる教育が受けられる環境作りをしているのだ。また、ボランティアで食事を提供する炊き出しがある。収入が少なく、十分な食事を食べられていない。例えば、スモークバーレーに住む人たちは、飲食店から出たゴミから、まだ食べられそうな残飯を見つけて調理し食べる習慣（パグパグ）がある。ゴミとして投棄されているため、食中毒や下痢などを引き起こすリスクが高い。炊き出しを行うことで、安全で栄養価の高い食事を提供できるのだ。

これまでのように、貧困は教育の機会を奪う大きな原因となっていることがわかる。家庭が貧しいために学校に通えず、働く子どもたちが教育の機会を受けられるようにするためには、貧困に苦しんでいる家族への継続的な支援が必要だ。小学校での授業では、稼ぎを得るための実践的な教育を行なっている。小学校は無償の義務教育期間であり、この期間に働くための技術や能力を身につけることで、親は子どもを働かせず、学校に通わせるようになるのだ。これにより就学率も高まりつつ、将来の活かせる実用的なスキルや能力を身につけることができるので、成人後は安定した職に就くことができる可能性が高くなるのだ。

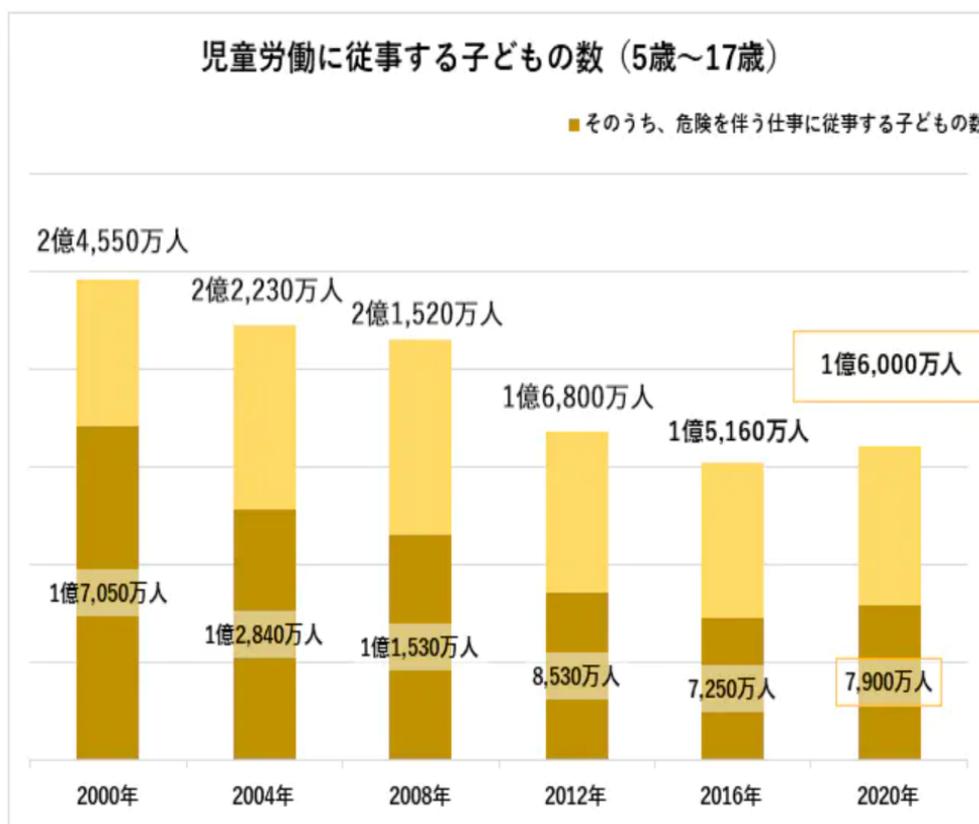
フィリピンでは、児童労働がまだ存在し、その大きな原因は貧困であることが第2章で明らかになったが、他の国ではどうなのだろうか。第3章では、世界の児童労働の現状や原因、またそれに対する取り組みを、私たちが住んでいる日本などを例に挙げながら見ていく。

第3章 世界の児童労働

第1節 どの国でも児童労働は存在するのか？

ILOとユニセフの共同調査による報告書「児童労働：2020年の世界推計、機構と今後の

課題（原題：Child Labor : Global estimates2020, trends and the road forward）」によると、2020年時点で働いている子どもたちは世界中に、約1億6000万人、世界の子どもの10人に1人近くいるとわかっている [ユニセフ/ILO]。うち女の子は6300万人、男の子は9700万人だ。図2からわかるように、2000年から減少傾向にあった。しかし、2020年は2000年代に入って初めて増加した。この背景には、コロナウイルス感染症の拡大により、開発途上国を中心に経済状況が悪化したことが大きく影響している。新型コロナウイルスのパンデミックにより、世界的なロックダウンをはじめとした経済の混乱や国家予算の収縮、学級閉鎖など、家庭を取り巻く状況の悪化が児童労働の増加につながっていると報告している。



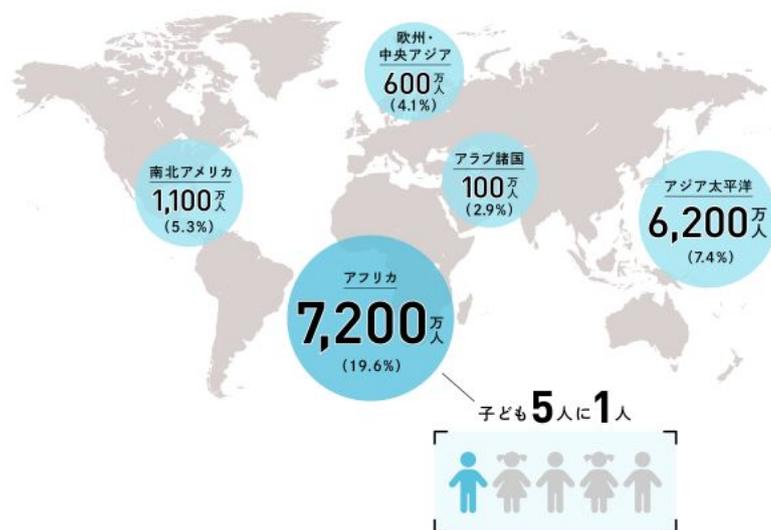
©日本ユニセフ協会

「Child Labour Global Estimates 2020, Trends and the Road Forward」 (UNICEF/ILO) p.12の表をもとに作成

図2 児童に従事する子どもの数
(出典) ユニセフ (2022)

図3にあるように、世界の児童労働はアフリカが7200万人と一番多く、子どもの5人に1人が児童労働に従事している最も深刻な地域だ。次いでアジア太平洋地域が6200万人で、この2つの地域が児童労働の90%を占めている。また、アジア太平洋地域の中では、南アジアが特に多く、児童労働者数の人口に占める割合は、ネパールとバングラデッシュが際立っている。南アメリカは1100万人となっており、メキシコやブラジルなどのラテンアメリカに集中している。

図3 世界の各地域における児童労働者数と子ども全体に占める児童労働者の割合



(出典) JICA

ILO の発表によると、世界の児童労働のうち約 70%が農業に関する仕事だとされている。大規模なプランテーションでコーヒーやカカオ、バナナ、パーム油、コットン、タバコなど先進国向けの換金作物を栽培している。次に多いのが約 19.7%のサービス業だ。飲食店や路上での物売りや家事使用人、性産業を指す。続いて約 10.3%が工業だ。工業は、金やレアメタルなどを採掘する鉱山労働をはじめ、縫製工場、レンガ作りなどの製造工場、サッカーボール縫いの仕事などだ。同じ職場でも、少年は機械操作や肉体労働、少女は長時間の単純作業に従事する傾向がある [Spaceship Earth]。

児童労働の中でも、子どもにとって危険な仕事を ILO の 182 号条約 (1999 年) では「最悪の形態の児童労働」と定めている。最悪の形態の児童労働の定義は以下のとおりだ。

- ・人身売買、徴兵を含む強制労働、債務労働などの奴隷労働
- ・売春、ポルノ製造、わいせつな演技に使用、斡旋、提供
- ・薬物の生産・取引など不正な活動に使用、斡旋、提供
- ・児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

「最悪の形態の児童労働」の中で、最多数を占めているのは、危険有害労働だ。危険有害労働とは、「児童の健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務」だ。これは、最悪の形態の児童労働の中で最多数を占めている。2020 年時点では 5 歳～17 歳で危険有害な児童労働に従事する子どもたちの数は、7900 万人に上っている。これは、児童労働に従事する子どもたちの約半数だ。

私たちが暮らす日本でも、児童労働が存在する。しかし、日本では途上国とは異なる児童労働の問題が生じている。それは、「隠れた児童労働」だ。世界に見る児童労働の多くが農林水産業であるのに対して、日本では、そのような児童労働はほとんど行なわれておらず、児童労働があるのは、サービス業での違法労働だ。売春や風俗店での性的搾取による児童労働

働が一定数あることがわかっており、これは18歳未満の危険有害労働に該当する。これは、表1からも明らかであり、児童売春・児童ポルノ禁止法や児童福祉違反などで検挙される事件が多くある。

表1 児童労働に関する法令違反

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
福祉犯の送致人員	7,846	7,622	7,376	7,137	6,919
労働基準法	(55)	(105)	(101)	(104)	(91)
児童福祉法	(417)	(369)	(418)	(398)	(400)
児童買春・児童ポルノ禁止法	(1,678)	(1,847)	(1,893)	(1,967)	(2,113)
風俗営業適正化法	(588)	(525)	(510)	(482)	(416)
出会い系サイト規制法	(443)	(357)	(338)	(275)	(229)
売春防止法	(35)	(36)	(22)	(34)	(36)
青少年保護育成条例	(2,805)	(2,571)	(2,543)	(2,454)	(2,230)
福祉犯による被害者数	7,332	6,808	6,412	6,341	6,235
男子	(2,226)	(2,146)	(1,946)	(2,006)	(1,921)
女子	(5,106)	(4,662)	(4,466)	(4,335)	(4,314)
人身取引事犯被害者数	6	5	8	14	16

(出典) 特定非営利活動法人 ACE

第2節 児童労働がなくなる理由

児童労働の原因として、貧困、差別、慣習、武力戦争や自然災害、教育機会の欠如など様々だ。

最大の原因は圧倒的に貧困にあり、アフリカやアジアという児童労働者数が多い地域に共通している事は開発途上国だということだ。親が農業などの季節労働に従事しており収入が安定しない、またその収入自体も家族全員の支出を賄えるものではない、親が病気で働けない、もしくは失業している、というような理由で家族が子どもの収入をあてにして生活しているという実態がある。また、社会的な貧困も影響している。国自体が貧しく、社会基盤が整っていないことにより、保健医療や教育などの社会サービスを受けられず、ますます生活が貧しくなってしまう場合もある。水道が通っていないため、身近にある不衛生な水を使って感染症にかかったり、病気になっても高額な治療費を払えなかったりなど悪循環だ。また、紛争などで政治が安定せず、政府が機能していないことで社会保障制度が成り立たないのは、個人で解決できることではないのだ。

教育については、親も十分な教育を受けてこなかった場合、「学校に行く意味がない」「教育を受けてもいい仕事に就けるわけがない」と、子ども＝働き手という考え方が強いことも開発途上国の家庭の特徴である。

私たちが普段手にしているスマートフォンやPCに使われている原料(コバルトや金など)にも、児童労働が関わっている可能性がある。先進国の企業が消費者へ安い商品を提供することを理由として、生産コストを下げるためにサプライチェーン(製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ)の中で直接的・間接的に児童労働を助長している

こともある。例えば、スポーツメーカーは、製品製造を委託しているアジアの工場で、児童労働や劣悪な環境下で長時間労働を容認していたことが1990年代後半に発覚した。企業が途上国を「搾取」していたということだ。そのスポーツメーカーの製品を購入する消費者も、知らず知らずのうちに児童労働を助長してしまっていたことになるのだ。

第3節 私たちに何ができるのか

児童労働は、世界的にも問題視されており、持続可能な開発目標（SDGs）の目標8でも取り上げられている。目標8のターゲットには、「強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する」と掲げられている。SDGsでも取り上げられるようになったことで、現在では多くの政策が各国で行われている。

ILOでは、国際的に児童労働の禁止・撤廃を定めるILOの国際基準として、1973年採択の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（第138号）と1999年採択の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（第182号）がある。就業の最低年齢に関する条約では、最低年齢は義務教育終了後の原則15歳としている。ただし、軽労働については、一定の条件の下に13歳以上15歳未満、危険有害業務は18歳未満禁止となっている。児童労働分野の2条約を含むこの中核的労働基準は、ILO条約の中で人権にも係る特に重要な条約として、ILO以外の国際的な場でも取り上げられるようになってきている。国連グローバルコンパクトやISO26000はその代表的な例である。また、児童労働世界会議がILOの協力のもとで開催されている。児童労働の撤廃を目指す多くの団体も、会議に参加している。また、ILOは1990年代より児童労働撤廃のための技術協力の活動も展開している。ILOの技術協力活動は2004年から2014年の間には世界の107カ国で実施されており、ILOのさまざまな技術協力プログラムの中でも最大のものになっている。ILO第182号条約は167カ国が批准しているが、児童労働の撤廃に取り組む政府や労使団体、国際機関、NGOなどの活動が活発化してきている。

おわりに

本稿では、フィリピンにかつて存在していたスモーキーマウンテンを例として、児童労働の原因や政策などを挙げ、理解を深めてきた。児童労働の大きな原因は、貧困にあり、親の稼ぎでは生活できなくなり、幼い子どもが学校に通うお金もないため、子どもが稼ぎに出かけるのだ。学校に行けずに育った子は、外の世界を知らずに大きくなり、そこで家庭を持ち、また自分の子に仕事に行かせる。悪循環になり、働く子どもは減らないため、国やNGO・NPOの支援が必要になるのだ。

SDGsの目標8に取り上げられたことにより、世界的にも児童労働は問題視されるようになった。そのため、ILOを中心として、児童労働の禁止・撤廃の国際基準、条約ができた。2000年までは減少傾向にあったが、コロナウイルスによるパンデミックで経済状況の悪化などが影響し、2020年から児童労働は増加している。しかし、各国で法律や条約成立や、自治体、関連団体の支援などがあり、児童労働に対する対応強化の流れは確実になっている

と言える。

私たちにできることはなんだろうか。まず、児童労働に対して知識を得て、理解することだ。児童労働とはなにか、どのくらいの子供が仕事に従事しているのか、どのような仕事をしているのか、そういった知識を得ることは、私たちにできることの第一歩となるのだ。そこから、NPO や NGO が行なっている募金や寄付、フェアトレード商品への購入へと繋がるのだ。海外へ行って、現地で貧困などに苦しむ人を直接助けることは難しいが、日本からでも間接的に私たちにできることはたくさんあり、児童労働を減らすことに協力することができる。その私たちの行動で、多くの人助けられるだろう。世界や国が動くだけでなく、一般市民である私たちが自分には関係ないと思わず、一步を踏み出すことが大きな意味を持つのだ。

【参考文献・インターネット資料】

Global Voices (2015) 「フィリピン：鉱山やサトウキビ農園で働く子どもたちの心が痛む写真」

<https://jp.globalvoices.org/2015/04/30/35373/>

2025年1月13日最終アクセス

Glolea Cebu 「なぜフィリピンでは児童労働が当たり前なのか？」

<https://gloleacebu.com/childlabor/>

2024年12月2日最終アクセス

Gooddo マガジン編集部 (2024) 「児童労働の解決策は？日本や世界が講じる政策を紹介」

https://gooddo.jp/magazine/poverty/child_labor/16693/

2024年12月2日最終アクセス

Nemoto Travel & Tours Corp. 「パヤタス・ダンプサイト」

http://nemototravel.com/jm/index.php?option=com_content&view=article&id=369:2011-06-08-08-26-28&catid=78:2011-05-29-16-16-46&Itemid=65

2024年12月2日最終アクセス

Spaceship Earth (2023) 「児童労働とは？世界と日本の現状、原因、解決策、私たちにできること」

<https://spaceshipearth.jp/childlabor/>

2024年12月2日最終アクセス

World Vision (2022) 「フィリピンのスモークマウンテンとは？私たちができる支援と現状」

https://www.worldvision.jp/children/poverty_34.html#d0e9d87eb78fa54e47cd213ca7606442

2025年1月14日最終アクセス

工藤律子 (2000)『家族と生きる意味：フィリピン・マニラのストリートチルドレン』JULA
出版局

厚生労働省 (2018)「東南アジア地域に見る厚生労働施策の概要と最近の動向(フィリピン)」
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t5-07.pdf>

2024年12月2日最終アクセス

国際労働機関 (2021)「【フィリピン】教育支援による児童労働の削減達成：バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の農業部門における最悪の形態の自動労働削減計画」
<https://www.ilo.org/ja/projects-and-partnerships/projects/【フィリピン】教育支援による児童労働の削減達成：バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の農業部門における最悪の形態の児童労働削減計画>

2024年12月2日最終アクセス

—— (2020)「児童労働 2020年の世界推計、動向、前途」

https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@asia/@ro-bangkok/@ilo-tokyo/documents/publication/wcms_815231.pdf

2024年12月2日最終アクセス

—— (2014)「児童労働に関するILO条約」

<https://www.ilo.org/ja/resource/児童労働に関するilo条約>

2024年12月2日最終アクセス

四ノ宮浩 (1995)「忘れられた子ども達 スカベンジャー」

デトロイトトーマツ (2024)「児童労働白書 2020 —ビジネスと児童労働—」

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/dtc/child-labour-white-paper.html>

2024年12月2日最終アクセス

特定非営利活動法人 ACE (2019)「日本にも存在する児童労働 ～その形態と事例～」

[https://acejapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/04/ACE_Report_Child_Labour_in_Japan\(J\).pdf](https://acejapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/04/ACE_Report_Child_Labour_in_Japan(J).pdf)

2025年1月13日最終アクセス

独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2003)「児童労働、やや増加」

<https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2003/03/phillipP01.html>

2025年1月13日最終アクセス

西日本新聞 (2022) 「ゴミが溢れ出してきている現在のスモーカーマウンテン」

<https://www.nishinippon.co.jp/image/496246/>

2024年12月2日最終アクセス

プラン・インターナショナル (2023) 「スモーカーマウンテンとは？フィリピンのスラム街が抱える歴史と問題」

https://www.plan-international.jp/social_issues/meaning-smokeymountain/

2024年12月2日最終アクセス

ユニセフ (2023) 「ユニセフ・世界銀行 新たな推計公表 世界の子ども6人に1人が極度の貧困 SDGs達成は困難か 国連総会を前に警鐘」

<https://www.unicef.or.jp/news/2023/0152.html>

2025年1月13日最終アクセス

—— (2022) 「子どもの保護 児童労働」

https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_act04_02.html

2025年1月13日最終アクセス

—— (不明) 「世界の子どもたち 210万人 危険な労働に＜フィリピン＞」

https://www.unicef.or.jp/children/children_now/philippines/sek_ph02.html

2024年12月2日最終アクセス

ユニセフ/ILO(2021) 「児童労働：2020年の世界推計、傾向、今後の展望」

<https://data.unicef.org/resources/child-labour-2020-global-estimates-trends-and-the-road-forward/>

2025年1月14日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際文化学科

2024 年度 卒業論文

<指導教員 佐伯奈津子>

ナチスの戦争犯罪とその後

ユダヤ人の扱いと歴史から

25W0200 吉田 圭吾

【目次】

はじめに

第1章 ホロコーストの背景

第1節 宗教的・経済的なユダヤ人敵視

第2節 人種的反セム主義

第3節 第二次世界大戦前のユダヤ人差別

第2章 ホロコーストの推移

第1節 ポーランド侵略後からソ連侵略前の迫害

第2節 独ソ戦開始からラインハルト作戦執行まで

第3節 ラインハルト作戦執行から終戦まで

第3章 戦後のドイツ

第1節 ナチスの終わりと東西ドイツの分断

第2節 ドイツの戦争賠償

第3節 生存者のその後

おわりに

参考文献・インターネット資料

はじめに

この論文は、ナチスドイツが行ってきた戦争犯罪と、戦後の補償はどのようにして行われたのかについて述べるものである。2023年にアンネフランクの家とアウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所へ行った事がある。アンネフランクの家では、アンネが住んでいた隠れ家に入ることができ、アンネの日記の本物を読めた。アンネの日記では、昼はできるだけ音をたてないように注意しながら生活をするといった、とても住みにくい事が伝わる内容が書いてあった。アウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所では、当時ユダヤ人が寝ていたとされるベッド、トイレや、収容された人が殺害されたであろうガス室や絞首台を見ることができた。このような経験から、今回の論文ではユダヤ人に焦点を置いて述べていくものとする。

今回は、そもそもなぜユダヤ人がターゲットとされてしまったのか、そしてどのようにしてホロコーストが行われるようになったのか、そして被害者に戦後どのような影響をもたらしたのかを考察する。

第1章 ホロコーストの背景

第1節 宗教的・経済的なユダヤ人敵視

第二次世界大戦中にドイツ第三帝国（ナチスドイツ）がユダヤ人に対して、迫害と大量殺戮（ホロコースト）を行ったということはよく知られている。では、なぜこのような悲惨な出来事が起きてしまったのか考えたことはあるだろうか？それを知るには、ユダヤ人の歴史を知っていく必要がある。

ユダヤ人という民族はかなり昔から迫害を受けてきた歴史がある。キリスト教に特徴づけられた中世社会（12世紀頃）において、ユダヤ人はマイノリティとして、多くの場所で隔離された居住区での生活を強いられ、加えて差別的な衣服規定や特殊なユダヤ人法によってよそ者として扱われた。キリスト教徒の子どもの儀式殺人を行ったとか、あるいは聖体を冒瀆したという非難によって、ポグロム（迫害）や追放が引き起こされたのである〔ヴァンゼー：21-22〕。

また、12世紀以降は経済生活におけるユダヤ人の特殊な地位によって、ユダヤ人敵視にさらなる動機が加わった。キリスト教徒は利子をとまなう金貸しを禁止されていたのだが、ユダヤ人は土地の所有を禁止され、手工業ギルドから排除されていたりしていたので、多くの職業が閉ざされていた。それゆえ、彼らはやむをえず金貸し業に従事したのだ。こうした社会的な周縁化を強いられた存在から、「キリスト教徒の手工業者などの苦境を食い物にするユダヤ人高利貸し」というステレオタイプが生まれてしまったのである。こうして、ユダヤ人は絶対主義の時代には宮廷ユダヤ人の姿をとった金融ユダヤグループによる支配という伝説をもたらし、それがのちにユダヤ人の世界支配という神話へとつながっていくこととなる〔ヴァンゼー：22〕。

19世紀初め以来、ドイツではゲルマン的血統とキリスト教精神は、ドイツ的な国民性の起源とされており、この求められた民族と国家の統一体からは、ユダヤ人は異物として排除されていた。だが、こうした背景にもかかわらず19世紀の経過の中で、ドイツ諸邦においてユダヤ人の法的な平等化（ユダヤ人解放）が実現することとなる。これは、啓蒙的な官僚

層と、市民層に根を下ろしていた自由主義勢力が先導した。この「解放令」はプロイセンにおけるユダヤ人を公民とし、彼らにあらゆる職業に就くことができることを約束していた。だが、1814年から15年の「反動の時代」において、諸国家のキリスト教的性格が強調され、キリスト教の洗礼を受けなければ国家官職に就くことは認められないことになった〔ヴァンゼー：22〕。

1871年に創設されたドイツ帝国憲法がようやくユダヤ人に完全な市民的同権をもたらした。たしかに、一定の職業と社会集団については相変わらず非公式な障害が存在していたが、それでもユダヤ人は法治国家を信じ、完全な受け入れに向けて動きが進むことを信じていた。そんな時に、政治的、人種的反セム主義（反ユダヤ主義）が台頭してくることとなる〔ヴァンゼー：22〕。

第2節 人種的反セム主義

19世紀以前は、身分制社会の外側にいるユダヤ人に敵視が向けられていたが、19世紀後半になると、法的に同権化されたユダヤ人に対して敵視が向けられていくようになる。その目的は、ユダヤ人解放の撤回であり、一部ではすでにドイツからのユダヤ人の追放さえもあった〔ヴァンゼー：23〕。

この19世紀以降の反ユダヤ主義は、「反セム主義」という用語で表せる。この概念は、科学的文脈、すなわち19世紀初め以来の語族の発見と研究から取り出された。多くのヨーロッパの言語は、イランやインド、アルメニアにおける諸言語との類似性を示している。そこから共通の「インド＝ゲルマン的」「インド＝ヨーロッパ的」祖語が存在すると推論された。これらの話者は自らを「アーリア人」と呼んだ。例えば、現代のペルシア語において「イラン」は「アーリア人の国」を意味している。一方、ヘブライ語に加えて、アラビア語も属する語族は「セム語族」と呼ばれる。こうした2つの語族の存在から、アーリア人種とセム人種の存在が導き出された。「アーリア的」という言葉はゲルマン人が、「セムの」という言葉はユダヤ人をしめすようになる〔ヴァンゼー：23〕。

「反セム主義」と呼ばれる概念は1870年代にドイツ人ジャーナリストのヴィルヘルム・マルによって作り出された。そして、19世紀後葉には反セム主義的に方向づけられた人種理論が生まれることとなる。それが、「ユダヤ人種の劣等性」だ。この人種理論は、後にナチスドイツの政治的台頭に大いに利用されていくこととなる〔ヴァンゼー：23〕。

第3節 第二次世界大戦前のユダヤ人差別

ヒトラーによって指導されたナチ党は、ヴァイマル初期のほかの民族主義グループとほとんど違いのない小党派であった。だが、民族主義イデオロギーの急進性や、それと結びついた人種主義的反セム主義を通じて、注目されていくこととなる。1920年代末の議会制共和国の中で、ナチ党は多数の極右組織が加わった大衆運動へと発展し、選挙でも成功したことにより、工業界からも有力な政治的手段とみられるようになった。そして、1933年1月にヒトラーは首相に任命されることとなる〔ヴァンゼー：34-36〕。

「国民的連合」政府として誕生したヒトラー・ナチ党の政権は、政権掌握とともに国会を開放し、安定的多数を得て「国民革命」政権を樹立することを目指した。そして、1933年の選挙結果では、昨年（1932年）の196議席からは大幅増の288議席を獲得するなど躍進した。だが、

投票総数の増加で総議席数が増えたことにより、過半数を獲得することはできず、課題の残る結果となってしまった。そこで、ヒトラー政権にとっては共産党や社会民主党の支持者をどのように政策支持に取り込むかを考えていくことになる [永岑：26-27]。

そして、まさにそのような課題に直面している時に起きたのが、1933年2月27日国会放火事件である。ナチ党政権はこれを「合法的革命」断行の武器として、最大限に活用した。放火犯は現場で逮捕されたオランダ人のファンデア・ルッベであった。本来は背後に黒幕がいたかなどを裁判所が調べるが、ヒトラー政権は即座に犯人を断定し、「ポリシェビキのテロ行為」と決めつけた。この出来事により、ドイツ共産党員やコミンテルンの国際共産主義の運動家などが次々に逮捕されていくこととなる。結局、その年の12月までにはナチ党以外の諸政党は全て禁止されるか解党に追い込まれていくこととなり、政権掌握することに成功したのである [永岑：27-28]。

次に、ヒトラーは国民的民族的統合に向けて動き出す。ヒトラーは、「国民的再生」「国民的解放」の必然の論理と行動を中軸に置き、それに反対する諸思想・勢力の最底辺の位置にユダヤ人を位置づけた。第一次世界大戦の敗北から克服するためには、祖国を売る仕事をした連中を排除する必要があるとしたのだ。まず初めに、国家機関からのユダヤ人の排除に動き出す。そこで使用された法律は、職業官史再建法である。この法律により、公務員が追放のターゲットとされ、その次のターゲットの弁護士と医者も差別法により追放されていくこととなる [永岑：31-33]。

だが、まだこの時社会の反ユダヤ主義、国民大衆へのユダヤ人に対する反感等の浸透はあまり進んでおらず、ナチ党にとってはどのように浸透させていくかが問題であった。突撃隊員によるユダヤ人商店襲撃の際、「ドイツ人よ、ユダヤ人から身を守れ」と扇動されても多くのドイツ人は無関心であった。だが、それと同時に、彼らは反ユダヤ主義の暴力に対して抵抗することもなかったのだ。こうした内容は、この段階ではまだナチ党政権にとっては十分な内容であった。沈黙は同意であったからである [永岑：34]。

こうした動きは、ユダヤ人の生活の中では大きな変化を見せ始めていた。突撃隊と親衛隊によるユダヤ人商人や大学教授に対するボイコット運動が様々な場所で行われ、ユダヤ人の家の窓ガラスが割られるなどの被害を受け始めたのである。また、大学に学籍登録をしていたユダヤ人学生や、教授、大学職員、大学助手などが相次いで大学を去ることになったり、企業の間でも「純ドイツ」と自称する企業が増加したりした。アーリア人は、没落したユダヤ人競争者から利益を得て、破産に追い込まれた競争者の在庫品を二束三文で競り落とした。この影響により、「非アーリア」の企業は、1939年までに例外なく「アーリア」企業に吸収されることとなる [永岑：35-37]。

これらの差別に、ユダヤ人は最初攻勢的に対応した。1933年救援と再建のためのドイツ・ユダヤ人中央委員会を設立した。この組織は、ユダヤ人共同体と外国の支援組織から資金援助を受け、全ての大きなユダヤ人組織が経済援助、福祉事業、ユダヤ人学校再建などで共に活動をし、移民希望者も支援した。具体的な活動としては、ドイツ・シオニスト（ユダヤ民族主義者）はパレスチナへの移民を推進した。これは、非同化運動として、ナチス国家の援助を受けた。もう一つの、ドイツ民族主義的ユダヤ人は35年に禁止されるまで、ドイツにおけるユダヤ人の権利を守るために活動した。だが、36年にもなるとこうした市民的抗議は全く無駄なものとなっていく [永岑：40-41]。

第2章 ホロコーストの推移

第1節 ポーランド侵攻後からソ連侵略前の迫害

第1章ではホロコーストの背景としてユダヤ人差別について概観した。第2章ではどのような段階でホロコーストが実行されたのかを見ていく。

1939年に入ると、ヒトラーはポーランドに対し、ヴェルサイユ条約で飛び地領土となったオストプロイセンへの「回廊」通過アウトバーンと鉄道連絡、ダンツィヒのドイツへの併合、そして反コミンテルン協定への参加を要求した。ポーランドを第三帝国のジュニアパートナーにし、勢力圏拡大を図ろうと考えたからである。だが、当時のポーランドはプロイセン、ロシア、オーストリアによる150年近い分割支配から解放されて独立国家を樹立してからわずか20年しかたっており、ポーランド政府はこれらの要求に同意をしなかった。そして、その年の5月の会議によって、ヒトラーはポーランド攻撃の準備を進めるように命じた〔永岑：122〕。

1939年9月1日早朝、ドイツはポーランドに対して宣戦布告なしに奇襲した。第二次世界大戦の開戦である。高度な軍備を備え迅速に進撃するドイツ軍の前に、ポーランド軍は勝ち目がなかった。そのうえ、9月17日には、独ソ不可侵条約秘密協定に基づくいわゆる第4次分割を実行すべく、東方からソ連軍が侵攻してきた。10月6日には最後のポーランド部隊が降伏したことにより、ポーランドはソ連とドイツの2カ国に分割されることとなった。そして、ドイツ占領下に入った地域には、ポーランド・ユダヤ人約330万人の3分の2が住んでいた〔永岑：125-126〕。

ポーランドを占拠したナチスドイツは、ユダヤ人住民に対して暴力を行使し始める。だが、第一のターゲットとされたのはポーランド人であった。ヒトラーがまず初めに粉砕しようと考えたのは、敵対するポーランド人の軍事的政治的抵抗であり、ポーランド国家を支える人々であったからである。こうして、ドイツ人自衛団により、ポーランド人聖職者、職人、農民、地主、医師、町人、役人、社会活動家、労働者、少年少女団員に対して虐殺行為が繰り返された。犠牲者は、ポズナン県だけで約5000人にのぼるとされている。ポーランド人も反抗を起こしたりはした。だが、そこで発生した暴力沙汰は、ドイツ側のヒステリックな報復を引き起こし何倍もの犠牲をポーランド側に与えることとなる。1939年9月3日にブロンベルクで発生した「ブロンベルクの血の日曜日」では、ドイツ系住民約300人が犠牲となったのだが、これをナチスドイツはポーランド人が5万8000の民族ドイツ人を殺害したと発表したのだ。これを受け、ドイツは報復という名目とするテロ作戦に積極的に参加した。その結果、見積もりによると3万人ものユダヤ人とポーランド人が殺害されることとなった。以上のほかにも、戦場では3万2000人のユダヤ人が戦闘行為で命を落とし、ポーランド軍のユダヤ人5万人から6万人が捕虜となり、収容所に隔離されることとなった。一方、同じ頃にソ連に占領された地域でも同じようなことが行われていた。2万人余の将校、将官、兵士などポーランド独立の精鋭ともいべき人々を殺戮したのだ。この事件をカティンの森事件という〔永岑：126-130〕。

1939年10月17日、ヒトラーは将来の東方への進撃基地として、早急に軍政地域から民政体制転換し、治安秩序を確立する必要があったため総督府の設置を決めた。総督府は、4地域（クラカウ、ルブリン、ラドム、ワルシャワ）に分割された〔永岑：133-134〕。ドイツ占領の最初の半年間は、ユダヤ人をどのように処分していくか様々な構想が入り乱れて、具

体化が試みられても挫折した。そして、同年 10 月 30 日全ユダヤ人とポーランド人合わせて約 100 万人をドイツ併合地域から総督府に追放すると予告した。その具体策として、1 か月後に第一近距離計画を策定した。この計画では、12 月 1 日から 17 日に併合地域の一部ヴァルテガウから総督府へ 8 万 7000 人以上を連れ去ることになっていた。12 月 13 日には第二近距離計画が策定され、40 年 4 月までに併合した西部ポーランド諸地域から 60 万人を追放する計画を立て、22 万人の移送を予定した。この計画は、年齢性別を問わない全ユダヤ人が対象となった。立ち退きを命じられたユダヤ人は、ほとんどの場合 24 時間以内に準備を完了しなければならなかった。旅行荷物は、可能ならば携帯を許したが、スーツケースは 1 人 1 個で衣類をつめさせた。だが、多くのものが、暖房のない貨物列車の中での輸送を生き延びることができず、40 年 1 月の移送列車で凍死者が 100 人も出た。この計画では結局、40 年 2 月 7 日から 3 月 15 日までに 4 万 2000 人を総督府に送り込むことしかできなかった。〔永岑 2022：146 - 148〕41 年 1 月には第三近距離計画を作成したが、これも 77 万 1000 人を移送する予定であったが、ほんの端緒にとどまり、3 月には追放を停止することが決まった〔永岑：152-153〕。

追放が停止となった理由として、優先案件が変わったことにある。総督府で、対ソ進軍の準備を進めることとなったからである〔永岑：153〕。この大規模移住挫折は、カリシユ県知事ユーベルヘーアにもウッチにゲッター¹の設置を決断させる理由となった。彼によると、ウッチには「今日、約 32 万人のユダヤ人」がいた（実際には 16 万人ほど）とされ、この多数のユダヤ人を 1 か所の閉鎖空間に閉じ込めることは不可能であった。そこで、ドイツのエネルギーセンター創出とフリースペースのために必要な空間からユダヤ人を「清掃」して、もっぱらユダヤ人が住んでいる町北部地区にゲッターを作ることとした。このゲッターは占領下ポーランドのすべてのゲッターの中で一番長く存在することとなる。解体は 1944 年夏であった〔永岑：156-157〕。

一方、ワルシャワではゲッター形成があまり直線的ではなかった。ポーランドの旧首都には約 40 万人ものユダヤ人が住み、ニューヨークについて世界で 2 番目に大きいユダヤ人共同体を形成していたからである。さらに、この人数は、開戦からの多数の被追放民と難民の避難場所となったので、さらに増えていた。その為、当面は都市北部の主としてユダヤ人が住む地域が、「伝染病封鎖地域」として警告標識と有事鉄線で区切られた。この時、2、3 メートルの隔離壁が作られることとなったのだが、これらの資金はユダヤ人が金を出して建設をしなければならなかった。これらの制限は次第に厳しくなっていき、1940 年 9 月 12 日にはゲッター閉鎖を決め、出入りを限られた監視下の門に限定した。このゲッターの広さは 4 平方キロでありその中に約 40 万人が詰め込まれることとなる。これは、ワルシャワの人口の 30 パーセントが都市の 2.4 パーセントの空間に押し込まれたことになり、各部屋 6 人から 7 人で生活することを強いられた。中には露天生活を余儀なくされた者もいた。当然、このようなゲッターでは食料品が足りておらず、飢餓に陥り、衰弱したユダヤ人たちに伝染病が蔓延した。飢餓で疲弊した女性や子供は、通りに倒れこみもはや歩くことができないほどに足がはれ上がり、顔も膨れてしまっていたという〔永岑：157-159〕。

¹ ヨーロッパの都市や東欧諸国で、特定の民族や人種が強制的に住まされた居住地区。

第2節 独ソ戦開始からラインハルト作戦執行まで

ソ連に対する奇襲攻撃は1941年6月22日早朝に始まった。ドイツ軍約350万人によるソ連軍約450万人の撃滅を目標とする、バルバロッサ作戦の開始であった。この、現代的武器を装備した両軍1000万近い兵士の激突は世界史上前代未聞であり、それらがもたらす人的物的破壊・犠牲は想像を絶する規模に上ることとなる。はじめの半年だけで、ドイツ軍の戦死者16万人余、負傷者57万人余、行方不明者3万3000人余となった。一方、ソ連側も380万人が捕虜になってしまうなどの大損害を受けた。これらの捕虜の中で、労働可能なものは僅か数10万人にすぎず、大部分が、餓死、または悪天候による衰弱死となった。その原因として、数か月間でソ連を制圧するというバルバロッサ作戦では、捕虜への食料品供給・宿泊などは全く考慮されていなかったことがあげられる〔永岑：176-177〕。

ソ連への進行が始まると、かねてより準備されていた「ユダヤーボルシェヴィスト」の殺害を始めていく。この任務にはアインザッツグルッペと呼ばれる部隊が就いた。彼らは、ユダヤ人の指導者層、ユダヤ人男性を主に殺害していったが、ソ連領深くに広がるに従いすべての夫人や子供を含めた全ユダヤ人共同体の殺戮へと突き進んでいった。8月から10月、テロルからユダヤ人の民族的殺戮へと決定的な一步を踏み出すこととなる。この最初の殺戮の波は、軍政下の地域やすでに民生統治下におかれていたバルト諸国、ルーマニアが占領していたウクライナのオデッサなどの地域にも押し寄せた。ドイツ侵攻から最初の半年間だけで、ドイツ占領下におかれた白ロシア、ロシア、ウクライナで50万人以上のユダヤ人が殺害された。1942年になると、ドイツ軍はスターリングラードと北コーカサスに進撃をしたのだが、ここでも約5万人のユダヤ人が犠牲となった。バルト諸国では、占領者とその現地協力者によって約23万人が殺害され、この時点で、リトアニアには約4万4000人、ラトビアには7000人が生き残っていたが、エストニアにはすでに1人もいなかった。この2カ国の生き残りのユダヤ人も1943年秋にゲットーが解体し始めると殺害されることとなる。結局、戦時中全体で、バルト諸国で少なくとも27万人、白ロシアで約50万人、ウクライナで約150万人、ロシアで約8万人のユダヤ人が犠牲となり、ベッサラビアと北ブコヴィナの10万4000人以上のユダヤ人もすべて合わせると、ソ連侵攻からソ連領内で生活していた、あるいは占領された東部地域に連行された約250万人ものユダヤ人が犠牲となった〔永岑：177-179〕。

第3節 ラインハルト作戦執行から終戦まで

当初、ヒトラーやその周りの将軍たちはソ連軍に負けることはないと考えていた。だが、ドイツ軍の「電撃戦」はすでに最初の局面で挫折することとなる。ソ連軍の抵抗はドイツ指導部の想像よりもはるかに頑強なものであり、わずか半年で、約30万人が戦死、60万人が負傷をしてしまうこととなった。したがって、キエフ占領で、包囲戦の最初の局面が終わったころには、人的予備もなく、弾薬、燃料、食料が不足した。だが、ヒトラーは冬に入る前の首都の征服に固執した。結局、ドイツ軍はソ連軍の強固な守りを突破することができずにモスクワ戦線でソ連軍に打ち破られることとなる。次第に苦しくなっていく戦況から、以前から思い描いていたユダヤ人の東方追放が難しくなっていき、ユダヤ人の処遇について再議論されることとなった。そこで、実施されることとなった作戦が、ラインハルト作戦である〔永岑：191-192〕。

この作戦は 1941 年 10 月ごろから準備が進められ、1942 年 3 月中旬から 1943 年 11 月初旬にかけて実行された。この作戦の目的は、独ソ戦の生き詰まりで本来予定していたユダヤ人の東方追放計画が実行不能になってしまった為、ポーランドなどの東ヨーロッパにあるゲットーを解体し、絶滅収容所に送り込み殺害をするというものである。この作戦のために、ベウジェツ、ソビブル、トレ布林カ強制収容所と呼ばれる 3 大絶滅収容所が建設された。この 3 つの強制収容所に移送されたユダヤ人は、全ての男女が選別や登録なしに収容所内のほかとは区切られた部分へ連れていかれた。彼らには「通過収容所」にいと説明され、体を洗うという口実のもとで、自らの衣服を脱がされ、女性は頭髪を剃られた。その後は、浴室にカモフラージュされたガス室に誘導されることとなる。人々は、エンジンの排気ガスによって 20 分以内に非常に苦しみながら窒息死していった。この 3 つの収容所で殺されたユダヤ人の数は、ベウジェツで 60 万人、ソビブルで 25 万人、トレ布林カで 97 万 4000 人ともいわれており [林：177]、わずか 1 年という短い期間と非常に狭い敷地、少ない職員によって多くのユダヤ人が殺害された。このラインハルト作戦は、ドイツの戦況悪化によってゲットーや収容所でユダヤ人の暴動が起き始めたのをきっかけに 43 年に 3 つの収容所が解体され終了した。これ以降の絶滅政策は、アウシュヴィッツ＝ビルケナウ、マイダネク、ヘウムノ強制収容所が中心となっていく。

アウシュヴィッツとマイダネク強制収容所は、もともとソ連の戦争捕虜の抑留を予定していた施設であり、この 2 つの施設のみが強制収容所と絶滅収容所を兼ねる収容所であった。その為、この 2 つの施設は訓練された親衛隊チームが指揮をし、有刺鉄線や高圧電流フェンス、監視塔によって守られていた [ヴァンゼー：223]。

マイダネク収容所は 1941 年秋にルブリン地区に建設された。はじめのうちは、戦争捕虜の収容所として使用され、30 万の人々が主としてポーランドから、さらにはそのほかのヨーロッパ諸国から移送されてきた。だが、この収容所で生き残ることができた人の数は半数を超えなかった。この収容所の囚人は飢えや体力の消耗、病気、銃殺、激しい虐待に耐えられず死んでいったのである。1942 年半ば以降は絶滅収容所として使用されていくこととなる。とりわけ、ユダヤ人は移送されるとすぐにガス室送りとなり、一酸化炭素やチクロン B によって殺された。1942 年の 10 月、女性用と子供用の収容所を増築させた。また、囚人には「ラインハルト作戦」の際に殺されたユダヤ人の所持品の仕分けや加工のための作業班に動員されることもあった。1944 年の 4 月、ソ連軍近くまで迫ってきたため収容所の閉鎖を決めた。収容所の囚人は他の強制収容所に送られることとなる。1944 年の 7 月 23 日ソ連軍によって収容所は解放されることとなった [ヴァンゼー：223]。

アウシュヴィッツ＝ビルケナウ収容所は、聞いたことがあるという人も多いのではないだろうか。この収容所は、1979 年に世界文化遺産として登録され、アンネフランクが収容された場所としても知られている。日本では負の世界遺産として有名だ。この収容所は、クラクフから西方に 60 キロ離れたオシヴェンチェムと呼ばれる場所に 40 年 5 月に建設された。収容所の敷地は他の収容所と比較してもかなり広く、ビルケナウ収容所だけでも 175 ヘクタール（東京ドーム約 37 個分）もあった。43 年の最高時には 14 万人を収容したとされている。ここでも、はじめはソ連軍捕虜やポーランド政治犯が収容されていた。だが、ユダヤ人やシンティ・ロマ用に「家族収容所」が設けられたり、女性用収容所、労働収容所が設けられたりなど、規模がだんだんと大きくなっていった。41 年の秋からはガスを使った実

験が基幹収容所の第 11 ブロックの地下室で行われた。この実験をきっかけに、42 年春にはガス室が稼働し始め、夏にはアウシュヴィッツ＝ビルケナウにおけるユダヤ人に対する民族虐殺は体系的な形をとるに至った。42 年の春以降、収容所では深刻な労働力不足に悩まされていた。そこで、ナチスドイツは囚人たちに戦争経済における労働を強制させた。特に生産施設の建設作業の耐えがたい労働条件は、多くの囚人を死に追いやる結果となる。この、囚人を強制労働に動員するもう 1 つの理由として、「労働による絶滅」という原則があった。その為、収容所に移送されたユダヤ人はまず初めに、労働が可能かどうかのふるいにかけてられることとなる。ここで、労働不可能と判断された老人、障がい者などはすぐにガス室送りとなった。労働可能と判断された者も、しばらく労働を強制された後、衰弱していったものからガス室に送られたり、餓死したりした。こうして、1945 年の 1 月 27 日にソ連軍が解放するまでの間に、アウシュヴィッツ＝ビルケナウ強制収容所だけで、100 万人以上が犠牲になったといわれている [ヴァンゼー：224]。

第 3 章 戦後のドイツ

第 1 節 ナチスの終わりと東西ドイツの分断

ナチスドイツは、1942 年から 43 年に行われたスターリングラード攻防戦での敗北から劣勢に立たされるようになり、44 年に行われたノルマンディー上陸作戦での敗北により戦争敗北が濃厚となった。最終的には、45 年のベルリンの戦いにおいてソ連軍に敗北をし、5 月 7 日に無条件降伏をした。ヒトラーは、降伏をする一週間ほど前に自身が生活していた総統地下壕の居間で愛人のエヴァ・ブラウンと共に自殺した。こうして、ナチスドイツは終わりを告げることとなる。

ドイツが無条件降伏をする 3 カ月ほど前、アメリカ・イギリス・ソ連の首脳はヤルタ会談で、フランスを加えた 4 カ国によって、戦後ドイツを分割管理するという基本方針が決定された。こうした背景により、戦後のドイツは 4 カ国の分割統治となった。だが、西側諸国では自由主義経済を基本とする経済復興を目指すのに対して、ソ連占領地域では社会主義化を目指す措置が行われたため、東西での違いが問題となっていった。47 年にアメリカがトルーマン＝ドクトリンを発表し、ソ連に対する封じ込め政策を明確し、ヨーロッパ諸国へのテコ入れを図ってマーシャル＝プランを具体化したことをきっかけに、東西冷戦は深刻なものとなっていった。48 年にはソ連がベルリン封鎖を行い、ドイツの東西分裂が事実上確定した。翌年の 49 年に、西側でドイツ連邦共和国（西ドイツ）、東側でドイツ民主共和国（東ドイツ）が成立することとなった。

第 2 節 ドイツの戦争賠償

ナチスドイツは、侵略戦争により国内外に多大な犠牲を生じさせた。その被害を補填するために、西ドイツは国家間の戦争賠償とナチ不法による補填を行っていくこととなる。このうち、戦争賠償の中心となったのは在外財産の接収、デモンタージュによる設備賠償、経常生産物賠償だった。これに対して、ナチ不法による補填とは、ナチ体制下で失われた財産の返還、ドイツの国内法に基づくナチ被害者への個人補填、ドイツと他国で結ばれた 2 国間協定に基づく支払いがその代表的なものである [石田：245]。

第一次世界大戦後にドイツに多額の戦争賠償金を課した結果、ドイツ経済が不安定化してナチの台頭を招いたという反省から、第二次世界大戦では金銭賠償ではなく実物賠償形式がとられることとなった。その中でも、在外財産の接収と処分には戦争賠償の財源確保と同時に、当該地域におけるドイツの経済的影響力を減殺させるという意味合いもあった。公有財産並びに私有財産が戦争賠償を目的として接収の対象となることは第一次世界大戦ですでに先例があったが、中立国の在外資産が接収されることはなかった。だが、第二次世界大戦後は、連合国内のみならず、中立国であるスイスやポルトガル、スウェーデン、スペインからもドイツ在外財産は接収・処分されることとなった [石田：247]。

一方、東側によるドイツ在外資産の扱いは不明な点が多い。ソ連が東ドイツから取り立てた戦争賠償は、公式には42億9200万ドルにのぼる。そのうち經常生産物による支払いが28億800万ドル、デモンタージュ設備による支払いが14億8400万ドルである。連邦議会の占領法・外交委員会は1949年に東側のドイツ在外財産の総額を1億8800万ドルと推定したが、ソ連側の公式の数値にはそれは現れてこない [石田：248]。

西側連合国の管理下に置かれたドイツ財形財産、デモンタージュ設備、商船等については、1946年のパリ賠償協定の中で定められ、連合国間賠償機関による処理に付された。1952年にはドイツ条約が、翌年にはロンドン債務協定が調印された。ここでは、戦争賠償について2つの重要な決定がなされた。1つは、戦争賠償の支払猶予だ。西側3連合国は、ドイツの戦争賠償については講和条約によって取り決められるべきだとして、デモンタージュの公式停止に同意し、經常生産物賠償については将来的にも西ドイツの「生産物に対していかなる補償請求権も行使しない」とした。翌年のロンドン債務協定では、調印した21カ国が西ドイツによる賠償支払いよりも対外債務の返済を重視することで一致し、第二次世界大戦に起因する要求に対する取り決めは、賠償問題の最終決着まで延期するものとした。もう一つが、ナチ被害者に対する補償が西ドイツに義務づけられたことである。この義務を履行するため、西ドイツは連邦補充法、連邦補償法、連邦補償法終結法などの国内法を整備していくこととなる [石田：249]。

だが、この補償法には注意すべき点があった。それは、被害者に対する補償請求に属地主義の原則がとられたことだ。つまり、この補償請求権を認められたのは、ナチ時代にドイツ帝国内に居住していたか、1952年12月31日の段階で西ドイツ国内に居住していた者だけだった。連合国内の被害者はドイツからの賠償支払いの際に考慮されるべき存在であり、国内法としての補償法の対象とはならないというのが西ドイツの見解であった。これは、戦後処理の負担を軽くすることで、西ドイツの復興を早めようと考えていたアメリカも共有していた方針である [石田：249-250]。

外国籍のナチ被害者が戦争賠償の救済措置の対象となることは、戦後初期から合意されていた。それに対し、国家間の賠償支払いの枠外での救済が初めて行われたのは、1952年のルクセンブルク協定である。これは、西ドイツとイスラエル、対独ユダヤ人補償請求会議の間で締結された。この協定は、イスラエルに対して物資とサービスを提供し、ユダヤ人のナチ被害者の救済、社会復帰、生活基盤の再建に貢献することを西ドイツに求めるものだった。ただ、イスラエルという国は旧交戦国でない以上、賠償の支払いを受けることができないという意味で、救済の対象外であったことは留意する必要がある。この、ルクセンブルク協定はあくまで例外であり、西ドイツにとって旧交戦国の国籍を持つ国外のナチ被害者を

国家間の賠償の枠外で救済するという事は、自明と考えていなかった。その為、ロンドン債務協定で西ドイツの賠償支払猶予が合意されると、本来賠償の枠内で救済されるはずであったドイツ国外の外国籍の被害者が救済される見込みが無くなるという大きな問題が生じることとなった [石田：250]。

西ドイツは、国内における補償法の制定過程で国外のナチ被害者はあくまでも戦争賠償による救済でナチ不法に対する補償による救済は国内被害者のみという立場を崩さなかった。これが、西欧諸国に居住するナチ被害者の救済をめぐる問題に発展し、連邦補償法の制定後、西ドイツは、フランスやイギリス、ベルギー、オランダなどの計 11 カ国と 2 国間協定を結ぶこととなった。この 2 国間協定は、実質的に、西ドイツが西欧諸国の要求に応じてナチ不法に対する補償における属地主義の方針を修正したものだといえる。だが、西ドイツは属地主義の原則を公式に撤回したわけではなく、外国籍の被害者に対する補償は一義的に道義的配慮ならびに政治的判断によるものだと主張を曲げなかった。その為、ドイツ占領下で抵抗運動に関与した非ユダヤ系の人々のように、西ドイツの補償法ではナチ被害者に含まれない集団の扱いが問題となった。この集団は、協定を締結した西側諸国で共通して補償金受給の対象となったが、西ドイツが明示的に合意したわけではない。これは、ドイツから支払われる補償金の各国内での分配が最終的に当該国政府の裁量に任せられたために可能となった措置だった [石田：251-252]。

1990 年 9 月 12 日のドイツ最終規定条約により、ドイツの戦争状態が正式に終了した。この条約には賠償について言及している点は存在していないが、ドイツ政府はもはや賠償問題は提起されないという立場をとっている。だが、その後もギリシャやポーランド、イタリア、イスラエルといった国々が賠償請求を求める動きも存在している。

第 3 節 生存者のその後

終戦によって収容所から解放された生存者たちであったが、彼らがどこにおいても手厚く迎えられたというわけではなかった。故郷の共同体が破壊されていたり、もともと住んでいた社会から追放されたりなど、元居た場所に戻ることができない人々も多く存在した。特に、ポーランドなどの東欧の国ではユダヤ人に対して再び反ユダヤ主義的なポグロムに遭い、他国に避難しなければならない例もあった。こうした、行き場を失った難民は、ドイツの西側占領地域や、オーストリア、イタリアなどにある難民収容所でしばらく暮らした後、アメリカや 1948 年に建国されたイスラエルに移住した。その数は、1945 年から 52 年の間で約 12 万人ともいわれている [石田：302]。

収容所の生存者は、各地で偏見や反感の中で生きていかなければならなかった。その理由として、ドイツでは収容所に入れているのは犯罪者だという戦時中に流布したイメージが残っていたことや、彼らにとって収容所の生存者は直視したくない過去を思い出させる存在でもあったからだ。この傾向は、少なくとも 20 年は続いたといえる。ソ連では、収容所から戻ってきた人はナチ協力の嫌疑を恐れて、自らの過去について沈黙を続けた。イスラエルでも、多くの生存者の存在が公にされることはなかった。その理由は、建国間もない国家のアイデンティティとしてナチに抵抗した英雄的なユダヤ人の姿が好まれ、収容所の生存者は愚か者というイメージを着せられたからである [石田：303]。

生存者は、精神症状についても悩まされた。多くの生存者が、パニック発作や悪夢、感情

のマヒ、社会的接触の拒絶などの症状が出ていた。だが、当時は外傷体験の後の持続的な精神状態についてはあまりよく知られておらず、精神的な負荷をもたらす状況が終わったら症状も回復するだろうと考えられていた。この精神的なケアについて状況が変わりだしたのは、80年代後半になってからだ。収容所からの生存者を支援するための組織的な取り組みが、ヨーロッパやイスラエルで見られるようになった。心理学者やカウンセラー、療法士などによって運営されるNPOでは、被害者本人の支援のみならず、被害者の第二世代、第三世代の抱える問題についても支援が行われた。こうした支援の背景にはホロコーストに関する関心や理解の広まりがあるだろう。また、70年代に勃発したベトナム戦争からの帰還兵が精神的後遺症に悩まされる社会問題が話題となり、トラウマやPTSDという概念が浸透したということもある〔石田：304-305〕。

おわりに

今回の調べにおいて、ユダヤ人がターゲットにされた背景には中世から続いてきた、ユダヤ人敵視が背景にあるということが明らかになり、ホロコーストの推移の中では、はじめはユダヤ人を東方に追放する計画であり、虐殺するという考えではなかったことが明らかになった。また、戦後の被害者への補償はすぐに行われたというわけではなく、戦後しばらくは苦しい生活を強いられていたということが明らかになった。

今回明らかになったことから、戦後のユダヤ人に対する補償が遅れてしまったことや、不十分であったことに驚きを隠せなかった。特に、戦後のドイツやイスラエルでも扱いは冷たいものと知り、胸が痛くなった。今でもドイツに対する訴訟は起きているので、少しでも被害者の思いが届くような結果になってほしいと考える。今回は、ユダヤ人に焦点を当てたホロコーストについて調べたが、このホロコーストの犠牲者の中にはユダヤ人のほかにも、ロマ人やソ連軍捕虜、ポーランドの政治犯など様々な人がナチスドイツの虐殺によって亡くなっている。このように、あまり知られていない犠牲者のことも世の中に知れ渡ってほしいと感じた。

【参考文献・インターネット資料】

石田勇治・川喜田敦子（2020）『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』勉誠出版

ヴァンゼー会議記念館著、山根徹也・清水雅大訳（2015）『資料を見て考えるホロコーストの歴史—ヴァンゼー会議とナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策』春風社

永岑三千輝（2022）『アウシュヴィッツへの道：ホロコーストはなぜいつからどこでどのように』春風社

林順治（2014）『ヒトラーはなぜユダヤ人を憎悪したのか』彩流社